

平成24年

かすみがうら市議会第1回定例会会議録 第1号

平成24年2月27日(月曜日)午前10時00分 開 会

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
5番	古橋智樹君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	吉藤稔君
副市長	石川眞澄君	土木部長	大川博君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	大塚隆君
市長公室長	島田昌男君	消防長	井坂沢守君
総務部長	山口勝徑君	教育部長	仲川文男君
市民部長	川島祐司君	水道事務所長	川尻芳弘君
保健福祉部長	竹村篤君	農業委員会事務局長	塚本茂君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	主任	杉田正和

議事日程第1号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 施政方針演説
- 日程第 4 議案第 1号 市長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 5 承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 議案第 2 号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 議案第 3 号 かすみがうら市東日本大震災復興まちづくり支援事業基金の設置、
管理及び処分に関する条例の制定について
- 議案第 4 号 かすみがうら市墓地等の経営許可等に関する条例の制定について
- 議案第 5 号 かすみがうら市立保育所運営事業者選考委員会条例の制定について
- 議案第 6 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定
資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定につい
て
- 議案第 10 号 かすみがうら市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 議案第 11 号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
の制定について
- 議案第 12 号 かすみがうら市敬老祝金給付条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 議案第 13 号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 14 号 かすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 議案第 15 号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について
- 議案第 16 号 かすみがうら市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 17 号 かすみがうら市庁舎建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を
廃止する条例の制定について
- 議案第 18 号 かすみがうら市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例の制定に
ついて
- 議案第 19 号 平成 23 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 8 号）
- 議案第 20 号 平成 23 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 3
号）
- 議案第 21 号 平成 23 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第
2 号）
- 議案第 22 号 平成 23 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 5
号）
- 議案第 23 号 平成 23 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算
（第 5 号）

- 議案第 24 号 平成 23 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 25 号 平成 23 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 26 号 平成 24 年度かすみがうら市一般会計予算
- 議案第 27 号 平成 24 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 28 号 平成 24 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 29 号 平成 24 年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算
- 議案第 30 号 平成 24 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 31 号 平成 24 年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
- 議案第 32 号 平成 24 年度かすみがうら市水道事業会計予算
- 議案第 33 号 市道路線の認定について

- 日程第 6 平成 23 年請願第 1 号 請願書「ハッ場ダム等水源開発の検証検討について」
- 日程第 7 議会だより編集特別委員会付託案件の調査終了の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
諸般の報告
- 日程第 3 施政方針演説
- 日程第 4 議案第 1 号 市長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 議案第 2 号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 議案第 3 号 かすみがうら市東日本大震災復興まちづくり支援事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 議案第 4 号 かすみがうら市墓地等の経営許可等に関する条例の制定について
- 議案第 5 号 かすみがうら市立保育所運営事業者選考委員会条例の制定について
- 議案第 6 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 10 号 かすみがうら市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 11 号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 12 号 かすみがうら市敬老祝金給付条例の一部を改正する条例の制定につ

いて

議案第13号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 かすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 かすみがうら市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 かすみがうら市庁舎建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について

議案第18号 かすみがうら市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例の制定について

議案第19号 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）

議案第20号 平成23年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第21号 平成23年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第22号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第5号）

議案第23号 平成23年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）

議案第24号 平成23年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第25号 平成23年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第2号）

議案第26号 平成24年度かすみがうら市一般会計予算

議案第27号 平成24年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算

議案第28号 平成24年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算

議案第29号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算

議案第30号 平成24年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算

議案第31号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計予算

議案第32号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計予算

議案第33号 市道路線の認定について

日程第 6 平成23年請願第1号 請願書「八ッ場ダム等水源開発の検証検討について」

日程第 7 議会だより編集特別委員会付託案件の調査終了の件

開 会 午前10時00分

○議長（小座野定信君）

ただいまの出席議員数は15名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

ただいまから、平成24年かすみがうら市議会第1回定例会を開催いたします。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（小座野定信君）

初めに、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、かすみがうら市議会会議規則第81条の規定により6番 小松崎誠君、7番 加固豊治君、8番 佐藤文雄君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（小座野定信君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月16日までの19日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

諸般の報告を行います。

初めに、閉会中における各委員会の開催状況については、お手元に配付いたしました委員会活動状況一覧表のとおりであります。ごらんおき願います。

次に、議長、副議長が出席した会議等については、お手元に配付いたしました各月の行事等報告書のとおりであります。

次に、2月8日、茨城県市議会議長会主催による平成23年度第2回議員研修会がつくば市において開催され、田谷文子君、山本文雄君、川村成二君の3名が参加しましたので、代表して山本文雄君から報告を求めます。

3番 山本文雄君。

[3番 山本文雄君登壇]

○3番（山本文雄君）

茨城県市議会議長会、平成23年度第2回議員研修会結果報告。

去る2月8日、私ほか2名の議員とともに、つくば市内の「オークラ・フロンティアホテルつくば」において、茨城県市議会議長会主催による、平成23年度第2回議員研修会に出席してまいりました。

筑波大学准教授の金久保利之先生を招いて、「茨城県内建物の耐震化について一東日本大震災の被害状況調査を踏まえて」という演題での講演がありましたので、その研修概要についてご報告申し上げます。

内容としては、1、阪神・淡路大震災から17年、2、地震に対する建物の設計と地震時の揺れ方、3、東日本大震災における建物の被害状況（主に茨城県内）、4、茨城県内の公共建物の耐

震化状況と今後、という4項目であり、スライドを用いながら、地震発生のメカニズム、被災状況と問題点などについて解説をいただきました。

特に、私がこの研修を通じて注目したのは、震災時における生命を守る事前対策の必要性であります。

一般に、津波は来襲までに相応の時間がありますから、対策と訓練によってある程度回避できますが、地震動による建物への被害は、時間的な余裕のない一瞬の出来事であり、このため多くの命が失われる結果となっております。

したがって、特に小中学校など教育施設の耐震化は重要なテーマとなりますが、しかしながら、茨城県内の公立小中学校の耐震化率は全国ワースト3位、旧耐震建物の耐震診断実施率は全国ワースト2位と極めてお粗末な現状にあるという指摘がありました。

このため、再び大地震の発生が予想されている現況では、市内における教育施設の耐震化と安全対策は、待ったなしの課題であり、児童生徒の命を守り、安全安心の教育環境を確保するためにも、積極的に取り組んでいかなければならない行政課題であると認識を新たにいたしました。

以上で、茨城県市議会議長会主催による平成23年度第2回議員研修会の報告といたします。

平成24年2月27日 研修派遣議員代表 山本文雄。

○議長（小座野定信君）

次に、閉会中の所管事務調査として総務委員会、文教厚生委員会、産業建設委員会の調査の経過並びに結果について、委員会の調査結果報告書が提出されておりますので、順次、委員長の報告を求めます。

初めに、総務委員会委員長 小松崎 誠君。

[総務委員会委員長 小松崎 誠君登壇]

○総務委員会委員長（小松崎 誠君）

総務委員会の閉会中における所管事務調査の協議の経過等について、ご報告いたします。

本委員会は、平成23年第4回定例会において、閉会中の所管事務調査として決定されました所管事務の調査項目につきまして、平成24年1月12日及び2月3日に委員会を開催いたしました。

協議事項としまして、1月12日の委員会においては、1、行政組織の改革についてということで、職員給与について、2、公用車の運行についてということで、市長公用車の運行等について、3、入札制度についてということで、入札結果及び年度内完成見込みについて、4、防災についてということで、放射線対策について、以上4件の調査を実施いたしました。

また、2月3日の委員会では、1、入札制度についてということで、入札制度改正のその後の経過について、指名業者選定の方法について、2、行政組織の改革について、以上2件の調査を実施いたしました。調査をするに当たりましては、執行部より担当部課長等の出席を求め、説明を聴取しながら慎重に調査を実施いたしました。

以上の協議の経過、内容については、お手元に配付させていただいている委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で、閉会中の所管事務調査に係る総務委員会委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

次いで、文教厚生委員会委員長 古橋智樹君。

[文教厚生委員会委員長 古橋智樹君登壇]

○文教厚生委員会委員長（古橋智樹君）

文教厚生委員会の調査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、平成23年第4回定例会において、閉会中の所管事務調査として決定されました調査項目について、平成24年1月20日に委員会を開催いたしました。

委員会では、調査事項として国民健康保険、介護保険及び国民年金に関する事項として、本市介護保険サービス事業所規模等の全国平均及び他市町村との比較について、及び本市介護保険会計各サービス給付費の細々節における被保険者所在等人数、件数、対象施設別等の分類検証について、以上2件について執行部より担当部課長との説明を求め、慎重に調査を行いました。

なお、調査の内容、経過につきましては、委員会会議録をごらんいただきたいと思います。

以上で、文教厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

次いで、産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

[産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

本委員会は、平成23年第4回定例会で閉会中の所管事務調査として決定した調査項目について、平成24年1月13日及び1月31日に委員会を開催いたしました。

調査をするに当たりまして、執行部より担当課長等の出席を求め、説明を聴取しながら慎重に調査を実施いたしました。

1月13日の委員会の協議事項として、（1）産業建設委員会所管に関する事項、（2）道路整備について、（3）下水道整備について、（4）農業委員会の所管に関する事項、以上4件の調査を実施しました。

（1）産業建設委員会所管に関する事項としましては、放射線対策について、放射線対策本部の説明を受け、かすみがうら市産の農水産物の現状等を調査しました。

1月31日の委員会は、1月13日の委員会に引き続き、協議事項として、下水道整備について、道路整備についての2件を調査いたしました。主な内容といたしましては、下水道整備について工事関係人を参考人として聴取し、詳細な説明を求めました。

委員会の調査経過並びに概要につきましては、お手元の会議録のとおりであります。

以上で、産業建設委員会委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

以上で閉会中の所管事務調査における委員長報告を終わります。

次に、本日までに陳情第4号 陳情書「市施設等の継続契約のお願いについて」を受理し、議会運営委員会の決定を踏まえ、お手元に配付の陳情文書表に記載のとおり、文教厚生委員会に付託しましたので、ご報告いたします。

また、本日までに陳情等3件を受理し、お手元に写しを配付しておきましたので、ごらんおきいただきたいと思います。

次に、平成23年第2回臨時会会議録並びに平成23年第4回定例会会議録をお手元に配付しておきましたので、ご活用願います。

次に、監査委員からの地方自治法第235条の2第3項の規定による、平成23年11月から平成24年1月までの例月出納検査報告書の抜粋をお手元に配付しておきました。

なお、全文は議会事務局に保管してありますので、ごらんおき願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 3 施政方針演説

○議長（小座野定信君）

日程第3、施政方針演説を行います。

市長から施政方針演説の申し出がありましたので、これを許可します。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

おはようございます。

平成24年市議会第1回定例会の開催に当たり、市政運営に対する所信の一端を表明する機会を与えられましたことに深く感謝申し上げます。

現下の経済情勢は、東日本大震災からの復興に向けた官民総力を挙げての取り組みにより、景気が持ち直しに転じたものの、欧州政府債務危機の顕在化や歴史的な円高による世界経済の減速により、総じて緩やかなものとなっております。今後、復興施策の本格化に伴う景気の回復も見込まれますが、財政健全化の取り組みである社会保障と税の一体改革の動向が、国内外に大きな影響を与えることから、国民生活においては先の見通せない状況になっています。

一方、観測史上最大規模を記録した東日本大震災は、誘発された津波により東北太平洋沿岸地域に壊滅的な被害をもたらすとともに、東京電力福島第一原子力発電所の事故など、広い範囲で大きな被害が出ております。本県においても、まだ痛ましい傷跡が残っており、一日も早い復興が待たれている状況です。

本市においては、最大震度6弱を記録し、その激しい揺れから道路や水道等のライフライン、市民の方々の家屋等、さらには千代田庁舎等の公共施設に大きな被害を受けました。幸いにして、とうとい命は守られたものの、震災直後の復旧に際しましては、行政として大きな課題を残してしまったのも事実でございます。

震災後、間もなく1年を経過いたしますが、この間、私は間髪を入れずに復旧復興の対応に力を注いでまいりました。しかしながら、放射能問題が大きな阻害要因となり、いまだ災害からの脱却には至っていないと認識しております。さらに、先般、東京大学地震研究所から、将来に向けた大地震の発生の切迫性が発表され、改めて本市千代田庁舎の危険性が危惧されるところです。この予断を許さない状況から、市民の皆様の安全性を確保するため、庁舎内の行政機能の一部移転を決意したのはご案内のとおりでございます。今後につきましては、市民の皆様や市議会のご意見を伺いながら、庁舎建設のあり方について、総合的な視点から判断したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

これらを踏まえ、平成24年度の行政運営におきましては、市民の皆様の災害に対する安心安全の確保、放射能被害に対する適切な対応、さらには地域産業等における震災からの着実な復興に

力を注いでまいりる所存でございます。

今後とも、市民参加型の行政推進を基本としてまちづくりを進めてまいりますので、一層のご支援をお願いいたします。

それでは、本市の総合計画において示した将来像「きらきら いきいき ふれあい育む豊かなめぐみ野」の実現に向けたまちづくりへの取り組みにつきまして、施策体系に沿って、基本的な考え方を申し上げます。

第1に、「自然と調和した快適なまちづくり」を目指してまいります。

昨年、施政方針の冒頭で、宮崎県の新燃岳の噴火やニュージーランドの地震災害について触れましたが、3.11の東日本大震災により改めて自然災害の恐ろしさを目の当たりにいたしました。

本市においては、合併後における旧町地区の一体化を進めてきたところではありますが、震災からの復旧経過を検証しますと、市民生活に直結する公共施設の一体化の必要性を痛感したところでもあります。浮き彫りになった防災上の弱点を早期に克服し、市民の安心安全を確保するとともに、「災害に強いまち」を目指し、さらなる復興に重きを置いた各種対策を講じてまいります。

最初に、放射能の局所的なホットスポットの存在が市民の間で危惧されていることから、平成23年度から個別の訪問測定を実施しておりますが、平成24年度においても継続実施するとともに、消費食材や給食食材に対する不安の払拭に資するよう、両地区に放射能検査機器を設置し、随時結果を公表することで不安の解消に努めてまいります。

防災機能の充実につきましては、課題である市民への情報提供と水道供給基盤の強化に着手いたします。具体的には、災害時の避難対策や救援対策となる防災行政無線の千代田地区全域への設置に向けた電波調査を行うとともに、上水道事業については、関係機関との連携を深め、霞ヶ浦浄水場と下稲吉第2浄水場を結ぶ連絡管の接続工事を実施してまいります。さらには、今後起こり得る地震などによる災害に対応すべく、市の地域防災計画を抜本的に見直してまいります。また、災害への初動体制の充実を図るため再編成を行いました消防団につきましては、詰所の整備を進めてまいります。さらに、震災に連動しての発生が危惧される住宅火災から生命を守るため、住宅用火災報知器の普及を支援してまいります。

緊急時の避難や、物資の運搬に重要な道路網の整備につきましては、国道6号千代田石岡バイパスの早期完成や、県道の整備を強く要請してまいります。また、主要道路となる五輪堂橋改修や環境センター連絡道による改良工事を継続するとともに、新たに水資源道路の歩道整備工事に着手いたします。

さらに、都市計画道路神立停車場線の整備に向けての測量調査を推進するとともに、土浦協同病院の移転整備に伴う本市からの連絡道の整備に向け、関係機関や近隣自治体との連携を図ってまいります。

次に、中心市街地の整備につきましては、本市の玄関口としてJ R神立駅西口地区土地区画整理事業を、引き続き土浦市と連携しながら進めてまいります。

公共交通の充実につきましては、市民の移動を助ける交通手段の確保と充実を図るため実施しておりますが、一部業務内容を見直し、6月からは県事業と連動した広域路線バスと従来型の乗合タクシーの運行を実施してまいります。

公共水域の水質保全等に資する施策といたしましては、茨城県森林湖沼環境税を充当する浄化

槽設置整備事業を継続するとともに、下水道施設の長寿命化計画を策定してまいります。

循環型社会の形成につきましては、国の原子力政策が再生可能エネルギーによる発電へと大きく方向転換を迫られる中、温暖化の防止や環境にやさしいまちづくりを推進するため、住宅用太陽光発電システムの設置に対し支援をしてまいります。

昨年来、懸案となっておりました石岡地方斎場組合事業につきましては、何かと市民の皆様にご心配をおかけしたところでありますが、関係3市の合意形成に至りましたので、今後はより連携を強め事業を進めてまいります。

第2に、「健やか・安心・思いやりのまちづくり」を目指してまいります。

社会保障制度の持続性の確保が、将来に向けての大きな問題となっており、現在、国を挙げて「全世代対応型」への転換を目指しての議論が展開されております。本市において、医療、介護等の給付費の伸びは顕著であり、財政逼迫の大きな要因となっていることから、この改革の動向に注目し、適切な対応を図ってまいりたいと考えております。

最初に、保健の充実につきましては、重要課題といえる少子化対策の一環として、高額な不妊治療費に対する助成を拡大してまいります。

健康増進につきましては、市民自らが健康づくりへ取り組むことが大事であり、その機会づくりや環境づくりを推進してまいります。平成23年度、あじさい館内の一部を改修し、利用者の利便性向上を図ったところですが、平成24年度においては、市内各スポーツ施設の管理の充実を図ってまいりますので、市民の皆様には健康づくりに積極的に励んでいただきたいと考えております。

介護保険につきましては、平成23年度において、国の「地域包括ケア」の考え方に沿った第5期介護保険事業計画を策定しております。数年後には、団塊の世代が高齢者となり高齢化が一層進展する状況になりますので、継続的・効果的な介護予防サービスを実施してまいります。

次代を担う子どもを持つ世代への支援につきましては、特に力を注いでまいりたいと考えております。

最初に、乳児を持つ家庭の不安や悩み等の解消に資することを目的に、訪問事業等による支援の充実やチャイルドシートの貸付枠の拡大を図ってまいります。

社会生活の多様化に伴う保育ニーズへの対応といたしましては、特別保育など保育サービスのさらなる充実に努める一方で、補助金や民間資本などを活用した公立保育所の民営化を具体的に推進してまいります。また、現政権下で検討されている幼保一元化を推進する「子ども・子育て新システム」につきまして、その動向に注視しながら速やかに対応に努めてまいります。

次に、子どもを持つ世帯の負担の軽減の観点からは、私立幼稚園就園児の保護者への助成を拡充するとともに、中学生までの医療費無料化を本年10月から実施したいと考えております。

そのほか、子育てを社会全体で支える子ども手当・子どものための手当の支給、ひとり親家庭の生活の安定に寄与する児童扶養手当の支給については、その適切な執行に努めてまいります。また、虐待等の社会問題への対応としてハートフル相談員を継続配置するとともに、仕事と子育ての両立支援としての放課後児童クラブについては、内容の充実に努めてまいります。

次に、地域福祉の推進につきましては、地域住民や関係諸団体の意見を聞きながら、自主的・主体的な活動による新たな地域づくりの輪が広がることを主眼とする第2期地域福祉計画を策定

してまいります。

第3に、「豊かな学びと創造のまちづくり」を目指してまいります。

本市は、歴史遺産に恵まれており、その貴重な地域文化を生涯にわたって学びながら、郷土愛を育むことが、まちづくりの原点であると考えております。

最初に、学校教育につきましては、本市の将来を担う子どもたちが安心して勉学に励めるよう、引き続き学校施設の安全性の確保と教育環境の充実に努めてまいります。施設整備については、下稲吉小学校と下稲吉東小学校に加え、新たに美並小学校についても耐震補強や大規模改造工事を年次計画に沿って進めてまいります。

小中学校の適正規模と配置の問題につきましては、市学区審議会の慎重審議の結果、1月に答申をいただいたところでございます。今後は、答申に沿って市内小中学校の統廃合に向けた具体的な計画を策定したいと考えておりますが、まずは、保護者及び地域住民の方々との合意形成に向け十分な説明に努めてまいります。

次に、教育内容の充実ににつきましては、平成24年度から中学教育において新学習指導要領に基づく「生きる力を育む」という理念のもとで思考力、判断力、表現力などの育成を重視した教育が行われます。家庭のみならず、地域社会全体で子どもの教育に取り組めるよう、新たに学校生活相談員を配置するなど、その環境づくりを図ってまいります。また、情報化や国際化など新しい時代に対応した教育の視点から、ALTやICTなどの専門知識を有する人材の配置を継続してまいります。

生涯学習の中核となる図書館につきましては、引き続き蔵書の充実に努めるとともに、利用者の利便性向上を図るために図書資料のIC化を導入してまいります。

スポーツの振興につきましては、市を象徴する霞ヶ浦の魅力を引き出すマリンスポーツとしてカヌーを推奨し、団体による運営を視野に入れながら、その振興に取り組んでまいります。また、生涯スポーツに取り組む市民の拡大を図るため、第1常陸野公園野球場やわかぐり運動公園内施設の改修を実施してまいります。

地域文化につきましては、地域の財産である豊富な文化財等を後世に伝承することが我々の務めと認識しております。このため、国指定の文化財である椎名家住宅につきましては、一部修理等の保存対策を講じてまいります。また、昨年、市民学芸員が育成され組織化されたことは、非常に喜ばしいことであり、今後は連携を図りながら文化の継承に努めてまいります。

第4に、「活力ある産業を育てるまちづくり」を目指してまいります。

放射性物質の飛散による本市への影響は、基幹産業となる農林水産業を初め、観光、商工業の分野でも、終息が見えない甚大な被害となっています。このため、平成24年度においては、産業の確かな再生に向けて、関係者の皆様と連携を図りながら取り組みを講じてまいります。

最初に、原子力発電所の事故を起因とした風評被害等によって、本市の農産物生産農家は大きな被害をこうむっています。昨年来、損害賠償の請求手続の支援等を行っておりますが、引き続き農家収入に不利益が生じないよう努めてまいります。

また、本年4月からは、食品に含まれる放射性物質の基準値の見直しが行われることから、地元産の農作物の安全を確保する視点に立ち、生産者の希望に応じて放射能を検査する体制を整えてまいります。

一方、放射性物質が検出されたことで、狩猟に対する敬遠が指摘されているイノシシ等の有害鳥獣対策につきましては、農作物への被害増大が懸念されております。このため、わな免許取得講習費等助成による資格者の確保と、わなの設置増による被害の低減に努めてまいります。

生産調整の達成に向けては、平成23年度から本格化した戸別所得補償制度に相まって、水田の保全を図る観点から飼料用米の作付けを推奨してまいります。さらに、農地保全の重要性や農業用排水施設の長寿命化を考慮し、新たに3地域を加えた6つの地域で「農地・水・環境保全向上対策」を実施してまいります。

本市の森林資源につきましては、災害の防止など、身近で貴重な財産ですが、高齢化が進行する中で所有者の負担にゆだねるだけでは荒廃が防げない状況です。このため、ここ数年来、身近なみどり整備推進事業を進めてまいりましたが、防犯対策や不法投棄対策に有効となるなど多方面にわたる効果も認められることから、引き続き茨城県森林湖沼環境税の充当事業として推進してまいります。

水産振興につきましては、水産資源の回復対策として、わかさぎふ化放流事業への助成、外来魚であるブルーギル等の除去助成を実施するとともに、消費拡大策として水産加工特産品キャンペーンを支援してまいります。また、漁業及び農業基盤施設の整備としまして、高加津舟溜樋門の修繕を実施してまいります。

商工業の振興につきましては、さまざまな観点から積極的な企業誘致を進めたいと考えております。震災の影響もあり、県内への引き合いが下がっているところがございますが、本市の固定資産税特例や立地促進助成、さらには促進融資利子補給等の優遇措置などの情報を広く発信してまいります。

雇用対策につきましては、震災等緊急雇用対応事業等を財源とする事業に市の単独事業分を加えることで、総数で50人以上、事業費で約9000万円規模の雇用創出を予算計上しているところであります。

次に、観光の振興につきましては、震災後において商工会青年部の皆さんを初め多くの方々がさまざまな場面で活発な活動を展開しており、その行動力は復興に当たっての原動力となっております。本年正月に開催された「お城市」と称した自主イベントには、多くの方々が来場されたと聞いております。今後のさらなる発展を期待するとともに、市としても連携を強化してまいります。

また、新たに健康ニーズをとらえたスポーツ観光の推進として、歩崎公園近郊を舞台としたサイクリングイベントを開催し、本市の魅力を広くPRするとともに、あゆみ祭りを第25回の記念大会とするなど、既存イベントのさらなる充実を図ってまいります。

かすみがうらブランドとして推奨している「湖山の宝」普及推進につきましては、消費拡大に向けて事業者の情報発信力の強化を支援してまいります。

第5に、「みんなでつくる連携と協働のまちづくり」を目指してまいります。

未曾有の災害となってしまった東日本大震災の経験を教訓として、地域コミュニティー活動の強化、市民活動団体との連携強化を推し進めてまいります。

最初に、コミュニティー活動の拠点となる地域集会施設の整備につきましては、行政区からの要望にこたえるため、4カ所の集会施設の改修整備を支援してまいります。

協働のまちづくりの推進につきましては、各種団体の活動域が広がりを見せており、今後は一層の連携を図るとともに、市民参加の機会拡充に努めてまいります。また、震災後には、ふるさと大使を初め多くの方々の支援をいただき、人のきずなの大切さを再認識したところであり、今後も、たくさんの方々ときずなを結びながら交流の拡充に努めてまいります。

男女共同参画社会づくりにつきましては、実感できる社会の実現を目指し、セミナーの開催など関連事業の充実に努めてまいります。

次に、広聴広報活動の充実ににつきましては、公平性の視点から広報紙などにより、わかりやすく情報を提供するとともに市民意向の把握を基本といたしておりますが、情報化時代のニーズに沿った媒体の導入についても随時検討してまいります。

行政運営につきましては、財政運営に危機感を持ちながら、効率的・効果的、かつ開かれた行政を目指しているところでございます。これまで、固定化、聖域化の見られた各種補助金や事務事業を市民目線で見直し、時代ニーズの高い事業へと振りかえてまいりました。平成24年度においては、公募型補助金制度の新たな導入や事業仕分けの継続実施をとおして、事業の必要性をさらに精査してまいります。

行政改革の推進につきましては、公約を果たすべく職員総人件費の削減に取り組んでおりますが、一方で、これまでの新規採用の見送りによる支障が生じないよう民間委託などへの転換を進めてまいります。さらに、行政組織の合理化、待遇等の職員研修の充実、職員の昇格試験の実施等をとおして市役所内の意識改革にも努めてまいります。

平成24年度から平成28年度までの5年間を計画期間とする総合計画後期基本計画には、積極的な展開を図る重点プロジェクトとともに、施策においても5年後の目標を掲げており、効果的、効率的なまちづくりを進めるために、適正な進行管理をしてまいります。

最後に、ただいま申し上げてまいりました、まちづくりを実現するための平成24年度予算の概要をご説明申し上げます。

一般会計予算の総額は151億6000万円で、平成23年度予算と比較して1億1000万円、0.7%の増と、ほぼ同水準となっています。

歳入につきましては、市税において、計上率を決算ベースで見直し、固定資産税の減が見込まれるものの、個人・法人とともに市民税の伸びが見込めることなどにより、市税全体では1億9079万5000円、4%の増となる見込みです。しかしながら、地方交付税については2.7%の伸びを見込むものの、臨時財政対策債や地方譲与税、各種交付金が減となるなど、厳しい状況は続いています。

このため、職員給与の引き下げや人員削減等により人件費の削減に取り組むとともに、財政規律に十分留意しながら、被災市町村に係る合併特例債の期間延長を踏まえた合併特例債活用事業の拡大等により、財源の確保に努めてまいります。

特別会計につきましては、5会計合わせて98億6510万円で、3億8590万円、4.1%の増となっております。

一般会計、特別会計合わせて、総額250億2510万円となり、同じく4億9590万円、2%の増となっています。

企業会計である水道事業会計につきましては、収益的収支では、平成23年度予算と比較して、

収入は705万1000円、0.7%の減、支出は1326万6000円、同じく1.3%の減となります。資本的収支では、収入は同じく2億4408万4000円の増、支出額は同じく1億2358万5000円、23.4%の増となっています。

以上、平成24年度の行政運営の基本的な考えを申し上げました。

議員各位、並びに市民の皆様のご理解とご支援を心からお願い申し上げ、新年度の施政方針といたします。

○議長（小座野定信君）

以上で、市長の施政方針演説を終わります。

お諮りいたします。

施政方針に対する質疑は、会期第5日目の3月2日に行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時40分

再 開 午前10時49分

[山内庄兵衛議員 入場]

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

日程第 4 議案第1号 市長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小座野定信君）

日程第4、議案第1号 市長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第1号 市長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回のことを踏まえ、私自身に対する自戒の意味を込めまして、3月から5月までの3カ月間の給料について、10分の10を減額するものであります。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

質疑通告がありますので、通告順に発言を許します。

初めに、8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

自戒の意味を含め3カ月の1割の給与削減ということですが、今回の自戒というのは、新盆回りで公選法違反というふうに指摘されて書類送検される。結果的に不起訴になったという経過のことをいうのかどうか、その内容についてももう一回確認をさせていただきたい。その特例の制定に至った経緯、それについてもご説明をもう一度していただきたいと思います。

それと、今言った3カ月の期間、それから1割という削減率でございますが、これについては何らかの根拠があるのか、それとも何かの例に倣ったのか、それについてお答えをお願いします。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

佐藤議員のご質問にお答えいたします。

佐藤議員のおっしゃるとおり、第1点目につきましては、昨年8月の私の新盆回りに対する司法当局の結論が出ましたので、それを受けて自戒の意味を込めて実施するものでございます。

また、削減する額と期間でございますが、前例と必ずしも全部が同じような状況ではないんですが、私なりに自分で反省をいたしまして、この金額を提示させていただいたところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

削減の率なんですけれども、既に市長は5割削減をしております。ただ、今回の事態は大きな問題として、本来であれば、かなり厳しい判定が下される危険性もあったわけでありまして。実は、前坪井市長がインドの湖沼会議で議員に土産を贈ったという問題で、これも3カ月だったんですけれども、3割の削減があったというふうに私は記憶しているんですが、これについて、その1割というのはどうなんでしょう。これは、1割という判断は、やはり既に5割自分が削減しているということから、1割にしたということでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

坪井前市長が前回、平成20年の時だったんですが、減額した期間は平成20年1月から3月まで3カ月分、20%と聞いております。坪井前市長の場合は、あまり慣例にはないようなお土産を配ったということなので、そういった判断を坪井前市長はされたのかなと思います。私もこの率と期間等につきましては、ほかにもちょっと調べてみまして、平成16年当時に、郡司豊廣、当時霞ヶ浦町長でございましたが、やはり新盆の際の不祥事がありまして、その際には3か月分、10%というふう聞いております。また、坪井前市長と同様でありまして、同様というか選挙の当選した時に、小美玉市長が自分が当選した時に、お礼参りみたいな形でお酒を配ったことがあり

ました。それが平成19年でございますが、その時は3カ月分、10%と聞いております。そういった例を見ながら、私も世間並みに必ずしも多額のことをやるのが、そういう前例をつくるのが必ずしもよくはないと、かといって、あまり少ないのもこれもまたよくないのではないかと。そういうことから、10%、3カ月ということを決めさせていただきました。提案をさせていただいておまして、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

次に、5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

それでは、私からもこの議案第1号につきまして質問をさせていただきます。

まず1点目、起訴猶予ということで、宮嶋市長は検察当局から言い渡されたわけではございますが、先ほど来、ほかの前市長、ほかの市長さん等のお話が出ておりますけれども、起訴猶予までには至ったのでしょうかというところが非常に私としても、市長が今回提案する上で、よく踏まえていただきたかったなと感じるしだいです。その起訴猶予の償いとして、月1割が3万8950円ということによろしいのでしょうか。7万5000円ではございませんよね。この減額を3カ月分では、これまでの職員に対する懲戒免職と比べ、極めて甘いと言わざるを得ないと存じますが、何を根拠にこの程度に償いとしたのか改めてお伺いします。

2点目、市民への償いということです。宮嶋市長をさきの市長選挙で支持しなかった市民、場合によっては、もう既に支持していない市民としてこの程度のけじめでは納得いかない方が多数いらっしゃると思いますが、住民投票条例で問う相当の意思があるのかお伺いします。

さきの庁舎の一件に関しては、既にマスコミへ住民投票を用いたいということまで意思はおありのようですので、お伺いするものです。

さらには、庁舎の住民投票については、近く行われるであろう衆議院、参議院選挙にあわせて住民投票を行えば、経費は安くできるというお考えもお示しのようなのですが、この際に、市長の職を辞して真意を問う意思があるのかお伺いいたします。

3つ目に、事務的損失をお伺いします。この減額条例の総額に比べ、市長がこの書類送検に至るまでの取り調べの公用車使用や運転手、さらには庁舎に不在であった時間の事務的損失についてどこまで数字を求められているのかお伺いいたします。

最後に、市の対外的損失を市長はどこまで実感されているのかということでお尋ねします。この減額条例と比べ、市長の書類送検、起訴猶予に係る対外的信用損失はどの程度にお考えなのか、まずはお尋ねいたします。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まず、第1点であります。月3万8950円と今おっしゃったようではありますが、私はあまり金額がいくらであるかという意識はないのでありますが、多分、古橋議員がそうやって調べたのであれば、多分その金額が正しいかなとは思いますが。金額が少ないのは、元金が少ないから少ない

のでありまして、これは率的に多いとか少ないということであれば、率的な話は先ほど佐藤議員にお話ししたとおり、自戒の意味を込めて10%と、こういうことでやらせていただきました。金額の少ないのはご勘弁願いたいと思います。

それと第2点、住民投票条例と申しましたが、住民投票条例は、今かすみがうら市はないわけでありまして、いわゆる住民投票で問う意思があるかどうかのお尋ねでございますが、これは、私のほうからこの件につきまして、住民投票にかけるということとはございません。そういった先例もないと思います。庁舎問題と絡めてのご質問でございますが、全然問題の質が違ふと私は思います。

また、3番目の事務的損失であります。私は事務屋ではございませんで、いわゆる政治家でございまして、政治家としてこれは問われている問題でございまして、その責任を明らかにするためにこういった措置をお願いをしているわけでございます。トータル、私は1時間くらい働いている身ではございませんで、全然政治家としての使命感でだけやっております。給料をいくらもらうとか、そういうことを目的に働いているわけでは全然ありません。使命感のみで働いておりますので、そういったことは計算もしたこともございませんで、それがいくらについているかなんていうことは思いもめぐらしたこともございませんで、そういうことではございませんで。

それと、市の対外的損失でございまして、これはいわゆるイメージ的なもので、かすみがうら市長はちょっと不始末をしでかしたなというイメージ的なものではマイナスがあったかと、そういう反省をいたしております。金額的にいくら損失を及ぼしたかと、そういうご質問でございませんですれば、ちょっとそれは私もわからないと、不明であるとしか申し上げようがございませんで。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

再質問いたします。

2つ目の市長の職を辞して真意を問う意思があるのかということでは答弁がいただけませんでしたので、まずこの点をお尋ねします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

いわゆる住民投票でこの問題をやるということは、私が市長職として適切かどうかということでは住民投票で問うというご質問だと思っておりますが、それには先ほどお答えしたとおり、そういう意思は全然この件についてはありません。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私のこの2点目は、ちょっと解釈が、市長、大分消極的なんですけれども、これまで庁舎問題では、議会との相談の中で進めて行くということをおきながら、軽々しくマスコミのほうに自分の考えを一方向的に書かせる、こういう信用を失うようなことをされている。この形

と非常に乖離があるんですよ。実際、私でさえ、ほかの皆さんでさえ住民投票で市長のこの処分がいいかどうかなんて聞くわけないですよ。市長が、先ほど冒頭で自戒の意思を含めてということでおっしゃっている割には、非常に私は軽いと思います。さらには、退職金は含まないというような形になっているんですけども、この退職金は含まないというのはどなたが判断されたんですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まず、庁舎の問題につきまして、私がマスコミに発表したということですが、記者会見の時に話したわけですが、最終的には住民投票で決めたいということは、庁舎問題等の準備会が古橋議員が出席していたかどうか、ちょっと記憶はありませんが、議会側と話し合いをしました時にも申し上げております。多分、全協でも私は記録はとっておりませんが、その前にそのことを話し合った、準備会議の問題を話し合った全協でも、多分最終的には住民投票で決めたい方がいいのではないかというお話は申し上げておいたと思いますので、その延長で申し上げただけでございます。今でも、最終的には統一庁舎であるとか、そういう話になりました場合は、分庁舎あるいはそっくりここを分庁舎から別なところへ移転するというような話でありますれば、住民投票を経るのが当然だと思います。それとこの問題は全然次元が違う問題であると、こういうふうに思います。

もう一点は、何でしたっけ、退職金。私は、自分の給料に関しては、ちょっとそういうところ全然計算しておりませんで、この給料が退職金に影響するのかどうかは全然音痴でございまして、これは事務方から答弁させたいと思います。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山口勝徑君。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時09分

再 開 午前11時12分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

答弁を求めます。

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

古橋議員さんのただいまのご質問にお答え申し上げたいと思います。

市長は、現在給与の50%削減というようなことで、任期中ということございまして、今回の3カ月ということでございますので、期間も短いというように退職金のほうへの影響を外したというようにございまして、ご理解をお願いしたいと思います。

いわゆる期間が3カ月というようにございまして、退職金に影響させないというよう

なことで、条例を提案させていただいております。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

今のお二人の答弁を整理しますと、市長は退職金をつけるかどうかということに関しては判断していない、で総務部長が判断したということですね。

では、さらにお伺いしますけれども、それは先例か何かの形があって、同程度の起訴猶予みたいな形があって、他市町村を例にお決めになったということですか。お尋ねします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

3カ月、10%というのは、退職金に影響するかどうかは事務的な問題であります。基本的に人に相談して決めたとかそういうことではありませんで、データを一応、前例を、さっき言った坪井前市長それから郡司前町長、小美玉市長とその一件、あと助川市長も昔あったんですが、助川市長までは調べなかったんです。そういったところを、ざっと報告を聞いて10%の3カ月でいだろうと、そういう大まかな感覚でやったものであります。ぜひ、お認めいただきたいと思えます。否決されれば、これはしょうがないわけではありますが、よろしく願いいたします。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

市長。市長の給料は、75万程度の形が基本給ではありません。もう初めから、50%形を差し引いた形が基本給ということで、よく自戒の意味を含めて考えていただくべきだったと私は申し上げたい。

それから、1つ目の質問によくご答弁いただけなかったんですが、これまで宮嶋市長が就任してから、職員は懲戒免職ということまで至った方もいます。その中では、非常に子どももまだ学費などもかかるという、そのぐらいの方だったかなと私は想像しておりますけれども、そういうものを配慮することも私は市長の役目だと思いますし、その自戒という心があるのならば、そういう恩赦的な意味合いも考えるべきだったと私は思います。市長は、もう既にお子さん方も、事業のほうも皆さんご家族のほうに譲られて、市長に専念しているわけですから、もっとけじめを大きく、対外的にもお知らせすべきだったというふうに私は思う次第であります。

それから、事務的損失。私これ通告したように、市長は勘定しなかったかもしれませんが、市長公室長、こちらについてはどこまで勘定してあるんですか。お尋ねいたします。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

ただいま、古橋議員の質問でございますけれども、市長も非常勤の特別職ということで、議員さんも同じと思うのですが、そういった中で、非常に算出については難しいという中で、損失という数字は出しておりません。

以上です。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

（議長「静粛に願います。」と呼ぶ）

○5番（古橋智樹君）

計算できないんだったら、私が秘書課から全部日誌、総務委員会で以前いろいろお調べになったことありますけれども、また私が改めてこんなことに時間を費やしたくないですけども、預かってどの程度の損失があったかということを求めようと思えば求められるんですよ。それを、これだけ、さきに通告しておいて答えられない。これは市長が島田市長公室長に、秘書課に、こんなもの勘定するんじゃないというふうに指示したんですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まず、公室長の答弁の中で、非常勤特別職ということがありましたが、常勤特別職の間違いだと思います。それと、常勤特別職ではありますが、いわゆる事務屋ではございませんで、政治家でございまして、365日、24時間この職にあるわけでありまして、その職務の職責はいつどういう形で責任が生ずるかわかりません。そういうことから、金額的にカウントするようなものではないということで、これを金額でカウントしても、そうなってくると、いちいち例えば普通の人がいわゆる勤務時間外の夜8時、9時に公務で懇親会等に出てる、あるいはほかの政治家と話をする、そういったことまで、じゃ私はいくらの残業分をやっているのかなという話になりますから、そういうことは、政治家にとっては全くナンセンスでありまして、そういうものを最初からカウントするなんていうのはもう全然指示もしてございません。また、積算もできないものだと思います。トータルで私がいただいている報酬月額がこういうもので、ボーナスを含めると年間こうなるよと。そういうことで、それから給料分だけ10%、3カ月削減するよと、こういうことでご理解を賜りたいと思います。それで、どうしてもご不満であると納得いただけないということであれば、これはしょうがないと思います。それ以上のことはございません。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

市長にいくらお尋ねしても、私にとっては、もう自戒の意味があるというふうには感じられない答弁です。

2つ目の中で、市長の職を辞して真意を問う意思があるのかということで、非常に遠巻きな答弁しかありませんでしたけれども、市長の職を辞して問う意思相当は、特段ないということでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

さっき、明確に申し上げたと思いますが、それは全く次元の違う話でありますから、全くござ

いません。

○議長（小座野定信君）

古橋議員。

そろそろまとめてください。

○5番（古橋智樹君）

同じ起訴猶予相当で、全国の首長の中には、けじめとして辞職された方も先例としてあります。

それから、公用車の使用と運転手を使ったということは、市長が24時間動いていることとは別に明確にカウントできると、私はこの場をお借りしてお伝えさせていただきます。

以上で、私の質問は終わります。

○議長（小座野定信君）

以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

本案につきましては、現在市長は旧出島村長を務めるなど政治に深く関与しており、違法との認識はなかったと主張するのは、納得しがたく意図的である、との理由により起訴猶予を不服として平成24年1月12日に市民より水戸検察審査会に審査を申し立てたとの報道がなされております。片や、市長は、議会に対しても法律解釈が甘かったため申しわけなかったと弁明しております。

そこで伺いますが、なぜ、再三議会に弁明しているにも関わらず、もっと早く提案しなかったのか伺います。また、なぜこの時期なのかその理由を伺います。さらに、ここで提案しようとしたのは、市長自らの意思なのか、それとも誰かの助言によって提案したものなのか伺います。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

この時期までなぜ待ったのか、あるいはなぜこの時期に出すのか、もっと先送りしないのかというのは、この司法判断に対して、まだ最終的に検察審査会が開かれたかどうかというのは私は全然わからないんでありますが、一応私も検察庁からこのことを聞いたんじゃないんで、新聞報道で知っているだけでありまして、検察庁に確かめたことはないんです。新聞報道で起訴猶予になって、そのまま検察からも何にも呼び出しがないものですから、多分、慣行的なものであるから起訴猶予にしてくれたんだろうと思いますが、そういったことが水戸地検から報道機関に発表があったということで、多分それが司法機関の判断なのだろうと思います。それが一たん出たものでありますから、直近の議会、今議会の初日をお願いをしているところでございます。

この検察審査会が、今後どうなるかについては、私も全然情報がありません。あえてこちらからも聞いてもおりません。検察審査会で審議の結果、重大犯罪であるということで起訴され有罪になるという事態になれば、これは自動的に私の意思には関係なく公選法違反ということで職を

辞することになります。これはまだ、全然私は情報がありませんので、それは考慮しておりませんので、先般のマスコミ報道を受けてそうなんだろうといことで、今回出させていただいたわけでございます。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

今の質問の中で、これが市長の自らの意思なのか、誰かの助言があったのかというのをお答えいただいているんです。

それと合わせて、市長が再三にわたって違法との認識がなかったとの発言が多々ありました。また、今回の起訴猶予となったことを考えましたら、いっそのこと提案する必要はないんじゃないかと思うんですけれども、市長はいかが考えているんでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まず、誰かの助言があったかどうかについてですが、これは全くありませんで、秘書課長にこういう措置を、3カ月、10%でやりたいんだが、ちょっと資料をとってくれという、こういう同じような条件であるというのは、実は事前に聞いておりましたので、今回再確認の意味で秘書課長に命じまして正確な前例を調べてくれと、それで確認した上、自ら出したものでございます。

違法性の認識が当初なかったんだから、本条例案をあえて出す必要がないんじゃないかというお話でありすが、もちろん私は長年慣行的にやっていたというそのことで、違法性の認識は当時ではなかったわけでありすが、自分で回れば問題がないという認識でおりましたので、当時ではなかったのでありますが、結果的にそれは誤った法認識であるということでありましたから、それは後になってわかったことではありますが、それは政治家としてはやっぱりうかつだったなと、そういう自戒の意味を込めて今回お願いをするものでございます。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

今も反省しているというお話だったんですけれども、そんなに反省している自戒の念があるのでしたら、この提案を3カ月といわずに、市長が言うその反省の重みというのは3カ月程度なのかという、そういう判断の下に提案しているということになりますけれども、再度聞きますけれども、前の方も聞きましたけれども、どのような理由によって3カ月としたのか。また、例えば、本当に反省しているならば、6カ月とか1年または2年、さらには任期中という選択肢もあると思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

佐藤議員また古橋議員の時にもお答えしたとおり、私は、この案件に対しましては3カ月10%というのが世間並みかなという判断でございまして、こういう案件につきまして、いわゆる世間

並みにやっておくのがやっぱり一番妥当ではないかということでございます。もし、ほかの方がそういう厳しい判断をされるのは、またその方の考えだと思います。これはあくまでも私の考えであると、前例を踏まえてのですね、そういうことをご理解賜りたいと思います。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

そろそろまとめてください。

○6番（小松崎 誠君）

市長は、今回、本案と同時に敬老祝金の廃止や削減を提案しております。片や、反省した姿を市民にPRするという措置とも思えるような給与削減を提案しております。この2つの提案を考えた場合、かすみがうら市民の市民感情としては、市長のこの姿勢に対して市民は果たしてどのように映り、またどのように感じているのでしょうか。

最後になりますが、この採決の行方は議員各位が、これまでの市長の反省に立った政治姿勢であるかどうかの判断にかかっているものであることを申し上げ、質疑を終了させていただきます。これに対する答弁は結構でございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、議案第1号 市長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

5番 古橋智樹君。

〔5番 古橋智樹君登壇〕

○5番（古橋智樹君）

議案第1号 市長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論いたします。

さきの起訴猶予に係る償いのあかしとして、検察当局との申し合わせであろうと推察いたしますが、今後この市長が選択した安直な償いには、選挙で宮嶋市長を支持しなかった市民からいろんな声があらわれると予想されます。また、選挙で支持後も、数々の強引な振る舞いに不信感を募らせ、不支持となった市民も同様であります。他人には厳しく自分には甘い、という典型的な例でありましょう。起訴猶予された後、償い、けじめを真っ先にマスコミに発表せず、部下である職員給与の削減方針をマスコミに説明するなど、リーダーとしての資質に欠ける人格を疑わざるを得ない行為であります。その償いとして、誠心誠意まちづくりに励んだものが何かありまし

ようか。反対する私にとっては、その償おうとする心は何も届いていないのであります。

この起訴猶予の償いとして、けじめをつける心があるのであれば、1つに、事務的損失を正しく弁償する。2つに、起訴猶予となったことについて市民、マスコミに誠心誠意謝罪を發表し、まちづくりの意識を改める。3つに、庁舎方式を住民投票で問うならば、宮嶋市長の責任について市長選挙で真意を問う。

以上を求めまして、反対討論といたします。議員諸侯のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（小座野定信君）

以上で、通告による討論は終わりました。

次いで、賛成討論はございますか。

ほかに討論はございませんか。

4番 田谷文子君。

田谷議員、賛成ですか、反対討論ですか。

○4番（田谷文子君）

反対です。

○議長（小座野定信君）

反対討論ですね。反対討論というのは、この条例を否決ということの反対討論でよろしいですか。

○4番（田谷文子君）

賛成討論です。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午前11時35分

再 開 午前11時36分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

4番 田谷文子君。

〔4番 田谷文子君登壇〕

○4番（田谷文子君）

議案第1号 市長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

先ほど来、佐藤議員、古橋議員、それと小松崎議員等から市長の新盆の措置に関するいろいろ議論がなされておりますけれども、私の意見として皆様方にお諮りしたいなと思ひまして、準備はしてございません。今お話をお聞きしました時点で、私の感想、意見を述べさせていただきますので、その辺ご了承くださいたいと思ひます。

確かに、慣行的な事例でございます。_____

私

は紙っぺら1枚で確かに戦いました。—————
—————いや、そういうことが、今市長に対する皆さんのご意見で、この審議がなされているんじゃないんでしょうか。違法的な行為が、確かに違法的に認識がなかった。そのように市長は何度も弁明していますし、皆さんにも謝っているし、そしてこの司法の立場から起訴猶予という、こういう新聞報道なり、決着がついたんではございませんでしょうか。そして、それをまた、確かに懲戒免職はございましたでしょう。そして、恩赦的な意味も確かにあると思います。ですけれどもこの間の懲戒免職は、私の意識ではお酒を飲んで、そして交通事故を起こしたというそういうふうな不条理なことがあっての懲戒免職ではなかったんでしょうか。市長は、かすみがうら市のイメージダウンを、確かにありました。ですけれど、このように謝って—————
—————そして司法の立場から決着がついたのではございませんか。—————
—————もうちょっとおうように、そして構えて、そして皆さんも恩赦的な気持ちがございますら、市長に対してもそういう恩赦的な意味をもって、接していただけたらと思うんですよ。

以上です。

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

田谷さんの発言の中で、皆さんの了解を得たという発言があったけど、その点は私全く理解できないんですよ。もし、間違っている発言ならば、取り消していただきたい。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

全員の了解は得ていないかもしれませんが、確かにね。ですので、その点は取り消しいたします。

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより、議案第1号の採決を行います。

本案は異議があるため、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立少数であります。

よって、議案第1号は否決されました。

日程第 5 承認第1号及び議案第2号ないし議案第33号

○議長（小座野定信君）

日程第5、承認第1号及び議案第2号ないし議案第33号までの33件を、会議規則第35条の規定により、一括議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○議長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました各議案等につきまして、提案理由を順次ご説明申し上げます。

初めに、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることにつきましては、平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

内容といたしましては、東日本大震災で千代田庁舎が被災したことにより仮庁舎への行政機能の移転を早急に実施する必要が生じたため、移転費用等として規定の歳入歳出予算に3148万円を追加し、総額を157億4315万3000円としたものであります。

次に、議案第2号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定につきましては、民間と比べて高額である職員給与費を、当面本年4月から1年間、職務の級に応じて6%から10%の範囲で減額措置を講ずるものであります。

次に、議案第3号 かすみがうら市東日本大震災復興まちづくり支援事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定につきましては、東日本大震災からの復興のため、県から交付される資金を復興まちづくり事業の財源に充てることを目的とした基金条例を設置するものであります。

次に、議案第4号 かすみがうら市墓地等の経営許可等に関する条例の制定につきましては、地域主権改革第2次一括法が公布されたことから、墓地等の経営の許可等に関する事務が本年4月1日からは市が行うことになるため、許可基準や手続などを規定した条例を制定するものであります。

次に、議案第5号 かすみがうら市立保育所運営事業者選考委員会条例の制定につきましては、公立保育所を民営化するに当たり、適正な運営事業者を選考するための委員会を設置するため、条例を制定するものであります。

次に、議案第6号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、身体障害者相談員外4件の非常勤特別職を新設するのに伴い、報酬等の額を設定するため条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第7号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法の改正及び地方税の臨時特例に関する法律が公布されたことに伴い、法人税実効税率の引き下げによる都道府県税収入と市町村税収入との増減額を調整するため、県たばこ税の一部を市たばこ税に移譲すること及び東日本大震災からの復興を図るため、防災施策費用の財源を確保する臨時的措置として、個人住民税の均等割の標準税率を平成26年度から35年度までの年額500円の引き上げを行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第8号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、危険物の規則に関する政令等の改正に伴い、危険物を貯蔵するための施設区分が追加されたことにより条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第9号 かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、市内への企業立地を促進するため固定資産税の特例措置を講じておりますが、本年3月31日をもって失効となりますこと

から、同制度を引き続き3年間継続するため条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第10号 かすみがうら市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律等の改正に伴い、遺族に兄弟姉妹を追加するとともに災害弔慰金等支給審査委員会を設置するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第11号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、子育て世代の負担軽減と児童の健全育成を促進するため、現行では小学校3年生までとなっている医療費の無料化を本年10月から中学校3年生まで拡大して実施するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第12号 かすみがうら市敬老祝金給付条例の一部を改正する条例の制定につきましては、厳しい財政状況を踏まえ、給付対象年齢及び給付金額を見直すため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第13号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、3年を1期とする第4期介護保険事業計画の期間が本年度をもって終了することから、計画期間の変更と合わせ介護保険料についても改正するため、条例の一部を改正するものであります。

なお、介護保険料につきましては、給付費の見込額の増加により基準額月額を現行の4,000円から900円を増額し4,900円とするものであります。65歳以上の第1号被保険者の皆様には、負担が増えることとなりますが、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、議案第14号 かすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定につきましては、市内への企業立地を促進するため設備投資や雇用促進の助成制度を講じておりますが、本年3月31日をもって失効となりますことから、同制度を引き続き2年間継続させるため条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第15号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、社会教育法等の改正に伴い、公民館運営審議会委員の委嘱の基準についての規定が必要となることから、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第16号 かすみがうら市図書館条例の一部を改正する条例の制定につきましては、図書館法等の改正に伴い、図書館運営協議会委員の任命の基準についての規定が必要となることから、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第17号 かすみがうら市庁舎建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定につきましては、庁舎建設基金から東日本大震災復興まちづくり基金への積みかえにより財源の有効活用を図るため、条例を廃止するものであります。

次に、議案第18号 かすみがうら市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例の制定につきましては、青少年の健全育成に関する組織の整理統合等を進めるため、条例を廃止するものであります。

次に、議案第19号 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に6億8505万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を164億2820万4000円とするものです。

主な内容といたしましては、千代田地区防災無線整備工事を初め、下稲吉小の整備、下稲吉東

小の耐震整備及び東日本大震災の復興財源とするための基金積立等の経費を計上したものであります。

次に、議案第20号 平成23年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に9768万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を48億9052万7000円とするものです。

内容といたしましては、保険給付費について不足が見込まれることから、増額を行うものであります。

次に、議案第21号 平成23年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から333万4000円を減額し、歳入歳出予算の総額を5億9738万円とするものです。

内容といたしましては、広域連合における保険基盤安定事業の確定に伴い、納付金を減額するものであります。

次に、議案第22号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第5号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から2945万9000円を減額し、歳入歳出予算の総額を13億1663万円とするものです。

内容といたしましては、東日本大震災の復旧事業として計上した管渠布設工事費等の減額によるものです。

次に、議案第23号 平成23年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から380万1000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億9401万5000円とするものです。

内容といたしましては、東日本大震災の復旧事業として計上した管渠布設がえ工事費等の減額によるものです。

次に、議案第24号 平成23年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に2366万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億7248万5000円とするものです。

内容といたしましては、保険給付費について不足が見込まれることから、増額を行うものであります。

次に、議案第25号 平成23年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、資本的収入の既決予算額1750万1000円から240万円を減額し、資本的収入の総額を1510万1000円とするものです。

なお、補てんされる過年度分損益勘定留保資金の額を4億1222万7000円に改めるものであります。

次に、議案第26号 平成24年度かすみがうら市一般会計予算につきましては、歳入歳出総額は151億6000万円で、前年度と比較しますと1億1000万円、0.7%の伸びとなっております。

次に、議案第27号 平成24年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出総額は49億7670万円で、前年度と比較しますと2億9170万円、6.2%の伸びとなっております。

次に、議案第28号 平成24年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、

歳入歳出総額は5億9890万円で、前年度と比較しますと490万円、0.8%の伸びとなっております。

次に、議案第29号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出総額は11億4300万円で、前年度と比較しますと8100万円、6.6%の減となっております。

次に、議案第30号 平成24年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算総額は3億7500万円で、前年度と比較しますと1760万円、4.9%の伸びとなっております。

次に、議案第31号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算総額は27億7150万円で、前年度と比較しますと1億5270万円、5.8%の伸びとなっております。

次に、議案第32号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計予算につきましては、収益的収支の収入が9億9823万8000円、支出が9億9202万3000円となります。

また、資本的収入及び支出については、収入が2億6158万5000円。支出が6億5091万3000円となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億8932万8000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金並びに減債積立金で補てんするものであります。

次に、議案第33号 市道路線の認定につきましては、本路線は市道㊦8-2899号線とする市道として認定するものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小座野定信君）

以上で提案説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案に対する質疑は、会期第5日目の3月2日にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 6 平成23年請願第1号 請願書「ハッ場ダム等水源開発の検証検討について」

○議長（小座野定信君）

日程第6、平成23年請願第1号 請願書「ハッ場ダム等水源開発の検証検討について」を議題といたします。

ただいま議題となっている請願につきましては、産業建設委員会委員長から審査報告書が提出されておりますので、これより委員長の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

[産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

かすみがうら市議会産業建設委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項

の規定により、ご報告いたします。

本委員会は、継続審査となっております平成23年請願第1号 請願書「八ッ場ダム等水源開発の検証検討について」を平成24年1月13日に委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

審査の結果、平成23年請願第1号は、起立採決により不採択すべきものと決定しました。審査の経過並びに概要につきましては、配付してあります委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で産業建設委員会の委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより、委員長に対し、請願の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

審議の経過の中に、審議された形跡がないんですけれども、どういうことなのでしょうか。

○議長（小座野定信君）

12番 矢口龍人君。

佐藤議員、ガムはかまないでください。会議中です。

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

報告書のとおりでございます。

○議長（小座野定信君）

ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

以上で委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、平成23年請願第1号の討論を行います。

賛成の討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

請願第1号 八ッ場ダム等水源開発の検証検討について、賛成の立場で討論をいたします。

民主党政権は、09年、国民の政治を変えて欲しいとの期待を受けて誕生いたしました。「コンクリートから人へ」とのスローガンを掲げ、無駄な大型公共事業の象徴である八ッ場ダム建設について、当時の前原誠司国交省大臣が中止の宣言をし、ダム本体の工事着工を凍結。しかし、建設推進を求める6都県が負担金をてこに検証の道筋を速やかに示すよう圧力をかけたため、民主党政権はこれに屈服。新たに就任した馬淵国交省大臣は、「今後中止の方向性には一切言及しない、予断を持たず検証する」と変化いたしました。ダム建設中止の根拠や生活再建策などを説明しないなど、中止の明確な足場を持たない民主党政権の弱点が露呈した結果となったわけですが、もちろん八ッ場ダム建設は、そもそも利水・治水という建設目的に問題があり、中止は当然であります。住民も長い間反対運動をしてきたいきさつもあります。また、市民団体の中止要求もありました。政権交代直後に民主党が中止を表明したのは、こうした運動と無駄なダム建

設を見直せという世論を背景にしたものであります。

その後、10年10月、今後の治水対策のあり方に関する有識者会議中間取りまとめを受けて、八ッ場ダム事業の検証検討会議が始まりました。しかし、有識者会議といっても、事実上、検証検討を誘導するのはこれまで推進してきた国交省関東地方整備局であります。その結果、11年9月には、国交省の関東地方整備局が、治水・利水などの目的別評価と総合評価の両方で、八ッ場ダム建設案が最も有利とする検証結果の報告案を提示いたしました。私も加わっておりますが、八ッ場ダムをストップする市民団体の代表は、検証の前提となる水需要の過大予測が見直されていない。八ッ場ダムによる治水効果が過大評価されている。一般市民の声を聞く場が設けられなかったこと。静岡県の富士川河口部から導水するなど、検証以前に実現不可能な代替案が組まれているなどの問題点を指摘。検証は、八ッ場ダムの建設が前提となっている。今後は、国に対して検証方法の抜本的な見直しを求めていくとして、運動を強めることを表明いたしました。

そして、「八ッ場ダムを建設することが、コスト面などで最良」とした国交省のこの検証結果は、科学性や客観性に欠けているとして、検証の抜本的なやり直しを求める声明文を50人を超える学者が連名で、10月26日、野田首相や前田国交相に提出をいたしました。呼びかけ人は、京大の今本名誉教授、河川工学者であります。そして、東大の宇沢名誉教授、群馬大学の西園教授、その他11名。声明の中身は、水没予定地の住民が移転する代替地の地すべりの危険性や八ッ場の利水・治水面の必要性を改めて公開の場で検証することを要求。東日本大震災並みの大災害や、浅間山の噴火の可能性を踏まえることも求めるものであります。今本名誉教授は、従来の河川行政に批判的な専門家も入った第三者機関での公開の場で再検証を要請をいたしました。しかし、前田国交相は、昨年暮れ12月22日、平成24年度予算に本体工事に入るための経費を計上すると述べ、事業の継続決定をしたわけであります。

八ッ場ダム検証について、実質的な協議の場に参加した1都6県のダム担当部長のうち、4県の部長が国交省と総務省からの出向者であり、身内の検証だったことが2月1日、日本共産党の塩川鉄也議員の衆議院予算委員会の質問で判明をいたしました。塩川議員は、八ッ場ダム推進の国交省関係者ばかりが集まって、どうしてまともな検証ができるのかと追及。水問題研究家の嶋津暉之さんは、天下りや出向でおいしい思いをしている国交省一家がダム推進に向け、やりたい放題だ。客観的な検証は行われていないと話し、有識者会議メンバーを一新して再検証を求めました。朝日新聞は、「八ッ場ダム整備計画はゼロから」と題する2月4日付の社説で、「計画づくりでは、ダム批判者を交えた議論が欠かせない。関東地方整備局におかれた有識者会議のメンバーを一新すべきだ。時間的に難しいなら、八ッ場ダムに反対する学者や市民団体が参加する討論会が不可欠だ」と述べ、「財政難が深刻さを増す中、優先すべき対策は何か、八ッ場ダムは本当に必要なのか、利根川の整備計画づくりを通じて突き詰めなければならない」との見解を示しました。総工事費9000億円もかかる八ッ場ダム建設の再開は、断じて認めることはできません。

私は、八ッ場ダム建設は、無駄な事業であるだけでなく、崩壊の危険性を指摘したい。また、結果的には、茨城県の水道料金の引き上げに通じるものであります。

以上、議員の皆さんの賛同をお願いして、請願に賛成する討論といたします。

○議長（小座野定信君）

以上で通告による討論は終わりました。

次いで、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより、平成23年請願第1号の採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

起立により採決いたします。

平成23年請願第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立少数であります。

よって、平成23年請願第1号は、不採択と決定いたしました。

日程第 7 議会だより編集特別委員会付託案件の調査終了の件

○議長（小座野定信君）

日程第7、議会だより編集特別委員会付託案件の調査終了の件を議題といたします。

本件につきましては、平成23年第4回定例会において、議会会議録の公開についての調査を議会だより編集特別委員会へ付託し、調査結果報告書が提出されましたので、委員長からの報告を求めます。

議会だより編集特別委員会委員長 古橋智樹君。

[議会だより編集特別委員会委員長 古橋智樹君登壇]

○議会だより編集特別委員会委員長（古橋智樹君）

議会だより編集特別委員会の調査の経過並びに結果について、ご報告申し上げます。

本委員会は、平成23年第4回定例会において追加付託されました議会会議録の公開について調査を平成24年1月27日、1月30日、2月15日に委員会を開催し、調査を行いました。

議会ホームページに会議録を公開することについての協議では、県内市議会のホームページへの公開状況について調査を行いました。委員からは公開することにより、市民のみならず、我々議会活動にとっても利便が図られるといった意見がありました。協議の結果、議会ホームページに会議録を公開することに決定しました。

公開対象とする会議録についての協議では、会議録作成を業者委託としたのが、平成22年第1回定例会からであるとのことから、そのような形で協議を進めてはどの委員からの意見もございまして、協議の結果、公開する会議録は平成22年第1回定例会からの会議録からとすることに決定しました。

公開方法についての協議では、検索のしやすさ、扱いやすさを考慮した方法をとの意見が委員からありました。協議の結果、公開方法については、パソコンにおいて汎用性の高いポータブル

ドキュメントフォーマット、通称PDF形式のファイルデータにして公開することと決定いたしました。

公開を開始する時期についての協議の結果、平成24年第1回定例会閉会后準備が整い次第とすることを決定いたしました。

以上で、議会会議録の公開についての議会だより編集特別委員会委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより委員長に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑を終結いたします。

次いで、お諮りいたします。

ただいま委員長の報告をもって、議会だより編集特別委員会へ付託していた議会会議録の公開についての調査を終了することにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

委員の皆様方には、慎重なる調査、まことにありがとうございました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、明日2月28日午前10時から一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 午後 0時11分

平成24年

かすみがうら市議会第1回定例会会議録 第2号

平成24年2月28日(火曜日) 午前10時01分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
5番	古橋智樹君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君

欠席議員

なし

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	吉藤稔君
副市長	石川眞澄君	土木部長	大川博君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	大塚隆君
市長公室長	島田昌男君	消防長	井坂沢守君
総務部長	山口勝徑君	教育部長	仲川文男君
市民部長	川島祐司君	水道事務所長	川尻芳弘君
保健福祉部長	竹村篤君	農業委員会事務局長	塚本茂君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	主任	杉田正和

議事日程第2号

日程第1 一般質問

- (1) 山内庄兵衛 議員
- (2) 山本文雄 議員
- (3) 古橋智樹 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 山内庄兵衛 議員
- (2) 山本文雄 議員
- (3) 古橋智樹 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(1)	山内庄兵衛	1. 石岡斎場について
		2. 危機管理体制について
		3. 指定管理者について
		4. 庁舎の問題について
		5. 開発事業について
		6. 防災無線の放送内容について
(2)	山本文雄	1. 総合庁舎の建設について
		2. 小学校の統廃合について
		3. 中学校の武道必修化について
		4. 人事異動の適正化について
(3)	古橋智樹	1. 最優先すべき震災断水対策の事業化遅延について
		2. 選挙公約優先による事業計画全般の停滞について
		3. 神立停車場線の整備計画と市街化税収効果について
		4. 東西幹線道路計画による地域活性と安心安全な通行について

開 議 午前10時01分

○議長（小座野定信君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしましたとおりであります。

傍聴人の方々に申し上げます。会議において、傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてただす場であります。

したがいまして、法令等を遵守いただくことを求めます。

また、執行部におかれましては、能率的な会議運営の観点より、より簡明な答弁をなされます

ことを求めます。

この際、お諮りいたします。

4番 田谷文子君から、昨日、2月27日の本会議における発言について、会議規則第65条の規定により不適切であったとの理由により、発言取り消し申し出書に記載した部分を取り消したいとの旨の申し出がありました。この取り消し申し出を許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認めます。

よって、4番 田谷文子君からの発言取り消し申し出を許可することに決しました。

日程第 1 一般質問

○議長（小座野定信君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

15番 山内庄兵衛君。

[15番 山内庄兵衛君登壇]

○15番（山内庄兵衛君）

一般質問前に、先般お亡くなりになりました田崎富夫議員、さらには、私の先輩でありました神立年一議員の多大なる功績をたたえ、そして哀悼の意を表したいと思えます。

震災から、もう既に1年近くなってまいりました。その間、いろいろの災害に対する復旧・復興の、そして工事が行われたり、また、いろいろな諸問題が起き、さらには福島第一原発の放射能の問題により多大なる損害を受け、それらについても損害の、今、請求中というようなことであります。私は、通告順に従って、いろいろ諸問題についてお伺いするものであります。

まず最初に、石岡斎場の問題でありますけれども、1月に続いて、2月17日に議会が開かれました。それらについては、先般の12月議会でも私は質問いたしましたけれども、また、斎場の議員としてもいろいろの問題がありましたけれども、市は3市で行うということでありましたけれども、宮嶋市長の単独によりまして火葬炉だけが了解ということに進んでまいりました。これは、セレモニーホールは入らないということでございますから、住民のニーズについてはこたえていくわけではありません。市長は、もっと市民の声を、そして前々からこの市で決めてきたことについては、やっぱり私は賛同していくべきではなかろうかと思えます。

事務局に問いただし、また、規定を見ますと、セレモニーホールをもしも単独で、今の状態で火葬炉だけの賛成でつくった場合は、かすみがうらの人が利用する場合には、今の規定では6倍となっております。セレモニーホール、まだシミュレーションが出ておりませんが、つくばのホールでは、これらについては、地元は10万円、例えばつくばのセレモニーホールは、新治地区は1回入りしましたから20万、その他は3倍の30万、土浦も、他の市町村は3倍の30万となっております。それらを考えると、新しくつくられたセレモニーホールも、今の状態でいけば千代田地区の人が使うとなると、これは6倍ですから、まだセレモニーの値段出ていませんけれども、6倍の60万円になるおそれがあります。こういうことは市民にとって大変な負担となるわけであ

ります。

市長は、絶えず民間を使え民間を使えと言っていますけれども、玉造の斎場を使っている霞ヶ浦地区が火葬場だけであって、斎場はないから民間でもいいんだと。でも、おまえのほう、千代田地区もそれでいいのかというわけにはいかないと思うんですよ。それなら、将来に向けて、霞ヶ浦地区も一緒になれるような状態に、前向きな姿でやるのが市長の考えではないでしょうか。そういうことで、私たちは、今、発表ではみんな市民は解決済みだ、どこでも言っているんですけども、セレモニーホールは使用ができないんですよ。それは小美玉と石岡の人が、あいているときだけ使用してくれるけれども、今の規定では6倍ですよと私は説明していますが、これらについて市民の負担が多くなるようなことがありますけれども、この前、前々のときにも市長に質問したならば、「安けりゃ自宅でやれよ」と、そういう捨てぜりふみたいなことを言ったときがありますけれども、市長よ、この市は市民本位でなければならない、公約は公約としても、あなたもやっぱり半分しか支持者はいないんですよ。差は267票しかない。あとの半分は別の人を支持しているんですよ。ですから、十分にニーズに従って考えていかなければならないんじゃないかなと思うんですよ。特に、あなたは選挙が非常に上手ですから、市民もぱっと乗ってしまいましたけれども、市民のニーズに乗ったいい方法を考えていくのが本当だろうと思う。今度の市長同士の決定は、単独にすぎません。これらを改める考えはあるのかないのかをお伺いしたいと思います。

次に移ります。

消防の問題でありますけれども、先般も質問したとおりでありますけれども、これは、私もいろいろの関係の消防団長や何か知り合い、市町村にもいますけれども、消防ポンプを減らすなんていうことはとんでもない話だって言っているんですよ。しかも、56台中39台ですよ、65%以上削ってしまった。これは、団員はいますけれども、団員はいざ火事だということになったら、どうしていいかわからない。先般も上佐谷で火事が起きました。これは芝にシノササが燃えたにすぎませんけれども、たくさんの、本部からも出ていただいたり地元も出たりしてご迷惑をかけまして、区長としてもお礼を言って歩きましたけれども、そういう点もあります。これらについて発生したら、「区長、あれは芝焼きをやらないからだ」って、私言われました。消防に言ったら、「2日も3日も芝焼きに出られないよ、ポンプが1台しかないんだから」といって、上佐谷地区も芝焼きをやりませんでした。そこは当然やるべきところだったんですけども、消防団にも、地域の人にも、反省していますということで言ったんですけども、そのように、ちょっとしたことですぐ燃え広がってしまう状態であります。これらについて各地区、雪入や山本地区、それから北根地区あたりは非常に距離的に遠いところがあります。ポンプが来るまでには既に2反歩以上燃えていたわけでありまして、こういうことがあります。

よく放送を聞いていますと、無線というんですか、あれを聞いていますと、放送は霞ヶ浦地区だけしか放送しないんですけども、やれ深谷とか、金川の前が芝焼きだとか、非常に火災が最近多くなっています。これらの荒れたところでもたくさんの火災が発生しております。そういうことで、やっぱり設備はもっと整えていく。11月7日には業者に39台売ってしまったということでございますけれども、これらについては、もっと設備を多くして、費用がかかるからじゃなくて、危機管理体制というものを強く持つべきではなからうかと思っておりますので、この点についても

お伺いをいたします。

それから、庁舎の問題でありますけれども、庁舎については、先般全員協議会で行われたり、また、前日も議会に先立ちまして行われましたけれども、報道が先行されてしまっておるわけでありまして、これらについて市長は、議会と前向きな姿でやる姿勢に対して、どうも考え方が先行して報道させているのではないかな。もっと前向きな姿でこれらについて検討していただく必要があるのではないかなと思うわけでありまして。4つの点について出てまいりましたけれども、これらについてお伺いするわけでありまして。

市民からは、現行のなにを解体しないで補修したらどうかということがあります。これらについてもお伺いしたいと思います。

それから、さらに議会の何が、今、検討委員会をつくるということで説明がありましたけれども、検討委員会をつくらないうちに先行するのは独断ではないかなと思うんですよ。ここらについてもお伺いしたいと思います。そして、議会と前向きな姿で検討していく、そういう姿がどうなのか、お伺いしたいと思います。この点についてお伺いしたいと思います。

第1回目の質問はこの程度で終わらせていただきたいと思います。自席のほうからやりますので、よろしくをお願いします。

[「指定管理者」と呼ぶ者あり]

○15番（山内庄兵衛君）

指定管理者の問題についてと防災の問題については自席からやらせていただきたいと思いますので。

[「開発事業と防災」と呼ぶ者あり]

○15番（山内庄兵衛君）

開発事業ですね、あわせて……。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

山内議員のご質問にお答えいたします。

1点目、石岡斎場につきましてお答えいたします。

国では、民間と競合する公的施設の改革についてということで、平成12年5月26日閣議決定がなされました。これによりますと、「国又は特殊法人等が設置主体となる公的施設において、施設の新設及び増築の禁止」、例として、会館、宿泊施設、会議場、結婚式場、健康増進施設、総合保養施設、勤労者リフレッシュ施設、その他これらに準ずる施設ということが決定されております。さらに、行政と国民との関係等を抜本的に見直し、新たな行政システムを構築することを基本理念とする行政改革大綱——平成12年12月1日に閣議決定がされておりますが、に基づいて、民間にできることは民間にと、地方にできることは地方にと、こういう観点から国・県でも行政改革を推進しているということでありまして。私ども市には適用がないわけでありまして、考え方としてこれに準ずることが基本でありまして、税金を使つての葬祭式場の建設が民間経済活動へ

の圧迫となることを避けなければならない、こういうふうに私は思っております。そのようなことから、本市は、葬祭式場の建設には参加を見合わせたものであります。

葬祭式場は、石岡・小美玉市、2市で負担して建設ということでありますので、これは私どもには直接関係ないわけでありますが、本市の市民は、したがって、霞ヶ浦地区と同じように圏域外の利用者ということになります、もし使う場合ですね。そして、組合から、現時点で利用料金等のシミュレーションが出されておられませんので、ここで明らかにするわけにはいかないわけですが、こういったことから、いわゆる、かすみがうら市が葬祭式場に入らないということを決めたわけでございます。ご理解を賜りたいと思います。

2点目の危機管理体制につきましては消防長からの答弁とさせていただきます。

また、その次にありました庁舎の問題でございますが、庁舎の問題やりましたよね。

[「やりました」と呼ぶ者あり]

○市長（宮嶋光昭君）

庁舎の問題であります、当初、議会と建設検討委員会を立ち上げて、現在の既存庁舎は壊す方向で、先般、議会の皆さんと私どもで話をし、一たん決着がついたわけであります。今定例会の提出予算の中にも庁舎の解体費用が、全額県の補助金であります。ただ、昨日になりまして議会の皆さんから、これを、解体を見合わせるというふうなお話がございました。それを受けて、さらに解体についても住民アンケートあるいは住民投票等を実施したらどうかというご指摘がございましたので、議会のほうの考えが途中で変わったわけでありますが、それを受けて、けさ、私、担当に指示をいたしました。私の基本的なスタンスは、以前から皆さんにお話ししているとおり、分庁舎方式は合併のときに決着済みであります。これを大きく変える——議員の皆さんは統一庁舎にしたらどうかというふうなご提言もあるわけでありますが、これはこれとして、もし統一庁舎ということで大きく方向転換するというのであれば、これは新たに住民投票をすべきであるということは、私、昨日も古橋議員のご質問にお答えいたしました。統一庁舎ということになれば、いずれにしても最低でも15億ぐらいかかるわけですから、合併特例債事業も既に決まっておりますし、そこに新たに入れるということになると、ほかの事業の枠もありますし、なかなか財源的にも困難でありますから、財源も新たにどういうふうにしていくかということも踏まえて、住民投票で、統一庁舎もしくは、今、出ている分庁舎でいくのかというのは、これは住民投票にゆだねるしかないだろうということを申しました。

しかし、その前に、既に目の前にある庁舎が入れない、現には入っているわけでありますが、非常に危険な状態であるということでもありますから、取り壊すか否かについて、再利用するか否かについては、分庁舎方式の枠内で考えていけばいいわけです。分庁舎方式の枠内で考えるのであれば、早急にアンケートを実施したいということで、けさ担当課に指示いたしました。3月いっぱいアンケート調査を実施するようにと。

このアンケート調査についてであります、あくまでも分庁舎方式の中でのアンケートでありますから、まずは、この庁舎を修復した場合に、先般議員の皆さんにもお示しいたしましたが、幾らかかるのか、それをまず問いの1に挙げなくてはならないと思います。これを修復した場合には幾らかかるのかと。これ、修復して、まだ20年、25年は使用可能でありますから、議員の皆さんにもお示ししたとおり、それを問いの1にすると。

問いの2は、したには千代田公民館の講堂のほうにみんな移るわけですから、月末にも移るわけですから、解体をした後に、先般皆様にお示した二千五百、六百平米程度の仮庁舎を、仮設といっても25年もつ仮設庁舎ですから、ただ、今式の鉄筋コンクリートではないと。重量鉄骨の25年程度もつ庁舎を建てる、この費用を併記して、これが問い2になると思います。

もう一つは、分庁舎方式の中で霞ヶ浦庁舎とかあじさい館が、まだ余裕あるわけでありまして、あじさい館には余裕があります。あじさい館を使って、あじさい館と霞ヶ浦庁舎をフル活用して、千代田庁舎を最低限の修復にすると。最低限の建物を建てる、千代田庁舎。あわよくば、千代田庁舎の1階部分の、2階、3階がない部分がありますね。今、福祉部が入っている部分、あそこは多少の、ちょっとしたプレスを入れれば、3カ所か4カ所程度のプレスを入れればもちます。平屋部分だけを使って直すということを考えれば、こっちには建物建てる必要がないわけですね、千代田庁舎のほうには。今あるあじさい館と霞ヶ浦庁舎の会議室等をフルに使えば、場合によつたら、ちょっとした500平米程度のものをここに建てるか、霞ヶ浦庁舎のほうへ建てるかすれば、それも可能であります。これが一番安いわけです。これが3案になります。この3案でアンケート調査を実施したいと思います。これを早速3月中に、分庁舎方式の中でのアンケートということで実施したいと思います。これをさっき指示したところでございます。

そういったことで、議員の皆さんは検討委員会は再考するという文書をいただきましたので、検討委員会はその後でゆっくり考えればいい話でありまして、とりあえずは、分庁舎方式の中でこの庁舎を壊すかどうかについて早急に検討してまいりたいと、こういうふうに思います。

ちょっと答弁長くなりましたが、昨日の議会側の、今までの方針と違うところを受けまして、新しい方針を打ち出したところでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（小座野定信君）

消防長 井坂沢守君。

[消防長 井坂沢守君登壇]

○消防長（井坂沢守君）

2点目、危機管理体制につきましてお答えいたします。

前回の一般質問にご答弁申し上げましたとおり、消防団の消防ポンプ車につきましては、部の統廃合が完了して、老朽化した車両35台を処分し、現在21台になりました。通常災害時には、出場計画を見直して、今まで同様4台の車両が出場するようにしております。改正後の災害につきましては、出場車両は同数ですが、団員が増加しております。

ご質問の消防装備につきましては、統合しました旧千代田地区の消防団詰所を平成23年度に1カ所、24年度に3カ所、25年度に2カ所、合わせて6カ所を新築し、その後、順次車両の更新を進めていく計画でおりますので、装備につきましては今まで以上に充実強化を図ってまいりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

庁舎問題については、先般、きのうも全員協議会が行われたわけですがけれども、議会の人たち

の意見、検討委員会についてもっと意見を聞いてからアンケートをとるのではなくて、アンケートを第3案でとるということですのでけれども、もっと議会の意見を聞いてやるべきではないかな。そして、1月31日に緊急委員会を議会が招集されたわけですのでけれども、そのときに宮嶋市長は、今までの庁舎が、4年以内に関東大震災以上の地震がある、そのときに事故が起きたらどうしようもないからつぶすんだということで了解をとったわけでありまして。それらの考え方は、今度変わってしまったのではないかなと。議会のほうからもいろいろあったと言うんですけれども、変わったと思うんですけれども、自分がそのように認識したら、それをきちんと進めるのが本当ではないかなと思うわけです。どうでしょうか。

消防については、消防長から答弁がありましたように、さらに充実を図ってもらいたいですけれども、まだまだポンプは本当に足りないところがあります。そういうところは考慮していただきたい、要望いたします。

それから、斎場の問題でありますけれども、民間に委託すると言うんですけれども、住民の負担が、今までの代々の市長がやってきたことから、今度は宮嶋市長になって、そのように民間に委託していくということになると、住民の負担は大きくなります。業者の方は喜ぶかもしれませんが、石岡斎場だって、前は2つのセレモニーホールをつくる予定だったのが、民間団体、農協等も入れてですね、陳情があって、一つのセレモニーホールになったわけでありましてけれども、これらについても、もっと住民のことを考えてお願いしたいと思うんですよ。

端的に、単独でみんなのアンケートをとるんだったらアンケートをとって、それから判断したらいいんじゃないかなと思うんですよ。単独で「これだ」ということだけでやるのは独裁的なやり方ですよ。そこらを答弁いただきたいと思います。

それから、壇上では申し上げなかったんですけれども、開発行為、管理者の問題、防災の問題等がありますので、それらについて質問いたします。

今、管理者制度でもって各地行われています。民間に渡すということもいいんですけれども、雪入ふれあいの里もそうでありますし、霞ヶ浦の水族館、その他いろいろあります。しかし、どうしても、少し活気が出なくなったのではないかなとと思っているんですよ。雪入ふれあいの里にも、上がる人が少なくなったと言われております。一生懸命管理者はやっているんですけれども、どことなく違う問題が出ているわけでありまして、これらについては担当課は相当の申し入れや何かをしないとだめだと思っておりますけれども、人との関係がありますから、ここいらの考え方、それから、水族館についても、今の管理者はいろいろ今までなかったものを入れたり何かするけれども、高い魚を入れたりすることがなかなか困難だと思うんですよ。そういう点も十分やっついていかないと、人は寄りつかない。衰退するばかりであって、経費だけがかかっていくわけでありまして、これらについては、管理制度について見直しをする必要があるのではないかなと思う。この考え方をお伺いいたします。

それから、開発行為についてでありますけれども、先般、前の大臣の経験者の人が演説の中で、霞ヶ浦の二橋の問題が出てまいりました。これは私も前から質問していますけれども、二橋の問題は、宮嶋市長としてはどのように取り上げてきて、どのような報告があるのか。6号線のバイパスとあわせてこれらの問題もあるかと思っておりますので、ご答弁をいただきたいと思っております。

それから、前の市長のときに、合併特例債をつくる、そして合併をする第一番の条件は跨線橋

だったんですけれども、前の市長は、跨線橋は要らないということで、跨線橋の特例債の20億を、これは学校の防災設備にする、さらには文化会館と図書館の整備、この20億、特例債124億のうちの3分の1も、みんなけってしまったわけです。これは無駄な費用だということでありまして、私も一般質問で前の市長にも、それは政治家がやることでなくて経済家がやることだと。損するからやらないんじゃないかと、市民の安全を考えなければならぬんじゃないのかと。今回の宮嶋さんと前市長の戦いのときに、私、出島に入っていましたら、「山内、おまえらは、おれらの命と暮らしを守らないことをやったな」と言っているんですよ。「跨線橋をかけなければ、赤信号を救急車は通れるけれども、遮断機を上げることができない。その間に火災は起きる、死にかかった人は死んでしまうぞ。何をきさまらやっているんだ」って、私はどなりつけられたこともある。このとき、はっとしました。こういう人たちが、今度は宮嶋さんに期待をかけて投票したのではないのでしょうか。そういう人たちのことを考えれば、跨線橋については鈴木市長と郡司町長が本気になって町長同士がやったことで合併に持っていったわけでありまして、宮嶋さんと戦って、跨線橋をだめにした市長と戦って、あなた、市長になった以上は、こういうことも考えがあるわけでありまして、どう考えているかお伺いいたします。

それから、防災無線のことですけれども、防災無線は、今、区長とか消防団のところには入っているかと思うんですけれども、私も区長をやっていますから私のところにもあります。火災の放送、これは全部霞ヶ浦地区だけです。この間、中志筑で火災があったそのときも、上佐谷の火災も放送がありません。偏っているのではないかなど。予算をとって見直すということで、予算は計上されましたけれども、このようにみんな霞ヶ浦地区というようなことでやったのでは、おかしい政治ではありませんか。もう少し全体的に考えた政治を私はとってもらいたいなと思っています。この点についても、防災無線のあり方について、霞ヶ浦地区は整っておりますけれども、こちらのほうはまだ小さいマイクを置いただけであります。これらについてもお伺いをいたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まず、庁舎の問題であります、市長の考えが変わったのではないかと問われたんですが、私は考え変わっていません、考えが変わったのは議会のほうであります。これは、申し入れ書を今持っているんですが、昨日の申し入れ書によると「庁舎建設検討委員会への参加については再考することとする」、再考したのは議会のほうでありまして、私は考え直したわけじゃありません、議会のほうが再考するということなので、私はそれに対応して、けさ対応したわけです。これは最初の話では、検討委員会の準備会を立ち上げて話し合いしたわけですから、きのう古橋議員のご質問に話しましたけれども、検討委員会の準備委員会で、検討委員会は4月3日にやろうと。議会6人、執行部6人、市民代表6人。市民代表の6人については議会側推薦3人、執行部推薦3人、合計18人で検討委員会を4月3日にやりましょうまで決まっておったわけです、準備会を開いて。私はそのとき、ちゃんとお話をしましたけれども、その検討委員会は、もし統合庁舎なんていう話になるのであれば、これは住民投票の対象だから、住民投票の素案をつくっていただくよということを確認に申しました。その考えは何ら変わっておりません。議会のほうが、

考えが変わったので、私はそれに対応しただけでございます。

また、きのうの申し入れ書の2番に「議会として検討してきたが、市長から3案の検討が議会に要請された」、3案というのは、以前提示しました庁舎を壊すか、それとも2階建ての庁舎にするか、3階建ての庁舎にするか——この後ろへ建てかえる案ですね。それを出したところ、議会は、そんなにかかるんだったら壊したほうがいいだろうということで、私もそのほうがいいと思いますということで、壊すほうになったわけです。しかし、きのうのお話、この申し入れ書によれば、「いまだ結論には至っていない。このため、市長案や議会の意見のみではなく」、市長案と議会案は壊すことだったんですからね。だから、それに対して「市長案や議会の意見のみではなく、幅広く市民からの意見を拝聴するためにも白紙に戻し」、白紙に戻したほうがいいだろうと言っているのは議会のほうです。「現千代田庁舎の修繕案も選択肢に加えること」と。だから、それを受けて私は、けさ早速指示をしたところでございます。市民の声を拝聴する手段についても、アンケート方式か住民投票方式か、これは同じ、いわゆる2庁舎方式の中での問題ですから、これは大きい変更にはなりません。壊れたものについて建てかえるか、これを修繕するかの話なので、そういったものは別にアンケート調査でもよかろうということで、早速3月いっばいにアンケート調査やるよというのは、さっきお話ししたとおりです。そして、「その後に判断していくこと」というのが4番目になりますが、そのとおりに私はしているだけです。庁舎についてはそういうことです。

また、斎場については、これは民間ができることは民間でやれということは、国もそういう方向で進んでいますし、これは当たり前のことでありまして、いまだに一回決まったからそれでやるんだというのは、私は同意できません。これは選挙の争点としてやったわけでありまして、その方向で進めてきて、小美玉側と石岡側がこっちの案に同意してくれたので決まったという結果がございます。決まった結果については、霞ヶ浦地区と千代田地区は全然差がない。霞ヶ浦地区はもともと霞ヶ浦聖苑で、焼き場のみで何の問題もなくやっております。あとは民間斎場が幾つもありますから、霞ヶ浦地区はそこで対応しております。千代田地区も同じようにしてもらっただけのことでありまして、特に千代田地区を差別的に扱ったとか、そういうことは全くないわけでありまして。今度は同条件になったということでありまして。

指定管理者の問題につきましては、部長答弁とさせていただきます。総務部長に答弁させます。

また、霞ヶ浦二橋の問題が出ました。霞ヶ浦二橋については、阿見の町長が今度、新年度のいわゆる二橋の推進協議会の会長になるということで、阿見の町長が非常に意欲的であります。私も阿見の町長に対しては一緒に頑張ってやっていこうということでお話をしております。ただ、こういう時代でありますから、二橋については、これは市の予算でやるわけじゃないので、国とか県を通じてなりお願いしていくことになると思います。

また、跨線橋の問題であります。これは、跨線橋につきましては、以前坪井市長の時代に、これはやらないよということになったわけでありまして、したがって、私も跨線橋を復活するとかということで選挙をやったことはありませんで、私の選挙公約には入っておりません。しかし、大震災によって、また、土浦協同病院がおおつ野地区に来るということ、そういうことを踏まえた場合に、いわゆる大震災の避難道路、県南医療圏の中心的な医療機関、土浦協同病院がおおつ野に来るわけです。土浦、新治、つくば方面あるいは阿見のほうにしても、旧霞ヶ浦地区あるい

は行方とか、そういうところからのアクセスは非常にいいわけですよ。しかし、千代田地区、さらには石岡、八郷、小美玉、こっちからのアクセスは悪いわけです。これは県としても考えてもらわなくてはならないということで、単にかすみがうら市の単独事業でどうこの話ではないと思います。問題が全然、とらえ方が違うところに跨線橋の必要性があると。そういうことを考えたときには、県が中心になってやってもらうのが一番だと。しかも、跨線橋からおおつ野ヒルズへつながる道というのは、千代田大橋からおおつ野ヒルズまで行く道路には3市が絡んでいるわけです、石岡、かすみがうら、土浦と。この3市の取りまとめを県にやってもらう、そういうことで現在3市との協議、3市及び県を入れて、特に副市長同士で今話を進めているところでございますので今後に期待したいと、こうふうに考えております。

防災無線につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午前10時48分

再 開 午前10時55分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

環境経済部長 吉藤 稔君。

○環境経済部長（吉藤 稔君）

ただいまの山内議員さんの3点目、指定管理者についてお答えいたします。

指定管理者制度につきましては、多様化する住民ニーズに対応するため、公共サービスの質の向上とコスト削減ということを図るために導入されたものでございます。

環境経済部としましては、まず平成20年度に歩崎生産物直売所と水族館、さらには活性化センター生産物直売所、平成22年度には雪入ふれあいの里公園及び三ツ石森林公園を指定管理いたしましたところでございます。

雪入ふれあいの里公園につきましては、協定書によります仕様書に基づきまして適正な管理と民間事業者によりますノウハウあるいはアイデアを生かした事業運営に努めているところでございますが、議員さんご指摘のように、十分な成果を上げているとは言えない状況でございます。このために、今年度3年目に入りますので、新たなイベントを仕掛けて集客につなげるとともに、ボランティアの協力を得ながら地域とのコミュニケーションに努めたりしたいという報告を受けてございます。また、歩崎生産物直売所につきましては、活性化に向けた検討を進めておりまして、さらに、水族館につきましても、民間のノウハウを活用した来客者の増加に努めているという状況でございます。

今後、さらなるサービスの向上と活気あふれる施設運営等の体制づくりを協議、指導しながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

6点目、防災無線につきましてお答え申し上げたいと思います。

防災無線設備につきましては、ご案内のように、旧霞ヶ浦町において整備され、かすみがうら市誕生後も従来の運用形態により放送を行っております。東日本大震災を契機に、平成23年度において災害情報伝達を目的として、千代田地区の避難所や土砂災害警戒区域の区長宅等30カ所に防災無線放送を受信できる屋内の個別受信機を整備したところでございます。また、屋外の災害情報伝達手段といたしまして、千代田地区におきましても防災無線屋外子局を整備していく予定でございます。進捗状況に応じて放送内容を今後検討していきたいと考えております。

なお、千代田地区における防災無線屋外子局につきましては、総数約100基程度を想定しておりますが、国の消防防災通信基盤整備事業を活用し、指定避難所、避難場所等21カ所に24年度整備してまいる計画でございます。

また、同時に千代田地区内全域を対象とした調査設計を24年度に行い、防災無線屋外子局の設置位置あるいは基数等を決定しながら年次的に整備を進めていく予定でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

市長さんは答弁が上手でありまして、ころっと議会が悪い者になってしまったようですけれども、市長さん、これは建設検討委員会をつくれということをやったんですけれども、それが結論づけたことが報道されちゃったの、先に。だから、市長さんが先行しちゃった。それに合わせて議会は対応したんですよ。どうですか、この点だけお伺ひします。

それから、指定管理者については大変前向きな姿で、この間も金山のところを案内してくれということで、私も案内に行ったんですけれども、雪入ふれあいの里の近くに金山があります。そういうところの整備もこれもしていったら、さらにはいいんじゃないかなど。何もかわりばえがないということで、最近では敬遠してくるお客さんが多くなっておりますので、そういう遊歩道的なもの、そして金山の入り口、都賀さんの山でありますけれども、許可をもらって、あそこに入る。中まで入ることは危険ですけれども、第二の金山、上の金山は口があいてそこに滝が落ちております。そういうものも整備する必要があるのではないかと。下の金山については、実は20年ほど前にこれらの開発許可が出ましたけれども、金の量が少ないという、また、珪石の量が少なくて開発業者はやらなかったんですけれども、そのときには非常にあそこの辺が整備されましたけれども、またジャングルのようになっていました。そういうことで、第一金山と第二金山の中でも遊歩道をつくって、下に道路がありますから、それとつながるような道路を整備する必要があるのではないかと。何らかの方法で活性化することに前向きになっていただければなと思っております。金がかかることでありますけれども、ボランティアや何かを利用すれば、金山の周りだけは都賀さんの許可もらわなければなりませんけれども、そういう整備はできるのかなと思っております。

それから、特に2つの管理者の中では何か所かありますけれども、水族館については、今の管理者は積極的であります。いろいろなことをやっていただいて、触れ合える魚とか生物とかということでもやっておりますけれども、ワシントン条約がありますけれども、それほど高いものは買えないかとも思うんですけれども、もっと高いものは市で買ってやらないとだめなのかなと。例えば、美術館に行けばピカソの絵が1点あれば、相当の100万人は来ると言われておりますから、そういうことで、何かメインになる魚をきちんと私はそろえるべきではないかなと思っております。そういうことについても答弁をいただいて、防災無線については検討いただきました。

それから、市長を一つだけは褒めたいと思います。これは、跨線橋の問題で、おおつ野の協同病院ができることについて県と協議をして、何らか対策をとりたいということの前向きの姿勢だけは評価をしたいと思います。

それで、要望で、あとは質問いたしますので、今の点だけお答えをいただきたいと思います。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

何か私がペテンにかけたように言われましたが、全然そんなことはないので、それははっきりするように、準備会の議事録を事務局に用意していただきたいと思います。検討委員会の準備会の議事録を見ていただければ、どういう経過で、私とその次に新聞に載せたかというのはわかると思う。載せたというか、私はブログで言ったんだかなんだか、ちょっと忘れちゃいましたが、多分準備会の後に新聞報道があったんだと思います。ですから、準備会の議事録を事務局に用意していただきたいと思います。

あと、雪入の件につきましては、予算もかかることなので、検討はしたいと思いますが、わかる範囲で担当部長から答弁させます。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 吉藤 稔君。

○環境経済部長（吉藤 稔君）

ただいまの山内議員さんのご質問でございますけれども、まず、雪入ふれあいセンターですか、これの周辺にあります金山、2つほど洞窟がありますけれども、それを含めましたふれあいセンター周辺の整備でございますけれども、現状としましては、ボランティア活動によりまして遊歩道がある程度は整備されておりますけれども、そういった金山のほうまでの整備には至っていないのが現状でございますので、今後、指定管理者のほうと協議しながら、さらにはボランティアと相談しながら、特に女性と子どもが歩けるようなことで、それによりまして集客力のアップということを念頭に入れながら図っていきたいと思います。

また、水族館につきましても、あそこの指定管理者につきましても積極的に管理運営されておりますけれども、さらに、ただいま議員さん言われましたような、予算も関係しますけれども、そういった珍しい魚とか、そういったことも検討していきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

以上で15番 山内庄兵衛君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時07分

再 開 午前11時17分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

続いて発言を許します。

3番 山本文雄君。

[3番 山本文雄君登壇]

○3番（山本文雄君）

私は、昨年の市議会議員選挙におきまして、市民の皆様のご支持をいただき初当選させていただいてから1年が経過いたしました。この1年を簡単に振り返ってみれば、地域経済の低迷や市民意識の多様化の中で、行政のなすべき課題も山積し、議会人としての見識や政治姿勢なども市民から厳しく問われていることを日々痛感いたしております。

また、申し上げるまでもなく、3月11日に発生した東日本大震災には、茨城県を含む東日本一帯を中心に未曾有の災禍をもたらしましたが、その復興・復旧対策は、今日ようやく復興庁が設置されるなど、1年が経過して、やっと本格的に動き出したという状況にあります。

そうした中で、私はこれまで4回の市議会定例会において、22項目以上にわたる行政の諸問題について一般質問させていただき、市政運営のあり方を指摘してまいりました。今後とも、市長初め、執行部の皆様、議員各位のご指導をいただきながら、政治は社会正義の実現にありという理念のもとに、私なりの職責を全うしてまいりたいと心を新たにいたしております。引き続き何分のご支援を賜りますようお願いを申し上げて、早速一般質問に入らせていただきます。

最初に、今、大きな懸案事項になっております統合庁舎の建設問題についてお伺いいたします。

統合庁舎の建設につきましては、かすみがうら市誕生以来の懸案事項でもありましたが、庁舎の老朽化に加えて、今回の耐震化の問題によって、一挙に大きな課題になっております。さきに執行部から提示された千代田庁舎復旧パターンに基づいて暫定的に検討したところでは、建設予算の効果などを勘案すれば、議会としても統合庁舎の建設が大勢を占めているような状況にあります。そうした中で、いよいよ議会、執行部を含めた検討委員会が立ち上がって、建設に向けた具体的な体制が整い、大きな第一歩を踏み出したところであります。

この統合庁舎の建設に関しては、建設予算も問題ではありますが、何と云っても、重要なポイントは、その位置をどこにするかという問題であります。私は、議員としてのさきの提言で2つの案を提示いたしました。

その1つは、この際、神立駅東口に適地を求め、そこに市役所の統合庁舎を新設し、かすみがうら市の中心市街地を拡大整備していくべきだという考え方であります。幸いに、戸崎地区に隣接した土浦市のおおつ野地区には、新しい土浦協同病院が建設されることが決定しており、近い将来には周辺の開発区域が拡大し、当市を含めた新しい町並みが出現することが予想されています。今後、当市としても取り組んでいかなければならないであろう、おおつ野地区の開発地に連

絡する道路の整備や、新たな地域開発を前提として、その中核施設として市役所統合庁舎を位置づければ、神立駅東口一帯の整備計画にも整合性が確保されるものではないかと考えています。

もう一つは、千代田大橋を越えて、当市の中心部で、しかも人口が集積する地域の一角を占め、さらに今後の地域開発の可能性などを考慮すれば、わかぐり保育所から、わかぐり運動公園周辺も統合庁舎新設の候補地として検討に値するものだと考えております。

そこで、まず、当市における統合庁舎の位置を決定する場合には、どのような諸課題を念頭に置くべきと思われるのか、市長のお考えをお伺いいたします。

次に、ここでもう一つ考えなければならないことは、旧霞ヶ浦町と旧千代田町の地域的な一体化の問題であります。

ご承知のとおり、両町が合併してかすみがうら市が誕生したわけですが、地域的に当市は隣接の土浦市と石岡市が複雑に入り組んでおり、もともと両町が接する境界線は極めて短く、しかも常磐線で完全に分断されております。それは神立駅周辺の東西地域の町並みや市民の生活動態などを見ても明らかであります。したがって、合併後数年が経過しているにもかかわらず、両町が地域を越えて一体化したまちづくりを進めるというような行政施策はほとんど不可能な状態にあります。

このような当市の諸条件を考慮して、両町の市民交流や地域的な一体化、両町にまたがる地域開発などを効果的に推進するためには、少なくとも以前から浮上していた常磐線をまたぐ跨線橋の建設がぜひとも必要なことではないかと思われまます。そうしたコースとして、稲吉区からのコースや、千代田大橋を延長して常磐線をまたぎ開拓道路や神立駅東口周辺につなぐコースなどが考えられます。しかし、常磐線をまたぐ跨線橋の建設にはなかなか難しい課題を克服しなければならないと思ひますが、神立駅東口一帯の地域開発、そのシンボルとして統合庁舎の新設、両町の地域的な一体化と市民交流をなお一層促進するためにも、合併後の両町をつなぐ真のかけ橋として、この機会にこそ、跨線橋の建設を行政課題の一つにぜひとも掲げるべきだと私は考えております。

そこで、かすみがうら市における今後のまちづくりと地理的な条件を踏まえて、常磐線をまたぐ跨線橋の建設促進についてどのようなお考えをお持ちなのか、市長のお考えをお伺いいたします。

次に、小学校の統廃合の問題についてお伺いいたします。

人口の減少傾向や若者の結婚観、子育てなど社会環境の変化と多様化などから児童数が減少し、健全な教育経営が成り立たなくなっていることは、当市だけではなく隣接の土浦市なども同じです。既に小学校の統廃合などの審議が始められているという実態にもあると聞き及んでおります。当市としても、特に志筑小、新治小、七会小、上佐谷小の児童数が年々減少しているという実情は、従来から指摘されているところでもあります。そうした実情の中で市長の考え方を伺いますと、ただいま申し上げた4つの小学校を対象として、平成28年度を目標に統廃合を進め、新設間もない志筑小学校に一元化したいという政策をお持ちのようであります。

明治維新以来、教育は立国の基本であります。特に小学校は、地域社会の伝統と協力、奉仕によって維持、発展してきたという側面があり、単に小学校は児童の教育の場というばかりではなく、地域文化の中心であり、共同社会に生きる人々の心のよりどころでもあります。したがっ

て、児童の数が減少してきたから、幾つかの小学校を統廃合して適正規模の小学校一つにすればいいという机上の論議では、解決できないさまざまな諸問題が内包しているのではないかと思います。今後、この問題を教育行政の重要な課題として位置づけ、実現していく場合には、統廃合の検討委員会や地元の協議会などの審議調整などを見て具体化をされていくべきだと思いますが、とりあえずここでは小学校の統廃合の計画と課題について、教育長から現時点での考え方をお伺いいたします。

次に、中学校の武道必修化についてお伺いいたします。

平成24年度から中学校の保健体育の授業で、柔道、剣道、相撲のいずれかの武道が必修化されることですが、多くの教育現場では防具などの準備が不要な柔道を選択して実施するという動きであるように伺っております。武道必修科目は1・2年生の男女が対象とのことですが、それが適正に行われれば、日本古来の武道文化を学ぶとことにより、その体力や技術ばかりではなく、礼節や精神面などを習得することになり、大変意義ある授業と言えるわけですが、一つだけ問題が指摘されております。それは、柔道の授業における安全性の問題であります。ある新聞報道によれば、部活動授業中に起きた中高生の死亡事故は、近年の28年間で114件発生し、これは年間4人の生徒が命を落としている計算になると、そういうショッキングな実態であります。当市においても武道必修化の選択科目は柔道になろうかと思いますが、もちろん既にこうした安全対策を含めて万全の指導体制で授業が行われるように準備が進められているものと思います。

そこで、武道必修化の教育目標や安全対策は、特に中学生を持つ多くの父兄からの心配の声が聞かれますので、武道必修化とその指導体制について、教育長から具体的なお説明をお願い申し上げます。

最後に、人事異動の適正化についてお伺いいたします。

私は以前に、職員の能力開発度、行政事務の適正化について一般質問をしたことがございます。つまり、今日の市民生活の多様化や情報化を、あるいは市民レベルの向上など、行政を取り巻くサービス環境も大きく変化し、これに対応する行政力のあり方も、その計画性、透明性、公平と公平性など、質的にも高度な対応が求められている中で、1、職員の意識改革と能力開発、2、職員の採用区分に応じた人事システムの構築、3、適正な人事評価と適材適所の配置、4、女性職員の積極的登用などの諸点を申し上げたところであります。

今回の職員の人事状況をお伺いしたところによれば、本年度の末には多数の幹部職員などが退職の意向にあるということでもあります。このため、4月には大幅な定期人事異動も予想されております。申すまでもなく、人事の要諦は適材適所にあると言われておりますが、いかなる場合でも、どなたが任命権者であっても、常に人事は適材適所という理念で行われてまいりました。しかし、よく考えてみますと、何が適材で何が適所であるかということは、任命権者側の極めて不透明な論理であるならば、ただ新体制後の行政事務のあり方や政策効果の評価などで判断せざるを得ないわけでもあります。そうした人事情勢の中で、今、私が申し上げた諸点を踏まえて、任命権者たる市長はどのような理念のもとに人事を行い、適正な行政組織を維持し、市民が求める行政サービスを確保していくおつもりなのでしょうか。いわゆる適材適所の人事異動について市長のお考えをお伺いいたします。

また、もう一つは、これまで凍結してきた職員の新規採用を行うとの意見があるやにお聞きし

ております。かつて私は、職員の能力開発に関連して、その以前の問題として本質的にそれ相応の素養を持つ職員を採用試験の段階から確保すべきであると申し上げてまいりました。つまり、県職員のように上級職、中級職、初級職というような区分は難しいとしても、大卒レベル、高卒レベル、専門職程度のランク付によって採用すべきではないかということでもあります。そして、全職員の中である一定程度基本的な学歴、素養を備える職員を確保していくことは、行政対応の高度化や市民の一般的な教育環境の中では必要なことであり、また、そうした採用区分や能力に応じた新しい人事システムを構築し、総合的な行政力のレベルアップを図っていくことは、今日の市民が求める行政の本質かつ根本的な問題につながる課題であると思うからであります。前回は必ずしも私の満足いく答弁はありませんでしたが、今回は凍結していた新規採用試験を行うということでもありますから、職員の新規採用について市長の職員採用の考え方を具体的にお伺いいたします。

以上4項目について、市長、教育長に所見をお伺いして、私の第1回目の一般質問を終わります。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

山本議員のご質問にお答えいたします。

1点目1番、総合庁舎の建設につきましてお答えいたします。

山内議員のご質問への答弁でおわかりいただいたと思うんですが、なお補足するとすれば、いわゆる統一庁舎の話についてのお尋ねもあったと思うんですが、その位置であるとか財源については、私は全く白紙でありまして、統一庁舎をつくるということになれば、いずれにしても、今の霞ヶ浦庁舎と千代田庁舎の間になるのは、これは当たり前でありまして、どちらかへ統一庁舎にするというのはなかなか現実的には難しいと。霞ヶ浦庁舎のほうへ統一庁舎を持っていくという話もあるかとは思いますが、これは現実的になかなか同意が難しいのではないかと。ですから、常識的には、統一庁舎をつくられば、だれが考えたって神立近辺であります、財源が伴わないとだめでありますから、それを踏まえて皆さんに判断していただくと、そういう意味から住民投票の必要性を述べているものであります。私自身は全く白紙でございます。

まずは分庁舎方式で進んでいるわけでありまして、それを前提とした当面の対応をとっていくと。その上で、走りながら考えていくと。ということは、検討委員会をつくっていくということがいいかと思うんですが、議会のほうから検討委員会に参加できない旨の文書もいただいておりますが、これはそのとき、きのう、議員さんが考えただけでありまして、まだ私と話していないわけですから、皆さんとよく話し合った上で、検討委員会についてはやったほうがいいのではないかと私は思います。

そういう際に考えなくてはならないのは、財源の問題もさることながら、未来永劫にわたって、10年、20年、30年ってかすみがうら市だけでやっていくということはあまりないわけでありまして、いわゆるつくば広域圏ということを私最近申しておりますが、そういったことも踏まえて庁

舎問題を考えていく必要があるのではないかと思います。

1点目2番の跨線橋の建設促進につきましては、これも山内議員への回答で大体よからうかと思うんですが、いずれにしても、跨線橋につきましては、かすみがうら市単独の話ではないよと。単独でやるんだったら、とても投資効果が悪いだろうということで結論が出ているわけです。そうじゃなくて、協同病院という新たな要因が出てきたわけでありますから、それを踏まえて県にも入ってもらってみんなで考えていこうよ、四者で考えていこうという、こういうスタンスでございます。

2点目、小学校統廃合については教育長からの答弁とさせていただきます。また、3点目につきましても、武道必修化につきましても教育長からの答弁とさせていただきます。

人事の適正化であります。4点目1番の適材適所の人事ということでありますが、より効率的で機能的な行政運営を推進するためには、職員の意欲や能力を引き出すことが重要であります。職員の能力を有効に活用するために、職員の適性を生かすことが重要でありますので、職歴、また、その人の持っている資格等を配慮して、自己申告による本人の意向を確認して今進めております。適材適所による柔軟な人事配置を行ってまいりたいと考えております。

特に、今年度初めてなんです。昇任試験というのを実施いたしました。来年度、人事発表、この議会終わると間もなく人事がなされますが、昇任試験を相当の方が受けております。係長級に昇任するとか、あるいは係長が補佐に昇任するとかというのは昇任試験を実施しております。今年度からですが、昇任試験の採点は副市長以下数名でやっております。それを私は全く関与しておりません。補佐級までの人事配置については職員課で担当しております。特に問題が私のほうにも届いているような人事案件については、私も多少関与はさせていただきますが、それは数百名の中で二、三人のことでありまして、補佐級以下の人事について、補佐の配置については私も関与しますが、いわゆる公平さを保持する、そういう点で適材適所主義を貫く、さらには、何よりも本人の意思、そういったものも尊重したいと思います。そういった中でやる気を引き出していく、そういう対応を今後もとっていききたいと思います。

また、職員の新規採用であります。2年間新規採用をとめているわけで、24年の当初4月1日も含めると2年間新規採用ないわけですが、消防職等については多少、これはいわゆる体力勝負のところがありますから問題が出ております。そういったことを勘案して、ことし10月には3名程度の消防職員を新規に配置したいと思っております。今は既卒者がいっぱいいますので、そういう受験してくれた中から既卒者で、即10月に就業できるという方を優先採用して、3名消防職に入れます。これは消防長とも打ち合わせ済みでございます。人事担当部署とも打ち合わせ済みです。そのほかについては、来年の25年4月の採用になります。25年4月には新規職員を採用していこうという考えでおります。

新規職員の採用について、じゃ、何人なんだということについては、24年度の全般、人員配置計画を全面的に見直そうと思っております。今までの職員削減計画は十分クリアすることは確実にありますから、それ以上になっていますので、さらに踏み込んだ削減計画をつくりたいと思っております。そういう中で、じゃ、新規採用職員が何人必要なのかというのを、遅くも6月ごろには出して、来年の25年4月の新規採用職員の採用試験に間に合うように対応していきたい。ですから、25年4月には数名の、何人なるかは今申せません。これは6月までに精査してやっていくと、そうい

う考えでおります。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

教育長 菅澤庄治君。

[教育長 菅澤庄治君登壇]

○教育長（菅澤庄治君）

山本議員 2点目の小中学校統廃合につきましてお答えいたします。

教育委員会では、子どもたちの学習環境がよりよいものになるように、統廃合の検討を進めるべく、市内小中学校の適正規模化について学区審議会へ諮問を行ってまいりました。

これまでの答申では、小学校は1学年2学級以上、中学校は1学年3学級以上が望ましいとの答申をいただき、さらに、適正規模化の検討を要する学校、要しない学校として諮問をして、小学校は11校、中学校3校を適正規模化の検討を要する学校として答申をいただきました。

今年度につきましては、適正規模化の検討を要する学校の具体的な組み合わせ等について諮問をしまして、1月に答申をいただいたところでございます。

この答申では、霞ヶ浦地区の中学校2校を1校に、南中学校区の小学校4校を統合して1校に、北中学校区の小学校3校を統合して1校に、千代田中学校区の小学校4校を統合して1校に、それぞれの位置や統廃合にかかわる配慮すべき事項、諸条件について答申をいただきました。

答申における配慮すべき事項、諸条件では、学校の統廃合にかかわるさまざまな諸問題を課題として取り上げております。その中の大きな課題としましては、通学距離が遠くなってしまう児童生徒がいるために、児童生徒の安全な登下校の確保が必須となります。また、統合に伴って施設の確保や、これまで長年培われてきた学校の伝統、地域と学校のつながりなどいろいろと配慮すべき事項がございます。

これからの計画の作成に当たりましては、単なる組み合わせだけではなくて、通学手段の確保や施設の確保などを盛り込んで、地域の皆様へ説明を行いながらご意見を集約して、合意形成を得ながら統合計画の策定、そして統合を進めていくつもりでございますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

続きまして、中学校保健体育の授業の武道の必修化について、また、その指導体制についてお答えいたします。

平成20年に学習指導要領が改訂されまして、移行期間を経まして、中学校では来年度より完全実施となります。武道については、これまでは中学校の保健体育科の授業において選択制でありましたが、来年度からは1・2年生で必修となります。

武道は「礼に始まり礼に終わる」と言われるように礼法を特に重要視しておりまして、今日的課題から見ても必要性のある種目であると思っております。また、我が国の文化や伝統を尊重するという点からも、大変意義のあることであると考えております。山本議員ご指摘のとおりでございます。

武道の種目は、柔道、剣道または相撲のうちから1種目選択となっておりますが、どの種目を選択するかは各中学校の判断に任せられております。本市の中学校では、南中と千代田中が剣道、北中と下稲吉中が柔道を実施する予定になっております。

山本議員ご指摘のように、学校における体育活動では全国的に見ますと、柔道の授業などにおいて生命にかかわる大きな事故が発生しており、本市でも十分起こり得ることだと心配しております。生徒の安全を確保することは何よりも重要なことですので、生徒の健康状態の把握、施設や指導における安全面の配慮事項を周知徹底してまいりたいと思っております。

武道の指導教員、特に安全面で心配される柔道につきましては、幸いにして、北中は体育の教員は1人しかおりませんが、柔道初段なんです、下稲吉中は体育の教員3人おりますが、そのうち2人は初段なんです、段位を取得しております。ですが、これから各種研修会への参加やモデル校の取り組みを調査するなどして、指導面での質の向上を図っていきたくて考えておりますので、ご理解願います。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

お諮りいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認めます。

再開は午後1時30分再開といたします。

休 憩 午前 1 1 時 4 8 分

再 開 午後 1 時 3 0 分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

発言を許します。

3 番 山本文雄君。

○3 番（山本文雄君）

再質問させていただきます。

統合庁舎の建設につきましては、昨日、全員協議会のほうで庁舎問題に対する申し入れ書を執行部のほうに提出してありますので、割愛させていただきます。

2 番目の跨線橋の建設促進についてお伺いいたします。

これも山内議員さんのほうから質問がありまして、内容はわかりましたけれども、跨線橋につきましては、本当に旧霞ヶ浦町と千代田町が本来のかすみがうら市になるためには、跨線橋をかけなければ本来の姿が出てこない、このように私は見ております。必ず3市と、さらに県・国等、要望をかけて実施できるように、市長のほうに強く要望いたしたいと思っております。よろしくお願いたします。

統廃合の計画と課題についてでございますけれども、私は、霞ヶ浦地区については把握してなかったもので、千代田地区について取り上げて質問いたしました。今までも千代田地区においては、統廃合について何度かそういうお話が持ち上がりましてけれども、そのたびに地元の強い反対に遭い、統廃合できなかった経緯がございます。今回は市の学区審議会の答申に基づいて、教

育長はその決意はあるのかどうか、そういう決意を教育長に聞かせていただきたいと思います。

○議長（小座野定信君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

子どもたちのよりよい教育環境を整えるということは、最重要課題かつ喫緊の課題でございますので、統廃合につきましては、私は強い決意を持って臨みたいと考えておりますので、どうぞよろしくご協力をお願いしたいと思っております。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君。

○3番（山本文雄君）

ひとつよろしく願います。

武道の必修化、指導体制についてでございますけれども、南中と千代田中学校が剣道、北中と下稲吉中が柔道というふうなことで選択されたわけでございますけれども、柔道については有段者というようなことで安心しましたけれども、念には念を入れて、事故のないように体制を整えていただきたいと思っております。よろしく願います。

それから、職員の新規採用でございますけれども、人員等については大体わかりましたけれども、公募の方法、採用の時期、それらについて人数等がもしわかれば市長のほうからお答え願いたいと思っております。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

先ほどお答えしたとおりでありまして、今時点で何名ということは考えておりません。あくまでも必要人数を6月中には算定したいと。そういう中で募集してまいりたいと、こういうふうを考えております。消防のほうは、先ほどお答えしたとおり10月の3名採用方針は決まっております。そういうことで担当には指示をしております。

採用の公募の方法は、従来の方法と同じですからホームページ等で、もちろん試験やります。当たり前のことでありまして、判断基準は試験でありますから、試験で採用するということになります。縁故は一切やりません。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君。

○3番（山本文雄君）

私は、広報紙で募るのかどうか、みんなに知らせるほう、そのほうをお願いいたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

これは、だって広報しないとどうやって、私、せがれ連れてくるとか、そういうことできないので……

○議長（小座野定信君）

市長、質問は、広報紙も使うのかどうかということですから、端的にお答え願います。

○市長（宮嶋光昭君）

これは当たり前の話です。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君。

○3番（山本文雄君）

申しわけございません、当たり前の話を聞いて。

それで、市長のほうから、4月1日から昇任試験の人を新たに昇任するみたいな話がありましたけれども、昇任試験だけで、仕事ができない人が試験に受かって面接に受ければ、例えば係長とか課長補佐とか課長になった場合には、組織的にちょっとおかしくなってしまうときもあると思うんですが、その辺については、仕事面についてはどのように勘案しているのかどうか、お伺いいたします。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

お答え申し上げます。

ことしから昇格試験を実施するというようなことで、先般実施したわけでございます。係長、課長補佐につきましては、レポート提出をもとに、今後かすみがうら市役所においてどういった業務、仕事を前向きで実施したいというふうなことでプレゼンテーションをやったわけでございます。その中で、上手にといいいますか、できなかった方も中にはいらっしゃいましたが、その中で選抜をいたしまして、それぞれ審査員が点数をつけまして、合否の結論を出したわけでございますが、その中では非常に皆さん優秀でございまして、どこへ行っても業務はできるというふうな、私もその中の審査員の1名でございましたが、確信を得たところでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君。

○3番（山本文雄君）

私心配しているのは、実際、各課でも同じなんですけど、意外と仕事ができない人の階級が上がってしまうというところを随分見てまいりました。そうすると、年功序列というのは、今はだれも考えておりませんが、実力主義というふうなことで仕事を今やっていると思うんですが、実力のない人が上がった場合には組織として仕事がうまくいかないの、その辺は十二分に考えて人事異動に採用していただきたいと思っておりますので、これは要望をいたします。

最後になりますが、当市の懸案事項でもある6号国道バイパス工事については、まだ先が見えてこない状況にあり、また、石岡斎場建設についても一応の合意には至ったものの、まだ幾つかの問題点が解決されたわけではありません。さらに、小中学校の統廃合についても、さまざまな紆余曲折が予想されます。

また、市長は、水道料金の10立方メートル以下の値下げ、中学生以下の医療費の無料化、職員の給料を段階的に10%削減する案など、市民受けのする政策を提示しております。その一方で、

五輪堂橋の建設については石岡市の負担分まで本市が支払うなど、市の財政運営に一貫性のない市政を展開しております。市長は、市の借金はどのようになっているのか、よくご承知のほうであります。言うまでもなく、市の財政はそのまま進むと極めて憂慮される状況に至り、ただ単に耳ざわりのいい市民受けする政策ばかりでは、財政はますます悪化の一途をたどってまいります。

国においても、民主党もマニフェストに反して歳入をふやす政策を打ち出し、2014年から社会保障と税の一体改革と銘打って消費税を8%、2015年にはさらに10%と引き上げることが閣議決定されました。世界を見ても、どの先進国もよい経済状況ではありません。ここらで本市の立地条件を生かした優良企業の誘致や、高速道路の千代田・石岡インターチェンジ周辺の土地の有効活用、また、広大な農地を利用した農業の振興政策など、積極的に考えてもいいのではないかと思います。

例えば、農業振興については、土浦市のおおつ野ヒルズの一角で何十棟というハウスを建て、大規模なレタス栽培をしている事業所があります。企業が農業に目を向け、地方に進出して事業展開しているわけですが、今、出荷が追いつかないという生産状況にあるようです。ここでは水耕栽培による無菌・無農薬という自動化された栽培方法を行っていると思いますので、安心して消費者に新鮮でおいしい食材を提供しつつ、これらの産業に従事する雇用も確保されているなど、一般の企業が農業にも進出し、良好な成績を上げている状況にあります。

このように、時代が変化しておりますので、全職員が英知を結集して、東に霞ヶ浦、西に筑波山という、茨城の二大シンボルの自然環境を生かす事業が展開できるよう、しっかりとした計画を立て、かすみがうら市に住んでよかったと市民から言われるまちづくりに方向転換し、リーダーシップを発揮していただくことを市長にお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君の一般質問を終わります。

次いで発言を許します。

5番 古橋智樹君。

[5番 古橋智樹君登壇]

○5番（古橋智樹君）

平成24年第1回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問を行います。

第1点目として、最優先すべき震災断水対策の事業化遅延について質問いたします。

昨年3月11日に発生した東日本大震災において、当市で最も多くの被害規模となった断水であります。私たちの生活に欠かせない、より安心・安全な水の供給を一日も早く構築させる、これこそが我が市にとって震災後最優先すべき課題でありました。その後、またいつ来るやもしれない大地震に備え軽微な水道設備、さらには、食料は補充したものの、市民の安心・安全を根幹から整備すべく、宮嶋市長はご自身の後援会会報も含め、市民の皆様に最優先事項としてお約束されたのであります。

しかしながら、宮嶋市長は、ご自身の選挙公約のメンツばかりを優先していたのが実態であります。市役所内の貴重な人手や時間、予算を、最終的に無用となった単独火葬場整備計画のためにプロジェクトチームを用い、災害の教訓を安心・安全なまちづくりのため具体的に反映させることは、さほど重きを置かぬような市長の采配ぶりで行ってまいりました。放射線への対応も、親身に

なった姿勢も、市長にはいささか欠如していると感じたものであります。

本質問の水道事業においては、この対策を棚上げにして、10立方メートル以下の料金の値下げや、水道企業会計の留保資金についても一方的に消化させる見通しなど、市長の水道事業管理者としての企業運営姿勢から、最優先すべく安心・安全な水の確保を軽んじているように見受けるものでございました。

そこで、お伺いいたします。東日本大震災による対応として、水道料金の値下げ等よりも、何よりも率先して取り組むべき水道の確保について、1年間を経て事業化できなかったことについての考え方をお尋ねいたします。

続きまして、第2点目として、選挙公約優先による事業計画全般の停滞について質問いたします。

さきに申し上げましたとおり、選挙公約のメンツに執拗にこだわり、本来事業全般を調整する役割が市長には欠けている、そして、このかすみがうら市の広い郷土の価値を高めたいという市長の意思は我々には感ずるものはありません。板橋区における野菜の直売や中学生以下の医療費無料拡大や行財政改革においては、具体的に税収を拡大させるような具体的案を示せないなど、まだまだ評価するには乏しい実態であります。市長ご自身の視野には、選挙公約以外に何があるのか改めて問うものであります。

そこで、お伺いいたします。石岡地方斎場建設計画見直し、職員給与削減、あじさい館管理委託の複数年契約、新盆見舞いの公職選挙法違反等による必要以上の労力、時間に及ばせた責任、さらには、土浦市との合併交渉の滑り、ほか、事業計画全般とのバランスについていささか欠けることから、私から見ての停滞についての考え方をお尋ねいたします。

続きまして、第3点目としまして、神立停車場線の整備計画と市街化税収効果について質問いたします。

これまでの一般質問への答弁で、計画路線内に28棟の構築物があり、これまでの建物補償の実績として、1棟当たり約5000万円を費やしたとの土木部長の答弁から、この計画路線に対して総合計画の後期基本計画案の具体的なお示しとしては、トーンダウンしたように私はとらえております。

昨日の施政方針において、路線の調査費用として計上された3000万ほどでしょうか、具体的に今回上程されております。来年度、その次の年度においては、それぞれ予算は計上されておりますが、実態となるまでに過去のさまざまな案件から今に至っているとは存じますけれども、さまざまな事案を今後何とか最小限の負担で事業化をさせる、実行させる、そして、こういう条件をクリアして、震災後の復興においてまちづくりへ利活用させることなど、検証、検討することが、当市の企画力の見せどころでもございます。

さらには、この計画路線が路線周辺の開発も整い、市街化の中心に位置し、市街化区域における調整区域に比べ非常に高い固定資産税額応分の整備を進めることは当市の義務であり、計画路線上の構築物を保有する所有者、地権者にとっても権利でもございます。果たして、神立駅前区画整理だけの単独の事業化だけで、費用対効果がこの路線の実現なしに十分あり得るのでしょうか。いま一度この2つの計画の事務的検証と根拠を整え、先に事業化を進められている神立駅前の整備に当たられることを切に願うものであります。

そこで、お伺いたします。税収対象拡大目的の具体化策のない総合計画や復興計画のない当市にとり、当神立停車場都市計画路線は、路線周辺価値を上げ、税収効果をねらうべきことについて市の考え方をお尋ねいたします。

2つ目に、当市の都市計画区域分布における市街化固定資産税率存在の意義、計画路線上構築物対応と補償相当の今後のハンデ対策について市の考え方をお尋ねいたします。

続きまして、第4点目といたしまして、東西幹線道路計画による地域活性と安心・安全な通行について質問いたします。

先ほど来、跨線橋に係る質問で、市長の、私の質問に関連した答弁がございましたけれども、私から改めてお尋ねするものです。

さきの震災での教訓は、水の確保だけではございません。当市の東西通行の往来について、非常に不合理が多いことが露呈されたわけでございます。この露呈は、ひいては当市の活性化、東西地区の相乗効果につながるわけでもございます。さらには、当市の交通事故発生の際内ワーストクラスに位置する道路環境にも、この東西幹線道路の計画というのは、私は非常に起因としてつながるものであると考えているものでございます。

この件について、さきの総合計画審議会に私が出席した折、時の審議会の座長は、私のこの提言に対して、通常座長が発言することはないのですが、黄色信号で突っ込む運転手が多いから当市は交通事故が多いんだというふうに、私の発言に水を差すような形でご発言されたわけでございます。私は、この発言水準を是認しての反映か、総合計画の後期基本計画には具体的なものとして東西幹線道路が何も読み取ることができませんでした。この東西幹線道路は、次世代のためにも、まちづくりの基盤として非常に培うものであろうと考えるものであります。

また、既存の市道を、具体的には千代田大橋からの2784号線を延伸してつなぐことに関しては、先ほども市長の答弁がございましたが、石岡市や土浦市の協力が欠かせないのでございます。特に石岡市三村地区の中を横断しなければ効率的な幹線道路は整備することはできないわけでございます。しかしながら、さきの石岡地方斎場計画の一件で、宮嶋市長は石岡市との友好関係を大きく損ねてしまったように私はとらえているわけでございます。これゆえに、この幹線道路の理想には大きなハンデが加わったわけであります。その石岡との関係において、さらには市街化地区に及んだ悪臭対策後のフォローも、当市はいささか石岡市に対しましてうまくとれていないのではないかと察するところであります。このような状況下でも、かすみがうら市の未来のため、次世代のために、東西幹線道路の計画を築き、次世代にバトンタッチする意思が当市にはあるのか、改めてお伺いするものです。

そこで、お尋ねいたします。東西の往来が不便・不安定な当市の道路の現況を改善すること、広域消防化による市内の緊急通行の対応、さらには協同病院の移転に関しておおつ野地区に総合病院が移転することを想定した幹線道路の確保について、市の考え方をお尋ねいたします。

以上で私からの1回目の質問とさせていただきます。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

古橋議員のご質問にお答えいたします。

1点目、最優先すべき震災断水対策の事業化遅延につきましては、水道事務所長からの答弁とさせていただきます。

2点目、選挙公約優先による事業計画全般の停滞につきましてお答えいたします。

昨年の新盆回りの件に関しましては、私の誤った認識によって、議員の皆様を初め、市民の皆様並びに多くの関係者の皆様に変なご心配とご迷惑をおかけしました。このようなことを今後繰り返さないよう、十分反省をし、なお一層市政の振興に努めてまいりますとともに、自分への戒めとして、本定例会に報酬の減額を提案させていただきましたが、ご理解いただけずに残念としか言いようがありません。

また、私の選挙公約を優先することにより事業が停滞したということではありますが、市の借入金残高が350億円と危機的な状態にある中で、これを脱するには徹底した行財政改革が必要であり、さまざまな事業の見直しを進めることが不可欠であります。時間をかけずに見直しできれば改革はスムーズに進められますが、一方で痛みを伴うケースがあるわけであり、石岡地方斎場建設計画のように、計画見直しのための合意形成に長時間を要した場合もございませぬ。また、職員給与削減や各種施設等の管理委託の見直しも積極的に今後は進めていきたいと、こういうふうに考えております。

3点目、神立停車場線の整備計画と市街化税収効果につきましては、土木部長からの答弁とさせていただきます。

4点目、東西幹線道路計画による地域活性と安心・安全な通行につきましては、土木部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

土木部長 大川 博君。

[土木部長 大川 博君登壇]

○土木部長（大川 博君）

3点目1番、当該路線は路線周辺価値を上げ、税収効果をねらうべきということについての考え方につきましてお答えをいたします。

本路線につきましては、23年第3回の定例会でもお答えしましたように、土浦市、本市の総合計画等において、神立市街地の主要幹線道路として位置づけられております。さらには、土浦市との一部事務組合で施行している神立駅西口地区土地区画整理事業との関連事業で、神立駅周辺整備の中で重要な路線と認識をしてございます。

このようなことから、先ほど古橋議員さんからもご指摘ありましたが、平成24年度に用地・路線測量の実施計画を立て、予算を計上しているところでございます。その後、事業認可の手続を経て、神立駅西口地区土地区画整理事業の進捗状況を見ながら、土浦市と協議を行い、事業計画を定め、段階的に整備していく必要があると考えております。

税収効果についてでございますが、古橋議員から以前にもご意見がございますように、当該路線が整備されれば有効な土地利用が図られることにより、税収の向上等につながるものと考えてお

ります。

3点目2番、計画路線上構築物対応と補償相当のハンデ対策についてお答えいたします。

都市計画決定された計画路線上には、都市計画法第53条により許可を受けて建築された補償物件が28件あります。ご指摘のとおりでございます。今後、当路線の整備に向け事業認可を受ければ、都市計画法により制限が厳しくなり、一般的な建築物は建築することはできなくなります。これらの建築物につきましては、事業認可取得後は用地買収と移転補償をしなければなりません。その時期には、関係者の方々には速やかな事業展開が図られるよう、ご理解とご協力をお願いしたいと考えているところでございます。

次に、4点目、東西幹線道路計画による地域活性と安心・安全な通行につきましてお答えをいたします。

不便・不安定な道路の改善につきましては、市民生活に直接かかわる地域の生活道路を、安全性、利便性を向上させ交通の円滑化を図るため、緊急度合いなど優先順位を定め対応してまいります。

24年度におきましては、水資源道路の歩道の設置、下佐谷地内の道路改良工事など、狭隘箇所
の拡幅工事を予定してございます。

先ほど広域東西幹線道路の計画につきましてのご質問に対しましては、先ほど山内議員、山本議員の質問に、県の協力を得、石岡市、土浦市両市と広域幹線の整備について協議検討を図ってまいりますと市長からお答えしたとおりでございます。この中には、東西幹線道路計画をどういうふう
に位置づけていくかということも見据えて考えてございます。

この協議の中で、議員ご指摘の広域消防化による緊急通行の対応、おおつ野に建設される総合病院までのルートはもとより、道路構造、事業手法、必要な事業費などさまざまな課題を検討してまいりたいと考えております。

繰り返しになりますが、ぜひとも関係市の理解を得、協議を進めていければと考えております。以上でございます。

○議長（小座野定信君）

水道事務所長 川尻芳弘君。

[水道事務所長 川尻芳弘君登壇]

○水道事務所長（川尻芳弘君）

古橋議員のご質問にお答えいたします。

1点目、最優先すべき震災断水対策の事業化遅延につきましてお答えいたします。

東日本大地震の折には、千代田地区浄水場給水区域の方につきましては平成23年3月13日から20日の8日間、霞ヶ浦浄水場給水区域の方につきましては平成23年3月13日から14日の2日間にわたり断水となり、大変なご迷惑をかけた点につきましては、改めておわびいたします。

幸いにして、当市におきましては、管工事組合の協力もあり、給水管等の破損につきましては11カ所で約200万程度の費用で対処することができました。結果的に断水となった理由は、停電の影響もありましたが、茨城県からの受水先である千代田地区の県西用水につきましては、水資源機構の導水管2,200ミリが損傷したこと、霞ヶ浦地区の県中央用水につきましては、水戸地区で送水管が損傷したことによるものであります。

水道事務所では、市長からの提言もありましたが、千代田地区が霞ヶ浦地区に比べ断水期間が6日間も長かったことを課題ととらえ、霞ヶ浦地区から千代田地区に水を送ることを考え、現在も継続中の審議ではありますが、平成23年6月議会で設置された災害に強い水道の構築と経営改善のための調査特別委員会で、霞ヶ浦地区から千代田地区に水を送ることも含め協議しているところでございます。

当初は送水施設をつくり、水を送ると説明してきましたが、費用対効果等を検討した結果、平成24年度から平成26年度の3カ年の合併特例債事業で送水管を整備し、本年度予算案に計上してありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

それでは、再質問させていただきます。

まず、水道の霞ヶ浦地区から千代田地区への接続に関してお尋ねしますけれども、3カ年というところで、また今後も大分期間が長引くような形でご計画されておりますけれども、またいつ来るやもしれない震災において、そういった期間の対応で、震災の後の反省点として対応できるんですか、お尋ねいたします。

○議長（小座野定信君）

水道事務所長 川尻芳弘君。

○水道事務所長（川尻芳弘君）

古橋議員のご質問にお答えいたします。

先ほど旧霞ヶ浦地区から旧千代田地区へ、3カ年の合併特例債事業によって送水管整備を実施するというふうな内容で説明しましたが、水を送れるようになるのには平成24年、平成25年、したがって2カ年で水は送れるようにはなりません。といいますのは、現在霞ヶ浦浄水場から旧日石跡地のところまでは管が行ってございます。池田石油のところまでは250の管が行ってまして、そこから、池田石油から旧日石のところまでは150の管が行ってございます。今回、日石跡地のところから下稲吉第二浄水場まで配水管を平成24年、平成25年で接続いたします。先ほど説明しましたように、常磐線の下を推進等で工事していく関係で、関係機関との協議並びに水道事務所としましては東日本大地震の影響による大事な事業というのはわかっているんですけれども、それだけの事業ではいけないもので、上稲吉の赤水対策やら、ほかの事業もございまして、そういった関係で、旧霞ヶ浦浄水場から下稲吉第二浄水場までは水が送れるようになるのは、24年、25年で送れるようになります。

しかし、先ほど言ったように、池田石油から旧日石跡地のところまでが150ミリの管でございまして、計算上でいくと日量1,000トン強の水は送れるようにはなりません。しかし、今後の旧千代田地区を考えたときに、先々いろいろな浄水場を持っておりますけれども、浄水場の廃止やら、また、市街化区域がたくさんまたあいてございまして、現在、契約水量目いっぱい契約している千代田地区においては水が足りなくなってくるものと予想します。そうしますと、日量1,000トンだけでは心細いので、池田石油から旧日石跡地までの既に入っている150ミリの管を配

水管でそのまま残し、もう一方、250の送水管をつくることによって、ずっと霞ヶ浦浄水場から下稲吉第二浄水場まで250の管で接続することができます。そうしますと、日量3,000トン強の水が送れるようになりますので、24年、25年で水は送れるけれども、3カ年後には3,000トンの水が送れるようになるということでございます。

したがって、それで間に合うのかということでございますけれども、今回、平成23年3月11日の東日本大地震は想定外の津波のため、想定外のことが起きてしまったことと理解しております。想定外をどこまで想定外と考えるのが非常に難しいと思います。なぜかといいますと、費用対効果を考えたときに、費用が幾らでもあれば相当のものまで整備することが可能であると思いますが、それをどこまで想定内にとらえるのかというものが非常に難しい、自分では答えが出せないと思っています。したがって、今後とも、古橋議員ともども、皆様のお知恵をおかりして推進していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

いずれにしても、今のかすみがうら市の水道企業会計の財政力では、それが精いっぱいというふうには聞こえません。私はもっと、ならば違う方法を実施すべき、検証すべきだということだと思う次第なんですけれども、ここまでのこの3年間という計画で精いっぱいという、市長、これまで1年間の中で、プロジェクトチームでもつくってやるべきことだったんじゃないんですか。石岡地方斎場へのプロジェクトチームよりも、もっと優先してやるべきこと、その後に幸いにしてまた大きな地震は来ませんでしたけれども、またあした以降どうなるか、これはわからないわけです。そういう意味では、全然震災後の反省点がこれまで反映されていないんですよ。事業化の遅延どころじゃないんです。市民のライフラインが確保できていないんです。あと2年も3年も待たないとできないということですよ。

市長にここでなぜプロジェクトチームできなかったんだとお尋ねしても、なかなか明快な答えはないと想像しますので、ちょっと質問の趣旨を変えてお尋ねします。市民のためを思って質問しないとしないので、県西用水の確保をより安全な水の確保ということではどういう報告を受けておりますか。

○議長（小座野定信君）

水道事務所長 川尻芳弘君。

○水道事務所長（川尻芳弘君）

県西用水につきましては、既に旧千代田地区で受けている水で、契約水量の4,600トンで水を契約して水を送っている状況です。その水につきましては、当初、県のほうでは放射能等の検査はなしで、うちのほうで検査をして水を供給しておったわけなんですけれども、今は県のほうでも水の放射能検査をし、並びにまた、うちのほうでも、また水の検査をして水を送っている状況でございます。現在は、県西用水につきましては、千代田地区について契約水量、水いっぱい契約しております、どっちかという、確定井戸、暫定井戸に頼った水で確保している状況というふうに認識しております。

[中根議員 入場]

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私は、県西用水が大きな地震で破損して抜けちゃったわけですよ。それで千代田地区の浄水場に水が送れなかったわけですよ。ですから、これは県の事業ですけども、また同等のマグニチュードの震災が起こっても、県の県西事務所のほうでは、千代田地区に水を送ることに関しは、同等の地震が来ても大丈夫ですというふうに説明は受けているんですかということでお尋ねしているんですが。

○議長（小座野定信君）

水道事務所長 川尻芳弘君。

○水道事務所長（川尻芳弘君）

大変とんちんかんなお答えをしまして申しわけありませんでした。

県西用水のほうでは、地震後の対策としてどのようなものを行っているのかということがございますけれども、今回、水戸地区の、要は橋と橋の間の送水管が損傷したということを知っております。その後、県のほうでは、私のほうで聞いたところによりますと、東日本大地震以降、耐震管を前倒して布設替えしていくというふうなことを聞いております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

今の所長の答弁だと、安心したというふうには、私はお答えできません。このような状況ですから、事業管理者の市長がいろいろご自身のメンツで水道事務所の所長を何度も入れかえたから、なかなか事はかゆかかなかったところに、市長の責任を私は感じてもらいたいですけれども、いかがですか、市長。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

水道につきましては、私も一番気にしているところでありまして、震災以来、鋭意取り組んでおります。議会でも調査特別委員会、災害に強い特別委員会ということでご審議いただいております。議会の対応はどうなったか、まだ私も報告を受けておりません。議会のほうでも早く対応をしていただきたいと思います。

[地震あり]

○市長（宮嶋光昭君）

私のほうとしましては、まず、県西用水は木田余で管が2本だめになったわけでありまして。これについては、1本は緊急に対応してつないだわけです。もう1本のほうにつきまして渇水期にやるということで、まだ報告は受けておりませんが、3月いっぱい工期で残った1本のほうを多分今やっているんだと思います。4月からの渇水期対策は、4月からの県西用水の田んぼのほうの水供給は大丈夫だと思います。

それは国のほうですが、あと人事との関連でありましたけれども、水道事務所はベテランがそろっております。上はかわっておりますが、継続的にずっと私も計画を逐次受けておまして、先ほど所長がお話ししたように、いろいろな改善策も加えながら鋭意取り組んでいるところで、全然職員がかわったからどうこうということはないと思います。中心になって進めておりますのは、課長補佐がずっと継続的に1本の線につながっていますから、全然これは問題ありません。ご心配はご無用と、こういうことでございます。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

市長のその解釈、私は非常に甘いと思いますし、反省すべきところは反省したほうがよろしいのではないかと思います。また今も大きな地震がありましたけれども、被害が少ないことを祈っておりますが、今、市長から答弁ありましたけれども、結局、ほかの方策を講じているということはないというふうに、方策が具体的に講じられていないと思うんですけども、このことについて、ここで市長の責任を問いただしても、生まれるものは小さいので、今後、じゃ、3カ年かかるものを、費用をこれだけかけてやるものが本当にいいのか、今回上程されていますけれども、それよりももっと効率的で日にちにかえられるものがないわけですよ、お金よりも。それを市長が責任を持って、どのように安全を確保させるのか、お尋ねいたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

古橋議員お忘れだと思うのでお話をしておきます。もう既に井戸のほうは着々と進んでおまして、生活用水がまずは第一だということで補正予算組ませていただきまして、今年度中に施工しているところでございます。そのほかの長期対策であります、私が、これはつなげということで最初に発議しまして、順次進めているところで、むしろ議会のほうのさっきの特別委員会はどうなったんだと、そっちのほうを私は問いたいぐらいでございます。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

議会、何やっているんだということでお尋ねいただきましたけれども、私は、残念ながら委員には選抜されておられませんので、川村さんが委員長でやっているものですから、私はこれに関して不用意に発言できないんですけども、まず、市長のお考え自体が、私はまちづくりにプラスにならないと思いますよ。もっと、この震災の中で、エゴにこだわらずに、「はい、わかりました」と市民のためにやることは私は普通の市長の答弁だと思うんですけども、この件に関しては、別に答弁、今さら私は聞きたくもないのでお尋ねしません。もっと違うことを聞きます。

今、井戸を掘ったと言いますが、学校に掘ったという話ですよ。市民の各家庭の蛇口に、学校に掘った井戸とどういう関係があるんですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

前にお話ししたと思うので、再度おさらいをさせていただきますが、学校用に井戸を掘ったのではありません。これは震災対策として掘った井戸であります。ただ、井戸は生活用水でありまして、いわゆる飲料水としての井戸ではないということで、とりあえずいざとなれば——脱水症状で死ぬまで飲まない人はいないと思うんですが、生活用水だって地下からくんでいるわけですから、いざとなれば飲めるわけですが、そういうことも考えて井戸は、当初は2カ所にしようとしたら、皆さんのお勧めもあって、各中学校ごとに掘ったわけですね。そういうことで、井戸はとりあえず生活用水として使える、そういうことでやっていますのでご理解を賜りたいと思います。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

結局、学校に掘られたという水は、震災があって皆さんが避難したらお使いするような用途しかないんですね。各家庭で水の安定した供給のために、それが各機場と連動して安定した水の供給が図られるという設計ではないですね、この点はお尋ねしますけれども。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

何かかみ合わないんですが、第一弾としては井戸を掘って、これは震災の緊急対策です。さらに、第二弾の対策として、今、各家庭が蛇口ひねったら、この前は千代田地区が出なくなっちゃったんです。だから、それを霞ヶ浦から引っ張ろうということで今つないでいるわけです。それを突貫工事でやればもちろんいいわけです。水道事務所長が言ったのは、突貫工事で例えば1カ月で仕上げると言えば、これは1カ月でできると思いますよ、お金、余計かければ。だから、それは、いわゆる予算も認めていただいてやるということですから、万が一、この予算でも通らなかつたら、それだってまた先送りになっちゃいますよ。そこら辺をよく考えて、前向き前向きでやりましょうよ。そういうことでしょう、予算通してもらおうのが真っ先ですからね。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私は紳士的にやりたいと思いますので、では、その突貫工事、どの程度の予算規模になるんでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

おかしな話になりますが、突貫工事は私どもは提案しておりません。だから、もし今度の予算を認めてもらえないで、突貫工事でやれと言うんだったら、それはそれで再検討はしますが、調査特別委員会でそういう話が出てくるんだったら、また検討してもいいと思いますけれども、何も突貫工事でこれ今やる話ではないと思うんですね。

[発言する者あり]

○市長（宮嶋光昭君）

いや、だって、突貫工事でという話になるから、そんな話になるのよ。だから、突貫工事の金額は算定してないですよ。そもそもやる気がないわけですから、そんなこと。突貫工事でするとするのは。

[発言する者あり]

○市長（宮嶋光昭君）

おかしな話でしょうよ。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

事務方を初め、市長が5000万前後で接続できるのではないかという、後援会の会報でお知らせした接続の方法ですね。それをベースにいろいろ検証して行って、安定した水の供給を図るためには、もっと予算が必要です、水道の接続ももっと多くやらないとできないということだったんですよ。それを踏まえて調査特別委員会のほうでは、水道事業管理者の計画を尊重して、待っていた経過もあるんですよ。ですから、私は、話戻りますよ、市長。学校に井戸の水を掘ったということで安心してはいけませんよ。震災が起こって、避難したときにしか、その水道の水は有効にならないわけですよ、皆さんがくみに行かなければ。やはり避難するということがどれだけ市民の負担になることかということ、改めて東北の状況を見ればわかるわけですから、それをなるべくご家庭にいてもライフラインは保てるというのが、基本的な安心・安全のまちづくりだと思いますよ。ですから、学校に掘った水、それが幹線のほうに水圧が下がらないように接続できるんだったら私はいいと思いますけれども、そこまでは全然市長は指示していなかったわけですよ。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

何でもかみ合わないと思うんだけど、蛇口ひねったら出るようにつなぐわけですよ。そのために数年かかるということなので、それをあした出せという話にはならないでしょうよ。何を言っているのかと思うんだよね。

[古橋議員「もう一回聞きますから」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

暫時休憩とします。

休 憩 午後 2時33分

再 開 午後 2時40分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

水道で大分時間を費やしてしまいますので、私もこのあたりでこの質問はまとめたいと思います。

私が申し上げたいのは、その3年間という日数がかかること、さらに、これまで1年かかってきたこと、市民の安全な水道の確保のために最優先すべきだったことということを改めて考えれば、水道料金の値下げや水道企業会計の補助金をどのように圧縮するかとか、そういうのはまた安心な水が確保できてからご検討いただくべきだったことだというふうに私は申し上げたいと思います。あとは市民のために、もっと県西用水の水の供給が、このように安心・安全なレベルが確保されていますということをぜひ広報紙等でお知らせいただきたいというふうにお願いします。

また、各水道機場のポンプなども、耐用年数等もよく考えていただいて、ポンプの回転が効率よく水を供給できるようにご検証いただきたいなというふうに申し上げたいと存じます。

続きまして、2つ目の選挙公約優先による事業計画全般の停滞についてということで、市長の答弁からは特段停滞しているという意識がないようなご答弁でありました。先ほどの水道も含めて、まだまだかすみがうら市は復旧から復興となるようなものが何も事業化に至っていないというふうに私は感ずるところであります。小さい事業、各おのおのご努力されておりますけれども、計画として、私は復興計画をぜひ策定いただきたいということで申し上げましたけれども、そういうことなしに、今回復興基金だけを上程されております。このようなことでは、まだまだ税金の効率的な費用対効果が市民のために反映されませんので、ぜひそういったものにお力を注いでいただきたいというふうに願うところです。

私も、施政方針のほうでも再度質問するつもりでございましたけれども、この場で同じ関連として質問したいんですけれども、私はかねがね、財政計画をしっかりとつくっていただいて、その上、市長の公約の医療無料化の拡大などをやっていただきたいということで申し上げてきましたが、今回出たのが財政見通しということで、書類は財政課のほうでご用意いただいたようです。しかしながら、具体的に当市の事業とリンクしたものではありません。すなわち、財政計画というものでは、私はないと思います。財政課のほうで基準にしたのが、総務省のほうの指針ですか、地方税収が1.5%伸びるということに非常に依存した形になっておりまして、それを単純に半分に割った0.75という見込みで組んでいることが、私は非常に根拠として市民を納得させられないんじゃないかなと思うんですけれども、市長でも担当部長でも結構でございます。この財政見通しの総務省の地方税収の伸び率を半分にしたという、非常に安直な根拠に見えるんですけれども、こういうところから私は事業計画全体の停滞を感じるので、お答えをお願いいたします。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

それでは、お答えしたいと思います。

全体的な財政の見通しということでございます。ただいま古橋議員が言われましたように、伸び率について1.5の2分の1ということで推移ということでございます。本来は、この伸び率全体そのままを使いたかったところでございますけれども、若干勘案させていただいた数字の半分ということで、見込みということでのせております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

特段に根拠はないというふうに、ただ低く、国が見積もったものを半分ぐらいにとどめておきますというような税収の見込みでいる。私は、これまで時間あったんですから、もっと市街化の税収がこれほどあって、市内の法人がこういう経営状況だということを踏まえて、私は見直しを出していただきたかったというふうに思う次第であります。そうなれば、今後、市としてもっと企業誘致に取り組んだほうがいいのか、それとも市民の所得を上げるような社会保障をうまく取り込むことがいいのか、そういったことに精を出していただきたいというふうに思ったんですが、市長もいろいろ震災後は一段落ついた後に、トマトの生産などのハウス栽培などもスポット的に市長がじきじきにやりたいということで、議会にも相談を持ってきていただきましたけれども、今トマトがこれだけ話題になっていることですから、さぞかし時期尚早だったなというふうに思っているかもしれません。しかしながら、そういうものに関しては担当課長、補佐ぐらいにお任せして、市長は全体の事業のバランスをとって、各事業と事業の相乗効果が生まれるようなことを設計していただくことが我が市のためであるというふうに思う次第であります。

そういった中で、話題になっております千代田庁舎の解体についても、棚上げになっていたからこのように急な話になって、市民の皆さんにご心配をおかけしているわけでございます。それに加えて、市長と議会のやりとりが市民を不安にさせるようなことに至っているわけでございますので、私も今後余計に市民にご心配いただかないように努めたいというふうに考えております。

また、市長は、管理職、この議場にいらっしゃる部長さん多数がおやめになられるというような報道も出ましたけれども、その前にも市長は企画課に筆頭級の課長を何人もそろえて、予算も持たせずにデスクだけ与えて、秘書課の一員の政策員みたいな立場で仕事をさせていた。これでは、そんな小間使いみたいなことをさせては、なかなか事業計画、それを実行してやるということに至らないですよ。こんなに企画課にばかり管理職集めたりしているような采配では、それこそ市長の言うとおりに、人件費ばかりそして頭でっかちになってしまいます。やはり仕事をつくるのが市長の仕事、その仕事をもって税収を上げることが市長の仕事というふうに私は思う次第ですが、市長はどのようにお考えですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

そのように努めてまいりたいと思います。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

こういう建前の答弁ではなくて、ぜひ具体的な形で、今後かすみがうら市のためにご尽力をいただきたいというふうに思う次第であります。

いろいろ私から消極的なことでお尋ねしたいことあります。教育委員会の事務所の移転も中途

半端な形でなっていたり、対外的な関係ですね、石岡市との関係や、土浦市に合併を申し込んだけれども、何の地域の活性醸成につながるということがない形になっています。この辺を冷静になって、ぜひ事業計画全般が活性化につながるようお願いしたいということで2つ目の質問は終わって、3つ目の質問にまいりたいと思います。

神立停車場線に関して再質問をさせていただきます。

私は、このかすみがうら市にとりまして、市街化区域、非常に市の税収の中で大きなウエートを占めているというふうに考えております。さきの一般質問でも申し上げましたとおり、いろいろな地目によりますけれども、場合によっては何百倍もの課税の単価が違うような差もあるわけでありまして。

そういった中で、先般の今月20日に出た広報紙のほうで、固定資産税の評価替えを3年に一度の形で実施しますということで、これを改めてよく見ますと、非常に市街化に住む人間にとっては恐ろしいようなことをたくさん書いておりまして、簡単に言うと評価を厳しくやりますよということです。市街化に特段住む者にとっては、新しいかすみがうら市のインフラ事業が進んでいるというふうには実感はないと思います。こういう財政のときですから、かすみがうら市としては税徴収できる根拠をフルに活用したいというふうに思うかもしれませんが、復旧から復興というときに、滞納の取り立てと同じように固定資産の評価をより厳しくやることが、私はちょっと時期がいささか違うのではないかなというふうにも感ずる次第でございますけれども、この評価替えについて宮嶋市長は担当とどのような方向づけでお話を決められたんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

評価替えについては、何年かに1回の評価替えということで事務的に進めているだけで、特に手心を加えるとか、そういう指示はしておりません。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

そういたしますと、担当部のほうで、かすみがうら市の財政のために、またさらには、他市町村並みにしようというふうにしたのか、そのあたりの真意を市民部長さん、お尋ねしたいんですが、よろしいですか。

○議長（小座野定信君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

それでは、ただいまの古橋議員のご質問にお答えを申し上げます。

先ほどからお話出ておりますように、広報で固定資産税の評価替えのことについて掲載させていただきました。古橋議員がその内容を読まれた結果おとりなされたのが、固定資産税の課税が厳しくなったというようにとらえられたようにただいまお伺いしましたけれども、実を申し上げます、今、市長からありましたように、平成24年度は全国的に固定資産の評価替えの年に当たります。

すなわち3年に一度、土地の評価額を見直せという、国のほうの指導のもとで行うものです。それで、たまたま24年度について、かすみがうら市では県内市の中で路線価方式という評価を行っておりませんでしたので、皆さんご存じだと思いますけれども、税務署で相続税等については路線価の価格をもって評価を行っております。しかし、かすみがうら市については、23年度までの評価について、状況類似を定めて、同じエリアの中に同じ価格を設定して評価しておりましたけれども、今回路線価という形をとりましたので、主たる路線あるいはそれに接続する従たる路線、そういうことによって、今までだったらば、ある程度の100戸なり50戸なりのエリアの方が皆同じような価格で評価があったものが、もしかすると隣の人と、路線が主路線から離れたことによって価格が微妙に下がってくるとか、そういう1区画1区画の評価を変えるというのが路線価方式ですので、まだ最終的な1筆ごとの評価額あるいは課税標準額が計算されてきませんので確定的には言えませんが、一般的には、今回土地もそうですけれども家屋も、23年度に比べ多少下がってしまうのかなというふうな今のところ想像しておりますので、古橋議員がとらえた、厳しくなるというのが、税を高くするという方向よりは、かえって同じエリアの中にあっても、主路線から近い人と遠い人では、それなりの価格に差があらわれてきますよというのが路線価方式ですので、その辺をご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私になぜ神立停車場線であえて評価替えのことをご質問したかと申し上げますと、それだけ、市街化の評価の形で当市の固定資産税のウエートが大きい。ですから、先ほど1回目の質問で申し上げたとおり、義務としては、神立停車場線を年次的にもっと整備する必要があるというふうに私は言いたいんです。

それで、今28棟もの構築物がある中、もちろん地権者のほうも、昭和38年ですか、都市計画決定した後は、そんなに待たずに道路が立つことをイメージしていたと思うんですが、事実、今、ショッピングセンターのある地区は公益法人がございまして、そこでいろいろ係争事項をやったために、路線上の地権者は土地を有効に使いたいということで、いろいろアパートを建てたり、そういうことに至ってしまったんですね。しかし今、現に皆さんもご承知のとおり、ショッピングセンターがあのような形になっておりますから、ここに何とか道路を通すためにどのように事業化に向けて進めなければならないということの知恵を絞るべきなんですね。私としては、今年度から予算化していることも評価するんですが、やはり最終的には地権者が我が市に協力していただきませんと、事業化できない、実行できないんですよ。ですから、地権者のいろいろな、かすみがうら市のまちづくりのために協力してもらうことも、これも何か予算措置すべきだと思っておりますよ。その先は申し上げませんが、市長としていかがですか。地権者と神立停車場線を、土浦市の関係もありますけれども、かすみがうら市長としてかすみがうら市内の計画路線にかかわる地権者の皆さん、所有権の皆さんとどのようにまちづくりを具体的に進めたいか、お考えございましたらご答弁お願いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

停車場線については、きのうも一部事務組合、神立駅西口の組合の地権者の方々がお集まりいただいたときでもお話しいたしました。停車場線について、今まで計画決定はされていたんですが、認可を取っていないということで、今お願いしています新年度予算で調査費ですか、2000万から3000万、多分計上してあると思うんですが、これは数十年ほうってきたことにけじめをつけて一步を踏み出すという大きい意味のある予算でありますので、皆さんにも認めていただきたいと思います。これを契機として、今後西口と一体になって停車場線を認可へ持っていくと。認可するための調査費でありますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

そういった中で、地権者の方のほんの一部ですが、いろいろな問い合わせ等もあります。そういった方には、いよいよこういうことで来年は予算もつくし、今までの長くほったらかしておいた行政とはおさらばするよと。土浦側でも、木田余線の延長が認可の予定になっておりますので、これと一体になって、停車場線と丁字にぶつかりますが、一体となって進めていきたいと、こういうふうに思っております。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

ぜひ市長のご答弁の一步先を事務局のほうは具体的に、単に測量だけではなくて、地権者との接点、神立駅前の2.2ヘクタールに限らず、計画路線上の地権者、所有者と連絡を取り合っ、かすみがうら市のためにご協力いただけるよう予算措置をして、実行してもらうように計画をご検討いただきたいと思います。

そして、その点で、今回神立停車場線も予算措置されておりますから、私は神立駅前の2.2ヘクタールだけの区画整理だけでは、その区画整理も効果を上げることができないんだというふうに執行部もご理解しているというふうに認識したいと思っております。

続きまして、第4点目の東西幹線道路計画について再質問させていただきます。

山内議員のところ、おおつ野に移転する協同病院のために、市長の答弁では千代田大橋から石岡を通して、かすみがうら市、土浦市を通るような道路を目指したいという前向きな答弁がありましたので、私はぜひそのように推進していただきたいと思いますけれども、副市長に指示したということですので、まず、副市長は早速どのようなスケジュールでこの件に関して相談するのか、ご答弁いただきたいと思います。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

指示したのは私でありまして、私から先に答えさせていただいて、その後、副市長に、具体的に今どういうふうに進んでいるかという話をするようにさせたいと思います。

私のほうは、まず大まかなことを県の関係者あるいは両市との関係者であるとか、機会をとらえて言っております。病院の関係者であるとか、そういったところへ言っております。とにかくあらゆる機会を通じて、地元の県議さんとかあるいは土浦、石岡の県議、これにもお話をしております。

ます。そういったことは私の仕事であります。まず、そういったことで雰囲気をつくって、しかし、県を巻き込むのが一番でありますから、せっかく副市長が県から来ているわけですから、私が余り出しゃばって副市長の仕事をとっちゃうとまずいので、この件は副市長に、同じ県から来ている石岡の田口副市長がおりますので、私と久保田市長以上に田口副市長と石川副市長は仲がいいわけでありますから、ぜひこれをうまくつなげてもらいたいと。また、土浦においては、瀧ヶ崎副市長がかすみがうら市出身ということで、これも話が通じやすい。さらには、病院の理事長になった高橋さんは、私かねてからの知り合いでございまして、こういったところにも働きかけております。分担しながら、私も副市長に丸投げしているわけではありませんが、私は私でやるところをやっていると。あとは副市長の答弁に任せたいと思います。

○議長（小座野定信君）

副市長 石川眞澄君。

○副市長（石川眞澄君）

それでは、古橋議員のご質問にお答えいたします。

市長が図面を描きまして、私のほうは実務的、事務的にどういうふうに整理していくかということを検討していくのが仕事だと思っております。先ほど石岡市との関係についてもいろいろご質問ありましたけれども、市長が今申し上げましたように、同じ県の出身ということで、田口副市長とは昔からの友人関係でございまして、この件につきまして副市長のほうに話を持っていきまして、今、担当レベルで石岡市と土浦市とかすみがうら市と、それから土浦土木事務所、こちらのほうが勉強会という形で、県とも協力しながら検討に係る部分も想定されることとございまして、どこかの一つの市町村や県だけがかかわってできるものではないということで、連携しながらやっていくべきだということで今勉強会をしております。

それから、あわせて、県の本庁の土木の道路建設課のほうにも、課長とは旧知の仲でございまして、あわせてこういった要望もしていきながら、今、実務的には勉強会が始まっているというところでございます。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

今後、東西の幹線道路が石岡地区の三村を通ることに関して、以前大川部長と少し雑談の中で話したんですが、石岡の事務局、担当部レベルだと、余り話に乗ってこなかったような感触をお話しされておりましたけれども、三村地区の地権者の方も冷静に考えていただければ、道路が通ればメリットはかなり生まれてくると思いますので、そのあたりをよく石岡市のほうにご理解いただくようにうまくお話をいただきたい。

それから、イセファーム、悪臭のほうで大分おおいのほうにお金を費やして対応していただきました。これに関して、特段のお礼を言ったかどうか私は存じませんが、お礼がわりというふうに申し上げるのではないんですけれども、イセファームさんは新しく工場を増設するために、かすみがうら市に道路を通してくれないかという要望を出していると思うんですよ。ただ、その時期が、非常に悪臭ということで市民からご指摘をたくさん受けていた時期なので、多分受け付けたかどうか私は存じませんが、棚上げになったと思います。今、拡張したい部分も

1回目の造成を軽くしただけで、特段に工場の建物の割合の形に進めているわけではございませんので、ぜひその辺も速急に、本当にイセファームさんにとって、まだ考慮する余地があるのかどうかですね。工場のちょうど私が法線を——私としてですよ、法線をイメージすると、ちょうどその造成の真ん中を通すような考え方もできると思うので、これは先送りにすればするほど、なかなか実現が難しい話なので、そのことは石岡市のみならず、当市にとっても税収的なチャンスもあるかもしれません。さらには、イセファームに出入りする大型通行が、その幹線道路を通ることによって、市の狭い道路を通らなくても済むというような交通の安全も確保できます。ぜひそのあたりも踏まえて、ご検証いただきたいと思います。

ただ、跨線橋のことですね。ほかの先輩議員方もご質問しますので、私は余り触れませんけれども、前の市長が凍結させたという形は、幹線道路を踏まえた中で跨線橋をもっと位置づけるべきじゃないかということも、私は含みがあったかなというふうに理解しておりますので、跨線橋単体を熱望していた市民の皆様にはがっかりさせてしまったわけではございますけれども、もっと市全体の事業計画を効果的に生むために、私は凍結になったという形でフォローさせていただきたいと思います。

それで、今後の道路も、2784号線、たまたま幅が広い形です。今、関連としてお尋ねするんですが、自転車の通行が歩道を走らないという形が、都内で厳しく取り締まったものですから、皆さんの家の周りも小さい子どもまでが、国道6号までも自転車で車道を走っているわけですね。車を運転する者にとっては非常にリスクが増すんですけれども、法律でそうなっている以上はということで、各市町村も自転車の通行のためにいろいろ予算を通しているわけです。ですから、今度は歩道の幅も自転車のためにどういうふうに幅をとったらいいか、そのことによってちょっとでも部材が少なく抑えられるとか、そういう検証も今後の道路の考え方に限らず、ぜひお考えいただいたり、いろいろ南中のほうの先のほうの要望もいろいろ出て、そろそろ実行される否やも聞いておりますので、歩道がすべて安全確保ということじゃない、今の法律のコンプライアンスの流れになっていきますので、ぜひそういった目で、この幹線道路に限らず、神立停車場線かもそういうことでご検証いただいて、国・県のほうでも、そういった関連でモデルのような補助があったら、そういうところに速やかに手を名乗り上げられるような、そういう情報網を、市長を先頭にやっていただきたいというふうに申し上げます。

それから、東西幹線道路、市長が先ほど山内議員の中で答弁したとおり、救急車の通る形を想定すれば、私もおおつ野地区に行く機会があったので時間をはかったら、やはり15分以上はかかりました、そんなに込んでいなかったのですね。これが日立建機さん、製作所さんの前が込んでいたり、私の住む清水の前がいつもどおりの渋滞であったりすると、非常に通行も大変で、さらには震災があったときのような渋滞に遭ってしまったりすると、救急車はそれこそ30分たっても、なかなか救急でたどり着くことができないということもあり得ますので、今、土浦市の真鍋まで、救急の搬送は大体消防長に伺ったら15分そこらだろうということなんですが、これは時間帯によってもっとかかる場合もあると思います。そういった点も踏まえて、この幹線道路をご検証いただく。

さらに、もう1点、1回目の質問の中で申し上げたとおり、私は、広い幹線道路があれば、そこを大型通行車、ただ通り抜けの方は通るわけでございます。そういうことによって、既存の市

道の安全が確保されるわけですから、そういったことで、ぜひこの幹線道路を事務方のトップとして、政治家でもあるんでしょけれども、石川副市長には在任期間を精いっぱい、かすみがうら市のためにお力をいただければというふうに申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと存じます。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君の一般質問を終わります。

○議長（小座野定信君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、あす2月29日午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 3時17分

平成24年

かすみがうら市議会第1回定例会会議録 第3号

平成24年2月29日(水曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
5番	古橋智樹君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	16番	廣瀬義彰君
8番	佐藤文雄君		

欠席議員

15番 山内庄兵衛君

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	吉藤稔君
副市長	石川眞澄君	土木部長	大川博君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	大塚隆君
市長公室長	島田昌男君	消防長	井坂沢守君
総務部長	山口勝徑君	教育部長	仲川文男君
市民部長	川島祐司君	水道事務所長	川尻芳弘君
保健福祉部長	竹村篤君	農業委員会事務局長	塚本茂君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	主任	杉田正和

議事日程第3号

日程第1 一般質問

- (1) 川村成二 議員
- (2) 小松崎誠 議員
- (3) 田谷文子 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 川村成二 議員
- (2) 小松崎 誠 議員
- (3) 田谷文子 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(4)	川村成二	1. 地域防災計画の見直しについて
		2. 放射線対策について
(5)	小松崎 誠	1. デマンド型乗り合いタクシー及びシャトルバスの現状等について
		2. 組織の見直しに伴う各部課の配置数と住民サービスの確保について
		3. 道路交通基盤の整備について
(6)	田谷文子	1. 東日本大震災に係る被災状況と復旧・復興の進展状況について
		2. 財政運営について
		3. 地域振興策について
		4. 土浦市との合併について

開 議 午前10時00分

○議長（小座野定信君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は14名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

7番、加固豊治議員よりおくれるとの連絡が入っております。

なお、15番、山内庄兵衛議員より所用による欠席の届け出がありましたので、ご報告いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付いたしましたとおりであります。

傍聴人の方々に申し上げます。

会議において、傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されております。静粛に傍聴されますようお願い申し上げます。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてただす場であります。

したがいまして、法令等を遵守していただくことを求めます。

また、執行部におかれましては能率的な会議運営の観点から、より簡明な答弁をなされることを求めます。

諸般の報告を行います。

本定例会中に請願第1号 緊急事態基本法早期制定を求める意見書提出に関する請願書を受理し、お手元に配布の請願文書表に記載のとおり、総務委員会に付託いたしましたので、ご報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 1 一般質問

○議長（小座野定信君）

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

1番 川村成二君。

[1番 川村成二君登壇]

○1番（川村成二君）

それでは、平成24年第1回定例会に当たり、既に通告の内容に従い一般質問をさせていただきます。

1番目に、地域防災計画の見直しについてお伺いをいたします。

1995年1月17日に発生しました阪神・淡路大震災は、当時としては過去に例を見ない規模の被害が発生しました。それから16年後の昨年3月11日には東日本大震災が未曾有の被害を巻き起こしました。その東日本大震災から間もなく1年になります。

1995年の阪神・淡路大震災以降、多くの自治体では大規模災害は他人事ではないとして防災計画の見直しを実行してきたはずですが。そうした経過を踏まえていた中で東日本大震災が起きました。

かすみがうら市の地域防災計画は、2007年に予防・応急と復旧の対策を適切に実施できるよう、あらゆる角度から総合的に計画して、災害に強いかすみがうら市を目指して作成されました。しかし、当市の地域防災計画の見直しは有効だったのでしょうか。多くの課題が見つかったことは事実ですが、そうした問題に対し、「想定外だった、予想外の出来事が起きたから」と、安易な対応に終わってはならないと考えます。

茨城県のホームページに掲載されています2月3日時点の被害状況の集計結果を見ますと、かすみがうら市の被害状況は一般家屋では全壊7件、半壊19件、一部損壊1,165件、公共建物は37件、非住宅被害は93件でありました。そのほかに、停電、断水、上下水道管、道路等で多くの被害が発生しました。このことは確たる事実であることを多くの市民は認識しています。さらには福島第一原発事故による放射線の影響は今なお続いております。

地方公共団体の根本の使命は「住民の命と生活を守る」ということではないでしょうか。防災計画の見直しの根底には、この「住民の命と生活を守る」という使命感がなければなりません。地域防災計画の見直しについて1点目の質問は、地域防災計画の見直しは、市長はどのような考えを根底に置き、職員に対しどのような具体的な指示を出したのか、また見直された結果について市長はどのような方法で評価し、最終の見直しと判断するのかお伺いいたします。

震災を経験して感じたことは、被害を最小限にするには災害発生直後の対応、つまり初動態勢

の確立が最も重要であり、そのためには統制のとれた災害対策本部と、多くの人手が必要になるということです。職員だけでなく、事業者や他自治体、さらには市民ボランティアなど、広範囲にわたり自発的な行動を求めなくてはなりません。

今回の震災において、市職員の家庭を犠牲にした不眠不休の対応は賞賛に値するものです。そうした行動の背景には、公務員としての使命感があったのではないのでしょうか。将来起こるかもしれない災害に備えた取り組みは非常に重要であることは言うまでもないことです。しかし、どのような準備をしてもなお予想を裏切る形で危機が発生し続けています。本質的に危機は予測できないし、何が起こるかわからない。いかに最善と思われる備えをしていたとしても、常に予想外の事態が発生することを想定しなければならないと考えます。そうしたことから、今回の経験を生かすことは必要最低限の義務ではないのでしょうか。

2点目の質問として、見直しのベースとする災害レベルは何を想定しているのか、また防災シミュレーションはどのように行ったのかお伺いいたします。

平成23年度かすみがうら市の主要事業に災害対策事業があり、その中に「東日本大震災の経験をもとに、市防災計画の見直しを進める」とありますが、その取り組みがどのように行われているのかが気になりなところですが。震災発生からこれまでの間、物品や備品の購入、被害の補修など、必然的に実行しなければならない事項について実施していることは耳にするのですが、東日本大震災と同等の震災が発生した場合、さらには東大地震研究所の試算として読売新聞がM7クラスの地震が発生する確率が高いと報じたことをかんがみると、当市は「災害に強いかすみがうら市」として安全・安心の体制が整っているとと言えるのか、非常に心配なところですが。

3点目の質問として、見直しの進捗状況と主な見直し内容及び今後の計画について詳細な説明をお伺いいたします。

阪神・淡路大震災、東日本大震災、大きな災害が決して他人事ではなく、身近な問題となっています。そうしたことから、今後永住の地を探す若者たちにとって、学校やスーパー、病院などの地理的な利便性だけでなく、自治体の防災の備えは重要な選択肢になることは確実です。

私たちが住むかすみがうら市は、今回の震災において長期断水や情報提供のおくれ、行政の組織力の課題、防災力の不備などがあり、決して評価がよいとは言えません。かすみがうら市に今後多くの人を招き入れ、自然環境を生かした活気あるまちづくりにするためには、安全・安心を広く伝えていかなければなりません。

そうしたことから、4点目の質問として、市総合計画へ防災計画の見直しをどのように反映していくのかお伺いいたします。そして、首長の統率力、指導力でいかにどのようにでも変わるのが防災力ではないのでしょうか。

5点目の質問として、見直し結果の公表時期と公表方法をどのように行おうとしているのか、お伺いいたします。

続いて、2つ目の放射線対策についてお伺いいたします。

1月18日から始まりました放射線の訪問測定が一段落し、学校等の教育機関の測定も定着しています。今後はかすみがうら市の放射線対策の取り組みをどのように継続し、安全性をどのように市民に伝えていくのが重要になります。

担当部署へのヒアリングから、かすみがうら市をある大きさのメッシュに細分化して放射線量

を把握していくと聞きました。しかしながら、これら放射線対策に尽力されている職員は、本来の業務がある中で放射線対策の対応を重要な業務として付加していることから、大きな負担となっているのではないのでしょうか。これらにかかる費用は東京電力へ負担請求することになると考えますが、放射線量測定はやって当たり前、やらなければ責められる、線量が高ければ対策を求められるなど、一部の担当者に偏る負担は大きく、業務上の問題として、業務負担軽減並びに平準化も検討するべきではないのでしょうか。

また、放射線対策の管理運営について、市公式ホームページで公表している放射線濃度測定結果のページへのアクセス数は、2月19日時点で1万3445件、1カ月平均約1,680件であり、この件数は当市の世帯数から考えると、閲覧者は市民の中の限られた範囲にある状況です。毎月発行されます広報紙でも情宣されていますが、詳細でタイムリーな情報とは言いがたいものになっています。放射線問題は長期的な対応になることから、これからは情報提供の方法についても検討する必要があるのではないのでしょうか。さらには、わかりやすい放射線マニュアルを作成し、全家庭に保存版として配布することも必要ではないのでしょうか。

そうしたことから、1点目の質問として、線量測定従事者の人的問題の解決及び線量測定を生かし、安全性の定着、模索等、今後の放射線対策の管理運営方法について市の考えをお伺いいたします。

次に、12月の定例会において放射能から子どもを守る請願が受理され、2月3日には市の回答が提示されました。将来を担う子どもたちを放射線の危険から守ることは、親だけでなく市政を運営する行政が市民の安全・安心を確保する立場にある者として取り組む必要があると考えます。

かすみがうら市においても、子どもたちの行動を考えた場合、学校や保育所は教師の方々の目が届きますが、公園や通学路では子どもたちの行動に制限をつけることは非常に難しいものがあります。ましてや就学前の幼児を屋外で遊ばせる場合、まずその場所が安全なのか、放射能の問題はないのかを知らなければならず、さらには公園で遊ぶエリアでもホットスポットやマイクロスポットはどこなのか、気を配らなくてはなりません。これらをかんがみると、放射線に対して親が監視するにも限界があるのではないのでしょうか。

公園や通学路の放射線対策については、無条件で問題がないと判断できるよう、市が適正に管理するしか対応策はないと考えます。子どもたちに特に関係する公園や通学路について、放射線量の実態と除染対策の具体的な対応状況についてお伺いします。

3点目として、同じく公園や通学路の放射線量を今後どのように管理し公表していくのかをお伺いいたします。

最後に、さきの「放射能から子どもを守る請願」に係る市の報告書で、給食の食材に対する安全性の確認については、「公立小中学校や保育所の給食食材の放射能検査につきましては、現在、本市では使用可能な放射線測定器がありませんが、国から測定器の貸出制度を利用し、測定器が届き次第、実施し、公表していく予定です」と回答されています。しかしながら、保育所、小中学校の給食については、当市では大部分が各学校で給食を賄っており、一言で給食の安全性について放射線量を測定して管理すると言っても、実現性には大きな課題があるように思えます。

そこで4点目の質問は、給食の安全性管理の方策について具体的にどのように行うのか、お伺いいたします。

以上、1回目の質問といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

おはようございます。川村議員のご質問にお答えいたします。

1点目、1番、市長の指示内容と結果の評価につきましてお答えいたします。

東日本大震災において見出されたさまざまな課題は、経験を経なければ得ることができない、大変貴重な資料と受けとめております。今回の市地域防災計画見直しにこの貴重な資料を生かしていくことが必要不可欠であることは申し上げるまでもありません。今年度におきましてもこれらを踏まえ、非常用備蓄品や災害用井戸、防災無線の整備などを進めているところであり、防災計画の中にも効果的な防災設備の整備を盛り込んでいきたいと考えております。

しかし、防災設備を整備しても、人の力がなければそれを有効に活用することはできません。今回の防災計画見直しの中では、ご提言のように市と他自治体、事業者、ボランティア等が一体となって、それぞれの立場から行動し、効果的な対策が講じられるような体制づくりを柱の一つとして進めるよう指示しているところでもございます。

ご承知のように、災害や被害には地震、風水害等、さまざまな種類や形態があり、それぞれの対応が必要となりますが、どのような災害の対応においても生命と財産を守ることを基本として計画づくりを進め、パブリックコメントなどでご意見を伺い、公表してまいりたいと考えております。詳細につきましては、総務部長、市長公室長からの答弁とさせていただきます。

2点目、放射線対策につきましては、総務部長、教育部長からの答弁とさせていただきます。以上でございます。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山口勝徑君。

[総務部長 山口勝徑君登壇]

○総務部長（山口勝徑君）

1点目、2番、想定する災害レベルと防災シミュレーションにつきましてお答え申し上げます。

現行のかすみがうら市地域防災計画のうち、風水害対策については、大雨、洪水警報等の発令を初め、局地的災害の発生、広域的大規模災害発生に基づき、それぞれの対応する体制である災害警戒本部、災害対策本部の設置及び事務分掌が定められておりますが、計画見直しに当たりまして、霞ヶ浦の水防対策等についても具体的に盛り込んでいくなど、現在検討しておりますところでございます。

1点目、3番、震災対策についてでございますが、震度4以上の揺れを記録したときを初め、地震規模の段階ごとに対応する体制と配備課及びそれぞれの事務分掌が定められております。その中で、震度6弱以上の地震が発生したとき、災害対策本部を設置し、それぞれ対応する項目が定められておりますので、現行の防災計画においては震度6弱以上の地震を想定し、その対応を想定して規定しているものと考えております。

しかし、茨城県地域防災計画において、震度7と想定した対策となっておりますので、今後の市防災計画の見直しにおきましては、県の見直し結果を見据えるとともに、東日本大震災の経験を踏まえた想定震度及び想定被害を明確に設定することにより、適切な対応ができる計画づくりを進めてまいります。具体的には、災害発生時に停電、断水、燃料不足等を念頭に置いた迅速な初動態勢の確立、ライフライン復旧までの的確な対応、情報伝達手段の確保と充実、避難所・避難場所・避難経路の検討などを県の計画に加えて検討していきたいと考えているところでございます。

1点目、5番、見直し結果の公表時期と方法につきましてお答えいたします。

市防災計画見直しの作業につきましては、県防災計画の見直し結果との照合による見直し項目の抽出に加え、市独自での見直し項目の整理を行い、内部検討組織の設置による検討の協議を経て、見直し案を作成し、パブリックコメントなどの意見を伺いながら、平成24年10月をめどに防災会議において素案を決定してまいりたいと考えております。さらに、県への認定申請を行い、12月に見直し案を決定し、公表していく予定でございます。なお、公表方法につきましては、市ホームページでの公表を初め、広報紙でのPR、あるいはダイジェスト版の各戸配布など、広く市民に周知してまいりたいと考えております。

次に、2点目、1番、放射線対策についてお答えいたします。

現在、市では放射線対策といたしまして、各家庭への訪問測定を実施しております。2月20日現在の受付件数は491件で、実施件数は483件となっております。測定結果につきましては、一般家庭では庭等では市で設定した除染基準の毎時0.23マイクロシーベルトを超えるところはありませんでしたが、しかし雨どいの下や雨水の集まる排水口などにおいて超える数値を示す場所が見受けられますので、除染方法等のご相談に応じているところでございます。

訪問測定にあわせて、現在市内各地において放射線測定を実施し、データの収集も行っております。今後これらのデータをもとに市の放射線マップを作成し、公表していく予定でございます。

また、かねてより国へ貸出申請を行っておりました食品の放射線測定の可能な測定器が2月15日に整備されました。さらに、食品等の放射線量測定のさらなる充実を図るため、1台の追加購入を予定しておりますので、整備され次第、測定の対象を拡充していきたいと考えております。

2点目、2番、3番でございますが、公園や通学路の放射線量の実体と除染対策及び管理と公表につきましてお答えいたします。

公園につきましては、現在、桜塚公園ほか10カ所において平成23年8月5日から毎週1回金曜日に、地上50センチ、1カ所において放射線量測定を開始、また11月25日からは測定ポイントを5カ所にふやし、その平均値を算出して、その結果を市のホームページにおいて公表してきているところでございます。その結果につきましては、平成24年2月現在で毎時0.16マイクロシーベルトから0.22マイクロシーベルトとなっており、市の除染基準を下回っておりますが、測定地点によりましては比較的高い数値を示す地点も存在しますので、除染基準を上回る地点につきましては随時除染作業を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

[市長公室長 島田昌男君登壇]

○市長公室長（島田昌男君）

川村議員の質問の中で、1点目、4番、市総合計画の反映につきましてお答えをいたしたいと思えます。

東日本大震災からの速やかな復興と今後の地震に対する対策は、本市において最も優先すべき課題であり、平成24年度から5年間を計画期間とする総合計画「後期基本計画」では重点的かつ積極的な展開を図る3つの重点プロジェクトを設定し、安全性の強化やライフラインの整備とともに、災害時の情報伝達や支援体制など、震災の復興とあわせ、その経験を生かした安心感のあるまちづくりを目指す「安心感UPプロジェクト」として位置づけております。

具体的な計画事業といたしましては、防災体制づくりの指針となる地域防災計画の見直しを初め、防災行政無線整備、上水道浄配水場整備、放射線量測定、学校施設の耐震化などを掲げているところでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

教育部長 仲川文男君。

[教育部長 仲川文男君登壇]

○教育部長（仲川文男君）

川村議員の質問にお答えをいたします。

2点目、2番、通学路における放射線量の実態につきましてお答えをいたします。

通学路における放射線量の測定につきましては、市内全小中学校の通学路において実施をいたしました。小学校は304カ所、中学校は88カ所、合計392カ所において測定をいたしました。基準の0.23マイクロシーベルトを超えた箇所は、小学校通学路においては10カ所、その10カ所のうち最高値は0.344マイクロシーベルト、最低値は0.232マイクロシーベルトでございました。中学校の通学路では基準を超える箇所はありませんでした。なお、この測定結果につきましては、放射線対策本部のほうに報告をしております。

次に、2点目、4番、給食の安全管理の方策につきましてお答えをいたします。

福島第一原発の事故発生以来、放射能に関しまして内部、外部からの健康被害が懸念されており、その一つに食材が挙げられ、学校においては給食に含まれる放射性物質の量について内部被曝の心配から測定の実施が求められております。このような中、厚生労働省においては食品のより安全性を確保する観点から、本年4月より食べ物や飲み水に含まれる放射性物質の規制値に新基準を適用させる方針を示しております。今後、新基準適用後の4月以降、出荷制限されず国内に流通する食品は新基準をクリアしたものであると考えられますが、学校給食の食材の測定につきましては、より安全を確認するということから、前回の議会でもお答えを申し上げました経緯がございますが、このたび2月15日に、先ほど総務部長から答弁ありましたように、消費者庁からの貸与機器がかすみがうら庁舎に配備され、現在は試験的に測定を行っている状況でございます。

本市の小中学校の給食は自校方式で行っていることから、それぞれに食材の納入先、納入量などが違うし、調味料等を除き納品は当日であることから、単品ごとに検体を確保し、事前測定す

ることは困難であると考えております。そこで、当面は測定機器が1台ということでもありますので、食後に1食分まとめた全量測定を実施し、当日食した食材の確認を行うことで検討しております。今後は3月上旬から各校輪番で測定をしていく予定でございます。また、今後状況によりまして事前測定を実施することも想定し、必要な検体の確保、納入体制、検体保管設備、検査員の確保などとともに、関連の必要経費等も含め、今後検討をしていくことも考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

ただいま答弁いただいたんですが、せっかく市民に対して市の頑張りを発表できるチャンスだったのに、防災計画の見直しについては踏み込んだ回答が得られなかったというのは非常に残念で仕方ありません。そういうことで、私がさらに踏み込んでいろんな質問をさせていただきたいなと思っております。

1番目の市長の指示内容と結果の評価ということについて、結果の評価については何ら回答がありませんでした。市長はどのような方法で評価して最終の見直しと判断するのか、改めてお伺いいたします。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

川村議員さんのご質問にお答え申し上げたいと思っております。

まず評価でございますが、先ほど来から川村議員さんの質問書の中で、想定外の地震であるというようなことでという言葉も出ておりましたが、やはり初動態勢並びに地域防災計画がつくられていたわけでございますが、現実問題としてはつくられた初動態勢があったわけでございますが、想定外というようなこともありまして、一時混乱をしたというようなこともございます。

また、先日ですか、NHKのニュースの中でも、政府の中でも非常に混乱したというような、一つのボールを皆さんで追ったというような報道がされておりましたが、やはり市においてもそういったこともぬぐえない事実なのかなというふうを考えておまして、まずは初動態勢を具体的にどうするかというようなことで、今後地域防災計画の中に盛り込んでいきたいと考えております。

さらに具体的に申し上げますと、市職員によりましての防災訓練の実施等も入れまして実施するようなことで、今後計画したいと考えております。防災対策本部、あるいは警戒対策本部の根幹、あるいは核となるものが市の職員による初動だと考えておりますので、そういったことで今後は考えておりますので、ご理解賜りたいと思っております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

質問してもやはり具体的なものはない。私が市長にお聞きしたのは、災害対策本部長として答弁していただきたかった。実際に災害対策本部長として指揮をとっているいろんな問題を実感しているはずなんですね。そうしたことから、どのようなことで評価したのか。今の話ですと、各担当部長が取りまとめた結果をそのまますべて評価して見直しとするというふうに受け取れるんですが、それでよろしいのでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

前回の大地震によりまして防災計画の見直しは余儀なくされているわけでありますが、先ほど総務部長がお答えしたように、今、計画そのものは書類上のもは検討中でございます。ことし12月にはできる予定ということではありますが、それは災害は待ってくれるわけではありませんで、何度も申ししておりますが、その前に具体的な対応が大事であるということで、井戸を掘ることをすぐ指示したり、また水道の接続をすぐする。または防災無線を千代田地区にも設置すると。そういった具体的な対応をすることが大事だと思っています。

以上です。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

具体的な対応はとにかくやっていただくしかないと思います。

それでは、この1番目の答弁の中で、計画づくりを進め、パブリックコメントの意見を伺いということで、今後伺う予定だということですが、本来この防災計画の見直しに当たっては、まず市民の声を聞いて、それを見直しに生かして、見直した結果をさらにパブリックコメントを伺うという手順が通常ではないのかなど。見直した結果を市民に聞いても、もう1年以上もたって自分たちがどのような問題があったか。正しい意見反映ができるというふうには思えないのですが、いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

かすみがうら市の地域防災計画でございますが、現在、茨城県の防災計画の見直しが行われているところでございます。県の防災計画と整合性をとるために、現在、かすみがうら市の防災計画の見直しをするというようなことスケジュールで進んでいることはご案内のとおりかなと思います。

現在、茨城県ではご承知のようにパブリックコメントを実施中でございまして、そのパブリックコメントが終了すれば茨城県の防災計画の見直しが案として決定され、防災会議で承認を受けられれば防災計画というようなことでございます。それが3月中というようなことであります。かすみがうら市といたしましても、県のほうのパブリックコメント、あるいは見直し案の情報が県のほうで公表されておりますので、それを受けまして、現在見直しの項目の洗い出しをしているところでございます。お尋ねのかすみがうら市の地域防災計画のパブコメの予定につきまして

は、本年9月のころを予定しておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

県からの動きを踏まえてパブリックコメントをやるというのは、それはもう十分わかるんですが、かすみがうら市独自で意見聴取を市民に対してやる、それを反映するというのがまずベースにあるべきじゃないでしょうか。それはやっていないんですか。市民の声はどのようにつかんでいるのか、お伺いします。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山口勝徑。

○総務部長（山口勝徑君）

先ほども申し上げましたが、県の防災計画との整合性をとるというようなことで現在進めているところでございます。市民の皆さんの声を徴するということは、そのパブリックコメントの中で地域防災計画に反映させたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

ちょっと質問の内容と答弁の意味が違うようですが、もう一度お答えください。

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

市民の皆さんの声を地域防災計画に取り入れて反映させるというようにことだと思えます。そのことにつきましては、本年9月に予定しておりますパブリックコメント、市民の意見を徴するというようなことで計画してございますので、そういった声を聞きまして、その声を十分に地域防災計画に反映させたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

せっかくやるパブリックコメントですから、市独自の問題を十分反映させる、そういう書き方をしていただきたい。問いの中が市独自のことに関しない一般的なことであれば、今、山口部長が言ったことにはならないと思いますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

続いて、防災シミュレーションについてお伺いしたんですが、今回の震災でやっぱり情報力の大切さとか情報伝達の重要性、組織での対応の難しさ、システムという面でやっぱり適正に構築されていなければいけないというふうに思っております。そうした意味で、災害レベルが6から7ということはわかったんですが、防災のシミュレーションをやったのかということをお伺いしているんですが、これは現在やっていないのか、今後やる予定はないのかお伺いします。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

お答え申し上げます。

まず、情報伝達等でございますが、これにつきましては先日山内議員さんのほうからご質問の中で、霞ヶ浦地区には防災無線が整備されているが、千代田地区にはないというような、あるいは放送内容の検討をというようなことでご質問がありまして、その中で答弁させていただきましたように、情報伝達手段といたしまして、千代田地区におきましても本年21基の屋外子局を整備する予定で……

○議長（小座野定信君）

総務部長、やっているかやっていないかという端的な質問ですから、簡単にお答えください。

○総務部長（山口勝徑君）

そのシミュレーションでございますが、震度4あるいは震度6弱、震度7につきましては、対策本部のほうで、事務局のほうでは考えておりますが、実際には検討してはおりますが、公表等についてはしてございませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

防災シミュレーションはやはり必要だと思うんですね。今回の震災は昼間、午後でしたので、職員が庁舎にいるときに起きました。やはり夜間だとか庁舎に職員がいない場合に起きた場合にどうするんだ、どういうふうに職員を集めるんだと。そして今回、被災証明、罹災証明、いっぱい発行しました。そのために多くの職員がかかわっているわけです。それを例えば半減するとか、半減するためにはどうすればいいんだ。そういうシステムの見直し、これだけかかるからいいんだ、人がやることができるからいいんだではなくて、市民は早急な書類の発行だとか、受け付けだとか、望んでいるわけですね。そういうことも考えたシミュレーションをぜひ検討していただきたいと思います。

それでは、3番目の進捗状況と具体的な見直し内容ですが、これは聞きたいんですが、見直しに向けての会議の開催回数だとか、延べ人数だとか、延べ時間だとか、その大きな時間はかけているのでしょうか。大体の雰囲気結構ですので、お聞かせください。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

先ほども申し上げましたように、県の防災計画の現在パブコメをやっているということでございまして、それが終了すれば……

○議長（小座野定信君）

総務部長、時間をかけているかかけていないかという端的な質問です。県のことは聞いておりません。

○総務部長（山口勝徑君）

現在、内部協議をしております、内部職員の協議というだけでございます。今後、地域防災計画をつくるに当たりましては、会議等を開催してまいりたいと考えております。

以上です。

[加固豊治議員 入場]

○議長（小座野定信君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

それでは、ちょっと具体的に何点かお伺いさせていただきます。

災害時における相互援助協定ということで12の区市町村と締結をしていますが、今回全く機能しなかった。12の区市町村から届いたのは、板橋区から水だけ。この協定が効果を生まなかった原因は何なのか、そしてこれは今後締結の意味があるのかどうか、改善されたのかどうか、お伺いします。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

お答え申し上げます。

板橋区を中心といたしまして、13市区町で実際災害時における相互援助に関する協定を結んでございます。3月11日の震災の発生当時につきましては、板橋区が本部ということで、板橋区の指示によりましてそれぞれの協定を結んでいる市町に指示を出しまして、それぞれの被災市町に支援をするというような内容の協定でございましたが、それが実際にはうまく機能しなかったというような、結果としてはそういったことが表に出たのかなということで認識しております。

そこで、今回は大変大きな震災というようなこともございまして、それぞれの協定を結んでいる区市町の担当課長が集まりましての会議を開催してございます。それによりまして、案でございまして、13区市町を3ブロックに分けまして、そのブロックごとに支援体制を確立していこうというようなことで、現在動いてございます。また、結果は出ておりませんが、そういう動きがあることを報告させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

災害相互援助協定先について、市長、提案なんですけど、この協定を見直して、新たに、例えば福島だとか宮城だとか岩手。今回、東日本大震災で被害を受けた中からの自治体を選んで協定を結ぶ、そして相互に支援する。さらには、そこに職員を派遣して、実際に復旧・復興にどのように取り組んでいるのか。そういうことを勉強させて、市に持ち帰って反映させると。そういうことは非常に効果が大いだと思うんですが、ぜひ検討していただきたいと思っているんですが、いかがですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

そういうことについてもぜひ検討していきたいと思っております。

○議長（小座野定信君）

1 番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

そして、先ほど初動マニュアルが大切だという話がありました。この初動マニュアルはやはり市独自で対応できるものですので、全職員に初動マニュアルが配布されていると思うんですが、早急にこれだけでも見直して体制づくりをするということが必要だと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

当然、初動態勢が重要なことの検証ができたわけでございますので、初動マニュアル、これは早急に作成していきたいと考えております。

また、3月11日の震災後でございますが、今までの初動マニュアルの検証をいたしまして、災害時における暫定措置による対応についてということで、市内部ではつくっておきまして、それぞれの部課長に通知は申し上げてございますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

次にお聞きしたいのは、2007年9月の広報紙、地域防災計画という中にエアテント、およそ1分でテントができると。災害時に非常に活用されるというものが載っていたんですが、今回の震災ではこれは活用されたんでしょうか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

エアテントについては活用してございません。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

これを活用する機会がなかったのか、それとも忘れていたのか。冬の寒い時期でしたので、寒さをしのぐには非常にいいものだと思いますが、これはだれも動こうとしなかったんですか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

お答え申し上げます。

かすみがうら市におきましては、避難場所等が20カ所あるわけでございますが、そういったところへ避難をされたというようなことで、エアテントについては使わなかったということでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

エアテントは避難のときに使うだけではなくて、今回断水したときに給水する場所でも十分使えるわけですね。もうちょっと真剣に考えていただきたい。ぜひこのエアテントの活用についても防災計画の見直しの中に織り込んでいただきたいと思います。

それから、システムという面で、私、先日、兵庫県の西宮市が作成しました被災者支援システム、この作成をした方の講演を聞いてきたんですけども、非常にすばらしいもので、これについては総務省から全国の地方公共団体に2009年1月に無償で配布されている。現在、バージョンが5までアップされていまして、東日本大震災の前は227の自治体がインストールキーの発行があって、そのうち4分の1が活用していたんですが、震災後は740の自治体が活用している。住民基本台帳をベースにした情報管理ということで、非常に管理のスピードが上がっているという状況で、ここに簡単なパンフレットがあるんですが、倒壊家屋の管理システムだとか、避難所の管理システムだとか、とにかく実際に被害を受けた自治体がつくったものですので、自治体のことをよく知っているものです。

ですので、これについては無償で配布されているということですので、ぜひ当市でも導入の検討をすべきではないのかなと。これをやることによって、どのように管理するのか、どのように管理していけば被害のときに有効なのかということも知ることができると思うんですね。ぜひこれについては検討していただきたいと思うんですが、各自治体に配布されているということですので、当市ではこれについてはどのような扱いになっているのかお伺いします。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

私も今、川村議員のほうから言われて初めて知ったわけでございます。ぜひそういった有効な支援システムがあれば、今検討中の地域防災計画の中に盛り込んで考えていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午前10時56分

再 開 午前11時03分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

防災計画に続いて、防災計画の見直しについてちょっと続けてご質問したいんですが、山口部長は震災後3人目の部長ということで、非常に答弁もご苦労なされているということはよくわかります。これからは提案に近いものですので、安心して聞いていただきたいなと思います。

公表時期と公表方法ということについてなんですが、昨年8月に日経新聞社発行の「日経グロ

一カル」に全国289の市区を対象に実施した自治体の災害対応力調査、その結果が掲載されています。255の市から回答を得て、1位は渋谷区、2位は北九州市などが上位に入っていましたが、ここで6位に入った厚木市のホームページを見て、興味深いことが載っていましたので、紹介させていただきたいと思います。

厚木市のホームページなんですが、この中に調査結果の内容が評価項目の、厚木市の取り組み内容ということで、厚木市がこんな取り組みをしていますということで内容が載っています。この質問は全部で7項目、その7項目に対して評価ポイントで格付ランクみたいなAプラスだとかAマイナスというような評価になっていまして、厚木市では防災計画の見直しについては、市民を含めた地域防災計画の見直し検討委員会を設置している、防災セミナーを開催している、市民アンケートなどの取り組みをしている、風水害等対策編、航空、鉄道、放射性物質対策等が計画されている。その自分たちがやっている内容をオープンにしています。これが今後かすみがうら市に住むかどうか検討されている若者が、ホームページを見て、ああこの市は、この自治体はこんなことをやっている、安心だなという部分でもポイントが上がってくると思います。ぜひ厚木市のホームページを一度ごらんになっていただきたいなと思います。

それから、2点目は国交省の地震防災研究所、これもホームページから引き出したわけですが、この中に災害対策教訓集、そして災害対応力診断チェックリストというのがあります。全部で98項目のチェックリストになっていまして、このチェックの点数を集計すると最後に5項目に対してのレーダーチャートでその市の評価が出るようになっていまして。これも非常に細部にわたった質問になっていまして、かすみがうら市は本当にこういうことをやっているのかなど。

例えば設問を紹介しますと、参集、職員を集める、人を集めるということで、徒歩または自転車で参集する職員をあらかじめ把握しているか。これはやはり早く集まるのか、交通が遮断されても確実に集まる人数はどれぐらいなのか、対応できるのかというふうにつながってくると思います。

それから、携帯できるノートパソコンが各課に1台以上配備されているのかと。中には全体としては災害時行動マニュアルは全職員に配布されているのか。これは当たり前のようなことですが、そういうことも全部書いております。

それから、携帯電話のバックアップ用バッテリーを用意しているのか。当たり前のことですが、当たり前のことをちゃんとチェックして準備している、準備しなきゃいけない。それがチェックリストとして載っていますので、ぜひこれを一度ごらんになっていただいて、まず自己診断ですよ。こういう診断をしていただいて、見直しが正しく行えたのかどうかという評価をぜひしていただきたいと思います。

それでは、続いて放射線関係についてご質問をさせていただきます。

放射線関係ですが、まず1点、土浦市で放射線の解説本が発行されました。これは御存じだと思うんですが、当市、かすみがうら市の放射線に対しての除染作業については、ホームページにも載っておりますが、こういう文章で書いたマニュアルです。非常にわかりづらい。ところが、土浦市が各家庭に配った手引、これはこういう写真が入って、どういう服装でやってくださいよ、除染はこういうふうにやってくださいという具体例を載せてやっています。これは非常にわかりやすいです。市民目線で見るときにはやはり文章だけではなくて、こういうわかりやすいことで

広報する。これは重要なことではないかなと思います。この点について今後広報のあり方を見直すことを考えているのかどうか、お伺いします。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

私も川村議員さんのほうから言われまして、土浦市のホームページを開きまして、見てございます。非常に漫画チックで、それを読むことによって理解できるというような冊子でございますが、かすみがうら市におきましても、かすみがうら市の放射線に対する指針、あるいは除染について、先ほど川村議員さんが持っておられました紙ベースで項目ごとに市民に対して周知をしているところでございます。今後そういったものが必要ということであれば、放射線対策本部の中で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

市民の声として必要です。ぜひつくってください。

それから、放射線の測定なんですが、これも土浦市の広報紙を入手してみたんですが、土浦市の広報紙では放射線の測定地は全地域50センチと1メートルなんですね。ところが、当市は50センチの測定箇所を限定しています。例えば、この庁舎の場合は測定は1メートルですね。じゃ幼児は来ないのか。来ますよね、親子連れは。それを考えたときに、土浦市は全地域50センチと1メートルをやっている。ここがやっぱり考えの違いなのかな。

当市も測定器が非常にふえてきています。そして訪問測定も一段落しています。測定箇所も決まっていることを考えると、50センチも含めて、50センチと1メートルを全地域、全箇所測定して公表する。これがやはり小さい子を持つ親に対して安心感を与えるものになるのかなと思いますので、ぜひ検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

現在、保育所、小学校については50センチで、中学校については1メートルということで、子ども優先というような形で測定をして、それを公表しているところでございます。これについては文科省、あるいは環境省のほうから示された測定位置ということで現在進めてございますが、川村議員さんの言われたように、測定することは可能でございますので、それを公表するということが可能というようなことでございます。そのことにつきましても放射線対策本部のほうで前向きに検討していきたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

それから、放射線について正しい知識を共有すると、市民に対してお知らせするという意味で

は、やはり講演会等を市が主催して進めていくのが必要なのかなと思っておりますが、ここ1年たってもそんなにやった形跡はないように思います。

ひとつ紹介したいんですが、今度3月17日の土曜日、「チェルノブイリの事故が教えてくれたこと」ということで放射線の講演会があります。これは放射能汚染から子どもを守ろう@かすみがうらの奥様が主催、開催する講演会です。

市民はこういうふうに関心になって、自分たちでやっているんですね。これは市がやるべきものだと思うんですね。ぜひ今後こういう講演会を市が主催して開催する。広く放射線、放射能に対して正しい知識を市民が共有する。これはぜひ必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

かすみがうら市でもやっておりますし、川村議員はおいでになっていなかったかと思うんですが、私も聞きに行って、お医者さんにやっていただいたんですが。あと土浦市、私もそういうところには積極的に行くようにしてしまっていて、そういう情報は自分のチャンネルであつちでやっている、こっちでやっているということはみんなにお伝えはしております。

かすみがうら市自体は土浦あたりとはレベルが多少、低いわけでありまして、今のところはそれほど問題にするレベルではないと、そういうふうに考えています。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

川村議員さんのご質問にお答え申し上げたいと思います。

川村議員さんが言われたことか、小松崎議員さんが言われたことか、ちょっと忘れましたが、放射線あるいは放射能を正しく理解して怖がるというようなことがありましたので、実は昨年、市で主催しまして、千代田公民館の講堂で開催した経緯がございます。また、さらに任意団体と申しますか、それぞれの団体のところで開催しているというようなことも聞いてございます。かすみがうら市で昨年実施しましたらば、広報紙、あるいはホームページで公表して参集をお願いしたわけでございますが、残念ながら講演会に来ていただいた方が一般市民の方は少なかったというようなこともございましたので、その報告をさせていただきたいと思います。

私のほうでは市民の方に正しい放射線の、放射線とはこういうものだという理解をいただくために機会をつくることは大いに結構だと考えてございます。茨城県のホームページを見ますと、その講師先生は無償で来てくれるという内容も紹介されておりましたので、市のほうから積極的に実施しても構いませんし、そういった市民団体の方からぜひ講演会を開催してもらいたいというようなことがあれば、市のほうで段取りを調整しまして、県のほうから無償の講師先生をお呼びすることも可能でございますので、そういうふうな考えを持っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

あと、通学路については先ほど状況と対応のお話がありましたので、公園についてですけども、公園は市が所有する公園、例えば住宅の開発が終わって市に帰属された公園、要は市が所有する公園、やっぱりすべての安全性を確認する必要があるし、それが安全であるということを公表する必要があると思います。

そこで、先ほどお話をしました放射能汚染から子どもを守ろう@かすみがうら、この方たちが市の職員と一緒に2カ所の公園の測定をしました。それをこういう形で航空写真と測定箇所を明記して、測定結果はこうですよと、非常にわかりやすい形でまとめていただきました。これって非常にわかりやすいんですね。ですので、私はちょっと提案なんですけど、各公園にこういうものを掲示するような掲示板をつくって、これを掲示して、そこに遊びに行く人がその場でわかると、そうすると安心して遊べるわけですね。こういう取り組みをすれば、ほかの市町村はかすみがうら市を見に来るかもしれないですね。ぜひそういうふうな公園に対する放射線の管理を当市はしっかりしているという取り組みをしていただくためにも、掲示板の設置等を検討していただきたい。

逆に、現在掲示板がある公園については、早急にこういう掲示をして、安全性を市民に伝えるということも必要なかなと思っておりますが、いかがでしょう。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

お答え申し上げます。

現在、かすみがうら市で公表している公園でございますが、18カ所ほどございます。これにつきましては、かすみがうら市のホームページで公表しているということだけでございますので、実際に公園に行かれまして、そこで遊ぶというような子どもさんも多数いらっしゃいます。その中でその公園が毎時幾つのマイクロシーベルトで放射線が管理されていると、あるいはその濃度がどのくらいということでは表示はしてございませんので、今後3月からでもそれぞれの公園に放射線濃度の測定結果を表示していきたいと考えておりますので、ご提案のとおり実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

土木部長 大川 博君。

○土木部長（大川 博君）

川村議員さんから開発行為における公園についてのお尋ねがありましたので、お答えをしたいと思います。

42カ所ございます。シルバー人材に委託して放射線測定を実施いたしました。1月30日と2月2日でございます。結果につきましては、ほとんどの公園が0.23マイクロシーベルト以下です。場所によっては高いところもございましたので、その辺の対応については担当課のほうで除染作業を行ったところでございます。公表につきましては、自治会とも相談をしなければいけないかなというふうに思っておりますので、その辺はちょっと協議させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

最後に、給食の安全性の管理についてですが、国から1台貸し与えられたと。当市も1台追加購入するというので、2台体制になるんですが、この1台を市は購入する段階で1台の費用が360万円と聞いております。2月9日の結城市の記事を見ますと、測定器は110万円で購入したと。逆に、この測定器であれば3台買えるんですね。この1台購入するというのを検討する段階で、給食の安全性を確保するという目的に対して、手段として1台でいいという結論はちょっと疑問に思うんですね。何台必要なのか、そのためには予算が幾ら要る、逆に予算がこれだけしかないけれども、何台買うためにはどんな機種がいいのかという議論がされたのかどうか。110万であれば3台買えますので、4台体制で20カ所の測定ができるということで、その辺についてどのような検討をされて1台になったのかお伺いしたい。これは教育長でよろしいですか。財政ですか。

[「対策本部」と呼ぶ者あり]

○1 番（川村成二君）

対策本部。山口部長、お願いします。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

消費者庁のほうから1台貸与を受けまして、2月15日からかすみがうら市に到着したわけでございます。以後、先ほど教育部長のほうから答弁がありましたように、保育所の食材あるいは小中学校の食材を測定しておるところでございます。その結果についてはまだ公表は控えてございますが、不検出というようなことでございますので、ご安心をいただきたいと思っております。

まず、消費者庁のほうから1台貸与を受けて、霞ヶ浦地区のほうでかすみがうら庁舎の中に1台保管されてございます。また、もう1台ということで千代田地区のほうに1台を設置するというので、1台を購入するというような理由でございまして、その2台でローテーションを組んで食材の測定をしていくということで、2台というふうに決まったわけでございます。

ただ、110万円で買えるというようなことで、あるいは何といたしますか、測定した数字が信用ある数字なのかどうかということも踏まえまして、検討していきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（小座野定信君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

各庁舎に1台ずつという考えは全く違うと思うんですね。やはりこうなってくると2庁舎制の弊害が出てくるのかなど。要は安全性を確保するためにどうするんだという論議をしていただけたらなと思います。

防災計画の見直しについては、やはり安易な形で終わってはならないというふうに思うことと、放射線対策についても同様です。いずれも私が言いたいのは、風化してはだめじゃないのかなど。

忘れ去られるのが一番心配なところですので、ぜひ持続的な対応を求めて私の一般質問を終わります。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君の一般質問を終わります。

続いて、発言を許します。

6番 小松崎 誠君。

[6番 小松崎 誠君登壇]

○6番（小松崎 誠君）

皆様、大変お疲れさまでございます。外を見ますと雪がたくさん降っておりまして、帰りが危ぶまれるような状況になっておりますので、私のほうからは端的に質問をしまいたいと思います。

それでは、平成24年第1回定例会の一般質問を通告に従いまして行います。

初めに、デマンド型乗り合いタクシー及びシャトルバスの現状について伺います。

皆様御存じのとおり、平成21年3月に霞ヶ浦地区の路線バスが全廃になりました。そこで私はデマンド型バスの導入を一般質問の中で強く要望をいたしました結果、担当部署のご努力によりコミュニティーバスの運行が始まり、さらに発展して乗り合いタクシーも運行され、いわゆる交通弱者と言われる市民を中心に大変に喜ばれているものであります。しかし反面、運行時間や料金体系、さらに土浦への乗り継ぎに不便さを感じるとの声が聞こえてまいります。

そこで伺います。今現在の乗り合いタクシーの利用状況とシャトルバスの利用状況につきまして、運行状況も含めましてご答弁願います。次に、利用者に対しての利便性向上の対策をどのように考えているのか。さらには市民からの要望などにどのような対応をしているのか。事例を挙げてご答弁を願います。

参考に申し上げますが、三重県の玉城町、これは度会郡の中にあるんですが、そこで元気バスという名称で運行されているデマンド型バスがあります。この町は人口1万5300人、5,210世帯で、かずみがうら市の3分の1程度ですが、システム化により高齢者に携帯電話を無料配布し、さらには町の主要施設や店舗などに端末機を設置し、予約などが簡単にできるようにしているそうです。その結果、家にこもりがちだった高齢者が積極的に外に出かけるようになり、多くの人々が健康になったという相乗効果があらわれた事例があります。我が市にもデマンド型乗り合いタクシーというすばらしいものがあるのですから、さらに発展させて、市民の需要にこたえてほしいと強く要望するものであります。いかがでしょうか。

次に、行政組織の見直しに伴う各部課の配置数と住民サービスの確保について伺います。

市長は昨日の本会議の答弁で、ことしの10月に消防職3名、これは既卒者とのことですが、さらに明年4月には一般職の採用を予定しているとのこと。現時点で職員採用の凍結によって、平成22年、23年度において相当数の職員が減少し、さらには平成23年度末において退職者数が数十人に及ぶと聞いております。これにより、4月以降、行政事務に支障を来すのではないかと懸念をするものであります。

そこで伺います。この2カ年でおおよそ何人が減少したのか、職員数は何名になるのか、そして各部課の予定配置数はどのようになるのか答弁を求めます。

また、このような事態について担当部としてどのような受けとめ方をし、どのようなことを基本として人事配置を行うのか伺います。さらに、職員不足による法定事務への影響はあるのかなのか、対策も含めて答弁を求めます。また、これらの対策として臨時職員採用のための予算を約2000万円程度確保したとのことでありますが、実際にその予算をどのように運用していくのかも伺います。

次に、4月1日以降、住民サービスに必要な不可欠な行政事務が円滑かつ支障なく進められると断言できる状況を確認できるのか、確認いたします。

臨時職員の運用については、各部各課と意見交換し、各部各課においてどれくらいの人数が不足するのか、どの期間がピークとなるのか等の協議を行った上で、具体的な対策を講ずるべきと考えます。この点について具体的な考えがあれば答弁を求めます。

また、今後の対策として、引き続き職員不足が続くならば、法定事務以外の事業の統廃合について真剣に検討すべきと思うが、事業調整を行っている市長公室としては定員管理と各種事業の連動についてどのような考えがあるのか伺います。

それから、安全配慮義務違反という言葉が市長及び総務部長は知っておられますか。これは労働契約法第5条において、使用者は労働契約に伴い、労働者がその生命・身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとするということが定められ、安全配慮義務違反が労働契約上の付随的義務として使用者が義務を負うことが明示されております。

私が調べたところ、これが定められたのは、自動車整備作業中に車両にひかれて死亡した自衛隊員の遺族が原告となり、昭和44年に国を訴えた事件で、最高裁は昭和50年2月25日の判決で安全配慮義務違反を示されました。この中で最高裁は、この安全配慮義務を当該法律関係の付随義務として、当事者の一方または双方が相手方に対して信義則上負う義務として肯定し、これを一般的に認められるべきものとして雇用関係に基づく特別な社会関係があれば、公務員関係の領域においてもこの義務を肯定した判決を示しております。端的に申せば、市側が漠然と長時間労働を継続させるような労務管理は、安全配慮義務違反となる可能性が高いということでもあります。

では、どのくらいの長時間労働を過重労働と言うか調べたところ、厚生労働省は平成14年2月12日に通達で、そのおおよその基準として残業時間はできるだけ月45時間以内を遵守させるというものであります。これは1日当たりに換算すると2.25時間以内ということになります。これらを踏まえ、人事担当部は人事配置のみでなく、職員の業務上の健康管理の点、さらには安全配慮義務の点から、過重労働防止のために真剣になって今後の職員採用について検討していくべきと考えますが、これについて答弁を求めます。

次に、道路交通基盤の整備について伺います。

かすみがうら市は自然豊かで風光明媚な土地です。茨城県の歌に歌われている「空には筑波白い雲 野には緑をうつす水」、皆さん、御存じですね。と、まさに茨城を代表する風景が我が市に広がっております。私もこの地に移り住んで約20年、とても住みやすく、とてもよいまちと思っております。ただ欲を申しますと、道路がもう少し整備されていればとの思いがあります。特に市道は総延長約1,500キロメートルもあり、維持管理は大変な苦勞があると認識しております。そこで、かすみがうら市の道路の現状と課題について答弁を願います。

次に、広域的な道路体系の確立についてですが、まずは国道354号線北中入口交差点の改良が

どのように進んでいるのか伺います。

私は今の道路整備が住民要望型から行政ニーズにシフトがえをすることが肝要ではないかと思うのであります。そして、交通量などを調査し、現況を把握し、さらに市としてどのような幹線道路が必要であるか立案し、それをベースとして県に要望していくことが大切だと思います。つまり、市としてしっかりとした考え方がなければ要望は達成しないのではないのでしょうか。幸いにして石川眞澄さんという副市長が県より出向されています。道路行政に長く携わってこられた優秀な方であるから、この際よくご指導を賜って、さらに上を目指していただきたいのですが、いかがでしょうか。

次に、生活に身近な道路の整備についてであります。

1つは、災害に伴う維持管理について。ほかの市では今回の災害を契機にどんどん整備を促進しております。震災の起債を活用し、整備を強化すべきと考えますが、その姿勢があるかどうか答弁を求めます。

2つには、長年開通が望まれております西成井バイパスの完成の見通しであります。御存じのように、西成井の道路は狭隘で交通量も多く、特に子どもたちの通学時間帯は通勤時と重なり、大変危険な状態であります。大型車も多く通ります。私は子どもたちの朝の通学時間帯を数日間にわたり調査をいたしました。その結果、大型の車両が30分の間に平均で20台ぐらい通行しておりました。子どもたちはその都度民家のブロック塀や生け垣に身をすり寄せて歩いている状況でありました。一日も早いバイパス完成を望むものであります。答弁を求めます。

以上、第1回目の質問を終わります。

○議長（小座野定信君）

お諮りいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認めます。

再開は午後1時30分からといたします。

[小座野定信議員 退席]

休 憩 午前11時42分

再 開 午後 1時29分

(正副議長交代)

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本日は午後から、議長、古橋議員が所用により欠席との届けが出ておりますので、ただいまから私が議長の職を務めさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

小松崎議員の質問にお答えいたします。

1点目、デマンド型乗り合いタクシー及びシャトルバスの現状等につきましては、市長公室長からの答弁とさせていただきます。

2点目、1番、職員採用の凍結による各部各課の予定配置数につきましてお答えいたします。

来る4月に予定しております行政組織機構の見直しにつきましては、さきの議会全員協議会で説明をさせていただきましたように、行財政改革による職員数の減少に対応するため、部数は変更せず、現在32課局85系の体制から28課局81係に再編を行うものです。

2点目、2番から5番につきましては総務部長からの答弁とさせていただきます。

3点目、道路交通基盤の整備につきましては、土木部長からの答弁とさせていただきます。

○副議長（中根光男君）

市長公室長 島田昌男君。

[市長公室長 島田昌男君登壇]

○市長公室長（島田昌男君）

小松崎議員の質問の中、1点目のデマンド型乗り合いタクシー及びシャトルバスの現状等につきましてお答えをいたしたいと思えます。

まず初めに、乗り合いタクシーの利用状況及びシャトルバスの利用状況についてお答えをいたします。

平成23年度における1月末現在の利用状況では、乗り合いタクシーが延べ1万1,736人、1日当たりの平均が39.5人となっております。地区別では、霞ヶ浦地区が延べ9,489人、1日当たりの平均が31.9人、千代田地区は延べ2,247人、1日当たりの平均が7.6人でございます。また、シャトルバスは延べ6,652人、1日当たりの平均が31.4人、内訳ではあじさい館と土浦駅を運行する土浦駅シャトルバスが延べ4,996人、1日当たりの平均24.9人、雪入ふれあいの里と歩崎公園を運行する市内観光シャトルバスが延べ1,656人、1日当たりの平均が6.5人となっております。

1点目、2番、利用者に対する利便性向上の対策につきましてお答えをいたしたいと思えます。

公共交通につきましては、平成20年度に市内の各種団体の代表者、国・県の関係機関及び交通事業者などで構成する地域公共交通会議を設置し、それまで運行してきたコミュニティーバスの見直しや全廃となった路線バスの代替方策として、乗り合いタクシーとシャトルバスの運行により、自家用車が普及してもなお困難な状況にある、いわゆる交通弱者に対応する事業として位置づけを進めてまいりました。今後も市公共交通会議では利用実態を常に検証し、必要に応じた見直しを行うなど、利用者の利便性向上に努めてまいりますので、よろしくお願いいたしたいと思えます。

1点目、3番、市民からの要望等にどのように対応しているかについてお答えをいたします。

利用者からの電話での問い合わせや、運行事業者を通じて各種ご要望をいただいているところです。また本年度、23年度でございますけれども、アンケート調査などにより広く市民の皆様のご意見をいただき、見直し作業の基礎資料としております。

具体的な対応につきましては、乗り合いタクシーの乗降箇所の追加や利用法についての説明会の開催など、改善内容によっては迅速な対応に努めているところでございます。また、次年度は

これまでの試行運行を踏まえ、6月から土浦駅シャトルバスの運行を茨城県と連携した広域路線バスとして運行することや、乗り合いタクシーの利用料金の見直し、運行日時の改善などを進める一方で、利用者が少ない市内観光シャトルバスの運行を4月から廃止することとしております。

公共交通につきましては、国庫補助金の縮小や利用率の低迷など、大きな課題を抱えているところではありますが、市民生活に欠かせない事業と認識しております。ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

総務部長 山口勝徑君。

[総務部長 山口勝徑君登壇]

○総務部長（山口勝徑君）

2点目、2番、法定事務の影響及び対策につきましてお答えいたします。

法定事務への影響及び対策につきましては、組織の基本となる部に関する機構は現状のまま存続しております。当面の事務に支障のない範囲で見直しと、新たな行政課題に取り組むという観点から、課や課内室の統合と改廃を行うものであり、法定事務への影響を極力少なくするよう配慮しておりますが、今後支障が認められるような場合は、住民サービスを確保するため、早急に対応してまいりたいと考えております。

続きまして、2点目、3番、職員数不足の見通し及び委託等による対応につきまして、平成22年度、23名の退職があり、うち3名が消防職でございます。さらに、平成23年度中には21名、うち技能労務職が2人の退職が予定されておりますが、技能労務職につきましては業務委託等で対応を予定しております。また、一般行政職につきましても、施設管理等で業務委託等が可能な業務につきましては、極力委託を進めることとして予定してございます。また、職員数の減少に伴う対応といたしまして、業務委託等のほかに時間外勤務の増加に対応するため、時間外勤務手当を増額計上しており、さらに緊急の業務や臨時的業務に対応する方針を庁議において各部課に示し、臨時職員賃金を総務管理費の人事管理事業に計上しているところでございます。

2点目、4番、職員の健康管理、安全配慮義務につきましては、これまで実施しております職員の医師による健康診断や、毎月健康相談の実施に加え、平成23年度から新たにメンタルヘルス対策に取り組んでおり、平成24年度も引き続きストレスチェックや電話相談の実施、さらにはメンタルヘルス研修を開催し、職員の心身の健康管理に努めてまいりたいと考えております。

ご指摘の安全配慮義務につきましては、市職員安全衛生管理規則において上司の責務として職員の安全と健康を確保するよう義務づけ、また職員自身も自己管理に努めるよう規定されているところでございます。

続きまして、2点目、5番、定員管理と各種事業の連動につきましては、住民の皆様にご満足していただく行政サービスを提供する責務がありますので、各種事業に見合った定員管理を進め、必要があるものと考えておりますが、国、地方公共団体とも大変厳しい行財政の状況がありますので、今後も事務事業や行政組織の見直しの検討を進める必要があるものと認識しております。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

土木部長 大川 博君。

[土木部長 大川 博君登壇]

○土木部長（大川 博君）

3点目、道路交通基盤の整備についてお答えをします。

最初に、現状と課題についてでございます。

市道の関係でございます。現況は平成23年4月1日でございますが、市道総延長は約1,520キロメートル、総路線数は6,123路線となっております。緊急車両の進入可能な道路となる幅員4メートル以上としますと、認定幅員別に分類した数字で確認いたしますと、4メートル以上では延長約260キロメートルという現況になります。整備状況をあらわす指標の一つとして、改良率、舗装率がございます。茨城県市長会、町村会が発行するデータを見ますと、当市では改良率24%、舗装率53%となっております。これらの数字からも未整備区間が多くあることが見てとれ、課題の一つと考えております。

改良率24%が示すように、拡幅の要望が数多く寄せられております。実施までには事業効果の検証、用地の確保など、一定の期間を要します。いずれにしても限りある予算を的確に配分し、整備効果が上がるよう事業に取り組んでまいります。

次に、広域的な道路体系の確立についてお答えします。

先ほど国道354号線のお話が出てまいりました。霞ヶ浦地区の北中学校入り口の交差点改良の件でございますが、4月に改良工事が実施される運びとなっております。延長260メートル、上り方面には右折レーンが設けられると聞いております。広域的幹線道路の整備促進につきましては、昨日の山内議員、山本議員、古橋議員に答弁したところでございます。議員ご指摘の道路計画に当たっては、交通量調査、交通量予測は基本であると考えています。ご指摘のとおりでございます。このご指摘を踏まえ、整備向上に努めてまいります。

副市長のお話がありました。ふだんよりご指導をいただいているところでございます。

次に、生活に身近な道路整備についてお答えをします。

生活道路につきましては、行政区の要望を踏まえ、整備の優先度を判断しながら、狭隘部の解消や排水整備などを実施してまいります。引き続き道路の維持補修についても順次行ってまいります。

先ほど震災の起債のお話がありました。今後これらについては大変厳しいものがあると思っておりますが、起債の有効活用については検討をしてまいりたいと思います。

続きまして、西成井バイパスの件でございますが、市道㊦2583号線、通称西成井バイパスにつきましては、全体計画、延長1,694メートル、幅員幅6メートルで整備を進めております。今年度、道路改良工事を延長190メートル発注しており、未改良区間は160メートルと市道㊦0109号線との交差点改良区間134メートルとなっております。未了区間の用地交渉につきましては、道路用地未同意の方、相続人を含め4名の方がおりましたが、最近3名の方に同意をいただきました。未同意1名の方とよい方向で交渉を行っているところでございます。

工事完成のめどにつきましては、交差点改良についての関係機関との協議がありますが、24年度には完成させたいという思いがあります。

なお、この場をおかりいたしまして、この用地交渉に当たりましては地域の区長さんを初め、

関係者の方々に大変多大なるご協力をいただいておりますことにお礼を申し上げます。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

まず、デマンド型乗り合いタクシーの件で、先ほど4月よりシャトルバスが廃止になるということ伺いましたけれども、これは市民の皆様にはきちんと知らせるのかどうか、まずお聞きします。

○副議長（中根光男君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

この件につきましては、まだ知らせはしていないんですが、今後広報等で知らせる予定になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○副議長（中根光男君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

利用者が少ないとはいえども、利用者はいるわけですから、早急に徹底していただきたいと思っています。

次に、これは担当課長のほうに要望した件なんですが、乗り合いタクシーの乗降口、これは千代田地区はいいんですけれども、ついているんですけれども、霞ヶ浦地区のほうでは乗りおりするときに段差があり過ぎまして、これに対する対応の仕方ということで、ステップを取りつけてほしいと、こういうふうに要望してあったんですけれども、この件は聞いてございますか。

○副議長（中根光男君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

小松崎議員さんの要望内容でございますけれども、担当課のほうで聞いて、ただいま対応のほうをしているところでございます。千代田地区のデマンドには既に取りつけてありますが、現在発注しておりますので、ステップのほうは現在、進めておるところでございます。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

少なくとも新年度からはステップがついているタクシーで送迎していただければと思います。

もう一つ、これは公共交通会議をやっていらっしゃるということなんですが、このメンバーの方は乗り合いタクシー、もしくはシャトルバス等に実際に乗って体験したことはあるんでしょうか。また職員、これは企画課のほうですか、職員の方で実際に利用してそういう不便なところがないとか、不都合な点がないとか、そういうふうに自分が体験したものというものはあるんでしょうか。まずお聞きします。

○副議長（中根光男君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

交通会議のメンバーでございますけれども、関東運輸局の専門官とか、土浦土木事務所とか県の機関という方も委員となっております。また、それぞれの現在運行していますバス会社とか、市内のバスの会社の方、そういった方と区長会とか各種団体の……

〔「利用したかどうか」と呼ぶ者あり〕

○市長公室長（島田昌男君）

この委員の方につきましては、ちょっと利用状況のほうは確認しておりませんが、企画課職員
のほうは乗って、その状況については把握といいますか、乗って確認はしております。

以上です。

○副議長（中根光男君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

公共交通会議をやるに当たって、本当に机の上でやっても利用者の心というのはわからないですよ。ですから、実際にはこういうところに体験乗車をしていただいて、実際にどうなのか、あとは時間帯とか、乗り合いタクシーだといろいろあちこちを回っていくんで、目的地まで行くのに相当時間がかかるわけですよ。そういうことも含めて実際に体験して、それから会議を行っていただきたいなと強くこれは要望しておきます。

それから、参考に三重県の玉城町のお話を紹介したんですけれども、この町では家に閉じこもっていた老人とか高齢者が生き生きと外を歩くようになったんですね。携帯電話、iPhoneか何かだと思えるんですけれども、その操作も覚えちゃいまして、高齢者同士の、友人同士のメールまでやっていると。そのおかげで健康にもなりましたし、あと健康保険、これを使わなくなったというんですね。国保税の負担が本当に抑えられてきた。そういうことがあるんで、我が市としても健康保険料がどんどん上がっているわけですから、こういうものを利用して健康を取り戻していただきたいなと思うんですけれども、これはどなたに聞けばいいんですか。答えられる方がいらっしゃいましたらお願いします。

○副議長（中根光男君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

小松崎議員に午前中いろいろ質問の中でありましたので、ちょっとお昼時間にインターネットで玉城町のほうの一部を確認させていただきました。非常に制度、いろんな利用方法の中でいい方法でもあるかと思えます。ただ、玉城町の場合には路線が1つ決まっているような状況でございます。かすみがうら市の場合は自宅まで行くというようなことなので、その辺、地域の部分を検討させていただいて、今後参考にさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○副議長（中根光男君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

次に、行政組織の見直しに伴う各部課の配置数と住民サービスの確保についてということで、これは本当に法定事務がちゃんとできるのかどうか、またそれが目いっぱいだったらそのほかに市単独でやっているそういう事業の見直しが必要なんじゃないかと私は思うわけですが、この辺再度どうなのかお聞きしたいと思います。

○副議長（中根光男君）

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

ただいまのご質問にお答え申し上げます。

先ほど私のお答えの中で、行政組織の改編につきましては、庁議において各部長さんにお示しをしたところでございます。その中でそれぞれ部長さん方に組織の改編、あるいは人数をお持ちいただきまして、検討していただいたこととございます。そういった中での業務に支障というようなことが私どものほうに返ってきておりませんので、法定事務等につきましても支障がないものと確信しているところでございます。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

次に、職員の定数が本当に少なくなっていて、一人一人にかかる労働負荷というんですか、これはふえてきていると思うんですね。そういった意味では健康管理ということで、今一生懸命メンタルヘルス健診とかそういうのを企画して、皆さんの健康管理も十分に行っているということですが、ただメンタルだけじゃなくて、残業をやればそれに対する対価というのが必要になってくるわけですね。いろんな職員の皆さんに聞きますと、本当にサービス残業が多いと、また代休をとりたくてもとれない現状があるということを知っていました。

そんなときに、先日になりますけれども、副市長に申し入れたことがあったんですね。それが職員の超過勤務費、いわゆる残業代です。この残業代のサービス残業部分をなくすために予算措置を要望いたしました。それにきっちりこたえていただいているのが副市長なんですね。その経過と、また今後、来年度と言わず3月から、あしたから、そのように職員にきちっと労働の対価を払うのかどうか、決意も含めて経過を説明していただければと思います。よろしいですか。

○副議長（中根光男君）

副市長 石川眞澄君。

○副市長（石川眞澄君）

小松崎議員の質問にお答えいたします。

時間外の支払いに対する経過でございますけれども、適正な労働に対する対価は当然支払われなくてはならないという観点から、市長のほうに相談を申し上げまして、市長もそのとおりということで決定されたものでございます。しかしながら、時間外を支払うということが本趣旨ではなくて、総務部長の答弁にもございましたように、事務事業の再構築や、それから行政組織の見直しの必要性というのは十分認識してございますので、今後改めまして検討を進めていきたいと。

3月からの時間外については支払いはきちっとできるということで、今、総務部長のほうから

返答をもらっておりますので、大丈夫だと思います。

○副議長（中根光男君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

これは職員のモチベーションにもかかわることなので、副市長が責任を持って各管理職の方にしっかり指導を徹底していただければと思います。そうすれば、今まで一生懸命やっていた職員もさらに頑張ると思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それと、西成井バイパス、24年度中の完成を目指すとおっしゃいましたけれども、地権者あと1名、これは見通しが立っているのでしょうか。それをお伺いします。

○副議長（中根光男君）

土木部長 大川 博君。

○土木部長（大川 博君）

先ほどもちょっと触れましたけれども、よい方向で行っているというような状況でございます。

○副議長（中根光男君）

6番 小松崎 誠君の一般質問を終わります。

続いて、発言を許します。

4番 田谷文子君。

[4番 田谷文子君登壇]

○4番（田谷文子君）

平成24年第1回定例会におきまして、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

「女性の声を市政へ」「あきらめない！ 子や孫の明日のために」、これは私が選挙でスローガンとして市政への参画を志して決めたスローガンでございまして、幸いにして市民の皆様の多大なるご支援を賜り、はや1年余が過ぎました。その間、改選後最初の定例会でありました今年のこの時期、あの忌まわしい東日本大震災に遭遇したわけでありまして。約2万人にも及ぶ死者・行方不明者を数え、東北各地のまちが一瞬のうちに津波にのまれ、無残な瓦れきと化してしまいました。また、これに追い打ちをかけるように福島原発の事故が重なり、その風評被害を含めると、当かすみがうら市も多大な被害に見舞われた被災地でもあり、間もなく満1年を迎えるわけですが、ここで改めて被災された多くの皆様のご冥福をお祈り申し上げますとともに、お見舞いを申し上げます。

ここで政府を初め、これから復興元年とすべく、さまざまな復旧・復興に手を打ちつつありますが、ややスピード感に欠けるといった批判も多く耳にするところであります。そこで、当市におけるこの3.11に係る被災状況並びに復旧・復興の進展状況についてお尋ねいたします。

まず第1点は、この1年間で集約された被災状況について、家屋の損壊や工場、商店、さらには田畑などにどのような被害があったのか、詳細をお伺いいたします。

第2点目は、千代田庁舎や学校等の教育福祉施設、さらには道路、橋梁等々の公共施設等の被災状況についても詳細な報告をいただきたく伺うものであります。なお、これら被災したものに對して既に復旧・復興の手だてを講じたものをできるだけ詳細に説明されるよう求めます。

第3点目は、市庁舎のようにすぐには対応の困難な場合には、その他どのようなものがあり、

それに対してどのような措置を講じようとしているのか、その方針について伺います。さらに、今まで質問した被災状況の詳細、またそれに対して講じた復旧・復興についての詳細を、1年たった今、きちんと市報等で市民に報告すべきと思いますが、いかがでございますか。その点をお伺いいたします。

次に、2番目として財政運営についてお尋ねいたします。

宮嶋市長は就任以来、みずからの選挙公約を実行すべく、まず最初にご自身の市長報酬を半分に引き下げ、わずか月額38万円余でその激務を全うされております。このことは全国にも例がなく、ただただ敬服するのみであります。また、議員の皆様にあっても市民の強い要請があったとはいえ、ほぼ合併前の報酬そのまま、定数も合併前は旧千代田町、旧霞ヶ浦町を合わせて38名いたところ、現在は16名に減らしております。

加えて、行政施策の面でもさきの斎場組合の火葬場の移転改築の問題において、市長は規模の縮小を主張し、見事に1億数千万円に及ぶ経費の節減を達成する原動力となりました。このような事実はすべて市民の知るところとなり、少なくとも当市においては市民の政治不信を取り除くために大きく寄与したものと評価するのは、決して私のみではないのではないのでしょうか。

かすみがうら市においては市長も議員も骨身を削っている。節約できるお金はどんどん節約している。宮嶋市政になってから市政に対する住民の皆様の関心の高まりは、議会を傍聴しようとして駆けつけてこられる方々が随分と多くなったことからもうかがい知ることができるわけであり、あります。

ここでもう一步の努力が望まれています。すなわち、それでもなお行政のプロである一般職員の人件費比率の高いことは指摘されている点であります。これはほかのだれかが計算したわけではありません。皆さん自身の統計によるものですから、市の職員の皆さんが一番承知してよいことです。

市当局は前回に引き続き給与引き下げに関する議案を提出してまいりました。前回私は、公務員はさまざまな制約を受ける代償として定められている人事院勧告制度がある以上、これを尊重することが秩序を守る上で重要と思ひ、あの時点では時期尚早と考え、引き下げ案には賛成しかねるということで、不本意ながら棄権いたしました。しかし皆様御存じのとおり、国権の最高機関たる今の国会において自民党も公明党も合意するに至り、国家公務員の大幅な給与の削減がきょう参議院を通り、決定しました。お昼のニュースで聞いてまいりました。

ここで市の職員の皆様も市長や我々議員と同じように、市民の皆様のために率先して身を切る覚悟を示されたことと理解し、敬意を表します。今回は私も喜んで賛意を表したいと思っております。

そこでまず1点目は、これらを含めた市長が行ってきた行財政改革の成果についてお伺いいたします。

次に、2点目として、今後どのような行財政改革を行おうとしているのかお伺いいたします。今は御存じのとおり、昔のような右肩上がりの時代ではないことはだれもがわかっている現実であります。そこで、今まではどのような新しい施策を重点的に行おうとしているのか、またその財源捻出をどのようにしていくのかお伺いいたします。

次に、第3点目として、今回議案として上程されている中学生以下に対する医療費の無料化に

ついてであります。

今、日本における最大の問題は、少子化による急激な人口減少であると言っても過言ではありません。つい先ごろの報道では、本県の人口は本年の1月1日現在295万4126人で、昨年1月1日現在から1万4444人減少しています。さすがに県も危機感を持って受けとめたようであります。

少子化対策については、若い人たちがきちんとした仕事を持ち安心して結婚ができ、また安心して子育てをする環境をつくっていくことが何よりも重要であります。ですから、不妊治療費に対する助成を行うことや、子どもに対する医療費の無料化の拡充など、非常に有効な手段であろうと考え、他の市町村よりもいち早く実現すべき課題であり、もろ手を挙げて賛意を表するものであります。

同僚議員の皆様方の中には、その財源はどうするのかとか、いろいろご心配の向きもあろうかと思えます。しかし、ここでよくお考えいただきたい。私ども、子や孫の代にツケを残すなどという意味で、市長も議員も身を切っておりますことは先ほど申し上げたとおりであります。でも、その子や孫のために費用がかさむことがあっても、恐らく子や孫は感謝こそすれ、恨むことはないと考えerわけであります。

したがって、ほかのことはできるだけ節約し、子や孫が健やかに立派に育つよう、何にも優先してできる限りの手を打って、子どもがにぎわいを見せるような、そういうかすみがうら市にしていくのが私たちの願いであり、その一助となれば議員冥利ではないでしょうか。この中で子どもを産んだ経験のあるただ一人の女性議員として、同僚議員の皆様方にご賛同を得るのが私の務めと考え、ご理解を賜りたく切にお願い申し上げる次第でございます。

なお、少子化対策の一つにもなるかと思えますが、現在、市当局にも協賛をいただいております健全な母性を維持増進する一環として、土浦やつくばの民間団体等とともに乳がん撲滅のための運動を推進するために、「ピンクリボン運動inかすみがうら」を立ち上げました。委員長は矢口議員であります。当庁舎内にも何枚か掲示されておりますのを目にされた方がたくさんおありかと思えますが、こちらの「ピンクリボン運動inかすみがうら」、そのイベントが3月4日日曜日午後1時半から土浦市民会館の小ホールでございますので、お時間が許す方はおいでいただきたいなと思っております。

[「質問になってない」と呼ぶ者あり]

○4番（田谷文子君）

「ピンクリボン運動inかすみがうら」を立ち上げ、検診率向上を訴えておりますので、これも広い意味での少子化対策として、さらに市民と協働によるまちづくりとして、重ねて市当局並びに市民の皆様様の運動への参画についてご理解とご支援をお願い申し上げます。

次に、地域振興策についてお伺いたします。

本題に入る前に、さきの五輪堂橋の件につきましては、石岡市でも若干の負担をすべきところでしたが、その結論を待っていると、この事業は県の事業でありますから、流れてしまうおそれがあったわけです。やむを得ず市民の要望を最優先として、県と当かすみがうら市のみによって負担し、現在建設の運びになり、着々と工事が進められていることは、まさに市長の苦渋の英断なくしてはできなかつたことは市民の皆様既にご案内のとおりであります。このような市長の英断を期待して、次に質問いたします。

この2月1日、JA茨城千代田はJA土浦に合併いたしました。これで当市の農業は完全に土浦地域の農業と一体化する道を歩むことになったのだと思います。そこで、JA土浦よりも狭い地域を担うこととなったかすみがうら市の農政もいや応なく土浦市と協調しながら、市の範囲を超えた広域的な視点に立った新しい展開が求められてきております。そこで、こういう新時代に対応した農政をどのように推進していくのか、市長にお伺いいたします。

次に、第2点として、このような観点に立った場合、さきに市長が進めてきた板橋区のアンテナショップもかすみがうら市の物産を紹介する意味では少なからず効果があったと思いますが、これからは交流人口をふやすという意味からしても、もっとお客を地元を引き寄せるとことが望まれます。

風評被害によって大きな痛手を担った当市の観光農業や、霞ヶ浦の漁業の復権と復興を図らなければなりません。それには正しいPRによってあしき風評被害を解消することは急を要することとは言うまでもありませんが、中長期的には中佐谷に位置するJA土浦千代田支店と常磐道をその側道やスマートインターなどの整備によって直結し、さらにはその近隣に道の駅を設けるなど、ハード事業も重要なテーマであります。これは常磐道における事故や災害時の対策にも寄与することとなり、ぜひとも市当局において、県などの協力も得ながらなし遂げてほしいと思うわけであります。

このことについて、昨年9月定例会においても同様の趣旨で質問を申し上げたところです。その際、市長は「よいことだ。考えておきましょう」とおっしゃったこと、非常に意を強くしているところですが、具体的に、どの部のどの課で、いつごろまでに検討されるよう指示したのか、改めて見解をお伺いいたします。既に担当部長に指示されているならば、担当部長にお伺いいたします。この地域は特に私ばかりでなく、議長、副議長の地元にも大いにかかわりのある、市民に大きく関心を持たれるところですので、リップサービスではなく真摯なご答弁を期待申し上げます。

次に、合併前から長く課題になっております、いわゆる霞ヶ浦二橋についてであります。

従来の経過は私自身十分承知しておりませんが、聞くところによると美浦・阿見の対岸から当市を横断し、高浜入りを越えて茨城空港のほうに至る道路をつくり、霞ヶ浦に2つの橋をかける構想と聞いておりますが、それでしたら牛渡・栄倉あたりも交通の要所となって霞ヶ浦大橋に勝る一大振興策になるものと大きな期待を持っております。まして今、茨城空港ができ、対岸には阿見東部工業団地が雪印も進出するなど、どんどん整備が進み、圏央道もここ二、三年で圏内を貫通すると聞き及んでおりますので、これまで以上に国・県に働きかける時期が熟しつつあると思います。したがって、これまでの推進運動の経緯と、これからの予定並びにこの問題に対する市長の熱意ある見解をお伺いいたします。

4番目として、土浦市との合併についてお伺いいたします。

私は常々申し上げているとおり、この合併を真剣に推進しようとする市長が努力する限り、一議員として市長を応援し、微力ながら支えてまいりたいと決意しており、その考えにいささかも変わりはありません。

そこで第1点は、現在進めております神立駅周辺の整備に関する協議の進捗状況についてお伺いいたします。

まず、基本的な整備の方向づけについて、例えば駅舎はどうなるのか、駅を挟んで東西の通路はどういうふうにするのか、駅舎の上にテナントなどは可能なのかどうか、駅周辺の駐車場などはどの程度確保できるのか、また周辺の町並みをどのようにするかなどなど、現段階で考えられている基本的なコンセプトをご説明いただきたく存じます。

次に、ここにきてにわかに問題となってきた千代田庁舎の解体後の対策について、市長は市民にアンケート等を実施する意向を議会の全員協議会で表明しておりますが、それはそれで一つの方策かと存じますが、その際問題となるのはどのような選択肢を掲げるかであります。

その一つとして、私は神立駅舎の中にそういう庁舎の機能を果たせる一角を設けて対処することが、経費の面から考えてみても、また先行き土浦市との合併という局面を想定した場合でも、利便性から見て効果的に機能するのではないかと考えております。この提案に対して市長はどのようにお考えになるか、お伺いするものです。

最後に、合併についての私の要望を申し上げつつ、お願いいたします。

合併は大変難しい課題であり、相当の見識と政治力が要求されるわけでありますが、しかし市民に対してはそれが将来に向けて最もよい選択肢と思われるものでなければなりません。

例えば、合併することによってかすみがうら市がこれからやりたい事業が政治力や行財政力が高まることによって、より早く、よりよくできるというメリットを生み出すものでなければなりません。そのためには、合併する前に市として重要なプランをしっかりと確立しておく必要があるかと存じます。

それをもとに、合併まちづくりに移行すべきものと考えてやるべきと思います。すなわち合併には具体的な市の将来構想を持って、それをもとにその実現のために積極的な政治的アクションが必要と考えられますが、市長は現在、どのような構想のもとで、どのようなアクションが必要と考えておられるのか、現時点で言える範囲で結構でございますので、今後の展望をお伺いいたします。

以上で私の1回目の質問といたします。ありがとうございました。

○副議長（中根光男君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

1点目、1番、2番、東日本大震災に係る被災状況と復旧・復興の進捗状況につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

1点目、3番、今後講ずべき復旧・復興の対策の方針につきましてお答えいたします。

震災で被害を受けた市民の方々の生活と産業の再建を図る復興に向けたまちづくりのために、ライフラインである水道施設を初め、情報伝達体制の確保や避難場所となる学校等の耐震工事など、復興のための事業を24年度以降行っていく考えで当初予算を作成いたしました。また、風評被害により大きなダメージを受けている地域の基幹産業である農業を初め、各産業に対して復興支援を検討してまいりますので、ご理解のほどをお願いいたします。今後とも市民が安心できる災害に強い環境をつくっていく必要があることから、議員の皆様のご協力を得ながら実施してい

きたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

2点目、1番、これまで講じてきた行財政改革の成果につきましてお答えいたします。

私も市長就任以来、議会の協力による議員定数削減、職員の新規採用の見送り、補助金審議会による補助事業の内容の精査などに取り組み、今回提案しました予算案においても補助金審議会の答申を反映させるなど、かすみがうら市の財政状況を改善するための施策に取り組んでまいりました。

石岡地方斎場に関しましても、当初より大きく負担額が減る内容で3市間において合意がなされました。本当に必要な事業を内容を精査して行うことが重要であり、職員がコストに対して敏感になることで行財政改革が進むものと思っております。市民の皆様にも不便になったと感じることがあろうかとも思いますが、市民の協力があつてこそ行財政改革を進めることができるものと考えております。今議会にも上程させていただいております職員給与の見直しを初め、今後ともより効率的な組織づくり、民間企業感覚の取り入れなど、行財政改革に取り組んでまいります。

2点目、2番、今後の重点施策とその財源につきましてお答えいたします。

市として現在取り組んでいる下稲吉小学校の改修を含め、その他、教育施設の改修、神立駅西口地区土地区画整理事業、千代田庁舎解体に伴う庁舎建設など、大きな支出が見込まれる事業に取り組んでいかなければなりません。そのような中での財源確保については大変厳しい状況になるであろうことが見込まれるため、被災市町村に係る合併特例債の期間延長を踏まえ、事業を検討していきたいと考えております。さらには、現在提供している市民サービスの中でも、効果の大小により廃止を含め事業の見直しを図るなど、今後も継続して行財政改革に取り組んでいきたいと考えております。

一方で、新たな産業をつくり出すことによる税収の増大を図るなど、歳入面からも考えていく必要もあろうかと思えます。議会、市民、それぞれの立場からの意見を伺いながら、実施事業を取捨選択し、限られた財源の有効活用を図ってまいります。

2点目、3番、中学生医療費無料化につきましてお答えいたします。

ご質問の中学生以下医療費の件につきましては、景気が低迷し、所得が伸びない中で、子どもを持つご家庭の多くは今後について大きな不安を抱えていると考えております。医療福祉費の対象年齢を中学生までとすることについて、24年度当初予算に計上し、ご審議いただくことになっておりますが、不安を少しでも少なくするようにすることで、若い世代の定住化が期待され、このことがかすみがうら市が元気な市になるための必要な施策の一つであると考えております。行財政改革を進める中でも必要な事業として位置づけ、この事業に取り組んでいきたいと考えております。

加えて、24年度の予算編成において、私立幼稚園に就園する児童の保護者に対する助成金の増額も計上してありますが、子どもを持つ世帯に対する支援が今後取り組むべきものであると考えております。

3点目、1番、統合後のJA土浦と協調した地域産業の広域的展開につきましてお答えいたします。

JA土浦とJA茨城千代田につきましては、本年2月1日の合併をもって窓口が統一され、生産農家の利便性の向上が図られることが期待される場所ではありますが、広域化したことにより

今まで以上に土浦市との連携を密にし、引き続き市の基幹産業である農業の振興を図ってまいりたいと考えております。

3点目、2番、防災に役立つ流通観光開発につきましては、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

3点目、3番、霞ヶ浦二橋の機運醸成の現況につきましては、市長公室長からの答弁とさせていただきます。

4点目、1番、神立駅周辺問題の進展につきましては、土木部長からの答弁とさせていただきます。

4点目、2番、千代田庁舎につきましてお答えいたします。

山内議員や山本議員からのご質問をいただき、ご答弁をさせていただいておりますが、繰り返しになりますが、私としては早期に建設検討委員会を立ち上げ、議会のご意見はもとより、市民の声も聞きながら、本委員会の中で協議をしてみたいとは考えておりますが、議会の先般の申し入れにより、建設検討委員会の立ち上げを再考するというところでございますので、今後につきましては議会と相談しながら、この検討委員会をどうしていくかについて対応してみたいと考えております。

4点目、3番、今後の具体的な働きかけにつきましてお答えいたします。

私は、地方自治体を取り巻く厳しい社会情勢の中では、このかすみがうら市として最終目標としては、つくば、土浦市を核とした100万政令都市を視野に入れたまちづくりを考えているところでございます。今後とも折に触れて関係市町村にも働きかけをしていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○副議長（中根光男君）

総務部長 山口勝徑君。

[総務部長 山口勝徑君登壇]

○総務部長（山口勝徑君）

田谷議員さんのご質問にお答え申し上げたいと思います。

1点目、1番、2番、東日本大震災に係る被災状況と復旧・復興の進捗状況につきましてお答え申し上げたいと思います。

東日本大震災における被害状況でございますが、一般家屋等につきましてはことしの2月17日現在でございますが、全壊7棟、半壊19棟、一部損壊1,220棟となっております。一部損壊家屋における屋根の修理につきましては、いまだ修復が進まない、ブルーシートで覆われている屋根も見受けられる状況でございます。被災したかわら等の搬入が続いており、市で実施しているところのかわらの受け入れについても、本年12月まで延長したところでございます。

また、公有財産等の被害状況についてのお尋ねでございますが、以前にもお示しましたとおり、千代田庁舎を初め、270件となっております。それぞれの課の取りまとめをいたしまして、復旧工事ごとに申し上げますと、子ども福祉課所管ではやまゆり保育所の修繕ほか14カ所、観光商工課所管では林道三ツ石線、あるいは雪入ふれあいの里公園の駐車場の補修ほか1カ所、都市整備課所管では稲吉ふれあい公園駐車場ほか3カ所、道路管理課所管では市道上土田地内道路災害復旧工事ほか57カ所、下水道所管では上佐谷地内管渠布設替え工事ほか58カ所、学校教育課所

管では南中学校屋内運動場橋梁部分剥離復旧ほか71カ所、その他水道課所管の配水管の漏水工事等々でございます。たくさんございました。千代田庁舎を除く大部分の公有財産は復旧している状況でございます。

また、今後ライフラインである水道施設や道路の整備、情報伝達体制の整備等を拡充していきたいと考えています。また、それらの復旧の状況につきましての広報紙での公表でございますが、今後検討してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 吉藤 稔君。

[環境経済部長 吉藤 稔君登壇]

○環境経済部長（吉藤 稔君）

田谷議員さんの3点目、2番、防災にも役立つ流通観光開発につきましてお答えをいたします。ただいまご質問のありました中で、まずJA千代田近くに位置しております千代田パーキングを活用してのということでございますけれども、これにつきましては御存じのように、中佐谷付近にスマートインターを、あるいは道の駅等を設置して、周辺の産業振興を図るべきのご提案かと思っておりますけれども、まず高速道路周辺の整備につきましては、地域産業の活性化、さらには都市農村交流の促進など、非常に有益なものと考えられます。しかしながら、千代田パーキング周辺の地形、あるいは費用対効果、さらには用地の確保、地域住民の機運の醸成、これら実現には多くの課題もあるということでございます。

しかしながら、常磐道の千代田石岡インターとの距離が近いこと、そういうこともありますので、今後につきましては社会の動向に注意しながら、慎重に検討してまいりたいと考えてございますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いしたいと思います。

なお、市長からの指示ということもありましたんですけれども、これにつきましては千代田パーキング付近の土地利用状況について調査ということで指示がありまして、それを現在のところ調査を実施しているところでございます。

さらには、これらの土地利用ということで、調査の中でやはり御存じのように、この付近の地形につきましては大変起伏の激しいところでございますので、そういったことも念頭に入れながら今後検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

市長公室長 島田昌男君。

[市長公室長 島田昌男君登壇]

○市長公室長（島田昌男君）

田谷議員の3番目の地域振興策についての中で、3番、霞ヶ浦二橋の機運醸成の現況についてということでお答えをいたしたいと思っております。

霞ヶ浦二橋につきましては、初日に山内議員のほうからも質問がありまして、市長が答弁いたしました。霞ヶ浦二橋が本市にもたらす経済効果は市の発展にも大きな影響が出てくることと思われま。

経営等につきましては、平成3年1月に、当時、宮嶋市長が出島村長でありましたが、石岡市、

玉里村、美浦村、4市村で準備会を発足して始まった経過もございます。現在は関係11市町村において、霞ヶ浦二橋建設促進期成同盟ということで同盟で活動しているところでございます。内容につきましては、県知事や県議会議長を初め、関係機関への要望等で進めております。今後とも根強い要望を持って続けてまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどをよろしく願いいたしたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

土木部長 大川 博君。

[土木部長 大川 博君登壇]

○土木部長（大川 博君）

4点目、1番の神立駅周辺問題進展についてのご質問にお答えをいたします。

神立駅周辺整備につきましては、都市基盤の整備や公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図ることにより、安全・安心で快適な活力ある市街地を構築するため、街区整備計画対象地区16.6ヘクタールの拠点となる駅前西口地区の2.2ヘクタールを優先的に整備する目的で、平成23年1月、土浦市と当市による一部事務組合を設立いたしました。事業の内容は、土地区画整理事業により駅前広場の整備や県道整備を行うものであります。事業の進捗状況につきましては、平成24年秋ごろまでには事業認可を得るための作業を進めているところでございます。

議員ご質問の関連事業としての駅舎及び自由通路の整備につきましては、現在の駅舎及び神宮橋を取り壊し、橋上駅舎及び東西自由通路として一体的に整備する計画となっております。

24年度において土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合で基本設計を策定することとなっております。その中でより具体的なものになってくるものと考えております。この場では具体的な構想は、大変恐縮でございますけれども、申し上げられません。

冒頭にも申し上げましたが、この区域におけるまちづくりの方針としては、健全な都市基盤の形成を図ることで駅前にふさわしい安全・安心で快適な活力のある市街地の再生を目指してまいります。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

1番目の東日本大震災に係る被災状況復旧・復興の進捗状況について、先ほど来、午前中、川村議員の質問の中で詳細を伺いまして、今後はそういう想定外でしたよということのないような取り組みをしていただきたいと思いますと思っております。

その中の1番のハの問題ですけれども、先ほど来お話がありました、やはり高速道路の側道等費用対効果も含めまして、また千代田石岡インターと近いということもあって、スマートインター等も難しい面もあるかと思いますが、いずれかかすみがうら市が発展するには観光農業等も含めて、そちらスマートインター等、あるいは中佐谷の整備等、引き続き継続的なお知らせ活動、あるいは整備活動をしていただきたいと思いますと思っておりますので、その辺今後の取り組みをしていただきたいと思います。1番はこれで結構でございます。

2番の財政運営についてお伺いしたいと思います。

メディア等で報道されています、2050年には人口が減となり、1億2000万人から8000万人余りになるということが予測されて、新聞紙上等、メディア等で発表されていますが、それは関東一円の人口に匹敵するすごい人数減になるということなんですけれども、少子高齢化等もありまして、その対策を市長はどのようにお考えになっているのか、ご意見をお伺いしたいと思います。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

少子化対策であります、今、田谷議員ご指摘のように、将来的には50年後、日本の人口は8000万人になってしまうんだという予測が最近されているわけでありまして、これはいわゆる平均出生率の低下によるものでありまして、現在日本はたしか1.39とか1.4ぐらいのレベルだと思っております、これはやはり若い世代が将来的に不安を持っているということも大きく影響しているのではないかと。これを8000万人になるという予測は、今のまま何も対策を講じないと8000万人になってしまうと、減少してしまうということでありまして、先進国がみんなそうなっているかという、やっぱり努力して平均出生率を上げて、人口増加に転じている国もあるわけでありまして。皆様ご案内のように、フランスは2.0で人口も増加に転じております。

そういった努力がやっぱり今我々はしなくてはならない。そういった一環で私は中学生の医療費の無料化であるとか、あるいは幼稚園の補助とか、市としてせいぜいできる限りの努力をしているわけでありまして。これを日本全体としてもっともっと子育て支援策というのを拡大していかないと、本当に8000万になってしまうわけでありまして、やはりこれを食いとめる努力をすることが我々世代の行政をつかさどる者の最大の責務と、こういうふうにご考えております。田谷議員ご指摘の件も十分政策に取り込みながら運営を図ってまいりたいと、こういうふうにご考えております。

○副議長（中根光男君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

とれたて村に対して、JA土浦と協調したかすみがうら市がどのように今度協調して流通観光開発をしていくのかという、そのメリットの面をちょっとお話ししていただきたいんですけども。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 吉藤 稔君。

○環境経済部長（吉藤 稔君）

ただいまのご質問でございますけれども、当然今回の合併によりまして、旧千代田と霞ヶ浦のそれぞれの特色のある農畜産物、これらがJAの統合によりまして製品となり得るわけでご覧になって、それらを含めまして、このとれたて村の産品につきましても、JAを通しました産品も現在出しておるわけですが、さらに発展した多くの商品ですか、農産品が出品できるということになるかと思っております。またJAでございますので、それなりに品質のよい品物、これらが一定数量以上がそろえられるということで、大変効果があるものと考えております。

○副議長（中根光男君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

メリットの部分を十分に生かして、そして板橋区との交流をますます深めて、かすみがうら市のよさをアピールしていただけたらと思います。

次、霞ヶ浦二橋の機運醸成の現況についてお聞きしたんですけれども、昨日、山内議員さん、古橋議員さんの質問でもわかったんですが、阿見町と県と当市ががっぷり四つになって進展がありまして、この霞ヶ浦二橋の進展が待たれるところでもあります。ですので、私も期待をして見守ってまいりたいと思いますので、こちらの機運醸成のほうもよろしくお願い申し上げます。

次、神立周辺の問題の進展についてであります。土浦協同病院がおおつ野の台地に来るということで、当市に対しても大きな影響になっているわけですし、神立跨線橋も県も交えて副市長さん同士の話し合いをしているということで、石川副市長さんが当市においでになったということが、明るい展望が開けて本当によかったなと思っております。これも市長の功績の一つではないでしょうか。すばらしい副市長さんがおいでになって、期待しているところですので、神立周辺の跨線橋、石岡市とタッグを組んで、よりよく早く成立して神立跨線橋ができるように私も望んでいるところでございます。

次に、千代田庁舎についてであります。千代田庁舎については先ほど私の意見の一端を述べさせていただきました。これから十分に議会も、それから市長もスタッフも四つになって、住民のために真剣に取り組んでいていただきたいと思います。

それから、最後になりますが、土浦市との合併ではなく、市長は折に触れてつくば広域圏を考えているということで、いずれはつくば、土浦を抱えた100万都市を目指すという構想をお持ちだと伺っておりますので、市長の100万都市のつくば広域圏でお考えになっているところをお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

広域圏の話であります。地方自治体を取り巻く環境というのはご案内のとおり、さんさんたるものでございます。国も同じということで、いずれ道州制の論議も、ちょっと途切れた部分もございまして、そういった大きい流れの中で私は就任早々に土浦市との、いわゆる広域合併を、一回だめになったものであります。それをまずは第一段階として達成して、それをもって次につくば広域圏と、そういうことを考えておたわけであります。

去年11月に中川市長が3期目に当選した直後に、文書をもって正式に申し入れに行ったわけですが、中川市長としてはまだ時期尚早であるというような話がございました。そういったことを受けて、本当にそうなのかどうか、私も県南首長の会議等がありました折に、ことしになってからであります。みんなどうなんだと、このまま自分らだけでそれぞれの市町村でやっていけるのかというお話をしまして、以前グレーターつくば構想というのがありまして、その際にできた首長会でございます。

そういう会議の中で、思い切って平成30年あたりをめどにやったらどうだということをおぼち上

げましたら、意外と反響がよくて、ことしの6、7月にはまた会議があるわけですが、その席に正式に議題にしようという話になってまいりました。そこに土浦市長もおりまして、今度は土浦市長もそうだ、そうだということを書いてくれましたので、土浦市も多少考えが前向きになってきたのかなと、こういうふうに思います。

最終的にはやっぱり政令市を目指すべきでありまして、このまま政令市の話がどんどん進むようであれば、県のほうもバックアップするということでもありますから、その会議の席には県の担当者の方もおりまして、県も協力するよということをお話してくれました。これがどんどん進むようであれば、一気につくば広域圏で行けると思います。その前段で土浦、かすみがうらでやるのか、一気に行くのかについては、ことしの6、7月の会議等でいろいろ協議をしてまいりたいと。

いずれにしても、特に県南の首長の中でも大きい影響力を持つつくばの市長、市原さんであるとか、牛久市の池辺市長であるとか、さらには県の市長会の守谷の会田市長なんかは非常に積極的であります。そういった非常にいい機運が今生まれつつありますので、私もこれに積極的に参画してまいりたいと思います。こういった情報も議会を初め、市民の皆様にもどんどん流しながら、そのことによって大きく新聞報道も出てくると思いますので、市民の皆様のご理解もあわせてとれていくのではないかと思います。ぜひ議員の皆様にもご理解を賜りたいと思います。

○副議長（中根光男君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

やはり茨城県には政令指定都市がございませんので、市長が先頭を切って、土浦、つくば、10万都市にいち早く名乗りを上げていただきたいと思うわけでございます。

きのうの古橋議員の質問の中で、私がちょっとメモしましたところ、もし間違っていたら訂正していただきたいんですけども、かすみがうらの負債というのは350億ぐらいあるんでしょうか。

○副議長（中根光男君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

田谷議員のご質問でございますけれども、一般会計、そして特別会計全体合わせて、ちょっと正確な数字でないんですが、約340億ほどあります。

以上です。

○副議長（中根光男君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

340何億、想像もつかない負債だと思うんですね。ですので、今後は市長になってから無駄だということを随分削減して、そして来ていることは皆さん市民もわかっているところでございますが、今後とも後世にリスクを残さない、税金を効率的に使う、そういう人をお願いいたしまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（中根光男君）

4番 田谷文子君の一般質問を終わります。
以上で本日の日程は全部終了いたしました。
次回は、あす3月1日午前10時から引き続き一般質問を行います。
本日はこれにて散会いたします。
ご苦労さまでした。

散 会 午後 2時57分

平成24年

かすみがうら市議会第1回定例会会議録 第4号

平成24年3月1日(木曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
5番	古橋智樹君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君		

欠席議員

16番 廣瀬義彰君

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	吉藤稔君
副市長	石川眞澄君	土木部長	大川博君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	大塚隆君
市長公室長	島田昌男君	消防長	井坂沢守君
総務部長	山口勝徑君	教育部長	仲川文男君
市民部長	川島祐司君	水道事務所長	川尻芳弘君
保健福祉部長	竹村篤君	農業委員会事務局長	塚本茂君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	主任	杉田正和

議事日程第4号

日程第1 一般質問

- (7) 中根光男 議員
- (8) 佐藤文雄 議員
- (9) 栗山千勝 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

(7) 中 根 光 男 議員

(8) 佐 藤 文 雄 議員

(9) 栗 山 千 勝 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通 告 者	質 問 主 題
		(質問の区分)
(7)	中根光男	1. 環境省の太陽光発電システム設置補助金の活用について
		2. 防災会議に、できるだけ多くの女性委員登用について
		3. 女性、子どもの視点で災害用備品の見直しについて
		4. 重度障がい者のショートステイについて
		5. いばらき子どもヘルパー派遣事業について
		6. 小中学校に防犯カメラ設置について
(8)	佐藤文雄	1. 放射能汚染から子どもと市民の健康を守る対策の強化を
		2. 住宅リフォーム助成制度と震災復興対策について
		3. 入札制度の改革について
		4. 収入の少ない国民健康保険加入者への対策について
		5. 生活排水対策における公共下水道事業について
		6. 第5期介護事業計画について
		7. 向原土地区画整理組合事業について
		8. 水道事業について（主に水道料金問題について）
(9)	栗山千勝	1. 職員教育について
		2. 施工主の所在が不明になった残土処分について
		3. 防災計画の見直しについて
		4. かすみがうら市のまちづくりについて
		5. 農業政策について
		6. 環境問題について

開 議 午前10時00分

○議長（小座野定信君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は、14名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

なお、廣瀬義彰議員から所用による欠席届けがありましたので、ご報告申し上げます。

また、栗山千勝議員からおくれるとの連絡がありましたので、あわせてご報告いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布いたしましたとおりであります。

傍聴人の方々に申し上げます。

会議において、傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されております。静粛に傍聴されますようお願いいたします。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてたずね場です。

したがって、法令等を遵守していただくことを求めます。

また、執行部におかれましては、能率的な会議運営の観点から、より簡明な答弁をなされるよう求めます。

日程第 1 一般質問

○議長（小座野定信君）

それでは、日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

9番 中根光男君。

[9番 中根光男君登壇]

○9番（中根光男君）

皆様おはようございます。

平成24年第1回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

日本経済の行方には、今幾つもの壁が立ちはだかつております。中でも長期にわたるデフレと欧州債務危機などによる歴史的な円高への対処と、東日本大震災によって重要さを再認識された防災・減災対策をどう成長戦略に結びつけて実行していくか、緊急の重要課題であります。政府はデフレ脱却、産業空洞化対策、本格的な復旧・復興への早期実現へスピーディーに対応していただき、元気な日本を取り戻すことが最優先課題であると思っております。

最初に、環境省の太陽光発電システム設置補助金の活用についてをお伺いをいたします。

東日本大震災の被災地域の復旧・復興や、原子力発電施設の事故を契機とした電力需給への対応のため、再生可能エネルギー等の地域資源を徹底活用し、災害に強い、自立分散型のエネルギーシステムを導入し、つくり上げていくことが国を挙げての課題となっております。

環境省の第3次補正予算要求に再生可能エネルギー導入促進勘定事業が成立し、執行をされております。この東北6県の震災地域に最近茨城県も含まれることになり、7県で総額620億円の予算が決定し、補助率は100%で蓄電池も支援対象となっております。

エネルギーの使用合理化、節電を図る太陽光発電システム導入について。

1、補助金の内容、認識について、2、小中学校、公共施設の設置計画について、3、今後の具体的な推進についてをお伺いをいたします。

次に、防災会議に、できるだけ多くの女性委員登用についてをお伺いをいたします。

東日本大震災では、着がえやトイレの不足など避難生活における女性特有の悩みが浮き彫りになりました。今後、見直しが行われる地域、防災計画について、同計画を作成する市防災会議に

できるだけ多くの女性委員の登用が必要であります。新たな計画の素案を練る段階でも女性の視点を取り入れるとともに、女性中心の公的な機関を加えることも視野に入れて女性委員の登用を検討することも重要課題であります。

その観点から、1、現在の防災会議の状況について、2、今後の課題として女性委員登用の取り組みについてをお伺いをいたします。

次に、女性、子どもの視点で災害用備品の見直しについてをお伺いいたします。

東日本大震災の教訓を踏まえ、非常用備品の見直し、精査、リストアップすることが重要であります。例といたしまして、女性用品、幼児用の粉ミルク、哺乳瓶、紙おむつ、子ども用のおかゆ、ビスケット、マスクなど、災害拠点の機能強化の観点から震災時の対応や備品を見直すことが必要となり、市民からも多数の要望をいただいております。

①現在の備品設置状況について、②今後の備品計画案についてをお伺いをいたします。

次に、重度障がい者のショートステイについてお伺いいたします。

阿見町では、ことしの4月から町内の老人ホームや老人保健施設を活用した重度障害者のショートステイが開始されます。町内には重度障害者を預ける施設がなく、医療行為を伴う場合は1時間以上かけて水戸市まで行かなければならない状況下にありました。このため、一日だけの用事だったとしても、前日に施設へ預けて要件を済ませた翌日に迎えに行くことになり、最低2日間泊まらせる必要があり、気軽に利用できないのが実態でありました。阿見町でも真剣に取り組む、町内での重度障がい者のショートステイが実現をいたしました。

かすみがうら市として将来的には共生型多機能ホーム、高齢者、障がい者、子どもが一緒にできるさまざまなサービスを受けられる施設が必要となってまいります。実現に向けてあらゆる可能性に努力していただくよう心よりお願いをいたします。

1、現在の対応状況について、2、今後の課題、改善事項を具体的にお伺いをいたします。

次に、ヘルパー派遣事業についてお伺いいたします。

いばらき子どもヘルパー派遣事業は、子どもたちを子どもヘルパーに任命し、高齢者宅への訪問等を通して高齢者と交流してもらうというもので、高齢者を思いやる心を子どもたちにはぐくんでもらうと同時に、高齢者を支える意識を地域全体で高めるねらいがあります。県は第2期事業といたしまして、2012年はかすみがうら市と笠間市、城里町、河内町を対象として実施をするとしております。事業の実施主体は、各自治体の社会福祉協議会で、同協議会がまずは新年度のスタートに合わせて5月から指定した小学校4年生、5年生、6年生を対象に子どもヘルパーを募集することになっております。次に自治体ごとに学習会を開き、参加した子どもたちを子どもヘルパーに任命することになっております。その後、子どもヘルパーと地域の高齢者と顔を合わせる交流会が開かれてから高齢者宅への訪問が順次始まる予定になっております。訪問対象となるのはひとり暮らしの高齢者や、家族と一緒に生活しているものの、一人で昼間の時間を過ごすことが多い高齢者となっております。いばらき子どもヘルパー派遣事業によるこれまでの任命された子どもヘルパーは547名、計21の小学校、訪問を受けた高齢者宅は211世帯に上ります。県の担当者は子どもたちにも、高齢者にも評判がいいし、今後さらに高齢社会が進むので、地域で高齢者を支える福祉教育を推進していくことが最も重要と語っております。

当市におきまして、1、現在の実施状況について、2、今後の課題改善事項を具体的にお伺い

をいたします。

次に、小中学校の防犯カメラの設置についてをお伺いいたします。

私はこれまで3回にわたって提案してまいりましたが、このたび小中学校の統廃合計画が発表されておりますので、早急に設置計画を検討し、実現していただきたいと思っております。

その観点から、1、現在の設置状況について、2、設置計画案についてお伺いをいたします。

以上で、第1回の質問を終わります。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

おはようございます。

中根議員のご質問にお答えいたします。

1点目、環境省の太陽光発電システム設置補助金の活用につきましてお答えいたします。

環境省の太陽光発電に関する補助事業につきましては、非常時に避難住民の受け入れや電力供給を担う防災拠点に太陽光発電や蓄電池を導入するための基金であり、補助率は定額で10分の10を上限としたものであります。この基金は、東日本大震災による被災地域である東北6県と仙台市、茨城県が対象で、本市も該当しております。内容は、避難所となる公共施設や災害対策本部となる庁舎等に太陽光、風力など再生可能エネルギーを利用した発電システムと、それに付随する蓄電池や街路灯などを整備するものです。

詳細につきましては、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

2点目、防災会議にできるだけ多くの女性委員登用につきまして、また3点目、女性、子どもの視点での災害用備品の見直しにつきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

4点目1番、現在の市の対応につきましてお答えいたします。

重度障害者とは、重症心身障害者と言われる方であり、重度の肢体不自由と重度の知的障がいをあわせ持った状態であります。障害の程度区分で申し上げますと、身体障害者1級、または2級と療育手帳④、またはAの両方を持つ方であり、本市においては現在18歳以上で該当する方は8名おまして、うち3名は市内、または近隣の施設に入所しているような状況であります。

詳細につきましては、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

また、5点目、いばらき子どもヘルパー派遣事業につきましても保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

6点目、小中学校の防犯カメラの設置状況につきましてであります。教育部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 吉藤 稔君。

[環境経済部長 吉藤 稔君登壇]

○環境経済部長（吉藤 稔君）

お答えいたします。

概要につきましては、ただいま市長からありましたとおりでございますけれども、まず1点目の環境省の太陽光発電システム設置補助金の活用につきましてお答えいたします。

これにつきましては、環境省の太陽光発電システム補助金につきましては、以前からありますグリーン・ニューディール基金が平成23年度に内容を変更しまして、新たに東北地方、さらには茨城県を対象としたものでございます。これは非常時に避難住民の受け入れや、電力供給を担う防災拠点に太陽光発電、さらには蓄電池を導入するための基金でございまして、補助率につきましては先ほどご質問にありましたように、定額で10分の10を上限としたものでございます。

さらに、この基金につきましては、東日本大震災によります被災地域であります東北6県と仙台市、茨城県が対象で、本市も該当となっておりますのでございます。

当市では、昨年12月に調査票を提出しまして、2月17日に6500万円の内示を受けまして、3月9日までに事業計画書を提出できるよう現在進めているところでございます。これにつきましては、当初平成27年度までの事業とされておりましたけれども、今回は平成24年と25年の2カ年で事業完了というような制限をされてございます。また、事業の実施に当たりましては、耐震性を有する建物等である条件がありますけれども、学校を含みます避難所や避難場所等公共施設が該当になるということから、設置箇所や整備内容につきまして協議を行い、配分され、基金を十二分に活用するよう考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、小中学校などへの太陽光発電システムの設置につきましても、現在進めております耐震化工事等の際に、その整備を計画しているところでございますので、避難所部分の活用を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山口勝経君。

[総務部長 山口勝経君登壇]

○総務部長（山口勝経君）

2点目1番、現在の防災会議の状況について、2番、防災会議にできるだけ多くの女性委員の登用につきましてお答え申し上げます。

かすみがうら市防災会議委員につきましては、現行の防災計画の策定作業を進めるに当たり、委員を19人委嘱した経過がございます。構成委員は市防災会議条例において規定されており、その内容は指定地方行政機関職員、自衛官、茨城県職員、茨城県警察官、市職員、教育長、消防長、消防団長、指定公共機関、または指定地方公共機関の職員、その他市長の定める者で、30人以内となっております。今後、防災計画の見直しを進めるに当たりまして、新たに委員を委嘱してまいります。女性委員の登用につきましては、女性の視点からの東日本大震災への対応、防災対策へのご意見等も大変有効になると考えておりますので、女性委員の登用につきましても積極的に検討してまいりたいと考えております。

続きまして、3点目、女性、子どもの視点での災害用備品の見直しにつきましてお答えいたします。

東日本大震災を受けまして、市では現在、市内避難所19カ所に災害用備品の整備を進めておる

ところでございます。その内訳といたしまして、停電に備えた発電機、投光器、ハンドライト、冷暖房用機器として対流型ストーブ、扇風機、情報収集用のFMラジオ、断水時でも使用できるスケットイレ、各種燃料、乾電池等となっており、避難初動時に必要な備品となっております。

また、備蓄品としましてはペットボトル飲料水、乾パン、クラッカー、ビスケット等に加え、現在整備を進めております防災食ラーメン、ドライミルク、フォローアップミルク、アルファ米、ミキサー食などの食料品類、毛布、スリーピングマット等の寝具類、ハンドライト、水筒などを備えております。備蓄品のうち、女性用としましてワンタッチ女子トイレ用スケットイレ、乳幼児用として現在整備を進めておりますドライミルク、フォローアップミルク、ミキサー食などもあります。議員さん先ほど言われましたような哺乳瓶、あるいはおむつ等も今後整備をしていくつもりで考えております。

また、避難所では共用スペースでの生活となりますので、プライバシーの確保の必要性が唱えられている中、特に制限の必要性の高い女性や乳児の生活スペースや必需品などを精査しながら、備品あるいは備蓄品等の整備を検討してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

[保健福祉部長 竹村 篤君登壇]

○保健福祉部長（竹村 篤君）

中根議員の質問にお答えいたします。

初めに、4点目の重度障害者のショートステイについての1番、現在の市の対応状況についてお答えいたします。

ご質問のショートステイにつきましては、施設入所者以外の5名のうち4名の方が利用、または利用許可を得ている状況でございます。ショートステイを利用する場合には利用日時、受け入れ施設の空き状態や本人の希望内容等がありますので、申込者の介護者等が直接施設に申し込みをお願いしております。

次に、2点目の実現可能な具体的な取り組みという内容についてのお答えをいたします。

当面は現状のとおり施設入所やデイサービス、ショートステイなどを利用していただくように対応していきたいと考えております。ただし、高度な医療を伴うショートステイについては現在県内においては高萩市、東海村、水戸市に2カ所、古河市にあります5施設しかないことから、今後関係市町村と連絡、調整を図りながら、県南地区に施設の設置要望を行ってまいりたいと考えております。

ただいま、質問にもありました阿見町の事例につきましては、老人福祉施設が障害者自立支援法の指定を受ければ可能と聞いておりますので、確認してまいりたいと考えております。

次に、5点目の子どもヘルパー派遣事業につきまして、その現状についてお答えいたします。

県の事業としまして、かすみがうら市の社会福祉協議会が2カ年事業として地域指定を受け、高齢者と子どもたちの触れ合う機会が減少していることをかんがみ、児童と高齢者との世代交流を通して高齢者を社会全体で支え合う地域のきずなづくりを推進することを目的として2年間の継続事業として実施しているものでございます。ご質問にもありましたように、今年度は下稲吉

東小学校の5年生22名がスポーツやクリスマスカード作成、転倒予防体操、さらにはヘルパー訪問活動を通して高齢者宅を訪問し、肩たたきやお掃除などおの手伝いを行い、高齢者との交流を図っておるものでございます。

次に、今後の課題改善というような内容でございましたけれども、24年度におきましても、県からの依頼もあり、市の事業として引き続き市社会福祉協議会において委託して実施する予定になっております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

教育部長 仲川文男君。

[教育部長 仲川文男君登壇]

○教育部長（仲川文男君）

中根議員の質問にお答えいたします。

6点目、小中学校の防犯カメラ設置状況及び設置計画につきましてお答えをいたします。

まず、現在の設置状況につきましては、下稲吉小学校に4カ所、下稲吉東小学校にカメラつきインターホン3カ所、志筑小学校に1カ所が設置済みでございます。また、現在工事中の下稲吉小学校にも校舎の竣工に合わせて設置をいたします。

今後の設置計画につきましては、次年度、平成24年度下稲吉東小学校に設置を予定しております。その後は小・中学校の統廃合も考慮した中で、耐震補強、大規模改修等の実施に合わせて国の補助を受けながら設置してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

それでは再度、2回目の質問をさせていただきます。

環境省の太陽光発電システム設置補助金の活用についてですが、私は早い時期からこれはやはり設置すべきであるという提案をしてまいりました。というのも、今回は震災ということもありまして10分の10、100%の補助率ということ、こういうのは本当にまだかつてない補助率でありまして、先ほど話したように、6500万、かすみがうら市で活用できるという、私1億ぐらいは何とかなるのかなという予測はしていましたが、とりあえず6500万を確保できたということでありましたので、県にはどのくらい、今補助金として来ているのか、もしもつかんでいけばちょっと伺いたいんですが、総額。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 吉藤 稔君。

○環境経済部長（吉藤 稔君）

大変申しわけありません、県の総額はちょっとつかんでいませんのでご了解ください。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

それでは、後ほど調査した上でご報告願います。

今回の補助事業につきましては、消防署とか、または社会福祉施設、公民館、体育館、庁舎、その他上下水道施設、警察署、また多々ございますけれども、この中身においても具体的に検討し、そして計画案を県のほうに提出していただきたいと思うんです。これはとりあえず第1次として計画案を提出しますけれども、さらに追加ということもあり得るのかどうか、その辺ちょっと説明をお願いします。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 吉藤 稔君。

○環境経済部長（吉藤 稔君）

現時点で県からの、その2年間の後の内容につきましてはまだ説明がされておられませんので、把握してございません。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

その辺も調査を願いたいと思います。

この太陽光発電については、先ほども私申し上げましたけれども、蓄電池までこれは補助の対象になりますので、ただし、売電はできないという条件がありますので、売電するほどの蓄電は難しいのかなという感じはしますけれども、こういう国の支援を最大限に活用することが最も大事でありますので、その他これからいろいろな事業が詳細に出てまいりますけれども、そういうのも市各課においていち早くキャッチして、そしてこれは具体的に計画書を作成し、提出しなければ、幾ら補助事業があってもこれはいただけない補助制度でありますので、その辺もそういう補助がこれから対象が出てまいりますので、その辺も踏まえて大いに活用していただきたいと思います。このシステムについては大体大まか理解できましたので、あとは計画書の作成を具体的に作成していただいて、県のほうに出していただく、その作業も3月9日までが締め切りになっておりますので、これももう日にちがありませんので、早く検討し、提出をお願いしたいと思います。

次に、防災会議にできるだけ多くの女性委員の登用についてということですが、今現在、女性としてはたしか副市長さんしか入っていないのかなと私はそういう認識をしておりますけれども、ほかの市町村は女性の視点で、女性の発想で防災会議のいろいろな意見を賜りながら、防災計画を作成しているという市町村が最近非常に多くなってまいりました。男性では気がつかないきめ細かな、そういう内容の議論がされていきませんと、現場に対応した、現場の声を反映できない、そういう防災会議になってしまいますので、これは一人でも多くの方、先ほど30名以内ということは、委員も可能だという話がありましたので、市長として防災会議の中に女性何名ぐらいが適当なのかなと、もしそういう考えがあればお願いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

防災会議のほうで30名という枠でやるということではありますが、できるだけ女性の力を活用してまいりたいと考えております。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

市長が申し上げたとおりに、一名でも多く女性の意見を取り入れることが重要でありますので、どうか一日も早く女性委員の登用を実施していただきたいと、そして充実した防災会議にさせていただくことを、これは要望いたします。

次に、女性、子どもの視点で災害用備品の見直しについて。

私は震災後、きめ細かな家庭訪問、またいろいろな災害を被災されたお宅、個人訪問もいたしました。延べ68軒になりますけれども、そういう中でいろいろな声がございました。そういう中で女性、子どもの視点で災害用の備品もぜひ見直していただきたいということも、女性の方から要望もたくさんいただいております。そういうことで、今回この一般質問の中で取り入れたわけでもありますけれども、先ほどの答弁の中にも具体的にこれから協議、検討して、設置していくという答弁でありましたので、その都度、また設置状況も確認し、チェックしてまいりたいと思いますので、準備のほうよろしく願いいたします。

次に、重度障がい者のショートステイについて再度質問をいたします。

この介護について、かすみがうら市で今8名対象者がおりますけれども、そういう中で私が知っている2名の方は本当に大変な介護の状況であります。一人の方はうつ病に近いような状況になっておりまして、家族のケアが本当に大変なんだという話も私は承りました。

例えば阿見の例を私は取り上げましたけれども、これは昨年度3月の阿見の定例議会の中である議員さんが質問しておりますけれども、町長に対して質問しております。それに対して天田町長はどういう答弁したのかといいますと、町ができるだけ一生懸命に実現するように取り組んでいくと、町長みずからが取り組んでいくという、そういう決意を述べられておりますけれども、いろいろな方法、阿見もここ数年間非常に悩んできましたけれども、そういう2つの施設を確保し、確保するために努力をし、いろいろ調整をしましてまいりました。そういう中で実現をし、非常に喜ばれているという話を私は伺いましたので、私は早速阿見に出向きまして、内容も調査をいたしました。そういう中でことしの4月から実施の準備が進められておりまして、既に4月1日から実施をしていくという流れになっておりました。

ショートステイの本来の目的というのは、再確認の意味で申し上げますけれども、要介護者が施設に短期間に入所させていただいて、そして介護している家族が仕事とか冠婚葬祭、病気などの理由によって一時的に介護ができない場合とか、その家族の精神的、身体的負担の軽減を図るという一つの目的があつてのショートステイ、介護も含めて同じでありますけれども、そういう中でこのショートステイというのは家族に対して本当に精神的負担、身体的負担を軽減していくために最も重要な要素でありますので、市長の今後の取り組みを再度確認したいと思っております。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

重度障がい者を抱えるおたくの苦労というのは大変なものがあると思います。私も知り合いの方がたまたま昨年であります、急にご家庭の事情で抱える障がい者を面倒見られなくなっちゃったということで、面倒を見ていた人が倒れて入院しちゃったものですから、そういうことでショートステイ、とりあえずショートということで探したんですが、担当に探させたわけですが、なかなかこういう施設というのはペイしないのが現状でありまして、民間事業者で本当にこういうことに理解のある人が献身的に、ボランティアではないですが、ペイしないと続かないわけですから、大変な苦労をなさって施設運営していると、そういうところで、たまたま私知り合いに経営者がいたものですから、そこへお願いして、短期的には預かってもらったんですが、もう枠がいつもいっぱい状況です。そういった状況は私も把握しておりますので、関係機関にこういったものに対する施設拡充をお願いしているところでございます。そういったことで、なかなか議員おっしゃるようないい環境にすぐはなれないと思うんですが、努力はしてまいりたいと思いますので、ご協力、一緒にやっっていこうと思います。よろしく願いいたします。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

阿見町での、私は苦労も承ってまいりました。そういう中で、最初は担当課も到底、今までの流れからいうと無理だという、あきらめのそういう気持ちがあったと伺ってまいりました。しかしながら、その担当課の方がそのお宅に2軒ほど訪問したそうであります。そのときに本当に現場で苦労されているそういう姿を見たときに、これは何としても、どういう方法でも、これは民間も含めて、何とか対応していただける、そういう施設をつくらなくちゃならない、また探さなくちゃならないという、そういう思いで本当に死にもの狂いでそういう施設を探し回り、またそういう施設を設定していただくということを本当に何カ所も何カ所も足を運んで、そしてやっと今回の2つの施設が受け入れてくれることをオーケーしたという、それもことしの1月になってやっとだと、去年の3月からずっと進めておりまして、やっと平成24年1月10日前後になってやっとそれが受け入れられることが決まったと。去年の3月のそういう市長の答弁から1月の間、ただ黙って時を過ごしていたのではなくして、本当にその期間、職員も死にもの狂いになって探したという話を私は伺いました。要は最初からもう無理だという考えではなくして、いかにしたら可能になるのか、いかにしたら実現できるのかという、そういう誠意と情熱と責任感が私はすべての職員の中になれば、また市長のそういう中になれば、私は本当の意味での住民サービスというのはできないんじゃないかと。大きなことばかりを焦点にするんじゃなくして、現場で困っている一人のために、一人の悩んでいる市民のためにという、そういう基本的なところから、私は行政はスタートするんじゃないかと、このように思います。大きい、目立つことだけが行政じゃない。

私は常に一般質問の中で取り入れていることは、ささいな、現場の小さいことかもしれません。しかしながら、私は悩んでいる人のために、市民のために議員として解決してあげたい、何とかしてあげたいという、そのことしかございません。だから、私は一人の人のために命をかけ、そして何度も何度も足を運んで私は解決のために毎日奔走しているわけであります。私はそれは本当の行政の姿ではないかと、そういう一歩から始まる行政というのは、大きなことに関してもそ

こには市民と執行部と我々議員とのそういう本当に血の通った行政が確立するんじゃないかというように、私は常にそのように思っているわけです。だから、私はこの大変な状況も常にそのお宅にも訪問し、現場を見ております。そのときに、自分がこういう立場だったら一体どうなんだろうと、そう思うと私はいても立ってもいられない、そういう心境でありました。だからこそ、私は市長も含めて執行部の皆さんもこういう制度を一日も早く確立していただきたい、そういう思いでありますので、どうか市長もそういう命で受けとめていただく。執行部の皆さん、担当の課長、部長も含めて職員の皆さんもどうかお骨折りをいただき、一人の市民のために、一人の悩める市民のためにどうか力添えをいただきたいことを要望いたします。

次に、いばらき子どもヘルパー派遣事業についてでありますけれども、先ほど答弁した内容で大まか私は理解はできましたけれども、今回この2年間、平成23年度、24年度、かすみがうら市も派遣事業の指定となっております、ことしは下稲吉小22名が対象で実施するということでもありますけれども、できれば私はもうちょっと枠を広げて、下小だけじゃなくして、もっと子どもさんたちにこの現場、人の面倒見る、大変なそういうひとり暮らしの人、いろいろ悩んでいる人、そういう人の現場に子どもさんが実際に足を運んで慈しむ心、そして一人の人を思いやる心というものを小学校のときに命の中に刻みつけていくということが、私は大人になってからもそれが大きく反映していくんじゃないかと、このように私は思いますので、この下小以外にももしも枠として広げられるのであれば検討していただきたいと思うんですが、そういう考えがありましたら、再度答弁願いたいと思います。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

先ほどの答弁した内容、23年度下稲吉東小学校ということで、今議員下小と言われましたけれども、訂正をお願いしたいと思います。

それで、今後の取り組みという内容で質問いただきましたけれども、今年度は22名ということで、議員も言われましたように参加人数が少なかったと。いろいろ問題、課題、今年度は夏休みに募集したということもありますので、なかなかほかの授業と重なったこともあって、参加人数がふやせなかったというような経過もございます。それを踏まえて来年度はもう少し学校とも調整しながら、さらにそういう参加者をふやせるような形で地域社会で高齢者との触れ合う機会をより多くつくるような、そういう事業を今後もできれば継続的に進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いたいと思います。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

今答弁いただきましたけれども、県の事業としては平成23年度、24年度という2カ年計画で指定がありましたけれども、これは継続的にかすみがうら市の事業として、半永久的に事業として実施していくのが私は大事かと認識をしております。そういう観点から、新年度においてできれば全小学校が派遣事業の中で体験をし、そして子どもさんらが本当に今まで体験としてできなかった、そういう現場の体験というものを授業の中に取り入れていく。授業以外になるかと思いま

すけれども、そして子どもさんの、本当に今いじめとか、また核家族というような中で、親子との触れ合い、親子との断絶、そういうものが本当に年を増すごとに増加している中で、一家団らんという昔言葉がありましたけれども、今一家団らんが非常に少なくなって、子どもさんも自分の部屋に閉じこもって何をやっているのか親もわからないというような状況の中で、そういう交流が希薄化していく、そういう現場は状況であります。そういう中でこのヘルパー派遣事業というのは、私は最も子どもさんに重要な要素を体験できる授業とっておりますので、どうか新年度の中においては全小学校、4年生、5年生、6年生が対象でありますから、どうか声をかけていただいて、全小学校が派遣事業に参加できるような早目の声かけ、早目の計画、早目の準備をしていただいて、どうかかすみがうら市としても子どもさんのいろいろな育成のために頑張りたいことを要望いたします。

次に、小・中学校の防犯カメラについては、私はもう本当に4年、5年前からこれは声を大にして一般質問の中で取り上げてまいりましたけれども、皆さんもご存じのように、最近では防犯カメラによる犯人の検挙というのが非常に多くなってまいりました。防犯カメラというのはただ犯人が侵入したからというだけではなくして、いろいろな面で抑止力にもなりますし、もしも万が一不審者が学校内に侵入した場合にもカメラの中にちゃんとこれは映し出して記録として残せるわけでありまして、そういうシステムを確立することが私は安全・安心を確保するまず基本ではないかということで、再三にわたって質問してまいりましたけれども、かなりの今設置が進んでおりまして、どうか耐震も含めてのこれから計画になっていくと思いますが、私はこの防犯カメラについても本当に下小何かでもいろいろな問題が起きたときにいち早くそういう提案をしてまいりましたという経過がありますもので、どうかそういう子どもの安心・安全のためにも、一日も早い全校の設置をお願いしたいと思います。そして、子どもさんが本当に健やかに元気に、そして勉強に励める環境づくりをお願いしまして、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時49分

再 開 午前10時57分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

続いて、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

おはようございます。日本共産党の佐藤文雄です。

東日本大震災と原発事故から一年になろうとしております。日本共産党は住宅修繕への助成拡大、放射能汚染から子どもと地域を守るために全力を尽くしてまいりました。そんなときに、民

主党の野田内閣は、原発事故には早々と収束宣言を出し、税と社会保障の一体改革と称して消費税の10%への増税を強行しようとしております。とんでもありません。日本共産党は、被災地を情け容赦なく襲うとともに、所得の少ない人に重くのしかかる最悪の不公平税制である消費税の増税計画には断固反対であります。

私は、これまで宮嶋市政に対しては、地方自治の使命である市民の暮らしと命を守るという立場から、是々非々の態度をとってまいりました。市長が掲げてきた石岡地方斎場建設縮小については共同して取り組み、中学卒までの医療費無料化などでは賛成の論陣を張ってまいりました。一方、国保税の引き下げ条例改正では、収入の少ない被保険者には負担増となる点を指摘し、是正を求めたり、被災家屋への直接支援や放射能汚染対策への強化なども要請してまいりました。私は、今回も市民の暮らしと命を守る立場から一般質問を行います。

1、放射能汚染から子どもと市民の健康を守る対策の強化についてであります。

私は、さきの12月議会で、放射能汚染から市民の命と暮らしを守ることにについて、総合的な対策を求めました。総務部長は、市の総合的な対応方策を決定すべく、市放射線対策本部を設置したと述べ、除染対策や放射線量の訪問測定を初め状況に応じた迅速で柔軟な対応を行っていきたいと答えました。さらに、議会は「放射能汚染から子どもを守ろう@かすみがうら」から出された請願書を全会一致で採択をいたしました。まさにこの問題は当市の喫緊の課題であります。

問①、放射線対策本部の取り組み状況について、これまでの実績と今後の計画について伺います。

1) 保育所・小中学校など子どもが遊ぶ公共施設（通学路も含む）の線量測定と除染実績について、その箇所と面積の報告を求めます。

2) 放射線測定器について当市は、貸し出しはせず訪問しての測定としました。どれくらいの市民から依頼がありましたか。

3) 通学路など子どもたちを中心にした汚染マップを作成することについて、総務部長は、訪問測定結果をデータベース化し、地図に落として汚染マップを作成したいと答弁しております。汚染マップを作成したのでしょうか。

4) 子どもたちを放射線から守る対策を求める請願書にかかわる報告書が2月3日、議長に提出されております。その概要について報告をお願いします。

5) 放射能汚染対策費にかかわる東電への賠償請求について、その実績と今後の予定をお伺いをいたします。

問②、4月から食品安全基準が改定されます。学校・保育所給食の安全確保と農畜産物及び魚介類の放射能汚染対策について伺います。

1) 国から無償貸与された食品検査機器の活用について、学校・保育所給食の検査の実施開始とその方法をお伺いします。また、一般生産者から農水産物の検査についてはどのように対応しようと考えているのでしょうか。

2) 常陽新聞報道によりますと、かすみがうら市の菱木川の河川土壌からセシウム、1キロ当たり1万ベクレルが検出されました。飲料水の水源地となる霞ヶ浦には56本の河川が流入しております。それら河川域から運ばれる放射性物質の霞ヶ浦への蓄積に対する調査と対策について、市としてはどのように考えているのか答弁を求めます。

問③、脱原発、自然エネルギー転換に向けての取り組みについてお伺いをいたします。

市長は、東海第2原発を廃炉にすべきだと表明いたしました。このことは私も大賛成であります。高く評価できます。東海第2原発の再稼働中止と廃炉を求める県内の市民グループなどが取り組んでいる署名が10万人を超えました。市独自の脱原発、自然エネルギーへの転換に向けた取り組みが急がれますが、具体的な計画は考えているのでしょうかお伺いをいたします。

2、住宅リフォーム助成制度と震災復興対策についてお伺いをいたします。

今年度予算に住宅リフォーム助成予算が500万円計上されました。私は、大震災による一部損壊家屋への支援も対象にして予算の増額を再三にわたって求めましたが、市長は一部損壊の方には自己責任で対応してもらおうという考え方だと述べ、極めて冷たい姿勢でありました。震災による復旧・復興は公共事業だけではなく、被災した住民の直接支援も必要であります。

問①、住宅リフォーム助成の活用状況とその経済効果について伺います。

問②、社会資本整備総合交付金を活用した住宅リフォーム助成制度で、震災家屋修繕まで拡大することができないかお伺いをいたします。

問③、耐震改修助成制度の創設についてお伺いをいたします。

災害に強いまちづくりは、公共施設だけが対象ではありません。何よりも市民個人の住宅・家屋の耐震化が必要です。川崎市などでは、木造住宅の所有者が耐震改修工事を実施する際、市が費用を一部助成することにより、震災に強い安全なまちづくりを推進することを目的とする耐震改修助成制度を創設して、活用が広がって、市民から喜ばれております。当市でもこの制度を創設できないか、市長から答弁を求めます。

3、入札制度の改革について。

たびたび繰り返し、発覚し、問題となる官製談合。茨城県は2月20日、公正取引委員会の改善措置要求を受けて、公取委に調査報告書を提出し、談合に関与した現職員13人の懲戒処分、関係部の幹部職員8人の処分を行ったと発表しました。報告書に掲げた改善措置は、職員の法的遵守意識を徹底するため、①公益通報制度の周知徹底と匿名通報の検討、②外部の不当な働きかけに対する上司への報告や公表手続制度などを来年度進める。一般競争入札の適用範囲は6月に下限3000万円から下限1000万円とし、将来的な指名競争入札の廃止と、これを検討する。さらに再犯事業者のペナルティー強化など入札・契約システムを見直す。談合にかかわった職員を免職・停職とする厳しい措置を盛り込んだ新たな懲戒処分基準を2月21日から運用する、となっております。

そこで問①、希望価格の事前公表にかかわる談合入札の防止についてお伺いをいたします。

希望価格の事前公表について、市長は、探り行為や不正な入札が行われないよう行うものであり、入札の適正化を図る上では必要だと答えています。しかし、全国市民オンブズマン連絡会幹事で談合問題を専門とする弁護士の大川隆司氏は、予定価格の事前公表について、探りがなくて済み、業界と職員との癒着を絶つことを考えれば、後腐れなくていいが、オープンにしているところは減っている。真剣に工事ごとに見積もりをさせ、企業努力をさせるためにはオープンしないほうがよいとの見解を示しております。私は、談合体質があるから探り行為があると考えます。談合入札を防止し、競争入札を効果あるものにするには、事前公表をやめるべきだと考えますが、改めて市長の答弁を求めます。

問②、一般競争入札の拡大と指名競争入札の原則廃止についてお伺いします。

指名競争入札は、官製談合の温床だと言われております。私はたびたび当市で行われているのではないかと、具体例を挙げて指摘してまいりました。平成18年12月18日、全国知事会公共調達に関するプロジェクトチームが都道府県の公共調達改革に関する指針を出し、一般競争入札の拡大と指名競争入札の原則廃止を打ち出しておりますが、なかなか実行がされておられません。当市が、廃止することができない理由は何でしょうか、答弁を求めます。

問③、小規模契約事業者登録制度の創設について伺います。

小規模工事契約希望者登録制度は、自治体が発注する土木、建築など多岐にわたる小規模工事に、今まで指名競争入札の参加資格を登録していなかった人も登録できる制度で、中小業者の仕事確保や地域起こしに喜ばれております。当市でも創設するよう答弁を求めます。

4、収入の少ない国民健康保険加入者の対策についてであります。

国保税は、所得・資産に応じて徴収する応能割と均等・世帯ごとに定額を課す応益割を足して計算されます。一般的には応益割の比率が高いほど低所得者の負担は重くなる仕組みです。さきの12月議会で市長は、かすみがうら市では以前から応能・応益の負担割合が応能に偏っていた。受益者が多い家族では比較的負担が軽かった面がある。私が目指したのは国保税の平均的な市民の負担。それが近隣市並みになったと答弁。受益者負担は当然とする考えを示しました。受益者負担の原則について私は、社会保障及び国民皆保険としての役割を持つ国民健康保険制度にはなじまない考え方だと思います。高過ぎる国保税の根本原因には国保会計における国の国庫支出金の割合を削ってきたことにあります。しかし、当面は収入の少ない被保険者に対する市独自の対策を講じることが必要であります。

問①、暫定保険料と本算定保険料における、引き下げられる世帯数と引き上げになる世帯数の割合はどうなったのでしょうか。また、その税額の平均はどのくらいか答弁を求めます。

問②、国保税の減免及び一部負担金減免の基準の具体化について伺います。

1) 国保には法定軽減のほか申請減免があります。申請減免は、国保法第77条「特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収猶予をすることができる」に基づき各自治体で定めております。しかし、多くは国保税の所得割が減免される場合であり、所得がない収入の少ない加入者は対象になりません。国分寺市では、収入が著しく減少して生活困窮の状態にあると認められた場合、基準生活費をもとに保険税総額の減額、または免除する規則を作成・実施しております。当市でもぜひ具体化すべきと思いますが、改めて答弁を求めます。

2) 世帯主及び世帯員の被災や失業など特別な理由があるときは、医療費の一部負担金を減額・免除できます。当市では昨年9月30日に減免要綱を制定し運用しているとしていますが、申請した方はいないとのこと。その減免要綱と被保険者への広報について説明を求めます。

問③、限度額適用認定証の交付について伺います。

限度額適用認定証は、医療機関の窓口で保険証と、この認定証を提出すれば自己負担限度額だけで窓口で支払えばよいという制度であります。しかし、当市では現在滞納世帯には交付していません。交付状況と交付要件の緩和について答弁を求めます。

5、生活排水対策における公共下水道事業について。

大型公共事業の一つに公共下水道事業があります。私は費用対効果の観点から公共下水道の全

面的な見直しを求めて質問してまいりました。当市の下水道事業債、いわゆる借金ですが、この残高は平成23年度末見込みで83億円、全体の借金であります残高25%に当たります。さらに、農業集落排水事業債、いわゆる借金が33億円を加えると35%を占めております。生活改善のための整備ですから、借金ばかりを指摘できませんが、問題は加入の実態であります。

問①、公共下水道布設済みの地域の加入は進んでいるのか、その報告を求めます。

問②、同じく特環公共下水道事業における加茂工業団地内企業の加入促進の対策について報告を求めます。

6、第5期介護事業計画について伺います。

来年度から始まる3年間の第5期介護保険事業計画において、第1号被保険者である65歳以上の介護保険料を標準月額4,000円から4,900円に引き上げる条例改正案が今議会に提出されております。日本共産党かすみがうら市委員会では2月16日、市長に引き下げをやめることを求める要望書を230筆の署名を添えて提出いたしました。県内でも8番目に高い当市の介護保険料が22%以上も大幅に引き上げられては暮らしていけない、こういう声が圧倒的であります。

私は、県の安定化基金及び介護給付費等準備基金を全額取り崩しても引き上げが避けられない場合は一般会計からの繰り入れも考えるよう市長に要請をいたしました。

そこで質問であります。問①、第4期介護事業計画と実績について、その概要。

問②、4期と5期の計画、その対比と特徴。

問③、第4期計画と第5期計画における介護保険料の算定について。

問④、第5期の介護保険料を据え置きするには、一般会計からの繰り入れ必要額はどのくらいなのか。

以上、4点について答弁を求めます。

7、向原土地区画整理組合事業についてお伺いします。

この事業について、私は一貫して、公共性が担保されない一民間の宅地開発事業であり、地権者14人の個人資産形成が実態だと指摘し、これ以上の税金投入をやめるように求めてまいりました。しかし、一般市民の多額の公的資金を受けてこの事業が行われていることについては余り知られておりません。また、保留地ではなく、仮換地された土地を購入した場合は、その購入者は組合員になること、この意味を十分に理解していないのが現実であります。さらに問題なのは、この事業にかかわる損失補償について市長が最終的に市のさらなる税金の投入・負担もやむを得ないと、この見解を示していることでもあります。

そこで問①、保留地の販売状況と見通しについて報告を求めます。

問②、損失補償について、税金投入の可能性及びその額を伺います。

保留地処分金について平成15年当初の計画では6億3611万1000円でしたが、平成23年度のこの事業計画では4億7463万円となっています。その差額は1億6142万1000円です。工事費や借入利子の増額で賦課金などで組合が負担する枠は1億7679万2000円と報告されております。市長は損失補償をどれだけ見込んでいるのでしょうか、答弁を求めます。

8、水道事業についてお尋ねします。

政治を変えてほしいという国民の願いを受け誕生した民主党政権ですが、この間、マニフェストを投げ捨てて、国民を裏切る政治を行ってきております。八ッ場ダム建設再開は、コンクリー

トから人へという無駄な公共事業をやめる旗印、これを根本から覆すものであり、まさにマネーフレスト総崩れ状態であります。

問①、県との実施協定の見直しについてお伺いします。

茨城県企業局から購入している水で一番高いのが県の中央広域水道の料金です。宮嶋市長が20年前、当時出島村長だった時代に、県との実施協定水量を2,500立方メートル追加し6,700立方メートルとしていました。当市を含めた県南、そして県西、県央、それぞれの首長が連名で、水道用水供給事業料金見直しの要望書を県知事あてに提出しておりますが、要望を受けた企業局幹部は、各市町村との契約水量の実施協定がある以上、水源開発を進めざるを得ないと述べています。もうこれ以上水は要らないと考えているならば、市長は実施協定の見直し・縮小を申し入れるべきだと思いますが、答弁を求めます。

問②、八ッ場ダム及び霞ヶ浦導水事業と水道料金の関係についてお伺いいたします。

茨城県の水マスタープランは過大な水需要をもとに作成しております。それが八ッ場ダムや霞ヶ浦導水事業という無駄な水開発事業を推進する根拠となっております。茨城県の2009年度、平成21年度ですが、保有水量は地下水が28万5025トン、既存水利権が85万2610トン、合わせて113万7635トンです。それに対して県内市町村の給水実績は98万1059トンです。既に15万6576トンもの水が余っているにもかかわらず、県はダム開発や霞ヶ浦導水などで39万4400トン、これを新規に水開発しようとしています。これが現実となった場合、地下水のくみ上げは排除、規制され、当市の水道水源はすべて県からの購入水となる可能性があります。そうなれば、水道料金の大幅引き上げは必至です。このことについて市長はどのように考えているのか答弁を求めます。

以上、第1回の質問といたします。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

佐藤議員のご質問にお答えいたします。

1点目、放射線汚染から子どもと市民の健康を守る対策の強化につきましては、総務部長、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

1点目3番、脱原発、自然エネルギーへの転換に向けての取り組みにつきましてお答えいたします。

脱原発及び東海第2原発の再稼働につきましては、県内では村上東海村長を初め私も脱原発及び東海第2原発再稼働について、反対の意思を表明してまいりました。また、原発の代替としての自然エネルギーである太陽光発電を推奨し、平成20年度から市内の住宅に対し、太陽光発電システム設置費補助制度の創設を予定しております。詳細につきましては、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

2点目、住宅リフォーム助成制度と震災復興対策につきましては、環境経済部長、土木部長からの答弁とさせていただきます。

3点目、入札制度の改革につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

4点目、収入の少ない国民健康保険加入者への対策につきましては、市民部長からの答弁とさせていただきます。

5点目、生活排水対策における公共下水道事業につきましては、土木部長からの答弁とさせていただきます。

6点目、第5期介護事業計画につきましては、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

7点目、向原土地区画整理組合事業につきましては、土木部長からの答弁とさせていただきます。

8点目、水道事業につきましては、水道事務所長からの答弁とさせていただきます。

○議長（小座野定信君）

教育部長 仲川文男君。

[教育部長 仲川文男君登壇]

○教育部長（仲川文男君）

佐藤議員の質問にお答えをいたします。

まず最初に、1点目1番の中の小中学校の除染状況につきましてお答えを申し上げます。

小・中学校の放射線測定につきましては、マイクロスポットとなる箇所では小学校においては285カ所、中学校においては176カ所、合計461カ所の測定を行いました。このうち除染基準であります0.23マイクロシーベルトを超えた地点は、小学校においては79カ所、中学校においては25カ所、合計104カ所が計測されました。これらの地点につきましては、各学校において表土の除去、表面洗浄、覆土砕石など砂敷き、汚泥の除去、トンボがけ等によりまして実施を行っております。このような除染の対応をした箇所数は104カ所中96カ所、このうち除染の効果及び自然の減少により0.23マイクロシーベルト以下となった箇所は74カ所でございます。ちなみに基準を超えた104カ所中、除染の対応をとらなかった8カ所及び除染の対応をとったものの、0.23マイクロシーベルト以下とならなかった地点につきましては、ロープを張るなどして立ち入り禁止の措置をとりました。

除去した土につきましては土のう袋などに入れまして、学校敷地内の児童生徒が立ち入らないような場所に積み置きし、立ち入り禁止の措置をとったり、学校敷地の一角に穴を掘り、同じように土のう袋に詰め、その上に土を覆土しております。また、倉庫の中に仮置きし、施錠するなどして、学校の状況によりまして児童生徒が近づかないような措置をとっております。

なお、除去した土量、土の量でございますが、面積じゃなくて量でご報告を申し上げます。その総数は全体で261袋となりました。

続きまして、1点目2番、学校給食の安全確保につきましてお答えをいたします。

同様の質問が先般川村議員からあり、お答えを申し上げました経緯がございますので、答弁内容に重複する部分がございますが、ご了承を願いたいと思います。

ご質問にあります食品安全基準の改正につきまして、ご案内のように、厚生労働省では、昨年末に食品に含まれる放射性物質の規制値について、平成24年4月から新基準として1キログラム当たりの放射性物質を、飲料水で10ベクレル以下、乳幼児食品、牛乳、乳製品で50ベクレル以下、一般食品で100ベクレル以下とする新しい基準が示されたことにつきましては、ご案内のとおりでございます。ただ、その中で米と牛乳は9月まで、大豆につきましては12月まで暫定基準の1

キログラム当たり500ベクレル以下となっております。3月までは学校給食の放射性測定につきましては、現行の基準により測定をいたしますが、4月からはこれらの新基準に沿い、食した後の一食分全量ではございますが、測定を実施していきたいというふうに考えております。

以下につきましては、前段川村議員にご答弁を申し上げた内容のとおりでございます。

以上でございます。

先ほどの答弁で、牛肉を、米と牛肉は9月までということ、**「牛乳」**というふうにご答弁申し上げました。**「牛肉」**でございますので、訂正をさせていただきたいと思っております。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山口勝徑君。

[総務部長 山口勝徑君登壇]

○総務部長（山口勝徑君）

私のほうからは放射線の関係と入札の関係についてお答え申し上げたいと思っております。

まず、1点目1番でございます。放射能対策本部の取り組み、現況報告につきまして、お答え申し上げたいと思っております。

6月1日から保育所、小・中学校、子どもが遊ぶ公共施設につきましては、それぞれ測定し、公表をしておりますが、毎時0.23マイクロシーベルトを超えたホットスポットは除染対策を実施してきております。また、現在、市では各家庭への訪問測定を実施しておりまして、川村議員さんにもお答えいたしましたとおり、2月20日現在の受付件数は491件で、実施件数は483件となっております。また、訪問測定とは別に、市内の放射線の面的な濃度調査をするため、約600ポイントを測定し、放射線マップを作成してまいりたいと考えております。現在、その600ポイントを測定するために、シルバー人材センターさんに委託して調査中であり、マップが完成次第、市民の皆さんに公表していく予定となっております。

次に、子どもたちを放射線から守る対策を求める請願に係る報告書の概要についてのご質問ですが、報告書においては各設問に応じて回答をいたしてございまして、概要については全員協議会で報告したとおりでございます。

次に、放射能汚染対策費にかかわる東京電力への賠償請求についてでございますが、平成24年1月末現在における放射線対策経費を取りまとめ、請求手続を進めているところでございます。主な内容といたしましては、放射線測定器購入費を初め各種消耗品や原材料費、各種検査手数料、汚泥仮置き作業委託料となっており、第1回請求額は1578万9910円でございます。今後も引き続き今回未請求の経費や新たに発生した経費を随時請求してまいります。

次に、放射性物質の霞ヶ浦への蓄積についての市の考え等でありますが、かすみがうら市は霞ヶ浦に三方を囲まれ、さらに水産業をそこで行っている本市としては大変心配されるところと認識してございます。県は空間線量、9月10日測定で0.18でございましたが、線量を見ると低い水準のため、面的に高濃度の汚染が広がっているわけではなく、河川増水時にテイシツの放射性物質が以降蓄積したこと等により、局所的に高濃度で蓄積されたものとし、引き続きモニタリングを実施していくとしておりますので、市としても推移を注視してまいりたいと思っております。ご理解を賜りたいと思っております。

1点目2番、学校・保育所給食の安全確保につきましてお答え申し上げます。

学校給食につきましては先ほど仲川部長のほうから答弁がございましたので、割愛させていただきます。

同様の質問が先般川村議員からもあり、お答え申し上げました経緯がございますので、答弁内容に……失礼しました。

3点目1番、入札制度の改革についてでございます。大変失礼しました。

希望価格の事前公表にかかわる談合入札の防止につきましてお答えいたします。

平成23年2月1日に入札制度の改正を行い、その後の経過といたしまして、平成23年4月1日より平成24年2月8日に入札分までの23年度については建設工事関係の入札を82件行い、平均落札率が87.09%となっております。

平成22年度は73件で、平均落札率が91.16%でございました。入札制度の改正後、落札率が下がっているというような状況が見えますので、今後も検討を重ねてまいりたいと思います。現時点では現行通り実施していくというような考えでおりますのでよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

続きまして、2番、一般競争入札の拡大と指名競争入札の原則廃止につきましてお答えいたします。

現在、建設工事については希望価格が500万円のものに対して一般競争入札を随意契約の範囲外で500万円未満のものに対しては指名競争入札を導入している状況でございます。地場産業の育成という観点から、一部指名競争入札を導入しておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

また、今後については業者数及び発注件数のバランス等、推移を見て入札制度検討委員会で協議してまいりたいと考えております。

3番、小規模契約業者登録制度の創設につきましては、かねてより佐藤議員さんのほうからご提案がございました。また、第2回定例会でも23年度中に導入ということでご答弁申し上げましたが、導入すべく最終的な調整を現在行っている状況でありますので、ご理解を賜りたいと思ひます。

[栗山千勝議員 入場]

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 吉藤 稔君。

[環境経済部長 吉藤 稔君登壇]

○環境経済部長（吉藤 稔君）

佐藤議員さんのご質問にお答えいたします。

まず1番の2、農畜産物及び魚介類の放射能汚染対策につきましてご答弁申し上げます。

ただいま教育部長から答弁のありましたように、規制値が今回改正されるわけございまして、これまで出荷している農畜産物、あるいは水産物等の放射能検査を県の機関に依頼しまして実施し、検査結果を県の公式なデータとして県のホームページに掲載されているところでございます。

市内の農畜産物及び水産物につきましては、放射能測定器が先月導入されましたので、この放射能測定器を活用しまして、市としましては3月16日開始に向けてただいま準備しているところでございまして、間もなくその案内のチラシを配布する予定でございます。そういったことで、

市内産農畜産物の安全性を確認し、さらには消費者に対する安全性のPRに努めていきたいと考えてございます。

それと、ご質問の中にありました河川56本から運ばれます放射性物質の霞ヶ浦への蓄積に対する調査と対策につきましてということでございますけれども、これにつきましては2月初めに新聞報道でもありましたけれども、県内のNPO法人におきまして四つの項目からなる要望を要望書として県のほうに提出されているようでございます。

いずれにしましても、この問題につきましては霞ヶ浦沿岸共通の問題としてとらえておりますので、これらを踏まえまして国、あるいは県等の動向を見きわめながら周辺関係市町村と協議しながら対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、1点目3番、脱原発、自然エネルギーへの転換に向けての取り組みにつきましてですけれども、ただいま市長答弁にありましたこの制度の創設の内容につきましてご答弁申し上げます。

このかすみがうら市太陽光発電システム設置事業補助金につきましてですけれども、これにつきましては市内の住宅に新設する太陽光発電システムの設置者に対しまして補助金を交付するものでございます。補助金の額につきましては、1住宅の太陽電池モジュールの出力1キロワット当たり5万円とし、20万円を上限として予定してございます。また、脱原発の代替エネルギーとして、太陽光システムが早急に対応可能でありましたので、これは計画させていただきましたわけでございますけれども、さらに太陽光以外の再生可能エネルギーにつきましても、関係機関と協力しながら調査研究を進めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、大きな2番の住宅リフォームの助成制度の震災復興対策につきましてご答弁申し上げます。

まず1点目の住宅リフォーム助成の活用とその経済効果につきましてお答えいたします。

この住宅リフォーム助成制度は、平成23年7月1日より制度を発足させまして、2月17日現在で申請件数が56件、助成額で421万3000円、さらにこの工事費の総額でいきますと7910万2000円となっております。

市内の関連する企業の業種別請負状況につきましては、建築、建具、電気、設備など多くの業種に及びますので、経済効果・波及効果がいかに大きいかを示してございます。また、市内のそういった建築大工さん、リフォーム店、ここの業者からもそういった工事をするについて連鎖反応が続きまして、例えば壁紙を新調すればついでにカーテン、照明器具、そういったケースもあると伺ってございます。

続いて2番目ですけれども、2番目の社会資本整備総合交付金を活用した住宅リフォーム助成でということでございますけれども、住宅リフォームにつきましては、これまで震災による補修は3.11大震災の直後でありましたので、かわらの部分的な補修などを対象にすると予算にも限度がありまして、業種も限られるということから、部分的な補修については対象外であると説明した経過がございます。しかしながら、かわらなど破損した部分何点かを含めまして、住宅の壁の改修などリフォームとして申請される場合は、補助の対象として扱うなど柔軟に対応してまいりました。

この制度につきましては新年度においても継続しまして、社会資本整備総合交付金を活用した

さらなる地域経済の活性化につなげるとともに、そのためのPRに今後とも努めてまいりたいと考えてございます。

そして、今後も施工費の一部を市が助成することで市民の消費を促進しまして、地域活性化につながるよう重点的に支援を継続してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

土木部長 大川 博君。

[土木部長 大川 博君登壇]

○土木部長（大川 博君）

私のほうから、耐震改修関係、公共下水道関係、向原土地区画関係のお答えを申し上げていきます。

最初に2点目、3の耐震改修助成制度についてお答えをいたします。

昭和56年5月31日以前に建築確認を経て建築された木造住宅が対象となる木造住宅診断士派遣事業を平成22年度より実施しております。この実績はこれまで8件の実績がございますが、耐震改修助成制度はございません。県内の助成制度の導入状況を見ますと、県内44市町村中、8市で実施している状況でございます。

この状況内容を見ますと、ほとんどの市が申し込みが少ない状況にあります。申し込みの少ない理由を考えますと、助成額の上限が30万円で、実際に耐震改修するとなると高額な費用が予想されますので、その辺の影響が大きいのかなというふうに思っております。このような背景もございしますが、先ほど佐藤議員から川崎市の例が報告されております。その辺も含め、今後検討をしてみたいというふうに考えております。

続きまして、5点目1番、公共下水道布設済み地域の加入促進状況についてお答えをします。

整備済み地域における本年度の加入状況は、1月末現在で127件の加入をいただき、かすみがうら市全体、農業集落排水も含めた全体の水洗化率は、平成22年度対比1.9%増加し、89.8%となっております。

昨年度は、緊急雇用創出事業により、霞ヶ浦地区における戸別訪問を実施いたしました。本年度につきましては、千代田地区への戸別訪問を実施するとともに、特に加入率の低い千代田東部地区において、職員による戸別訪問を113戸へ実施いたしました。世帯員の状況や汚水処理の現況及び未接続の理由や今後の水洗化の見込みなどを聞き取り調査するとともに、加入促進を図ってまいりました。

今後も住宅リフォーム制度などを活用しながら、加入促進を図り、加入率向上を図ってまいります。

続きまして、2番の加茂地区、加茂工業団地企業の加入につきましてお答えをいたします。

23年度第1回定例会でお答えいたしましたアンケート調査を、加茂工業団地の各企業へお願いしているところでございます。前回は平成16年度に調査を行いました。その後の新規参入や撤退などから企業構成も変化が見られ、改めて下水道事業の制度や負担金の設定、下水道法や条例、規則等、接続の際の具体的な内容を説明し、ご理解をいただいた中で、2月中の回答をお願いし

ているところでございます。

このアンケートの内容の把握、確認作業を行う中で、整備のあり方について検討をしております。

続きまして、向原土地区画整理事業についてお答えをいたします。

保留地販売状況と今後の見通しについてのご質問にお答えします。

販売状況ですが、保留地55区画中、4区画販売され、残区画数は20区画でございます。今後の見通しにつきましては、景気低迷や地価の下落等のさまざまな要因から販売が好転しない状況もありますので、今後はさらに広告宣伝活動を行い、販売促進を努めてまいります。また、地価の下落も続いている状況ですので、周辺地価を参考に保留地価格の値下げ等も視野に入れ、組合総会で諮っていきたいと考えております。

次に、損失補償についての税金投入の可能性についてですが、前回の定例会でもお答えしましたように、組合資金計画の中で、収入は保留地処分金で、今後の支出は金融機関借り入れの返済や解散に伴う諸経費で、不足分は組合員の賦課金が原則で、現時点での資金計画上は不足金が生じないため、債務負担行為における損失補償は考えておりません。しかし、組合解散時には組合員の賦課金等ですべてを補うことも組合の負担が大きくなることも予想されますので、組合設立の状況や公共性を考慮し、組合の負担軽減を図る必要が生じた場合は、市からの税金投入の可能性もあると考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

市民部長 川島祐司君。

[市民部長 川島祐司君登壇]

○市民部長（川島祐司君）

佐藤議員の質問中、4点目の収入の少ない国民健康保険加入者への対策についてお答えを申し上げます。

第1番目の保険料が引き下げられる世帯数と引き上げになる世帯数の割合、また、その税額の平均はどれくらいかについてであります。平成22年度末の課税データと平成23年度本算定課税データをもとに、新規に加入した者と脱退した者などのデータは除きまして、納税義務者個々の増額となった者、減額となった者、それぞれを集計した結果、総世帯数6,708世帯、うち22年度国保税額より引き下げになる世帯が3,929世帯、58.57%が該当しており、22年度1世帯当たり平均課税額が23万9043円、本算定の1世帯の平均課税額が16万2775円、差し引き7万6268円減額課税となりました。一方で、引き上がる世帯が2,773世帯、41.34%が該当しており、22年度1世帯当たり平均課税額が13万1790円、本算定の1世帯の平均課税額が19万7377円、差し引き6万5587円増額課税となりました。また、22年度、23年度同額課税となった世帯が6世帯であります。

なお、今回の集計したデータにつきましては、比較した年度が異なっており、各世帯の所得、資産税額、被保険者数及び介護保険納付該当者数など課税の基本となる係数が異なっていることをお含みおきいただきたいと思います。

次に、第2番目の国保税減免及び一部負担金減免の基準の具体化についてであります。急激な所得減少による国保税減免につきましては、平成24年度施行に向け作業を進めているところで

あります。基準については現在施行されている天災等による納付の資力がない者と認める者のほかに、一時的な所得の減少により生活困窮となった場合など、やむを得ないと認められる範囲の割合で減免をできることを考えております。

また、一部負担金減免の基準につきましては、災害等により総所得金額等が減少した世帯、または事業などの休廃止、失業等により収入が著しく減少し、一時的に生活が困難となった場合に、申請をもとに要件審査を受けた結果に基づき、減免等を受けることができるものであります。

なお、一部負担金に係る被保険者への減免申請の周知広報については、まだ行っておりません。まことに申しわけないと思っております。24年度施行予定の国保税減免要綱とあわせて周知広報を行ってまいりたいと考えますので、ご理解を賜りたいと存じます。

第3番目の限度額適用認定証の交付についてであります。国民健康保険に加入している人が万が一大きな病気やけがをし、医療機関にかかる際、かかった医療費の1ないし3割を窓口で自己負担をすることになります。この窓口で支払う自己負担額が高額となったとき、定められた額、いわゆる自己負担限度額を超えた部分が後日市から支払われる高額療養費制度があります。限度額適用認定証は、入院する場合など医療機関にかかったときに窓口での支払いが自己負担限度額までとなるもので、高額療養費分を支払わなくて済むよう負担軽減となるものであります。

限度額適用認定交付申請により交付するものですが、税負担の公平性の観点から申請時において滞納のある方は認定が受けられない場合があります。

なお、認定証を交付した実績であります。平成21年度は256件、22年度は276件、23年度は、1月末現在で247件の交付があります。

以上であります。

○議長（小座野定信君）

お諮りいたします。昼食休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

異議なしと認めます。

再開は午後1時30分から再開いたします。

休 憩 午前 1 1 時 5 8 分

再 開 午後 1 時 2 9 分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

答弁を求めます。

保健福祉部長 竹村 篤君。

[保健福祉部長 竹村 篤君登壇]

○保健福祉部長（竹村 篤君）

佐藤議員の質問にお答えいたします。

初めに、1点目の放射線対策本部の取り組み現況報告についての中で、1番の保育所における放射線量と除染についての質問にお答えいたします。

市のホームページにも掲載されておりますが、放射線量を測定公表しました昨年6月1日時点でさくら保育所で毎時0.29マイクロシーベルト、わかぐり保育所で0.34、やまゆり保育所0.29、第一保育所0.24マイクロシーベルト／毎時というふうになってございます。その後、徐々に下がる傾向にあり、2月末では0.15から0.19マイクロシーベルト／毎時というふうになってございます。

ただ、その中で部分的に毎時0.3から0.5マイクロシーベルトと高いところがありましたので、昨年9月から数回に分けてトンボがけなどにより地表面の砂、土を削るような方法で除染を行っております。除染した砂の面積と箇所については記録はしてございませんでしたけれども、土のう袋で保育所それぞれ20ないし30袋の除染した砂等がございまして、これらにつきましては、児童の手の届かないところに仮置きしている状況でございまして。

2番目の保育所給食の検査の実施につきましては、先ほど教育部長が答弁したような内容と同様でございますので、省略させていただきたいと思っております。

続きまして、6点目の第5期介護保険事業計画についての中で、1番、第4期介護事業計画と実績につきましてお答えいたします。

第4期計画の21年度から23年度の介護保険事業費見込み額は74億9400万円でしたが、実績では69億3300万円となっており、3年間で見ますと大きな差はないようになっております。単年度で見ますと1億円から2億円程度の差となっております。

介護給付費については、毎月2億円程度の支払いをしておりますので、年間1億円程度の余裕は必要と考えております。

さらに、第4期計画の検証をしてみますと、第1号被保険者の人口につきましては、計画と実績の差で22年度では250人、23年度では500人の差が見られ、計画より少ない実績となっております。このようなことから、介護保険料の収入も大きく減少したものと思われま。

次に、2番目の第4期計画と第5期計画、その対比と特徴についてお答えいたします。

第4期計画中において介護給付費の3年間の伸び率を見ますと、118.9%と高い伸び率になっており、第5期計画においては123.3%と3年間の伸びを計画しております。単年度で見ますと、6%から7%の伸び率で介護給付費を算定しているところでございます。

さらに介護報酬の改定は第4期計画においては3%の改定率で国からの交付金が賄われましたが、第5期計画では1.2%の改定率で介護給付費から算定しております。

また、第4期計画では第2号保険者の負担の割合が30%でしたが、第5期計画では29%になり、これに伴い第1号保険者の負担割合が20%から21%に引き上げられました。以上のことから、介護保険料月額基準額は第4期計画では4,000円でしたが、第5期計画においては4,900円となったものでございます。

次に、3番目の第4期計画と第5期計画における介護保険料の算定につきましてお答えいたします。

第4期計画、第5期計画とも国から示されました介護保険料推計ワークシートにより算出しているものでございます。

第1号保険者の保険料は、中期的に安定した財源確保を可能にするという観点から介護保険法上、おおむね3年を通じ、財政の均衡を保つことができるものでなければならないとされ、事業

運営期間である3年間の支出及び収入等の状況を勘案し、保険料を設定することとなっているものでございます。

次に、4番目の第5期の介護保険料据え置きに一般会計からの繰り入れ必要額はどれくらいかという質問にお答えいたします。

介護保険法では、市町村の一般会計において介護保険給付及び予防給付に要する費用の額の100分の12.5に相当する額を負担することとなっております。一般会計からの繰り入れは12.5%以上はできないこととなっております。

仮に、第4期計画期間中に介護保険料の歳入が大きく伸び、これらを準備基金として積み立てることが可能とした場合、今期計画の準備基金から繰入額が1億円を繰り入れております。それによる影響額が284円ですので、これに基づいて計算しますと3億3800万程度の額が必要と考えており、あれば据え置きが可能と考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

水道事務所長 川尻芳弘君。

[水道事務所長 川尻芳弘君登壇]

○水道事務所長（川尻芳弘君）

佐藤議員のご質問にお答えいたします。

8点目1番、県との実施協定の見直しにつきましてお答えいたします。

県との実施協定につきましては、既に千代田地区におきましては、県西用水との実施協定をいっぴいの日量4,600トンを受水していますので、霞ヶ浦地区の県中央との実施協定、日量6,700トンに対し、現在日量1,400トンしか受水していないのだから見直しを実施しなさいとのご指摘と理解いたします。

茨城県では現在6,700トンの契約は水利権見合いで受給契約を締結してきた経緯があるが、受給契約は施設見合いで締結することが原則であり、設備投資に見合った契約をしてほしいということでもあります。

実施協定は県中央全体で日量24万トンであり、現在の受給契約は日量5万5971トンでございます。県の施設能力は日量7万8000トンであります。施設能力見合いで計算しますと、当市は現在日量1400トンであります、日量2178トンで契約してほしいというのが県の現在の考え方でございます。

当市としましては、必要としない水は買わないと理解していますので、実施協定の見直しについても本市の水利用を把握しながら、茨城県中央広域水道建設促進協議会を中心として県に働きかけを実施していきたいと思っております。

8点目2番、八ッ場ダム及び霞ヶ浦導水事業と水道料金の関係につきましてお答えいたします。

佐藤議員のご指摘のとおり、事業が終了すれば施設の維持管理費用が発生しますので、受水費の増につながるものと理解いたします。しかし、現在どちらの事業も検証中であり、たとえ本年度に検証が終了したとしても、検証作業終了後、完成までに約7年を要すると第2回の検討の場幹事会結果概要が出ています。それを考慮いたしますと、早くも7年後のそのときの状況井戸の取水状況・県からの必要受水量等の状況によっては、水道料金の考え方も変わるものと理解して

います。

いずれにしても、かすみがうら市だけの問題ではなく、県から受水を受けている水道事業所全体の問題と考えています。ですから、協議会等を中心に県と協議を重ね、県のほうにもこのような問題について働きかけを実施していきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

市長に必ず答えるようにきちっと出している分について、きちっと答えてもらいたいのは、まず入札のところで、希望価格の事前公表にかかわる点ですね。これは市長が探り行為の問題を言ったんで、この点を強調して市長に答弁を求めました。

それかから、水道の問題ですけれども、実施協定の問題について、市長が当時、20年前村長だったときに2,500を追加したということなんで、この点について今、川尻さんが言いましたが、どういうふうな考え方なのかということですね。それと同じように2番目のほうも答えていただきたいと思います。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

希望価格の事前公表に関することではありますが、事前公表しないと探り行為が出るであろうということは談合している証拠だというご指摘ではありますが、私は談合のどうこうではなくて、談合していることの証明にはならないと思うんですね。事前公表することによって探り行為はなくなるわけですね。それと談合の問題は全く別であると。今現に平均落札率が、私はそのところを一番注視しているところなんですけど、県南市町村の中、もちろん県と比べると格段に平均落札率は今低くなっております。90%を切っていましたね、多分。切っていると思うんで……切っていたよね、切っていましたね。90%を切っているのは多分県南ではつくば市とかすみがうら市ぐらいではないかと思えます。ちょっと今資料を私持ち合わせていないので、必要であれば調べさせますが、かすみがうら市の平均落札率というのは非常に低くなっております。業者さんもかなり、かすみがうら市のいわゆる土木工事等については余り忙しい思いでして何もかも応札しようという気はないみたいでありまして、特に震災後、仕事をやってくれる業者が少なくなっております。やはりあんまり面倒なことを強いると、業者に、あんまり面倒なことを強いる、あるいはきついことを業者にお願ひしますと、落札そのものがなくなってきちゃうと、今度よその業者にお願ひするようになるわけですね、現実的には。一回不調になると2回目以降の入札にはさらに枠を拡大しますから、市外の方をお願ひするようなことにもなります。それはそれで市内の方が忙しいんであればしょうがないんですが、そういったことも含めて全般的に今の制度が業者にとってそんなに有利になっているとは、私は思いません。ですから、もう少し今の制度を続けていってもいいんじゃないかと。

ただ、一般競争と指名競争の線引きなんですけど、これは今500万で切っておりますが、これを下げてもいいんじゃないかという議論は幾らか入札等の検討委員会の中ではあるようです。これは引き続き検討してもらえたらと思います。それは質問にありませんが、どうせ今そこを聞かれ

ると思って、先にお話をしておきます。

それと、水問題ですが、中央広域からの水については、昔、出島村長時代、私が出島村長をやっているときはバブルの最後、はじけるあたりでありまして、その当時はまだまだ市の、当時村でありましたが、神立駅の東口の開発整備構想というのがございました。これは当時の土浦市と千代田、霞ヶ浦町で推進していたものでありまして、その開発計画とリンクする水計画でありました。こういう水需要というのは当時かすみがうら市だけじゃなくてあちこちであったわけですね。まさにまだバブルがはじけたとはだれも思っていませんから、それ行けどんどの時代で、ただ、兆しが出てきたわけでありまして、そういう中でかすみがうら市としては、当時の出島村としては神立駅の東口は常磐線の神立、電留基地を神立駅の北側、東側というか、東京製綱のほうに電留基地を持ってきて、神立駅の始発を多くしようなんていう構想もありました。そういう中で神立駅と開発の構想があったわけです。あそこに人が張りつくと、出島村は当時1万9000の人口でありましたが、2万7000人になるというような予想をしておりまして、それにリンクする中央広域からの水を引っ張るということで、私も動いていたわけです。その当時はもうどこの市町村もそういうことをやっていたから、私もそれに、出島村は出島村でやっていた経過があります。

さらに、その後20年たってみたら、こういう状況なんですけど、途中からそんなに水は要らないぞということになって、八ッ場ダム問題とかコンクリートから人へというような流れになっているわけです。その当時は確かに、今の時代を見通せばそんな水は要らなかったわけですが、本当にばかといえばばかな話でありまして、みんなしてやっちゃったわけですね。そうはいっても、じゃ、今、当時の計画をそのまま進めてくれというわけにいきませんから、つい先般も石岡市長が多分、親方はだれだったか、とにかく県の企業局に対して要望に行っています。企業局長に対しても、とにかくもうそんな時代は過ぎちゃっているんだから、何とか水を下げると、企業局長が言うには、下げるには、こっちとしては水を下げてもらえば幾らか水は余計使ってもいいよと、企業局のほうはうんと使ってもらわなくちゃ下げられないよと、こういう話です。それは当たり前で、供給する側と需要側の当たり前な話でありまして、水掛け論で、とにかく水掛け論を言っているかもしれないんで、現実的には何とか下げる方向で検討してくれということで、みんなして言っているわけですが、これはかすみがうら市だけじゃなくて、どこもみんなして同じような状況をみんな抱えていますから、みんなして言っているんですが、なかなか現実的には解決策がないわけでありまして。

しかし、私も見通しではこれは今買い入れは2,200円だったか……2,200円だか400円なんですね。それを……

[「2,420円」と呼ぶ者あり]

○市長（宮嶋光昭君） 2,420円、それを1,000円台にしると、1,000円台にはなるんじゃないかと思えますけれども、最終的には。水の再配分というんですか、それをやってくれるように強く申し入れしていますから、これ一人かすみがうら市だけの問題でないということで議員の皆様にもご理解をいただきたいと思えます。そういう状況でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それについての反論をしていると時間がなくなりますので、次に、順序よく行きたいと思いません。

まず、原発の事故以来、放射性物質がまき散らされたわけでありませぬ。その放射能雲、これが県南地区にも広範囲にきまして、それで汚染されているということで、きのう川村議員の質問に市長が答えて、当市は比較的線量レベルが低いという認識だったんですが、これは明らかに違うというふうに思うんですけども、皆さんに資料をお渡ししたいと思います。これパネルですね。これ見ていただくと、わかりますように、かすみがうら、ちょうど私たち、くびきになっているところですね、ここはこの図で見ますと、これはモニタリング1メートルからの航空モニタリングであります。0.2から0.5のなんですね、これね、土浦もそうです。阿見も美浦も牛久も竜ヶ崎の一部、取手、守谷と。ですから、確にかすみがうら全体ではありませんが、かなりの部分、放射線量が1メートルの高さで0.2から0.5の位置だということははっきりしているんですね。これについて市長はどういうふうに思いますか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

これは去年8月2日、いわゆる航空測量によるものでありますが、その後のデータが県のほうから細かく出ていますが、その後のデータによりますと、かすみがうら市の旧出島地区、旧霞ヶ浦地区の戸崎集落地区が、あそこは0.3幾つだったと思うんですが、それ以外の地域については0.23を下回っていると。戸崎地区についても、いわゆる重点対策地区ですか、県内20市町村ぐらゐが申請した重点地区に該当するレベルではないと、というのは2年後……半年後0.23……2年後……ことしの6月30日、その当時、去年の時点で、ことしの6月30日には0.23以下になるであろうという、戸崎地区についても、そういう地域としてカウントされているわけです、戸崎地区にあっても、唯一高いといわれる戸崎地区にあっても、ことしの6月30日以降は0.23以下になるであろうということでありますから、重点地域の申請を仮にしても、現実的に重点地域として認定される可能性はないということから、重点地域の指定申請はしなかったわけです。そういう意味においてかすみがうら市は土浦や阿見、あるいはその以南の地域は確かに高いわけでありませぬが、その以南の地域とかすみがうら市はちょっと違うんだよと、そういう認識を私は持っております。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

だから、そういう認識だから放射線対策が弱いんですよ。これ明らかに土浦も入っていますよ、それと私がこの前の12月に質問をしました、同じようなことを言いました。来年の6月になったら低減するよということ言いました。ほかにも同じように低減するということになるわけですよ。それはセシウム134というのがいわゆる半減期が2年だと。でも、セシウム137のほうは30年なわけですね。だから、その分の低減だけを考えている。でも、そのほか、もう一つ言いましたよ、私。常総市を見てください、常総市。常総市は、またつくば市も、これを見ますと、0.2、0.1以

下という状況ですよ。それでも重点調査区域に申請して、県と協議して認定されたんですよ。これはきめ細かい測定をやったから、それから地域のお母さんたちが心配して大きな運動をやったということがきっかけなんです。きめ細かい測定、今かなり答弁をしています、数が少ないですよ。それでその重点地域、区域から申請をしないというのは、これ間違いだというふうに思わなきゃいけないというふうに思います。

もう一つ、私が2月9日に測定したやつを総務部長にもお渡ししましたね。これは私の地域、私から東小学校のところ。これは17カ所やったうち、これは0.5メートル、50センチのところ。0.23マイクロシーベルト以上のところをピックアップしたんです。これは地表面ですと約8割ですよ。その表もこれ渡しているでしょう。その中に黄色っぽいのはもう0.23マイクロシーベルト以上なんです。実に、異常なんです。そういう認識が必要だと。それからさくら保育所のほうについても同じように3カ所、0.5のところではかりました。そのときも、3カ所のうち2カ所は0.23マイクロシーベルト以上なんです。地表面はもう0.3を超えているんですよ。そういう実態があるということをやはりきめ細かく継続してやっていかなきゃいけないということなんです。その点についてどうですか。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時00分

再 開 午後 2時01分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

ただいま佐藤議員さんのほうからご質問が何点かございました。お答え申し上げたいと思います。

その前に、先ほどかすみがうら市の放射線対策本部といたしましては放射線マップをつくるために600ポイント、市内測定しまして、今後つくって、市民の皆様へ安心・安全を、安心ですか、安心感を得ていただくためにつくって公表していきたいと考えているところは、先ほど答弁申し上げたところでございます。

さて、まず文科省の航空写真によりますところの、先ほどパネルでお示しいただきました茨城県の地図でございますが、この茨城県図を見ますと0.2から、確かに0.5というようなことで示されてございます。これは文科省が撮影したところによるものでございます。地域指定でございますが、それにつきましては、文科省の航空写真を利用して、環境省のほうで放射線の放射線量のケースを使いまして計算したものが……、平成23年、去年ですが、11月11日に産業建設委員会の中で資料として提出してございます。それにつきましては、この黄色いものでございます。これによりますと、当時かすみがうら市におきましては、先ほど市長が申し上げましたようにゴルフ場の周辺、いわゆる戸崎地区に一部、0.23マイクロシーベルト／毎時以上が出ているというような表示があったわけでございます。その後、当時環境保全課でございまして、環境保全課の

職員が何ポイントかそのところを測定しに訪問しまして、訪問した結果、0.23マイクロシーベルト／毎時以下だというような、何カ所かは高いところもあったようでございますが、ほとんどのところで0.23マイクロシーベルト以下だというようなことで、産業建設常任委員会のときにはご報告申し上げてあるかなと思います。

確かに佐藤議員さんのお示しされた文科省の航空写真では高いというようなことでございます。

また、高いというようなことでございますが、これは0.2から0.5の範囲での青い表示でされているわけでございますが、上限が0.5マイクロシーベルトのための青く表示されているということでありまして……

○議長（小座野定信君）

総務部長、質問の内容は、なぜ重点地域として申請しなかったのかということです。そういう内容ではありません。明確にお答えください。

○総務部長（山口勝徑君）

8月28日の環境省の航空写真によりまして、毎時0.23マイクロシーベルト以下だということで、その地域指定はしなかったわけでございます。

またさらに、きょうの新聞を見ますと、0.23マイクロシーベルト以上というようなことで、地域指定を受けてあっても、庭とかあるいは屋根等の除染の費用については補助金は難しいというようなことが報道されてございましたので、あわせて報告申し上げます。

それと、佐藤議員さん自身が測定をされております稲吉周辺、稲吉の小学校ですか、あるいはやまゆり館の周辺の結果でございますが、私どもも佐藤議員さんのほうから提示があつて、実際に測定をさせていただきました。確かに道路の路側帯やフェンスの下、稲吉小学校の裏門のフェンスの下におきましては0.23マイクロシーベルト以上ございました。いずれも、土の上でございまして、地面の上での測定地でそこから1メートル離れて舗装道路の上、いわゆる子どもさんが通学するところにおきましては0.23マイクロシーベルト以下でございました。これは放射性物質が土に付着しやすいという性質があり、土に付着したものが雨でも流れないというようなことで、その結果が高いというようなことで測定値が出されたのかなと思います。

いずれにしても、かすみがうら市の除染の指針では0.23マイクロシーベルト以上となっておりますので、高いところにおいては除染するよう所管課に指示を今後お願いしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今私が話したように、前日も話しました。常総市は違うんですよ。明らかにそれよりも低いところなんだけれども、細かくして、それで県と相談して指定になったんですよ。そのこともきちっと考えて答弁しなきゃいけないと。

それと、汚染マップはまだのようですが、500ぐらいの測定ではまだまだ足りないと思います。普通は500メートルメッシュで面的に把握するというのがきめ細かな測定と言われていています。特に問題は国際放射線防護委員会、ICRPですが、これは年間1ミリシーベルトの根拠というの

は0.12マイクロシーベルト／アワーなんです。これは24時間外にいた場合というふうになっているんですよ。この0.23というのはどういう内容かお答え願えますか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

お答え申し上げます。

これにつきましては、年間被曝量が1ミリシーベルトということで設定をしまして、家屋内に6時間ですか、失礼しました、逆です。外に6時間、家に……

[「16時間、8時間」と呼ぶ者あり]

○総務部長（山口勝徑君）

16時間の8時間ですね、そういったことを計算におきまして、0.19から地球上にある0.04を足しまして0.23というようなことになったというようなことでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

というふうに、基本的には日本のこの0.23というのは国際的には通用しないんですよ。そうはいっても国のほうで指針を出しているから、0.23、年間1ミリシーベルトということについては除染の対象にしていかなきゃいけないと、そういう認識に立ってきめ細かくやると、きめ細かくやるには面的な形で把握をすることが必要だということなんです。

特に私がこの中で気がついたのは調整池なんです、東小学校。調整池は高いですよ。土浦では調整池なんかは全部調査したみたいです。調整池についてはどういうふうになっていますか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

私どものほうでは対策本部というようなことで指針と除染マニュアル、そういったものをつくって、それぞれの指針とマニュアルに即して対応いただきたいということで公表しているわけでございます。調整池につきましてはそこを所管しているところでご答弁申し上げたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

土木部長 大川 博君。

○土木部長（大川 博君）

土木部が所管しています調整池、ただいまの佐藤議員さんが土浦市の例を挙げました。その時点では私どもも気になりましたので、向原の調整池を測定した例があります。値的には0.23シーベルトは下回っておりました。

以上でございます。

[「全部やったのかというんだよ、向原しかやっていないのかい」と呼ぶ者あり]

○土木部長（大川 博君）

調整池の話で、土木部都市整備課が管理している向原の調整池をやったということです。その他のはやっておりません。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ですから、やっぱりそういうニュースソースをきちっとつかまえて機敏な対応をするというのが、放射線対策本部の役割ではないかというふうに思います。これ私も協力していただいたのは、土浦でボランティアで市民団体に放射線をはかっている方から協力いただいて一緒にやったんですよ。これは堀場製作所なんですけれどもね。そういうモニターは。そういうことで、この土浦市民の会の方なんですけれども、局所的に線量の高い住宅があるとして、高齢者宅を対象に除染の支援などを求める要望書を出しているんですよ。こういうことについてはどういうふうに考えていますか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

高齢者宅とかの対応につきましては、所管課であります保健福祉部のほうで対応するのかなという認識はございますが、今後そういった高齢者宅等の放射線測定を実施いたしまして、除染等があれば相談に乗ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それから、請願にかかわる報告書について、その重点汚染地域の問題について同じような答弁をしているんですよ。12月に私が質問した、それにもかかわらず同じような答弁をしているんですよ、2月3日になっても。それから、ホール・ボディー・カウンティングという健康調査のことについても、全く県のほうに任せっきりのような中身なんです。実を言いますと、私の妻が勤務しているところはめぐみ保育園とあって土浦なんです。そこでは芝生がやはりかなり高い線量だったんで、どうしても低くならないと、今掃き掃除でやってみても全然ならないということだったんで、それで芝を全部とったんですよ。そしたらかなり下がって、0.23をクリアした。そうしましたら、土浦は汚染重点調査区域指定を受けているでしょう。そしたら年度内に実施した芝生の撤去の費用を、20万程度でしたけれども、請求してくださいというふうになったんですよ。面的に処理したところは、年度内にやっていたところはすべて対象になったというふうに聞いていますよ。ですから、今何カ所か除染しましたね、市は。これは東電に請求すると言いましたから、当然東電に請求する。積算はしましたか。ですから、私は面とか、面的にボリューム的にどうなのか。つまり請求するにはどれだけの人工がかかったのか、こういうものを積算をして初めて請求ができるんですよ。東電はかなり厳しいからね。なかなか賠償金を払おうとしないから。トウデンのように。だから、だめなんです。そこを考えて指定を受けたところとの違い、

これについてはどういうふうに思っていますか。どういうふうに請求する予定ですか、東電に。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

お答え申し上げます。

先ほど1,500万何がしか東電のほうに請求をしたということでご説明申し上げましたが、その後については随時請求するというようなことで答弁申し上げたと思います。その後につきましては、実は1,500万の中に人件費等も若干入っておりましたが、人件費等については算出したところと算出していないところがございますので、今現在算出をお願いしているところがございます。人件費につきましても今後それぞれのセクションで要した人件費についてまとめまして、対策本部のほうから東電のほうに請求をしてまいりたいと考えております。ご理解賜ります。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

東電の請求の件についてこの前お話ししましたが、値上げの要請が来ているということでしたよね、2月3日付で。2月3日付で来ているんですよ。それには、その中にご承認いただけない場合はまことに申しわけございませんが、当社にご連絡くださいとあったと。事故を起こした責任も反省もないで、一方的に17%アップ、これは認められないでしょう。水戸では、聞きましたら1億7,000万も経費増だというふうに予算化したらしいですよ。そういうことで、当市はまだ予算化していませんが、これはきっぱりと断って、値上げはだめだと言うべきじゃないですか、どうですか、市長、この状況は知っていますか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

大口事業者ということで、前にもお話ししたと思うんですが、水道事務所のほうには値上げの要請があったと聞いております。すべての、電気を使うところはそうではありますが、市役所関係の電気使うところはそうなんですが、節電も含めて電気を使わないで済むような方向を模索すべきだと思うんですね、まずはね。そのためのいろいろな今は機器も、保安協会とか、あるいは民間のそれ以外のところでもそういったものを早急に開発しているみたいでありまして、そういうシステムの導入は担当課に指示したところでございます。

ただ、全般的にことしの夏は昨年ほどの電力の逼迫はないんじゃないかというような東電のほうの話もありますので、これは値上げとは直接関係ありませんが、値上げについて水道事務所では値上げの説明に来たいという話があったんですが、そんなもの来てもらっては困るということで、間接的にその意思表示をしたというふうに所長には報告を受けております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういう立場できちっと断るといふふうにして個別で値下げ交渉すると、値上げを抑えるといふふうにしたほうがいいと思いますよ。幾らコストがかかっても、電力会社が絶対に損をしない総括原価方式になっているんですよ。何でも費用に入れちゃうんですね。損害になったら損害の費用へ入れちゃう。こういうふうなやり方がもともと悪いんですよ。この点を考えてぜひそういう立場でやっていただきたいと思います。

それから、航空モニタリングの問題で栃木県も極めて高い。これパネル見ていただけますか。栃木県の高いところ、那須塩原なんですよ。御用邸がある那須塩原。これを見ますと、0.5、1.0から1.9、那須塩原でも見えるでしょう。それで、何を言いたいかという、ここは全体の、これを見てください。これ全体の福島を中心です。これありますよ。福島の第一原発からいわゆる今言っている飯館村ね、こういうふうに流れましたね。それとこういうふうにな須塩原、そしてかすみがうら、土浦のほうの線量が低いですがけれども、こういうふう放射能がまき散らされたんですね。それで栃木県は東海村で健康調査をやるということを福田知事が決めたんですよ。茨城県の知事と違いますね。ねえ、石川さん。そういうふうな、これは東海村でやるんですよ。全然遠くないんですよ、東海村でやるんですよ。ですから、そういう意味も含めてきちっと県にただして、要望を出して、必要であればこういう独自の健康調査もやるべきではないかという意見を具申する、これが必要だと思いますよ。もう既に茨城の県議会は健康調査をやるように、保健福祉部ですか、部長にきちっと申し入れをしているんですよ、決議して。どうですか、副市長。

○議長（小座野定信君）

副市長 石川眞澄君。

○副市長（石川眞澄君）

先ほど来、佐藤議員からいろいろご要望をいただいておりますけれども、総括的な部分で市の対策本部のほうで検討をしていくべきだと考えております。健康診査一つだけの問題ではないと思っておりますので、トータル的にいろいろ協議検討して、前向きに進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それから、食品の安全についてはいろいろ対応しているんですけども、食材を提供する前に、提供した後、これを検査すると言いましたよね。これを確認します。

○議長（小座野定信君）

教育部長 仲川文男君。

○教育部長（仲川文男君）

食材の検査につきましては既にお答えしておりますが、食後、1食分まとめたの検査をすると、測定をするということで答弁を申し上げました。

以上です。

[佐藤議員「それを確認したんですよ、今」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それを確認したんですよ。食前でなくて食後というのは、薬じゃないんですけれども、本当は食前じゃないですか。例えば輪番制であっても食前に調査をするというふうにして、あすの献立、これを確保して、それをやって、せめてそういうふうにしたほうが後よりも先、先回りしたほうがよろしいんじゃないでしょうか。

○議長（小座野定信君）

教育部長 仲川文男君。

○教育部長（仲川文男君）

食材の検査につきまして、後より先のほうがいい、それは私もそう思います。ただ、川村議員の一般質問に私こういうふうに答弁をしております。本市の小中学校の給食は自校方式で行っており、そのことからそれぞれに食材の納入先、納入量などが違うし、調味料等を除き納品は当日であることから、単品ごとに検体を確保し、事前測定することは現段階で困難であるということで、今回は事後の測定、確認をするということで答弁申し上げているということでございますのでご了解をいただきたい。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

理解できないから質問しているんですよ、わかりますか。当日食材だったら当日じゃなくて前日食材にできるように、もしくはそういう予定をつくって、どうせ輪番制でやるわけでしょう、自校方式ですから。そういうふうな立場を考えたほうがいいんじゃないですかというふうなことなんですけれども、もう一回確認できますか、教育長。

○議長（小座野定信君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

私も議員さん同様に食前にやるのが最もよいと思っておるところであります。先ほど部長が答弁しましたように、物理的に難しいということで、食後はかって安心を得るというようなことで、食後の測定を考えているところです。これからその測定が軌道に乗って、食前でもできると、物理的に大丈夫だという工夫がなされたときには、これは食前にそれはやりたいと考えておりますので、もう少しお待ちいただきたいと思っております。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それから、霞ヶ浦の問題です。これは河川でかなり、菱木川というと、出もとが菱木川はどこでしたっけ。

[「角来池」と呼ぶ者あり]

○8番（佐藤文雄君）

角来池ですよね。1万ベクレルですよ。関連があるんですよ、やはり。こういうふうな原因があるんですよ。原因があつて結果があるんです。私もちょっと、何でこんなところが高いのかな

と、15分前か、何でこんな高いところがあるかと思いましたが、物すごい木があったんですね、やっぱりそういうところに引っかかって落ちるんですね。そういうこともあります。いずれにしても、アサザ基金が、市民団体、NPOというのはアサザ基金なんですよ。アサザ基金が非常に県の回答が、環境省がやれとか、霞ヶ浦、いわゆる国交省だとかとって、責任逃れなんですよ、県から来た石川さん、こういう本当に県は市民に対して真剣に対応しない、けんもほろろなんですよ。これ幾ら注視しても汚染はなくなるんですよ、注視したいだって、県が。そしてまた同じように、かすみがうらは注視したい。そういう話は中止してくださいよ。やはりもっと積極的に、例えばこういう市民団体と協力して、呼びかけにこたえて協力できませんか。これアサザ基金の人たち呼びかけていますよ。もし協力できれば、かすみがうらとしても、この調査に協力していただきたい。どうですか。

○議長（小座野定信君）

土木部長 大川 博君。

○土木部長（大川 博君）

この場でははっきりはお答えするのは大変難しいというふうに思っておりますので、改めて考えてみたいというふうに思います。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いずれにしても、東京湾にもかなり放射性セシウムが入ったということで、かなり問題になっておりますからね。やっぱり私たちは霞ヶ浦が非常に飲み水、それと水産資源ですから、これについてはきちっと対応していくということを求めたいと思います。

住宅リフォーム助成制度のほうにいきますが、500万の予算がほぼ使われると、8,000万ぐらいの効果があるというふうに言いましたけれども、来年度は500万なんですか、予算は。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 吉藤 稔君。

○環境経済部長（吉藤 稔君）

リフォームにつきましては、来年度、24年度につきましては50%の補助ということで1,000万の予算ということで計上してございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

あれ500万だと聞いたんですけれども、1,000万ですか。私は1,000万にしろと言おうと思ったんです。500万でしょうか。

実を言うと、私が言いたいのは、ずっと何回も私指摘したんですよ、社会資本整備総合交付金を活用して、一部損壊の家屋に補助をしろと。そしたら、これを使おうというんですよ。これは今までは500万は一般財源だったんです。この住宅資本整備総合交付金は国から半分助成されるわけです。ということは、500万ということで250万の一般財源で済むんですよ。だから、私は逆

に地域の仕事起こしになるんだったら、500万と国からの500万で1,000万にしたらいんじゃないかというふうに言おうとしたんですけれども、1,000万なんですか。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 吉藤 稔君。

○環境経済部長（吉藤 稔君）

大変失礼しました。2分の1の補助で事業費で500万で同額でございます。訂正いたします。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ですから、今私が言ったように500万の一般財源と交付金を使って500万で1,000万にしたらどうですか、どうですか。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 吉藤 稔君。

○環境経済部長（吉藤 稔君）

当初予算500万で計上しましたけれども、この後、その状況を見まして、もし需要がそれより上回る場合は補正対応にて対応していきたいと思っておりますので、ご了解いただきたいと思っております。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

あと何分ですか、11分。じゃ、入札の件でちょっとだけ聞きます。

事前公表の問題も言いましたが、談合体質、これは市長が言ったのは、私が言ったのと、質問とはちょっと食い違っているんですよ。落札率だけで私は言っていないんですね。これはきちっとした積算をすべきだということなんですよ。上限拘束性を持っていなければ事前公表でもいいが、実際に談合でいろいろ探り行為があるということは、現実に今回の官製談合の問題で指摘されましたね。私が言ったように、これには厳しい対応が必要だということなんですよ。職員が信頼できないからオープンにするというのは、これは一面的だというふうに思うんですよ。そのことを言いたい。

それから、すみ分けが、相変わらずですけれども、すみ分けの入札、霞ヶ浦は霞ヶ浦、千代田は千代田というふうに落札している実態がかなりありますが、その割合はどうなっていますか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山口勝経君。

○総務部長（山口勝経君）

まず、すみ分けの問題でございますが、これについてはないものと考えておりますが、その割合についてはただいまつかんでございませんので、後ほど資料をもとに報告させていただきたいと思っております。

それと、事前公表でございますが、平成23年度につきましては茨城県下44市町村を調べた結果をお知らせしますと、事前公表で26市町村、事後公表が4市町、案件により事前、事後を使い分けているところが14市町ございますので、かすみみがうら市におきましては希望価格を事前に公表

し、なおかつ予定価格を決めるわけですが、希望価格により、くじにより入札時に予定価格を決定しておりますので、結果的には予定価格は事後公表というような形になっておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ちょっと時間がないのではしょっちゃいますけれども、一つだけ、どうしても重要なことがあったんで、この前、私に投書があったんですよ、ファクスでね。それをお見せしましたよね。これは非常に正確性があるんで、いろいろ私も聞きましたら、かなり市内の業者で受注件数が多いと、金額も多いということがありました。人数も従業員も少ない、従業員もいないのにとこういうことが書いてあったんで、それについて市内の業者で受注件数及び金額の多い順につくってくれというふうをお願いしたと思うんですけども、工期での重なりはないか、それから下請届けが出ているか、またその代理人とか従業員はチェックしたのか、それについて報告願えますか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

お答え申し上げます。

すべてのことを検査、私どものほうで把握しているということではございませんので、例えば現場代理人とかということになりますと、それぞれの担当課が把握しているというようなことでございますので、私どものほうでわかる範囲内でご答弁申し上げたいと思います。市内本店業者の土木工事における競争入札の受注状況につきましては、本年度5案件以上受注している業者は3業者で、Aランクが1社ございます。Bランクが2社で、次に3案件受注している業者は8業者で、Aランクが4社、Bランクが1社、Cランクが3社でございます。次に、2案件受注している業者は9業者で、Aランクが2社、Bランクが3社、Cランクが4社で、1案件受注している業者が10業者で、Aランクが4社、Bランクが4社、Cランクが2社で、受注なしの業者が13業者となっております。内訳といたしましては、Aランクが6社、Bランクが6社、Cランクが1社となっております。

なお、金額につきましては、ただいま手元にはございませんので、後ほど資料として提出を申し上げます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

まだまだ聞きたいことがあったんですが、時間がないので先に進みます。

国保税の件なんですけれども、今回はやはり金額が高くなった人が結構大きな金額になっている。これはつかまえ方が難しいということの結果だったというふうに思いますが、給与所得者と

か所得不明の方がかなり引き上がるということは事実だと思います。平等割とか均等割、これが料率が高くなると非常に所得の少ない人にかかなり厳しい状況になってくるんですが、この前も質問しましたように、平成20年度は10番目だったんですね、均等割ですね、それが6番目になったんですよ。小美玉、石岡、土浦と比べて高くなっていますが、市長はどうですか、これについて。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

それはわかっておって私はやったわけでありまして、均等割、いわゆる国保税はあくまでも保険制度でありますから、人数が多ければうんとかかるわけで、これは公平性の原点に立てば、均等割は半分にするというのは当たり前の話でありまして、ただ、それによって引き上がる世帯と低所得者で引き上がる世帯が出てくるのは事実でありますから、それはそれで軽減措置を講ずると、そういう二面作戦というか二面対応で政策を進めると、そういう考えであります。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

時間がないので、また次に進みますけれども、その前にちょっとだけね、前にもちょっと検討してくれるような雰囲気だったんですけれども、短期保険証ね、1カ月というのは本当に大変なんです。それと今私が言った証明書、限度額適用認定証について、市民部長は公平性の観点から支給というか交付しない場合があると言ったんで、これは納税証明をきちっとやって、誓約をやっていれば、そのことについては柔軟に対応するということでしょうか。まずこれと、それから、1カ月よりも、せめて3カ月にできないか。それについてどうですか。

○議長（小座野定信君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

ただいまのご質問、2点いただきましたけれども、まず、短期保険証のほうを先に申し上げますと、やはり納税義務者の方を考えてあげるといっては大変おこがましいんですけれども、できるだけ滞納を導かないためにも、ご足労でも相談を兼ねた形で来ていただくのが一番滞納額を膨らませない一つの要因になると思いますので、その点だけのご了解をいただきたいと思います。

あともう一点が、認定書、高額療養費の関係の事前認定を受けるというやつですけれども、それもやはりただいまの保険証と同様に認定書をもらうためには滞納額がないということが、一応国の制度から流れてきている規定にも定められておりますので、できればそういう際には早いうちから事前の相談を行っていただいて、もしものとき、そういう事態になったときに、慌てないような形でやっていただくのが一番かなというふうに私としては考えておりますので、そういうご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

下水道のほうに行きます。

下水道の加入率が千代田と比べると霞ヶ浦が悪いんですね。特に悪いのが、ご存じのように加茂、牛渡地区ですね。これ資料ございますね。これが実態でございます。それで、ここで確認します。まず、職員が下水道促進加入必要だけれども、未加入の職員がいるのかどうか。その中には管理職がいるのかどうか。

それと、単独浄化槽のまま使用している世帯はどれだけいるのか。その処理された汚水はどこに流されているのか。

それから、今は高度処理型合併浄化槽の設置が義務づけられていますが、旧来の合併浄化槽を設置している、こういう戸数はあるのか、実態調査をやっているのかどうか。

それから、浄化槽には処理水の法定検査が義務づけられると思いますが、それが実施されているかどうか、それをチェックしているかどうか。これについて確認をしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

土木部長 大川 博君。

○土木部長（大川 博君）

最初に、職員の話が出てまいりました。私の把握している中には20数名程度、管理職別はちょっとわかりません。全体で20数名いるんだろうというふうには思っております。

単独の関係はちょっと手元にございませぬ。単独関係のお話とか合併浄化槽の話とかちょっと今手元にございませぬので、後で調べてご報告したいと思います。合併浄化槽の法定検査は当然これは法的な義務がつけられておりますので、当然、そのような形でなされているというふうに私どもは認識をしております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

追い詰められてしまいました。介護保険でこれで終わると思いますが、介護保険については、4期の場合は予算が72億で決算が68億、これはちょっと変わりましたね。変わりましたが、約4億なんですよ。そうすると、被保険者の保険料はこれに対して20%ですから、8,000万円が実際に浮いているはずなんですよ、準備金として積み立てられているんじゃないかなというふうに思うんです。それは計算をしますと、22年度の決算で介護保険等準備基金の残高が1億5389円だったんですね。23年度の基金から繰り入れした今回の補正を合わせると、6918万6000円なんですよ。差し引き8309万3000円あるんですね。これが基金となって、これをまず基金残高、そして県の安定基金が951万円来るんです。合わせて9341万3000円あるんですよ。約1億円なんですよ。これを今回の介護保険料の引き上げ抑制に全額取り崩したかどうか、表を見てもわからないんですよ。これ取り崩していないというふうに思いますが、どうですか。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

基金につきましては、現時点で約1億ほど確認しております。この基金は全額第5期の中で

算入して計算してございます。先ほどの答弁の中で284円ほどの影響があったという内容を答えたかと思えます。それが基金の部分でございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そちらからもらった資料で計算をしますと、そうにはならないんですよ。計算しましたか。私のほうの計算からいうと、4,900円でやって、単純に保険料の調定額になっていますよ。そういうふうになっていませんよ。全然調定額にはそれにプラスアルファしていませんよ。資料を出してくれますか、じゃ。調定額出してくれたでしょう、調定額はどういうふうに算出するか、この前。それを見ますと、そういうふうにはなっていませんよ。基金が取り崩されていませんよ。951万円も入っていません。逆に、今度の介護保険が給付費の割合が2割から21%になりというふうに言いましたね。これはどういう理由なんですか。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

基金の内容につきまして、第5期の中で繰り入れている、その影響額、さらには現在の残高の説明ということでございます。これは後ほど整理した文書で報告したいと思います。さらに県からの財調の、議員が言われました951万円、これについてもこの第5期の中で繰り入れてございます。

それからもう一点、第1号被保険者の負担割合が20%から21%になった理由ということでございますけれども、これにつきましては第2号、40歳から65歳の方、これは保険料の中で負担している部分でございまして、この部分が30%から29%に変わった分、引き下げた分、第1号被保険者の負担が21%とふえた内容でございまして。

[佐藤議員「何で変わったんですかと聞いているんですよ」と呼ぶ]

○保健福祉部長（竹村 篤君）

これは法制度でそのように変わったということでご理解願いたいと思います。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういう法制度はどのような法制度ですか。その法制度の内容はわかりますか、今。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

介護保険法の中で改正されたということでございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

介護保険のどこをいうんですかということです。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

申しわけございません。手元にそこまでの条例ちょっと出てこないの、後ほど報告したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

時間が来ました。実際に介護保険は今財源が20から21に変わったということについては、これは人口が1号被保険者の保険料で賄われる負担割合が2号保険者の人口比率によって政令で決めているらしいんですね。これは後期高齢者も同じなんです。後期高齢者も後期高齢者がふえると、そうすると保険が今まで1割だったのが10.2になったり、10.5になったり、行く行くは保険料が膨らむという仕組みだということなんです。そういう点では、今介護保険について一般会計から補てんできないというのは、それは間違いですからね。これは補てんはできます。その点についてきちっと認識をしてお願いしたいと思います。きちっと今の基金を取り崩せば、少なくとも今の4,900円よりも下がるということだけは後でお互いに数字のすり合わせをして確認をしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君の一般質問を終わります。

暫時休憩とします。おおむね10分。

休 憩 午後 2時54分

再 開 午後 3時06分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

傍聴人の方々に再度申し上げます。

会議において、傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されております。静粛に傍聴されますよう重ねてお願い申し上げます。

それでは、早速、発言を許します。

14番 栗山千勝君。

[14番 栗山千勝君登壇]

○14番（栗山千勝君）

ラストというようなことで、72にもなるとどうも足も腰も内蔵も、頭まで少し狂ってきて、脳ドックへ行っているいろいろ検査してもらって、先生何とかならないでしょうか何て言ったら、それはノーですね何て言われた次第でございます。

大政治家、宮嶋市長のもと、優秀な副市長さんが当市においでになりまして、懸案だった石岡斎場を見事にまとめ上げた。市長さんはこれは安堵の気持ちでいっぱいではなかろうかなというふうに察するわけでございます。この点については詳しくあす厳しく質問したいと思えます。

そういう中で質問に入らせていただきます。

まず、職員の教育について。

職員研修と職員の成果について、具体的に答弁願いたいと思えます。職員に自己職務評価させてみてはどうかと。

次に、施工主の所在が不明になった残土処分について。

残土を埋め立て許可業者（法人格代表格）がいなくなってしまった残土処分場の整理はいかに。市・県の責任について。

次に、防災計画の見直しについて。

その後の防災計画の見直しの進捗状況について具体的に説明してもらいたい。これからの計画はいかにするのか。さらには、災害時のライフラインについてどのように考えているか。防災というのは非常に幅が広いんですよね。この議会でも放射線の関係でいろいろな方から質問ございました。私は6月定例会、あるいは9月定例会においてもこの問題について触っております。9月定例会においては、放射能対策室を設けてはどうかと、市長に質問したところ、今そういう考えはないというように答弁されているわけでありまして。まず、やることが後手後手にきている。すべてにおいて。

先般、私は茨城県の原子力対策室にいろいろその問題について伺いに行きました。優秀な方々がおられます。行けばきちんと説明もしてもらえます。市の職員がお伺いしたかどうかは、私はわかりません。行けばよく教えてくれるんですからね。行かないで、市の職員に聞いたって全然無知なんだから何もわからない。

さらには、昨日からきょうにかけて学校給食の食材の件についてご質問されておりましたが、私は私なりに個人的にいろいろ調査してまいりました。そういう中で、今学校給食で使っている食材はすべて放射線量を測定したものだけを使っているというように聞いております。学校関係者も子どもたちのことを思っているいろいろ心配してる姿がありありと見えるんですよ。私の孫もかすみがうらの小学校に行っています。中学校にも行っています。それなりに心配です。そういうことを見て総合的に防災計画の見直しについてどういうふうにするのかお伺いしたいと思います。

次に、かすみがうら市のまちづくりについて。

市長は公約重視で、この市の将来が見えてこない、どのようなまちづくりをする考えなのか伺いたい。

次に、農業政策について。

農業従事者の高齢化に伴い、これからのかすみがうら市の農業に対する考え方を伺いたい。

次に、荒廃していく農地を今後どうされるか。

さらには、福島原発事故周辺の農業者をかすみがうら市へ受け入れ、農地を貸与する考えについて。この点については政策的なので、市長に具体的に説明してもらいたい。

次に、環境問題について。

東日本大震災の瓦れきを当市で受け入れる考えについて。この問題についてはいろいろ問題点

あります。クリーンセンターは土浦、かすみがうら、石岡、3市で構成しております。燃やせば焼却灰が残る。焼却灰が放射能の線量がどういうレベルで出るか、それもわからない。しかしながら、今、東北地方の、あの震災の瓦れきを処分するにはどうしなければならないのか、国民一人一人がこれ考えなくちゃならない。クリーンセンターが一日10トンも20トンも30トンも受け入れろなんていうことは私は一つも言いません。ただ、1トンでも2トンでも受け入れる態勢、それを見せることによって、日本全国で少しでも受け入れてくれるんじゃないかというような気持ちから私は質問するんであって、これも政策的なことであるんで、市長から具体的に答弁願いたい。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

栗山議員のご質問にお答えいたします。

1点目、職員教育につきましてお答えいたします。

職員の教育につきましては、これまでもご指摘をいただいているところでありますが、職員の人材育成においては職員みずからが学ぼうとする意識と、各職場における実務を通じた人材育成が特に大きな役割を果たしております。本人の努力はもちろんのこと、上司や先輩職員による育成指導によって実務的な能力が向上しているものと理解しております。さらに、それらを補完するものとして、各種研修機関への派遣研修や全体研修の実施などにより、知識の習得やその活用につなげているところでございます。

また、私が掲げる公約や政策の実現に向けて、職員に対して従来にないような指示を出す中で、担当部署においては、法的、制度的な課題等の研究や対応等の検討などが行われておりますので、こうした作業過程においても新たな知識や能力が習得されているものと考えております。

さらに、昨年、第3回定例会でもお答えしましたように、接遇マナー向上キャンペーンを実施いたしました。スローガンや重点事項を定めて実施したことによって、意識づけが図られたことや、接遇マナーの改善が進んできているものと考えておりますが、まだまだ至らぬ部分もあるかと思っておりますので、来年度は外部の視点なども取り入れた接遇研修を予定しております。

続いて、職員に自己職務評価をさせてみてはとのご提案ですが、これにつきましては人事評価制度の中で能力の習熟度や業務目標の達成状況について自己評価をさせております。この自己評価の結果を受け、職員と上司が面談を行い、すぐれている点や改善が必要な部分を確認し合うといった仕組みで実施しておりますので、このような機会が有意義なものになるよう特に管理職員に対してマネジメント能力の向上のための研修を継続的に実施しているところであります。さらに、職員の仕事に対する満足度や希望などを把握する自己申告制度も実施しております。

今後もこれらの制度を有効に活用しながら、活力ある職場づくりを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

2点目、施工主の所在が不明になった残土処分につきましては、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

3点目、防災計画の見直しにつきましてお答えいたします。

防災計画の見直しにつきましては、県の防災計画見直し結果を踏まえるとともに、東日本大震災における本市の課題への対応を盛り込みながら、本年12月完了をめどに作業を進めてまいりたいと考えております。

また、災害時断水への対応の一環として現在実施しております災害用井戸の整備を初めとするライフライン対策につきまして、迅速な対応と早期復旧可能な環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、4番目、かすみがうら市のまちづくりについて、私の選挙公約が重視され、どのようなまちづくりを目指しているかが見えてこないとの質問にお答えいたします。

かすみがうら市は、自然や交通など立地条件に恵まれ、農林水産関連の特産品や歴史的資源をたくして有しており、工業団地への工場誘致も過去進められてまいりました。しかし、これらのほかにまさるとも劣らない特性が生かし切れていないというご意見を多く伺います。私も含め、市民の皆さんには実感として恩恵を受け取られていないということかと思えます。

このようなことから、私は市民の皆さんの立場に立ち、真に市民のためかすみがうら市の将来を見据え、市政運営に当たっているものです。私の選挙公約も含め、これまでの行政で慣行とした仕組みや考え方の転換と、無駄の排除、将来を担う子どもたちのための環境整備や子育ての支援、産業と観光業の連帯、中心市街地の整備や都市基盤の充実、さらには防災への備え対策など、市民の豊かさと市の発展が実感できるようなまちづくりを目指してまいりますのでご理解を賜りたいと思います。

5点目、農業政策につきましては、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

6点目、環境問題につきましても、環境経済部長の答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 吉藤 稔君。

[環境経済部長 吉藤 稔君登壇]

○環境経済部長（吉藤 稔君）

ただいまの栗山議員さんのご質問にお答えします。

まず、2番目の施工主が不明になった残土処分についてのご質問でございますけれども、施工主の所在が不明になった場合につきまして、一般論で申しますと、申請の状況によりますけれども、土壌の汚染及び災害が発生するおそれのないことなど、土砂の状況を土地の所有者あるいは占有者、または管理者等と共通に把握しながら指導することになります。また、その場所が近隣の土地等との何らかのふぐあいが生じた場合などにおきましては、事業主であります土地の所有者、占有者、または管理者が直ちに必要な処置を講じ、誠意を持って解決していただくことになります。

市といたしましても、事業主であります所有者、占有者、または管理者と協議及び指導を行ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、5番目の農業政策についてご答弁申し上げます。

まず、1番目の農業従事者の高齢化に伴い、これからのかすみがうら市の農業に対する考え方につきましてですけれども、これにつきましては国の施策で平成23年10月25日付の食と農林漁業

の再生のための基本方針行動計画が発表されたところでございます。

この方針につきましては、7つの戦略ごとの取り組み方針から構成されておりまして、ご質問の内容につきましては、この戦略の一つとしまして、地域農業マスタープランの策定で示されてございます。

これは将来の農業に対する人と農地の問題を解決するため、今後2年間程度で全国すべての市町村におきましてプランを策定することになってございます。この国の方針に沿いながら対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、2番目、荒廃していく農地をどのようにされるのかという内容でございますけれども、これにつきましても、国の施策で食料・農業・農村基本計画というのが22年3月30日に閣議決定されておりまして、これにつきましては農業上重要な地域を中心に耕作放棄地の再生、有効利用を図ることが掲げられました。このことから、耕作放棄地を再生利用する取り組み、さらにはこれに附帯する施設等の整備、農地利用調整、営農開始後のフォローアップ等の地域の取り組みを総合的、包括的に支援する耕作放棄地再生利用緊急対策が実施されてございます。この制度によりまして、耕作放棄されました農地を再生していただき、農地の再生に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

3番、原発事故周辺市町村の農業者をかすみがうら市へ受け入れにつきましてですけれども……私からの答弁は以上でございます。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

5点目の3番ですか、原発事故周辺市町村の農業者をかすみがうら市へ受け入れ、農地を貸与する考え方につきましてお答えいたします。

被災した農業者の方の農業形態にもよりますが、具体的に本市において農業を始めたいという相談があった場合は、県南農林事務所、土浦市域農業改良普及センターや土浦農業協同組合等、各関係機関と連携をとりながら、農地の賃貸借等、受け入れ条件が整えば受け入れていきたいと考えております。

6点目、震災瓦れきの対応であります。本市の基本的な姿勢について答弁をさせていただきます。

東北地方を中心に甚大な被害をもたらした東日本大震災は我が国の歴史においても、また世界的にもまれな巨大災害であります。発生から間もなく1年を迎えようとしている今でも多くの方が不安で不自由な生活を余儀なくされております。このような中、東京都では11月から岩手県宮古市の災害廃棄物の受け入れを開始しました。環境省では今般の東京都における広域処理のスタートを契機として、今後広域処理を加速するため、地方環境事務所が緊密に連携し、広域処理のマッチングを進めることとしております。環境省が10月に産業廃棄物の受け入れ検討状況調査を行いました。これに対して本市は、廃棄物の受け入れ先である新治広域事務組合環境クリーンセンターにおいては、平成24年3月まで焼却炉の修繕工事を実施するため、現時点では受け入れはできない状況であることを回答しました。構成市3市とも同じ内容でございます。

本市の考え方ではありますが、いずれにしても災害廃棄物の受け入れについては現時点については具体的な要請はなく、白紙の状態であります。仮に本市が受け入れる場合には、広域事務組合での共同処理となりますので、本市だけでは対応できないという課題もあり、さらに最終処分先も他市へ委託する現状であることから、それらを総合的に判断し、受け入れの可否を判断することになると思います。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

市長の答弁だと、実務的な能力が向上しているものと理解しておるといような答弁をされているわけですが、私に言わせれば、それは優秀な職員もいます。しかしながら、管理職でありながらその職務を全うできない職員も多々おります。その件について例を挙げてみますれば、雪入あるいは三ツ石公園のテレビカメラですか、あれを設置したのは雷で壊れたと、10月ごろまで上司にも報告しないでほおかぶりしている。なおさら、保険へ入っていれば保険で対応できた。保険へ入ることはこれ義務づけられているんですよ。それも怠っている。それは管理職です。さらには、どのくらいの能力あるかわからないけれども、市民部の何課長だかわからないけれども、宍倉出張所の関係、設計委託見積もり出した、その設計書も私きちんと見させてもらいました。そこにはアスベスト建材が含まれているんですよ。アスベスト建材が含まれているのであれば、どのくらいのレベルのものなのか、どういう解体処理しなくちゃならないか、それもきちんとうたっていない。あと六価クロムの可能性がある。それだって、設計見積もりの段階で調査すればはっきり出てくるんですよ。さらには、7メートルの矢板を打つ、打たれたら困ると言っている、当家では。

もう一つ、平成22年度に、あそこは地代として9万9000円予算化しておった。ところが、22年の3月いっぱい契約は切れているんですよ。9万9000円というのは22年の4月1日以降なんですよ。再契約もしないで支出してしまった。法務局にこれ供託している。法務局の文面を見れば、3月31日に撤去したが、受領を拒否されたと。来ないから、全然来ていないから、こういうことは知りませんと。次に、23年度の予算、18万何がし、これも契約が切れちゃっている。これも執行できない。23年の4月21日に、前年度の分として総額で18万7549円供託しているんですよ。このうちの一部分は、8,229円はこれは金利相当分なんですよ。これ支出に当たっても、会計責任者は明らかに法令違反なんですよ。

全くなっていない。今の行政運営を見ますれば、余りにも事務的。思いやりがない。その点を含めまして、市民部の樽見課長をここへ呼んで議長さんね、私質問したいんですが、いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時33分

再 開 午後 3時38分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

14番、栗山千勝議員に申し上げます。

ただいま、市民課長を答弁者としてこの会場に入場を許可の件で市長と協議しました。

答弁者の出席要請は市長の権限でありまして、議会側にはないということで、市長のほうから市民部長による答弁にするという申し出がありましたので、そのように処理させていただきます。

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

ただいまの栗山議員の質問にお答えを申し上げます。

ただいまの件につきましては、既に法廷にのっている状況でありますので、また代理人弁護士にゆだねてありますので、まことに申しわけありませんけれども、答弁は控えさせていただきます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 吉藤 稔君。

○環境経済部長（吉藤 稔君）

ただいま栗山議員さんの雪入ふれあいセンターにおけます防犯カメラ……

[栗山議員「聞いていない」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

環境経済部長、割愛します。

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

おれ、その件については一つも聞いていないですよ。

地代についてのことに対しては訴訟に全然入っていないでしょう。訴訟まで持ち出すのであれば、もう少し突っ込んで話ししてあげます。

この問題については、地権者よく私ご存じです。縁戚関係にもなっております。副市長に対してこの問題について解決に、副市長一緒に行かないかと言ったら、私が行ったら解決できるんですかと。この問題については繰越明許になっています。副市長は繰越明許にするのには訴訟に持ち込んで事故繰り越しにしなければ繰越明許できないんだと、これは県の契約する課で聞いているというんですよ。あえて事故繰り越しにするために訴訟に持ち込むなんて行政のやる仕事じゃないですよ。思いやりも何も無い。ただ、事務的にやっているだけ。情けないですよ。支出だって支出できないでしょう。契約ないものどうして支出したのよ。契約ないですよ。もう少し副市長も前向きな形で市政運営に立ってもらいたいですよ、私は。情けない。思いやりも何もあつたもんじゃないですよ。支出については訴訟と全く関係ないんだから、きちんと答弁してくださいよ、支出の関係。

○議長（小座野定信君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

それでは、ただいま栗山議員から再質問をいただきましたので、ご答弁申し上げます。

支出の関係は訴訟には関係ないというご意見ですが、私どもとしましては、宍倉出張所、すなわち平成2年に借りた当時から現在までの経過すべてが、今回の法廷にのっているというふうなとらえ方をしておりますので、その中で一件一件の起きている、起きているといえますか、あったことについてはこの本会議でのご答弁は控えさせていただきます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

ここのところあるんですよ、これ。一つもこれ地代に関しては触れていないんですよ。市は地代も払っていないんですよ。適正にこれ法律にのっとった、規則にのっとった支出しているかしていないのか、契約ないものを支出しているんですよ。そんなばかな話あるわけじゃない。だから、私は今年の9月の決算の認定は反対しているんですよ。これ、会計課で支出の方法に全部これ書いてあるわけですよ。契約ないですよ。何にも認識ない、あの課長は。アスベスト入りの建材がどういうものだという認識ない。それが平成22年度の設計見積もりを見れば、アスベスト入りの建材が500キロ、23年度は1トンになっているんですよ。これ設計士が出した資料ですよ。そんなばかな話があるわけじゃない。インチキでしょうがな。私は、入札でだれがとるとか、私には関係ないです。ただ、事が繰越明許にするのには事故繰り越しにしないとだめだと、それには訴訟に持ち込まなければだめだというのは副市長なんですよ。会計責任者、この支出についてきちんと支出の法に基づいて支出したのかどうか、今後どうするのか。私は市長に聞いていません。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時46分

再 開 午後 3時53分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

会計管理者 大塚 隆君。

○会計管理者（大塚 隆君）

お答えをいたします。

宍倉出張所につきましては訴訟となっているということでありますので、答弁は差し控えさせていただきますと考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

会計責任者、その訴訟の内容はどのような内容なんですか。

○議長（小座野定信君）

会計管理者 大塚 隆君。

○会計管理者（大塚 隆君）

内容については詳細を承知しておりません。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

内容について全くわからない。訴訟と言われたから答弁差し控えさせてくれと、そんなばかな話ないでしょうが、仕事をやらせてくれという仮処分の申し立てでしょうがな。それが通るか通らないかわからないですよ、今の段階で。

それよりも、市長、役所からどんどん配達証明付きで98歳の老人のところへ送っているんですよ。それは何があったかは知らない、詳しいことは。私は途中からその話を聞いているんだから。役所にも非があったと思う。相手にも非があったと思う。しかし、配達証明は役所からなんですよ。担当課長は弁護士と相談しているから、弁護士と相談しているから、弁護士と相談しているから、間違いないんだと、そう言っているんですよ。最後のおまけが繰越明許にする手段として訴訟に持ち込んだ。こんな、行政のやることじゃないですよ。誠心誠意ぶつかれば話は解決しますよ。職員全体が、私に言わせれば、自分の都合の悪いことは見まい聞かまい、もう一つおまけに先延ばしだと。そうしかとれない。この問題についてはあしたまた再質問しますから、この問題についてはこれ以上聞きません。

（笑う者あり）

○14番（栗山千勝君）

市長、笑っていることはないでしょうが、おれは聞いてないでしょう、聞いていないんだよ。あなたはね、思いやりも感謝の気持ちもないですよ。あなたが村長のときに無理やり借りたんでしょがな。

○議長（小座野定信君）

栗山議員、私感は控えてください。

〔市長 「そんなこと言われ言われ黙ってられないよ」と呼ぶ〕

○議長（小座野定信君）

市長 冷静に。私語は慎んでください。

○14番（栗山千勝君）

黙っていたら、告発でも何でもしたらいいでしょうがな。感謝の気持ちも何もないでしょうがな。全然ないですよ。もう少し考えてください。

○議長（小座野定信君）

栗山議員、先に進んでください。

○14番（栗山千勝君）

はい。残土埋め立ての件だけけれども、これ加茂地区です。今、1万立米からの土が山となっている。これは地権者も困る。許可を出したのは茨城県です。しかし、この法人の社長が亡くなっ

てしまった。その点についてやはり市も全く関係ないとは言い切れないと思う。吉藤部長の話では、いろいろ協議していくと言うけれども、今までにどういう協議したのか、これからどういう協議をしていくのか、部長お伺いします。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 吉藤 稔君。

○環境経済部長（吉藤 稔君）

ただいま、栗山議員の質問の中で、加茂地区という場所の特定がございましたので、これまで場所の特定がなかったものですから、一般論としての答弁とさせていただきますけれども、加茂地区となりますと、ただいま言われました内容ですと、県の許可ということでございますので、これらにつきましては県の土地の埋め立て等の規制に関する条例、これにより引き続き指導を行うということになるかと思っておりますので、この内容につきましては農地法の観点からもやはり県とともに指導も行うようにいたしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

今まで市でもってどういう対応をされてきたか。今地主も困っている。基本的には、今残土の関係では地主が全責任を持つような条例になっているかと思ひます。しかしながら、あそこだつて立派な農地になるわけですよ。しかし、あの残土はあのまま置けば本当に何にもならない。ただ山にしてしまうだけ。現場へ行ってみれば本当にひどい。ただ、許可が茨城県だからということだけで事を済ますんじゃないくて、かすみがうらの環境保全も関係あるでしょう。いかがでしょうかね。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 吉藤 稔君。

○環境経済部長（吉藤 稔君）

確かに、市内においての内容でございますので、もちろん市においてもやはり市なりの責任の範囲で県と協議して進めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

法人格の代表者が亡くなっているんだけど、その点についてどのように考えましょうか。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 吉藤 稔君。

○環境経済部長（吉藤 稔君）

法人格でのこれが亡くなっているということでございますので、その際にはやはり基本的には亡くなった方の相続人が決定した場合については、その相続人に指導を行うということもあり得るかと思ひます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

法人ですよ、亡くなった方が役員になってれば、兄弟とか息子とか子どもとかが、役員等になっていけばそれは話はわからなくはないけれども、ちょっと考え方違うんじゃないですか。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 4時02分

再 開 午後 4時03分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

環境経済部長 吉藤 稔君。

○環境経済部長（吉藤 稔君）

法人格で役員でございました代表者、その方が亡くなりましたということで、あとそのほかの役員、取締役さん、この方へ、現存しておりますので指導していくことになるかと思えます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

地主に負担をかけるわけにはいかないんじゃないのかなと私は思います。本来ならば地主がやらなくちゃならないんだけれども、あれだけの1万立米からの土を地主に処分しろといったって、これ到底できない。あれを平らにならせば本当にすばらしい土地になる。その辺を踏まえた中で県といろいろ協議して、あそこの問題を解決していただきたい。1万数千立米あるんですから、半端な数字じゃないですからね。

次に、災害の関係です。

災害の関係できのうも大分、災害の関係で質問されておりましたが、どうも先が見えない。これは全く見えないですね。昨年度は3月11日に大きな災害がありながら、総合防災訓練が予算化されない。実施もされなかった。本当にお粗末な話ですよ。きのうの答弁を聞いていますと、県の意向を見ながらというような答弁をしているわけですが、これまでにこの災害についての協議は何回やって、会議録提出は後で結構なんですけど、何回やってどのような協議をされたのかお伺いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

地域防災計画の会議につきましては、私ども開催については承知してございません。大変申しわけございませんが、回数につきましては後ほど報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

災害についての防災計画ですか、じゃ、ほとんどやらないということですね。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

私、11月1日というようなことで、それからは、それ以後についてはしてごさいませんが、その前にはされているのかどうか、私が承知していないというようなことでございまして、後ほど調べましてお伝え申し上げたいと思います。

以上でございまして。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

11月1日から総務部長になったんだから、その以後はやっていないというのは、これはわかるけれども、それ以前の話は資料として残っていないんですか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

私が承知していないだけでございまして、当然、3月11日以後につきましての会議はされているものと思っております。その会議の内容、あるいは会議の回数につきまして、後ほど資料をもって報告させていただきますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

市長ね、市の災害計画はまだできないのはいいですよ。今発生したらどうするんだというの。きのうからの答弁を聞いてみましても、決して何も見えてこない。これだけの傍聴者がきょういます。あなたはリーダーとして何をすべきか。それが欠如しているんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今、山口部長が申したのは、あくまでも防災計画、防災計画は現在あるわけですよ、今あるわけですよ。今あるんですね。震災の直前に出たわけですね、防災計画が。その防災計画の見直しについてのご質問だということで、その見直し会議を11月以降はやっていないという答弁をしたわけですよ。防災計画自体の見直しについては、もう何回も答弁しているように、県の防災計画とかかわりがありますから、県の防災計画、国の防災計画全然関係なくかすみがうら市だけでこうやるんだと。いったって、それは連携した計画にはならないわけですから、国・県・市が一体になって順序よくやっていく必要があるわけですよ。ですから、県と協議しながら今、12月には策定しま

すよと、そういうことです。9月にはパブリックコメントもとると。それも全体の中で、茨城県のほかの市町村もそういう足並みでやっているわけです。だから、そういうことですから、ただ、現在の災害に、今、いつ起きるかもわからない災害については、きのうも、けさですか、東海で5弱がありましたよね。あれなんかいつ起こるかわからないわけです。そういうものに対しては一つ一つ対応しているわけです。だから、庁舎だって早く、もう直近の震災があったら危ないということで、もう置けないと、このまま。だから、議会も早くやっていただいて、16日までには議会も終わらず、そしてこの連休を使って向こうへ移動しましょうと、そういう、あるいは水道計画あるいは防災無線、そういうことを着実に進めているわけです。今やることは今やっています。お話ししているのは防災計画という、将来の防災計画についてそんなに今すぐどうこうという話ではないですから、それは順次じっくりと連携をとりながらやっていくと、そういうことをご理解をいただきたいと思います。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

市長ね、私は防災計画の見直しについての進捗状況についてと言っているんですよ。

[市長 「進捗ですよ」と呼ぶ]

○14番（栗山千勝君）

進捗も、何にも具体的に説明していないじゃない。

[市長 「説明しているでしょう」と呼ぶ]

○14番（栗山千勝君）

説明していないですよ。全然説明していないでしょうがね。

[市長 「何回も…」と呼ぶ]

○14番（栗山千勝君）

何回言ったじゃない、説明していないでしょうよ。きちんと説明しなさいよ。

○議長（小座野定信君）

市長、お待ちください。

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

先般、川村議員さんのほうにもお答え申し上げておりますとおり、県のほうで現在パブリックコメントをやるべく作業中だということでございます。その後、見直しを決定して、県の防災会議等を経て見直しを決定して、それを市で受けまして、見直し項目の洗い出し、策定委員会の組織づくり、それから見直し案作成、県と協議、パブリックコメント、防災会議をつくりまして素案の決定、これには中根議員が言われます女性会議委員の登用等も含めまして素案を決定しまして、県のほうに本申請をいたしまして、見直し案の決定というようなスケジュールが組み立てられております……

[栗山議員 「部長、そんな聞かなくていい、答弁しなくていい」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

そんないいあんばいな答弁しなくてもいいですから。

市長はね、災害の整備もしたと。霞ヶ浦から千代田までの送水管で水を送るというようなことを言っているわけで、この問題については私はもう何回もここの議場で質問しているんですよ。千代田地区は水道が非常に弱いと、赤水も出る、水道管も古い、最初の答弁はこうなんです。減圧弁によって対応しますというような答弁しているんです。送水管を接続して減圧弁で、ということは霞ヶ浦地区の水道のほうが圧力が高いからこっちの水道管がもたないということで、それが全然履行されていない。今度の震災でそれがまざまざと出てきたわけですよ。大分、一昨日も古橋議員とやりとりしたらしいんですが、市長は災害用の井戸を整備したというような話を聞いております。その井戸が果たして飲み水に使えるのか使えないのか。これが一つ。

私はご提案申し上げます。新生道路までは250パイの送水管が来ています。そこから先、送水管で持っていくのがいいのか、あるいはあそこで2つに分かれて角来地区のほうへ持っていくのと、常陽銀行の通り、2本に分けて本管に接続する。もちろん減圧弁もつける。霞ヶ浦だけの一方通行の話じゃなくて、霞ヶ浦が壊れたときには千代田地区から逆に入るような逆止弁をつけて、バルブをつければできる方法もある。どちらが安いか。どっちが効率的なのか。今までの話は霞ヶ浦から一方的に送る話なんですよ。千代田地区はそれでいいかもしれない。霞ヶ浦地区が何かあった場合にはどうしなくちゃならないか。そういうことまで深く踏み込んで内部で協議すべきと私は思います。それは技術的にできるかできないか私はわかりませんよ。

災害の井戸を掘ったときの、これは聞くところによると、飲料水には今のところ適さないような話も聞いているわけで、そうした場合にはこの井戸は飲料水以外の水にしか使えないんだということになります。前の議会でもって、井戸を掘って塩素を入れて使えるんだと答弁しているんですよ。これ市長じゃないですよ。塩素を入れて調整して飲料水に使うとなると、これまた大変な経費がかかるわけですよ。全く話のつじつまが合わないことばかりやっているわけ。市長だって、私だって、市をよくする気持ちは同じです。寸分も変わらないですよ。ここにいる議員も全部そうですよ。水というのは大変です。あの災害のときに、私は給水タンク、たまたま水道に使っていた水道タンクがあったから、これ貸すからこれで給水してやったらどうかと話して結論が出るまで1日かかっているんです。その間、千代田地区の市民の皆さんは不自由な思いをしているんですよ。阿見町は素早いです。商工会の会長のところへ行ったら、20リットルのポリタンクを全部買い占めた。こういう時だからリーダーシップがどのくらい発揮されるか、一番大事な話なんで、総合的な考えをお伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

総合的な話もあれですが、大分栗山議員誤解をされているようなのでちょっとお話をさせていただきます。

まず、減圧弁の話ですが、これは私の就任前から多分話題になっていたのかなと思いますが、今回施工します霞ヶ浦地区と千代田地区の水道を接続する話と、この減圧弁で調整して水を送る

話は全然別問題です。別問題というか、第一、管が違います。別途に管を布設して専用管として送るわけです。減圧弁の話というのは、千代田の浄水場から霞ヶ浦のほうへ送っていますね、それを逆走させるためにその減圧弁の話が多分あったんだろうと思います。でも、それでやれるのはもう本当の限られた量しかないし、逆に流すとどこで破裂するかわからない。逆走するわけですから。大もとからだんだん圧力が弱くなって末端へ行っているわけです。今度は末端のほうから流すということになれば、末端は弱いわけですから、もともと来ている圧力が弱いから破裂しちゃいます。だから、それとは全く別です。そういうつけ焼刃的な方法とは全く別でありまして、根本的に千代田地区のタンクへ直接流し込む太いパイプを持っていくということです。

それから、井戸であります、これは、まず今掘っている、大体掘り上がりましてけれども、各中学校に置いている井戸は生活用水の水です。ですから、いわゆる飲料水としては不適當であります。これをもし飲料水に転用するということであれば、塩素の注入装置をつければできるわけですね。しかし、そこまでやる必要があるか、結局、日常的な管理が必要になってきますから、通常の井戸水ですから、本当の緊急時にはどういう対応もできるし、今は飲み水は結構ペットボトルで出ています。ですから、飲み水だけだったら何とか供給体制はとれると思います。生活用水のほうはるかに大きいわけですね、水の中では。その生活用水をとりあえず確保しよう。それでみんな今回は困ったわけですから、そういうことで井戸を2基掘らせていただきたいということをお願いしたところ、そう言わずにうんと掘れということで、予算もうんとつけていただいて4基だったか5基だったか、5基にふやして今大体掘り終わって、そういう状況であります。

千代田地区のいわゆる県西用水の水をこっちの霞ヶ浦のほうへ逆走させる話なんです、それについてはちょっと私も専門外なんで、所長がそこまでわかっているかどうか、それはちょっと所長のほうの答弁にさせていただきたいと思います。

個別のことについてはそういうことであります。

いわゆる全体的な防災計画というのはあくまでも長期的に10年計画でやるわけですから、5年ないし10年計画でやるわけですから、そんなに安直にやるわけじゃなくて、さっき総務部長が答弁したように、県のほうで今パブリックコメントをやっているし、そういうのの積み重ねを順々にやって、打ち合わせ、打ち合わせ、打ち合わせで9月には市のパブリックコメント、12月には県のほうへ出して全部突き合わせをする、そういう段取りでやっていますので、これはこれできちんと進めてまいります。

以上です。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

市長ね、市長、いや、そんなことはいいですよ。市長ね、減圧弁と言ったのは私じゃないですよ。今の所長でもない。そうじゃないんですよ、減圧弁と言ったのは私じゃない、何代か前の担当所長が言っているんですよ。そんなことはわかりますよ。

（発言する者あり）

○14番（栗山千勝君）

市長、もう少し市長らしいことしてくださいよ。冗談じゃないよ。本当にね。

○議長（小座野定信君）

静粛に願います。

○14番（栗山千勝君）

減圧弁と言ったのはね、私から最初出した問題じゃないの。

（発言する者あり）

○議長（小座野定信君）

市長、私語は慎んでください。お願いします。

○14番（栗山千勝君）

そんなばかな話ないでしょう。それで生活用水にする、飲料水じゃないと言っているけれども、この前は飲料水に使うと言っているんですよ、担当は。だから、執行部が一つになっていないの。全くみじめな話ですよ。聞くところによると、飲用水に使えるか使えないかは今何か保健所のほうへ出しているとか出さないとかという話も聞いていますけれども、また、この点についてはあした議論しますが、次に移ります。

荒廃していく農地をどのようにされるかというようなことで、今ある茨城大学の教授を初めとした方がバイオ燃料でソルダムですか、あれをつくってどうのこうのという話があるんですが、その件について何でも特区にしてかすみがうらから発信するんだというような話も聞いているんですが、どこらまで周知しているか、また取り組みについて、そういう気があるのかないのかお伺いします。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 吉藤 稔君。

○環境経済部長（吉藤 稔君）

ただいまのご質問でございますけれども、スイートソルダムを使いましたバイオ燃料、さらにはそのバイオ燃料を抽出した後のパルプまでも考えたバイオ計画ということでございますけれども、これにつきましては確かに茨城大の新田教授の研究によりまして大分成果が上がっているということで、かすみがうら市内の農業者の方も一緒になって取り組んでございまして、その研究成果が大分、成果を見ているということで、講演会、さらには視察等も実施してございます。今後、そういったことでこのスイートソルダムを利用した一つの事業として、今後発展した事業ということでとらえてございます。そういったことで、この推移を見ながら一緒になって進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

原発事故の周辺の農業者をこちらで受け入れると、市長はね、うちらほうから提案したものは受ける気持ちはさらさらないから、自分で提案したものは幾らでもやるけれども、その次の瓦れきの問題も小さな協力でもしてやれば、幾らでも後で大きな協力してもらえるんですよ。それが一番大事。誠意を持ってすべてに当たらずに当たらない。原発事故のあの農業者も農業をやりたい人は幾らでもいる。そういうことを頭に入れて行政運営に反映してもらいたい。

答弁結構ですから、以上で終わります。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、あす3月2日午前10時から本会議を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 4時27分

平成24年

かすみがうら市議会第1回定例会会議録 第5号

平成24年3月2日（金曜日）午前10時00分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
5番	古橋智樹君	14番	栗山千勝君
6番	小松崎誠君	15番	山内庄兵衛君
7番	加固豊治君	16番	廣瀬義彰君
8番	佐藤文雄君		

欠席議員

13番 藤井裕一君

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	土木部長	大川博君
副市長	石川眞澄君	会計管理者	大塚隆君
教育長	菅澤庄治君	消防長	井坂沢守君
市長公室長	島田昌男君	教育部長	仲川文男君
総務部長	山口勝徑君	水道事務所長	川尻芳弘君
市民部長	川島祐司君	農業委員会事務局長	塚本茂君
保健福祉部長	竹村篤君	代表監査委員	久保田喜久男君
環境経済部長	吉藤稔君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	主任	杉田正和

議事日程第5号

日程第1 施政方針に対する質疑

8番 佐藤文雄議員

5番 古橋智樹議員

- 日程第 2 承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 議案第 2 号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 議案第 3 号 かすみがうら市東日本大震災復興まちづくり支援事業基金の設置、
管理及び処分に関する条例の制定について
- 議案第 4 号 かすみがうら市墓地等の経営許可等に関する条例の制定について
- 議案第 5 号 かすみがうら市立保育所運営事業者選考委員会条例の制定について
- 議案第 6 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定
資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定につい
て
- 議案第 10 号 かすみがうら市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 議案第 11 号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
の制定について
- 議案第 12 号 かすみがうら市敬老祝金給付条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 議案第 13 号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 14 号 かすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 議案第 15 号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について
- 議案第 16 号 かすみがうら市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 17 号 かすみがうら市庁舎建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を
廃止する条例の制定について
- 議案第 18 号 かすみがうら市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例の制定に
ついて
- 議案第 19 号 平成 23 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 8 号）
- 議案第 20 号 平成 23 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 3
号）
- 議案第 21 号 平成 23 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第
2 号）
- 議案第 22 号 平成 23 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 23 号 平成 23 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算
（第 5 号）
- 議案第 24 号 平成 23 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

- 議案第 25 号 平成 23 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 26 号 平成 24 年度かすみがうら市一般会計予算
- 議案第 27 号 平成 24 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 28 号 平成 24 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 29 号 平成 24 年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算
- 議案第 30 号 平成 24 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 31 号 平成 24 年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
- 議案第 32 号 平成 24 年度かすみがうら市水道事業会計予算
- 議案第 33 号 市道路線の認定について

日程第 3 休会について

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 施政方針に対する質疑

8 番 佐藤文雄議員

5 番 古橋智樹議員

日程第 2 承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて

議案第 2 号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について

議案第 3 号 かすみがうら市東日本大震災復興まちづくり支援事業基金の設置、
管理及び処分に関する条例の制定について

議案第 4 号 かすみがうら市墓地等の経営許可等に関する条例の制定について

議案第 5 号 かすみがうら市立保育所運営事業者選考委員会条例の制定について

議案第 6 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7 号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8 号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9 号 かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定
資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

議案第 10 号 かすみがうら市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

議案第 11 号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

議案第 12 号 かすみがうら市敬老祝金給付条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

議案第 13 号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 14 号 かすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

議案第 15 号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正す

る条例の制定について

- 議案第16号 かすみがうら市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 かすみがうら市庁舎建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第18号 かすみがうら市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例の制定について
- 議案第19号 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）
- 議案第20号 平成23年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第21号 平成23年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第22号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 議案第23号 平成23年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）
- 議案第24号 平成23年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第25号 平成23年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第26号 平成24年度かすみがうら市一般会計予算
- 議案第27号 平成24年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
- 議案第28号 平成24年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第29号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算
- 議案第30号 平成24年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第31号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
- 議案第32号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計予算
- 議案第33号 市道路線の認定について

日程第 3 休会について

開 議 午前10時00分

○議長（小座野定信君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

なお、藤井裕一議員から所用による欠席の届出がありましたので、ご報告申し上げます。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

日程第 1 施政方針に対する質疑

○議長（小座野定信君）

日程第1、施政方針に対する質疑を行います。

発言の通告が2名の諸君より提出されておりますので、順次発言を許します。

始めに、8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

おはようございます。

私は、宮嶋市長の平成24年第1回定例会の方針について質疑をいたします。

宮嶋市長の2年度目に当たる24年度予算は、市長選で掲げた公約を実現する立場から編成したものと強調しております。私は、中学卒までの医療費無料化などや水道料金での10立方以下の引き下げ、石岡地方斎場移転建設に対する大幅見直しなど、個々の政策には賛同してまいりました。しかし、財源についての考え方は違っております。

市長は、総人件費の削減を強調し、市職員の給与10%削減に固執して、それを財源とするとしております。その根底には、官民格差における所得の再配分との考え方があるようであります。私は、公務員給与削減は民間にも波及して際限のない賃下げ競争が起こり、国民全体の所得を減少させる悪循環を招き、内需を冷え込ませ、経済・財政の悪化をもたらすと考えます。問題解決には、無駄遣いの一掃と富裕層・大企業に応分の負担を求めること。そして、かすみがうら市としては、無駄な大型事業はやめ、下水道事業や道路の新設については財政力に応じた、見合ったものとする。これが大事なことだと思います。行財政改革を強調する余り、結果的に市民への行政サービスが後退することはあってはなりません。地方自治体の本旨である住民福祉の向上に基づいた運営をするべきでだと考えます。

以上、私の基本理念の一端を申し上げて、市長の施政方針について何点か質問をいたします。

最初に、冒頭発言にかかわって質問いたします。

民主党、野田政権は、消費税を10%に増税する社会保障・税一体改革を打ち出しました。首相は一体改革について、社会保障の機能を強化し、安定財源を確保して将来にわたって持続可能なものにするための処方せんだと述べています。消費税増税は、社会保障のためであるかのような説明ですが、社会保障のためというのは消費税増税の際にも5%に増税した際にも時の政権が国民に向けて語った言葉です。国民の反対を押し切って、導入や増税を強行した後には、どの政権も平気な顔で年金や医療を改悪し、社会保障を後退させてきました。

これから、民主党政権がやろうとしているのは、一体改革は初めから社会保障の改悪メニューをずらっと並べております。年金の削減や支給先送り、外来受診のたびに定額負担させる制度を導入する。70歳から74歳の窓口負担の倍加、介護保険給付や生活保護の抑制、保育の公的責任の放棄。厚労省が一体改革成案の中身を具体化すれば具体化するほど、社会保障の切り捨てが浮かび上がっております。

社会保障改悪のオンパレードと、消費税5%から10%への12兆円もの増税を一体で実行するようなやり方は、過去にも例がありません。これまでのどの政権もできなかった暴挙であります。この暴挙を社会保障のためという真反対の大うそで押し通そうとする首相の態度は、絶対に許せないと私は考えます。

そこで質問です。

市長は、財政健全化の取り組みであると、この社会保障と税の一体改革について評価している

ようであります。市長の見解を求めます。

最近頻繁に起こる地震に対する市民の不安は大きくなっております。本市千代田庁舎は、さきの大震災で被災しており、危険性が危惧されております。市長が、予断を許さない状況から市民の皆様の安全を確保するため庁舎内の行政機能の一部移転を決意したことは、当然だと思います。市議会も1月30日の全員協議会で、千代田庁舎の解体に同意をいたしました。しかし、その後議長が報道機関に対する市長見解の発表に問題ありとして、白紙に戻すと、さきの全員協議会で提案をいたしました。

私は、市長が報道機関にみずからの考え方を公表することには何ら問題ないと思います。私も千代田庁舎建設については、住民投票を行うことは当然だという考え方であり、改めて庁舎建設のあり方について、2月27日付議長からの申入書に係る市長の見解を求めます。

2、自然と調和した快適なまちづくりについて伺います。

今回の東日本大震災は、未曾有の被害をもたらしました。被災した自治体は、その被害を最小限に食い止める努力や復興・復旧に全力を尽くしております。しかし、決して順調には進んでおりません。特に、平成の大合併で押しつけられて合併した自治体では、十分な機能を果たすことができない状況だという報道もあります。当かすみがうら市でも住民に問うこともせず、旧霞ヶ浦町と旧千代田町の2町合併が町当局と議会で決めたという経過があります。住民合意のない合併が今その矛盾を露呈しているのではないかと私も感じております。

そこで質問ですが、震災復興の検証から、公共施設の一体化の必要性を痛感したとあります。市長の考える公共施設の一体化とは何でしょうか。その構想について伺います。

今回の震災で市民のライフラインである水の供給に大きな支障を及ぼしました。主要な原因は、県企業局から送水される送水管の破損によって県水の供給がされなかったことにあります。それが千代田地区において1週間も断水状態が続いたのであります。今後予想される大震災に対しては、広域的施設によって成り立っている県水の供給に依存するよりも、地下水を最大限に生かすことが重要だと考えます。

そこで質問ですが、上水道事業に関連して、霞ヶ浦浄水場と下稲吉第2浄水場を結ぶ連絡管の接続工事について、関係機関との連携を強めとありますが、関係機関とは何を示すのでしょうか。この関係機関との連携は、必要なのでしょうか。お伺いをいたします。

今回の震災は、午後2時46分に起きました。阪神・淡路大震災は午前6時、火災による被害が甚大でした。地震はいつ起こるか知れません。日本は、木造建築家屋が大部分であります。そのような意味では、防火対策は自治体としては重要な課題です。震災に連動して発生が危惧される住宅火災から生命を守るため、住宅用火災警報器の普及を支援すると施政方針にあります。

その住宅用火災警報器の普及支援について、今の現状と支援内容についてお伺いをいたします。

バス路線の廃止が続き、交通弱者への対策に全国の自治体が苦慮しております。特に、過疎化と高齢化が進んでいる地域は、大変な困難を抱えております。当市では、巡回バスの運行、乗り合いタクシーなどの施策をしていますが、利用者が限定され、十分な効果が上がっているとは言いがたい面があります。来年度は、観光ルートのシャトルバスの運行を中止するとしました。

公共交通の充実についてお尋ねしますが、県事業と連動した広域路線バスの運行とありますが、

その具体的な内容についてお伺いをいたします。

私は、議員に当選して依頼、石岡地方斎場組合議員として石岡地方斎場建設問題にかかわってきました。質疑や調査等によって、この斎場建設の問題点を明らかにしてまいりました。私は、現斎場内での建てかえを主張してまいりましたが、組合管理者及び議会はこれを拒否し、石岡市染谷中島山の5万8,000平米もの広大な土地を買収して、移転建設を強行して、今現在進めております。私は、3市の市民有志とともに監査請求を提出し、建設費差止請求住民訴訟を継続しておりますが、一方宮嶋氏が斎場移転建設の見直しを掲げて当市の市長に当選、情勢に大きな変化が生まれました。市長は、副管理者の立場から直ちに見直しの申し入れを行いました。久保田管理者・石岡市長はこれに応じず、問題の多い土地の買収を強行、建設規模内容も見直そうとはしませんでした。そこで市長は新たな提案、市単独の火葬施設をつくることとしたわけであり。その提案によって事態が変わり、昨年12月12日の建設縮小について合意がなされたわけであり。宮嶋市長の粘り強い交渉態度は、評価されるべきところであり。

しかし、石岡地方斎場建設の3市合意について正式な合意文書が交わされていないということがわかりました。この点について、なぜ正式な文書を取り交わさなかったのか、また新聞等報道機関に発表した具体的な内容、火葬炉の基数、そして待合室等の数値的な担保はされているのか伺います。

3、健やか・安心・思いやりのまちづくりについて伺います。

市民の健康増進を図ることも市政の重要な施策の1つであります。市民が健康で生き生きと生活することは、結果的には医療や介護の負担増を抑制することにも通じます。

健康増進について、平成24年度は市内各スポーツ施設の管理の充実を図ると施政方針にありました。管理の充実とは何でしょうか。そのほかに支援策はあるのかお伺いをいたします。

私は、保育所民営化については反対の立場であります。その理由は、今国が推進しようとしている子ども・子育て新システム構想は、公的保育制度の解体をねらい、保育における公的役割を放棄することになっているからであります。これは、税と社会保障の一体改革と通じておりまして、一体となっております。

方針には、公立保育所の民営化を具体的に推進するとありますが、市長は保育所の民営化は当然視する立場でしょうか。お伺いをいたします。

子どもを持つ世帯の負担の軽減の観点から、私立幼稚園就園児の保護者への助成拡充とありますが、これは増額を意味するのでしょうか。お尋ねをいたします。

4、豊かな学びと創造のまちづくりについて、学区審議会が1月20日、小中学校の統廃合の具体的な答申を教育委員会に提出いたしました。私は、県教育委員会の方針である1学年2学級の考え方には反対の立場であります。教育は行政改革にはなじみません。財政の観点のみで統廃合を考えることは問題であります。今、廃校の対象になった学校の保護者や地域住民からは不安の声が出されております。私の情報では、七会小学校や新治小学校では統合に反対する声が多数を超えていると聞きます。私は、住民が主人公という考えから出発して、その地域の住民の話し合いを促進し、意見を十分に反映させること、決して拙速な結論を出さないことが重要だと思います。

そこで質問です。

施政方針では、小中学校の統廃合に向けた具体的な計画を策定する上で、保護者及び地域住民の方々との合意形成を図るとしてしておりますが、その一方で美並小学校だけを対象に耐震補強や大規模改修工事を年次的に推進するとしております。このことは、統廃合を前提にしているのではないのでしょうか。答弁を求めます。

子どもの貧困という現代の経済情勢が、子育てや教育に大変な困難をもたらしています。加えて、格差社会が子どもたちの荒れにつながっているのではないかと私は考えます。

今年度予算に新たに学校生活相談員を配置するとしていますが、相談員を設けることには反対はいたしません、学校側からの要望があったのか、お伺いをいたします。

3つ目に、市民学芸員との連携について伺います。地域文化や貴重な文化財を後世に伝承することは重要であります。施政方針にうたう市民学芸員との連携とは具体的に何を言うのでしょうか。予算化はされているのか伺います。

5、活力ある産業を育てるまちづくりについてお伺いをいたします。

原発事故の放射能汚染で、イノシシから多量のセシウムが検出されたこともあって、食用にできないとして捕獲が進んでいないことが問題となっております。

イノシシ等の有害鳥獣対策について、施政方針ではわな免許取得講習費等助成による資格者の確保とありますが、これもよい政策ではありますが、常陸太田市では確保したイノシシに1頭当たり1万円から1万5,000円を助成し、効果が上がっているようであります。この助成について伺います。

当市は、広大で豊かな土地を持っており、農業が基幹産業であります。

ところが、施政方針では農業については生産調整については述べていますが、農業の振興や耕作放棄地の対策については言及がありませんでした。どのような具体策を考えているのか伺います。

6、みんなでつくる連帯と協働のまちづくりについて、住民が主人公という考えが行政の基本であります。そのためには、地域コミュニティ活動が欠かせません。その拠点としての地域集会施設について4カ所を改修整備するとしていますが、その対象となっている地域はどこでしょうか。また、これは継続事業となっているのかお伺いをいたします。

行政運営の中で特に財政運営における効率的・効果的かつ開かれた行政を目指すとあります。

その1つに、公募型補助金制度の新たな導入を上げておりますが、その内容についてお伺いをいたします。

最後に行政運営について、新規採用の見送りによる支障が生じないよう民間委託などへの転換を図るとしてありますが、市長は行政サービスを公的サービスから民間任せとするような考え方がありようであります。具体的には、どのような部門を民間に委託すると考えているのかお伺いをいたします。

以上、質問といたします。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

おはようございます。

佐藤議員のご質問にお答えいたします。

1点目、1番、社会保障と税の一体改革につきましてお答えいたします。

少子高齢化が加速する中では、社会保障制度の財源確保が危惧されます。社会保障制度を支える基礎自治体の首長といたしましては、必要財源として消費税の増税や全世代対応型の社会制度への移行は待たなしの状況と認識しております。

1点目、2番、2月27日付議長からの庁舎問題に対する申入書にかかわる見解につきましてお答えいたします。

ご承知のとおり、庁舎建設につきましてはどのようなケースで建てかえるにしても多額の経費を要することから、当然議会や市民の皆様のご意見を踏まえ、進めていくことが基本と考えております。このような中、議会の皆様から検討委員会への参加を再考するとの申し入れがあったことは大変残念なことと受けとめております。しかし、庁舎建設は重要な事業であり、今後とも議会との連携は欠かせないものと考えますので、ご理解をお願いするものであります。さらに、議会からの申し入れに対しましてアンケートをとれとの申し入れがございましたので、それは来週月曜日にアンケートの準備に入る予定になっております。

2点目、1番、公共施設の一体化の必要性につきましてお答えいたします。

防災上の喫緊の課題として、水道配水系統の接続による給水の安定性向上と防災行政無線の整備による情報伝達基盤の確保、さらには両地区を連絡する幹線道路の必要性などを意図しているものであります。

2点目、2番、上水道事業にかかわる関係機関等は何を指すのかにつきましてお答えいたします。

3月11日の東日本大震災を受け、防災機能充実のため、霞ヶ浦浄水場と下稲吉第2浄水場を連結管で結ぶ工事を考えております。県道牛渡馬場山土浦線を通り、JR常磐線角来踏切下を推進工事により配管することになりますので、関係機関である土浦土木事務所、JR東日本との連携協議が必要となります。また、霞ヶ浦から千代田地区へ安定的に送水するには、県中央広域水道用水供給事業と連携を図る必要があります。

2点目、3番、住宅用火災警報器の普及、支援について、現状とその支援内容につきましてお答えいたします。

住宅用火災警報器の普及率は、平成23年6月時点の推計で全国平均が71.1%、茨城県が54.9%となっております。本市は42.5%で、県内26消防本部で24番目となっております。平成24年度から設置率を上げるため、消防団員の協力のもと住宅用火災報知機の設置手当てを予算化し、警報器の設置推進を図りながら火災による被害軽減に努めてまいります。

2点目、4番、公共交通の充実について、県事業と連動した広域路線バスの運行内容につきましてお答えいたします。

これまでこの路線につきましては、土浦駅シャトルバスとして運行しており、利用者も多かったことから24年度につきましても運行内容を見直し、継続するよう進めていたところです。そのような中、昨年10月に茨城県において緊急雇用施策を活用し、路線バスの活性化のモデルケース

として玉造駅から本市を通過し、土浦駅に至る広域路線バス運行の提案があり、関連市や市の地域公共交通会議で検討した結果、県と共同で行うことになったものであります。運行内容につきましては、玉造駅から土浦駅までを1日5往復の路線バスの運行を行うものです。

2点目、5番、石岡地方斎場建設にかかわる火葬炉基数などの数値的な担保につきましてお答えいたします。

昨年の12月12日に石岡地方斎場組合において正副管理者会議が開催され、構成3市の首長による斎場建設の協議が行われ、合意に至りました。また、火葬炉基数など数値的な担保はされるかとのことではありますが、この協議に当たっては斎場建設負担金試算をもとに協議した内容でございます。試算では、火葬炉6基、待合室2室削除、式場等を石岡市及び小美玉市で建設、設計の一部見直しの内容でございます。

3点目、1番、スポーツ施設の管理の充実につきましてお答えいたします。

今まで体育施設の野球場やテニスコート等の管理を職員が行い、年2回程度であります。シルバー人材センターに一部草刈りを委託していましたが、24年度からは管理の一括委託をすることにしております。具体的には体育施設、特にグラウンドのメンテナンスや受付業務を合わせて委託することで、利用環境を向上させるものであります。

次に、健康増進にかかわる支援策についてお答えいたします。

病気の重症化や進行を抑える上でも早期発見や早期治療が重要で、検診率の向上を目指すとともに結果説明会、運動教室、特定保健指導などを充実させたいと考えております。

3点目、2番、保育所の民営化につきましてお答えいたします。

公立保育所の民営化につきましては、国の動向、市の状況を踏まえ、市民が安心して保育を受けられるよう、よりよい保育環境の向上を図るものです。

3点目、3番、私立幼稚園就園児の保護者への助成拡充につきましてお答えいたします。

これまで本市は、私立幼稚園に就園させる保護者の負担軽減を図るため、4歳児及び5歳児に対し月額1,000円の助成を行っております。就園先は、市内にある2つの私立幼稚園のほか、土浦市を初め近隣の私立幼稚園に就園している場合も該当しますが、本市から近隣市の私立幼稚園に就園させている保護者にあっては、同じ幼稚園に就園しているにもかかわらず、近隣市との助成額や助成対象に差があり、何かとご意見をいただいているところです。そのため、助成額と助成対象を是正したもので、月額助成単価を1,000円から3,000円に引き上げ、また助成対象に3歳児を加えたものであります。

4点目、1番、美並小学校だけを対象に工事を推進することは統廃合を前提にしているのではないかとにつきましてお答えいたします。

このたび、小学校施設耐震促進事業に計上させていただきました美並小学校の校舎並びに屋内運動場は、既に行った耐震診断の結果により耐震補強が必要とされております。つきましては、耐震化の促進を図る準備として今年度に設計委託費を計上させていただいております。学校の統廃合を進めていくためには、議員のご指摘のとおり保護者を初め地域の皆様のご意見を拝聴し、整備計画を作成していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

4点目、2番、学校生活相談員につきましてお答えいたします。

各学校において、児童生徒の授業離脱などの指導面においてさまざまな課題を掲げている状況

にあり、状況によっては学校要望により児童生徒の指導のための複数の教員の加配を受けて問題解消に取り組んでいるところですが、解消に導くためには先生方の負担と時間が必要とされております。このような中で、教育委員会が先生以外に専門的な知識や経験を有する方に専任的に対応していただき、問題解決に当たっていただくことが効果的と判断したことなどを踏まえ、配置をすることにいたしました。

4点目、3番、市民学芸員との連携につきましてお答えいたします。

市民学芸員につきましては、平成24年度において具体的な予算措置はしておりませんが、市民学芸員の活動を今後とも支援してまいります。

5点目、1番、捕獲したイノシシへの助成につきましてお答えいたします。

福島第一原発事故の影響により、イノシシから放射性物質が検出されたことから、狩猟者が減っていることに伴い、本市では、猟中に有害鳥獣捕獲を委託事業として実施するなど、対策を講じているところです。24年度についても春の繁殖期や秋の収穫期の有害鳥獣捕獲委託事業に加え、被害に遭ったときに臨時的に行う有害鳥獣捕獲委託事業の予算を計上しております。また、狩猟、猟期中は、常陸太田市と同様に1頭当たり1万円の報奨金の助成制度を設けるなど、農作物への被害拡大を防ぐため対策を講じていきたいと考えております。

5点目、2番、耕作放棄地対策につきましてお答えいたします。

国の施策で、平成23年10月25日付で食と農林漁業の再生のための基本方針行動計画が発表されました。この方針は、7つの戦略ごとの取り組み方針から構成されており、この戦略の1つとして地域農業マスタープランの策定が示されております。将来の農業に対する人と農地の問題を解決するため、今後2年間程度で全国すべての市町村でプランを策定することになっており、具体的な農業振興に対応してまいりたいと考えております。

また、耕作放棄地の対策ですが、農業委員会で耕作放棄地と認められた農地につきましては耕作放棄地再生利用緊急対策事業、国県市の補助事業であります。これを実施いたしまして耕作放棄地を農地に戻し耕作するという事業で個別に対応しているところであります。

6点目、1番、4カ所の集会施設の改修整備につきましてお答えいたします。

集会施設の改修整備につきましては、市の地域集会施設整備費補助金交付規定に基づくもの2カ所と、米軍等の再編に係る補助金交付要綱に基づくもの2カ所の計4カ所ということで、いずれも新規の事業で施工者の行政区に対して補助を予定しております。

6点目、2番、公募型補助金制度につきましてお答えいたします。

補助金については、昨年度来、補助金等審議会に補助金の適正化について諮問し、ヒアリングを含めた審査に基づき答申をいただいております。この中で、補助金公募の仕組みの導入とともに既存の補助金の交付基準、手続を明確化し、評価・審査する仕組み。さらに、審査機関としての第三者機関の設置が提言されております。この補助制度については、公募型補助金や提案型補助金などと称されており、近隣ではつくば市のアイラブつくば補助金があります。本市の補助金等審議会答申の中で、平成25年度までに新しい補助金制度を確立するよう要請されているところですので、各方面のご意見を十分に拝聴しながら導入を検討してまいりたいと考えております。

6点目、3番、民間への委託の考え方につきましてお答えいたします。

新規採用の見送りによる職員数の減少に伴う対応としましては、緊急の業務や臨時的業務は臨

時職員や時間外勤務等で対応し、また一般行政処分につきましても施設管理等で業務委託が可能な業務につきましては、極力民間に委託を進めることとしております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

では、順次再質問いたします。

税と社会保障の一体改革なんですけれども、消費税を10%にするというふうな中身がついて回っているわけなんです。市長に私がお尋ねしたのは、健全財政化の取り組みであるというふうに頭文字をつけているんですよ。だから、税と社会保障の一体改革は財政健全化の取り組みだというふうに認識しているのかということに対して、それはお答えがないんですよ。それについてお答え願えますか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

政府の税と社会保障の一体改革のことだと思うんですが、それは政府としてはもちろん社会保障の年金医療関係の、あるいは高齢者対策に対する、あるいは全世代対応型の社会、いわゆる若い人に対する福祉の拡充などを踏まえて、今後どんどん拡大していく行政需要に対応する、そういった財政対策と、それに対応して同時に健全財政化を図っていくと、そういう考えでやっているわけですね。

私も、もちろんそういうことでありますが、そういう中で、給料は関係なかったですかね、今の質問では。もし関係あれば、私はそういう中で官民格差というのも大きな問題でありますから、それを是正しながら財源確保を行っていくということも大事だろうと思っております。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

基本的な考え方について、税と社会保障の一体改革の問題で、余り質問してもしょうがないので1点だけ。消費税、これを連動しているわけですよ。14年には8%、15年には10%ということになっているんですけれども、今回の消費税増税、多くの人たちは無駄遣いを一方でやっておきながら、垂れ流しておきながら増税はおかしいというようなことなどなど、反対する声が世論では50%を超えているわけですよ。これについて、市長はどう思いますか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私は、消費税増税は必要であると考えております。これは、明確に必要であると思っておりますが、今、佐藤議員ご指摘のようにどこが無駄であるかということなんです。問題は、いわゆる税金の所得配分を変える。要するに年寄りから若い人へ、さらには官から民へという大きい流れをつくらないと、これと一体に税改革とか財政改革を考えないと私はだめだと思います。です

から、1つ1つ消費税を上げるとか、あるいは法人税を下げるとか、そういう1つ1つの問題も大事ですが、基本的な腰が座っていないと、こういう改革には立ち向かえないと思います。そういった意味で、私は消費税はちゃんと上げないとだめだと思っています。

しかし、その前提にはまず議員定数の削減であるとか、国家公務員が今度下がることになりませんが、そういったみずから身を削る決意がなければ、そんなものは国民に認められるはずがないのでありまして、それをやらないから消費税の値上げが、市民にアンケートとればなかなか上がらないという現状があると思います。まずはみずから身を切る覚悟がなければだめだと、そういうことです。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

はい、よくわかりました。かなり私の立場と大幅に違っているというのがわかりました。

それで、あと議長付についての問題については、今後とも議会と連携していくという考え方だというふうにおっしゃったと思います。私もそういう意味では議会とともに協働して、この庁舎問題に対応するということが必要だというふうに思います。

そういう点で、今後議会ときちっと前向きに話し合うと。その日程とか、そういうことについては詰めていきたいというふうに考えているのか、それを確認したいと思います。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

庁舎建設にかかわる今回アンケート調査、先ほどお話ししましたが5日から準備作業に入ります。もうアンケートの原案はできておりまして、きょう議会のほうにもお示しを、議長のほうにお示しをいたしましたけれども、今回とるアンケートはもちろん今の庁舎を解体するかどうかを判断するためのアンケートでありまして、今月中にそのアンケートの結果が出ると思います。全戸対象に1万6,000戸対象に、所要額が137万であります。実施の予定です。

この検討委員会については、先般、議会との話し合いで4月3日にやろうということで構成メンバーも18名ということで一たん決まっていたんですが、これを白紙に戻すという申し入れがございました。この検討委員会は、いわゆる本格的復旧をどうするかを検討する、その素案をつくるための委員会を意味しておりまして、これは私は議会も市民も交えて委員会で討議していったらいいのではないかと、そう思います。今回とるアンケートはそれとは別であるということをお知らせしております。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ぜひ、今18名まで具体化していますので、この検討委員会、これは素案をつくるということであって、ここで決定するわけじゃないですから、ぜひそういう立場で交渉というか、合意できるように努力をしていただきたいというふうに思います。

それと、関係機関との連携ということは、まず一体性というのは、施設の一体性については幹

線道路がなかったり、また上水道がああいう形でばらばらになっている。そういう施設の中身について特に言ったものであって、合併自体を言ったわけではないということですか。

[「そうです」と呼ぶ者あり]

○8番（佐藤文雄君）

それで、関係機関との連携というのは今言ったようにJR、あそこをやっぱり下をくぐる。それから、土木事務所がそれにまた関係する。そして、県の企業局についても述べていますが、県の企業局との協議というのは、どういう関係で関連するのちよっとお尋ねします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

県の企業局との、いわゆる中央広域の水のエリアというのは、もともと霞ヶ浦地区へ供給するためのエリアということです。臨時的ならともかくも、それを永続的に千代田のほうへ流すとか、そういうこと、将来的には千代田のほうへ流さないと千代田の水が足りなくなってしまう。今回、災害関連で接続することになりました霞ヶ浦から千代田配水場への接続管を使って、将来的には千代田地区に不足する水を流す予定です。そのことは余り詳しく申し上げませんが、そういうことが継続的に行われるということになると、中央広域と相談しないことには流せませんので、水の横流しになってしまいますから、そういうことを意味しています。

そういうことで、あとちょっと気になったんですが、井戸を掘ればいいんじゃないかと。千代田地区足りないのに井戸掘ればいいんじゃないかという発想なんですが、これは法律で決まっております。いわゆる水道事務所が常時地下水からくみ上げる水道水の口径の合計、給水管の吸い上げ面積の合計、これが法律で決まっております。それを超す井戸水の吸い上げはできないんです。今回、中学校に掘るというのは、これはいわゆる適用外であるという考えで、いわゆる災害時の人事対策用だという基本的なスタンスで掘らせておりますので、カウントには入れておりませんが、それをカウントに入れると例えば霞ヶ浦地区なんかはもう掘れないことになってしまいます。そういうことですので、中央広域から水を千代田に流すということになります。そのための協議であると。余分な話になりましたが、そういうことです。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

余分な話でした。つけ加えると余分な話でしたので、私は別に小中学校の緊急用の井戸を、それを家庭用に回せといったことではないんですよ。きのう質問しましたように、地下水を今使っているんですよ、利用しているんですよ。それを無駄な開発によってああいう大型な公共施設としての水開発が結果的にはああいう破損をしてしまうということが問題だし、新たな水開発によって、今現在の地下水まで規制されて、それが水道料金の引き上げに通じるよと。だからその地下水は有効に活用して、身近なこの千代田なり霞ヶ浦地区で吸い上げているこの地下水を絶対に離してはならないよということの私の主張でございます。よく理解していただきたい。

それから、住宅の火災警報器なんですけれども、こんなに低いというのは私わからなかったんですけれども、これは実態調査して42%というのがわかったわけでしょうか。それとあわせて、

今後この取り付けをする上に当たって、やっぱり今本当に緊急ですよ。きのうもかなり強い地震がありました。そういう点では、かなりみんな本当不安になっていると思いますので、火災警報器は本当に欠かせないのではないかなと思いますので、特になかなかつけにくいという、そういう家庭、特に独居の方あたりにきちっとした対策をしていかなきゃいけないと思いますが、具体的に何か考えていらっしゃるか、市長のわかっている範囲でよろしいです。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

従来、消防署のほうでは火災報知機が実際設置率が低いというは調査によるものです。この事態を消防署から私報告受けまして、消防署の予防課で今まで対応していたわけです。随分PR等も広報やなんかでやってはおります。

しかし、なかなか普及が進まないということで、消防団にお願いしたらどうかということ消防長と相談しまして、藤井団長きょう見えておりませんが、藤井団長にもお話をしましたところ、いや消防団でも心配していたんだと。消防団のほうから協力したいということ申し入れようと思っていたやさきなんだということ言われまして、じゃ、うちのほうもそういうことを考えていて、来年予算化したいので団員の協力もお願いしたいということ話しましたところ、完全に考えが一致しまして予算化をしたものです。

ですから、これは設置を1個が2,500円とかそんなものだと思うんですが、これを消防団のほうで仕入れてもらって、消防団員の方が各家庭をお伺いして設置をお願いしていくと。高齢者世帯なんかではつけてくれてといわれるところもあると思うんですね。そういうところは消防団の人がつけてやってくれと。消防団の人はそれボランティアになってしまいますので、1個につき500円だったり1,000円だったか、その設置費用、いわゆる手間みたいなものを消防団には、手間にはなりません、少しそういう設置補助を1個あたりつけようということで考えております。ちょっと幾らだっけ……。

[「1個500円です」と呼ぶ者あり]

○市長（宮嶋光昭君）

1個500円でやるそうです。全部設置費用も込みでなのか、それは消防団にお任せしますが、とにかく1個500円の設置拡大費をつけるということであります。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午前10時50分

再 開 午前10時58分

○議長（小座野定信君）

引き続きまして会議を開きます。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

何か誤解があったようですが、火災報知機については、1世帯当たりいわゆる補助奨励

金が500円、器具の代金はもちろんこれは当家でもっていただく。そういうことでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ですから、その分団なりそういうところでやった。そこに実績に基づいて助成をしていくよということですね。

斎場の問題なんですけれども、この前、情報公開で合意書なるものを見せていただいたんですけども、合意書というふうにはなっていないんです。これ、協議内容となっていて、式場のほうとかの問題とか、これについては3市の、附帯条件については石岡と小美玉の負担になるよというふうに書いてありまして、全体計画については1期と2期に分けますよというふうに書いて、金額が下がったよという内訳があるんですね。

でも、火葬炉の基数、7基プラス1基でしたよね。それを6基とすると。それから、待合室を6室を4室にするという具体的な数字が書いていないんです。私、議会がありましたので、議会の傍聴に行ったんです。そのときも久保田管理者が基数については、数については全く言わなかったんです。

そういう点が物すごく心配しているんです。なぜ、正式な合意文書というような形で、数字も1基についてはこういうふうな内容であるというふうなことを結ばなかったのかということをお尋ねしたんです。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

管理者会議で協議内容という文書があったんです。その協議内容に基づく3億9900万になって火葬基数が6基で、今、言ったように、いわゆる式場の部分は小美玉、石岡とやると。待合室等も減らす内容なんですけど、それが事前に3億9900万の細かい積算内容が示されておりまして、別な書類なんですけど、積算内容が示されております。そこで内容に合意しまして、もちろん将来的にまた増設すると、そのときは相談するというのも書いてあったと思います。それは第2期工事とするということを書いてあると思います。その時点で、第2期工事も含めて合意はしたんですが、私は、第2期工事は必要ないということを明確に話をしております。

それで、そういう合意した内容を、では文書でその場で取り交わさないとまずいので、会議の、今、佐藤議員がおっしゃった会議の協議書に3人でその場で署名したんです。その場で3人お互いに署名したんです。だからそれが合意書になっているわけです。

あと、それに反するような予算の計上であるとか、予算計上して管理者会議を通らなければもちろん議会にも上程はされませんし、ましてや第2期工事でやるなんていう話は、私は必要ないと言っていますから、仮に出してきても私は第2期工事には入らないと、かすみがうら市は入らないよということを言えばいいので、それ以上の文書化は必要ないというふうに私は判断して、文書の請求はしていないものです。そういう事情です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そうしますと、これは正式な形で数を書いていないものになってしまっているんですけども、こういう段階で例えば宮嶋市長がいなくなった場合は、玉虫色になる可能性があるということですね、そういう意味では、この数が。そういう点では、頑張りが反映はできるけれども、もし頑張る基礎がないと、これは本当の合意書にはならないというふうに思います。

今から改めて合意書を結ぶようにというふうに私は要請をしたいと思っておりますけれども、その点についてはどうですか。

もう要らないと言ったからいいか。いいです。やる必要ないと言っていますから。

それと、つけ加えて、私は負担金の分担について随分批判していたんです。どういうことかという、人口割合ではないから。特に、均等割を4割にしてしまって、これも物すごく批判したんです。そうしたらほかでもそうやっているんだといって、何かかすみがうらだけが物すごい負担なんです。実績については、かすみがうらが人口が16.8%なのに、負担が23.5でしょう。石岡なんかは50もあって43.5なんです。今度はどういうふうになったか、積算していますか、負担割合。されていないでしょう。確認していませんね。負担割合を言いますと、簡単に言うと、今度の負担割合が今、21億1229万5000円になったんです。そうすると、人口割合についての負担割合を私、計算しましたら、石岡は人口割合が50.2で負担割合が46なんです。小美玉は人口割合が32.9だったのが35.2になったんです。かすみがうらが人口割合が16.8だったのに、18.9なんです。まだ人口割合よりも高い負担だということがわかったんですけども、市長はここまでは計算はしていませんね。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私は、とにかく火葬場が使えて、火葬炉だけが使えて、総額で4億円以下ならやむを得ないだろうと、そういう極めてどんぶり勘定的なところがありますから、4億1円ではだめだよというようにそういう意味でありまして、負担割合を均等割と人口割の比率を変えろとか、それは話の中ではちょっと言ったことがあります。そこまでいくと、問題がよくよくごちゃごちゃになってしまいますので、負担割合については強くは主張しませんでした。

ですから、式場の部分をもたないということで、多少、16.8から18.9になったのはそういうところに原因があるかと思いますが、どうしても火葬炉のほうが金額的に大きくなりますから、火葬炉部分のほうが全体の工事費の中では多い部分になります。

ですから、式場はトータルで3億ぐらいですから、ですから、どうしてもトータルで計算するとどんぶり勘定でやると、比率的には上がるというのはやむを得ないと思います。

それはもう覚悟の上でありまして、何度も申しますように、4億1円以下なら、4億円以下なら、4億円ならオーケーだと、そういうことで妥結したものであります。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

宮嶋市長の4億円という、そういう数字に相手が妥協して3億9900万と、どんぶり勘定だけ

ども何とかおっついたということでございますね。はい、わかりました。

次に、健康増進なんですけれども、支援策の件で高齢者の方の介護とかそういうことを考えてみますと、高齢者対策がかなり必要だと思うんです。そういう点での具体的なお考えは何かありますか、健康増進の件で。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

健康増進のほうで、特に新たに予算化したものは高齢者だけのあれで予算化したものはないと思います。

しかし私は、それはいわゆる医療費を圧縮するという観点からもいつも気にしておりまして、あじさい館の改造工事も自分が就任してすぐスポーツジムですか、ジム機械とか、いわゆる太極拳や何かできる部屋、スタジオについて、お年寄りがよく出入りする大広間、あるいはおふろのあたり、目につくところですね。あそこへ配置したというのは、やはりそういう意図があつてのものです。

この前もあそこへちょっと行ってみたら、今まで使っていなかったようなお年寄りの方がジム機械を使ったり、それから定期的な何かマットを使った、スタジオを使った講習会みたいなものが定期的に関われ始まったということを知っています。

こういったものをさらに推進して、いろいろなスポーツ団体がありますから、そういうところに指導をお願いして、お年寄りにそういった日常的に体を動かすことをやっていただけたらいいなという思いはあります。

そういうところで気持ちだけの貢献でまことに申しわけないんですが、お金はついておりません。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ということは、この管理の充実をかなり強調したと。特に職員が行っていた業務を、これをやめてまたシルバー人材センターにここに委託をしていたものについて全体的に一括管理方式にする。いわゆる今回の問題となったあじさい館のやり方に方向を転換するということがポイントというふうに私は考えますが、どうでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

そういったことも含めて民間活力を生かすということでとらえていただけたらよろしいかと思えます。その民間活力の中にはそういったスポーツ団体とか、そういうことも入っていると、そういうことでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

保育所の民営化については、当然だとする立場というふうには答えていませんでしたので、そういう点では国の動向を見るというふうに言われました。私はここで多く述べませんが、やはり保育の業務をきちっと公的に保証していくという立場でやっていかないと、本来の子育てには役に立たないということになりますので、そのことについては今後、文教厚生委員会の中でも詰めていきたいというふうに思います。

それと、耐震の補強の問題で、今、廃校の対象になっているようなところがあります。ここについては予算化はしないと。例えば、かなり耐震度が弱いという箇所はどうしているのか、その点についてはわかっている範囲でいいです。わかっている範囲でいいですから。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まずは耐震の調査をやって美並小学校は必要だということで、今回、やるものでありますが、いわゆる統廃合と全然リンクしていないかという、それはうそになりまして、やはり学区審議会の答申も出されましたし、それとリンクさせて耐震化は図っていくと。しかし、この学区審議会の結論は出ましたけれども、結論は出ても最終的には保護者の方々、地域の方々の同意が取れないと合意が形成されないと、それは進みませんので、どこまでも合意がとれないということになると、それはそれでまた別の対応も出てくるかなと思います。

しかし、美並小学校については、どんどん進めることについては全然問題がないと考えておりますので、美並小学校を進めるものでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

学校生活相談委員についてなんですが、これは教育委員会が要請したと。学校のそれぞれのほうから要望があったわけではなくて、専門的な対応のためには必要だというのは、教育委員会から出たというように、ちょっと私、聞こえたんですけども、その点確認したいと思います。

○議長（小座野定信君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

下稲吉中の現状を見ますと、私としては何とか支援をしなくてはならないと思っております。簡単に申し上げますと、1年生では1人、2年生では8人、3年生では13人、ここら辺がなかなか教員の指導に従わずに教室に入らない、廊下をうろついたり、体育館の後ろに行ったり、トイレに行ったりしてたばこを吸ったりすることが多くございます。

私も行って、たばこを吸っているところは見ませんでしたが、うろついているところは何回も見っております。

下中の先生方の動きは本当に涙が出るほど一生懸命やっております。自分の授業は一生懸命、もちろんやる。空き時間、本来ならば職員室に戻って一息つくところですが、職員室に戻ることもなく、廊下に待機して子どもたちの対応に当たっている。本当に休み時間もなくてやっているわけです。

ですが、なかなか校舎内、校庭全部を先生方で見回り切るといふわけにはいかないので、これは何とかほかの人を雇って助けられればよいなと思つて学校側にもどうだと言つたら、それはぜひお願いしたいといふことのでございましたので、こゝういふふうに予算化をさせていただきました。ご理解願ひたいと思ひます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

教育長がこゝういふ形で学校の実情をかながみて、こゝういふ対策をとつたといふことの確認でよろしいですね。

それから、イノシシに対して1頭あたり1万円の助成をしているといふのを初めて聞いたんですけれども、これ、前回はやつていましたか。今年度予算化するんですか。ちよつとそれを確認します。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 吉藤 稔君。

○環境経済部長（吉藤 稔君）

ただいまのイノシシの対策でございますけれども、1頭あたり1万といふことで予算計上した内容ですけれども、これは新たに平成24年度予算から新規事業として取り入れました。

一応、予算額的には40頭ほど見込みまして、40万円の金額を計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

非常にいい施策かなといふふうに入ひます。

それと、コミュニティーの施設の4カ所なんですけれども、場所は地域はどこですか、と聞いたんですけれども、地域はどこでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

ただいまの質問でございますけれども、新年度、予定しておりますのは、すべて霞ヶ浦地区になりますけれども、集落名で松本、あと戸崎、後路・石田といふ集落があるんですが、そこと志戸崎でございます。

以上の4カ所です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

わかりました。

それから公募型補助金制度は検討するといふ段階ですね。予算化といふことではなくて、検討

する段階というふうに聞き取れましたが、それで確認よろしいでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

そういうことでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

以上で終わります。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時20分

再 開 午前11時27分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

次いで、発言を許します。

5番 古橋智樹君。

[5番 古橋智樹君登壇]

○5番（古橋智樹君）

平成24年かすみがうら市議会第1回定例会におきます施政方針に対しまして、通告に基づきまして質問をさせていただきたいと存じます。

まず、第1点目につきましては、序章の景気感について、お尋ねいたします。

ことが改めましての復興元年ということで、思い出しますこと、昨年の第1回定例会の施政方針の後、3.11の東日本大震災があったわけでございます。議会といたしましても、この未曾有の危機に際して、速やかな予算の措置という意味で、非常に前向きに前年度の当初予算におきましては、協力したわけでございます。

改めましてのこの復興元年におきまして、宮嶋市長がどのようにかすみがうら市を復旧から復興、そして成長させるかということで、次世代の子どもたちの将来にも大きくのしかかっているわけでございます。

幸いにしてかすみがうら市は東北3県や茨城県の県北地区に比べ、被害は小さかったものの、この施政方針にうたっているとおり、さまざまな課題はあります。今回の一般質問においても、私も震災の復興の対応について、幾つか質問させていただいております。今回においても少々重複する部分はございますけれども、ご答弁いただければと思います。

そしてこの景気感につきましては、かねがね市長が選挙前からこの日本の厳しい財政状況、さらにはそこに皆様もご承知おきのとおり、円高不況、さらには我々の経済の状況においても非常に厳しいデフレがおきているわけでございます。

私はそういう状況において、非常にこの施政方針のプラス志向がこれから立ち向かう復興に向けては非常に楽観し過ぎているのではないかというふうにお伺いするものであります。

施政方針の本文におきましては、景気が持ち直し、緩やかな形で景気が転じているという、こういったプラス志向で導入される施政方針に私はもっと切実にまだまだかすみがうら市にとっては成長するためにはいろいろな基盤を整えなければならないという強い意志を持って、このような楽観する言葉はなく、まだまだ厳しく立ち向かうべきだなというふうに申し上げたいと存じます。

そういったことでこのプラス志向について、まずお尋ねいたします。

続きまして、序章の復旧・復興の対応について、お尋ねいたします。

施政方針の4段目にありますが、市長がご自身の評価として、私は間髪入れずに復旧・復興の対応に力を注いでまいりました、という自己評価でございます。市役所内におきましても、職員の皆様は自己評価ということでされているわけでございます。そういったことからすると、非常に市長のこの自己評価、いかがなものでしょうか。

私は先ほど申し上げましたとおり、もっと、仮に成果があったとしても厳しく、自己に対して厳しく向き合うことが必要ではないでしょうか。その先は申さなくてもこの先、私が申したいことはよくお察しただけだと思いますので、この、間髪を入れずに対応してきたという評価について、お尋ねいたします。

続きまして、同じく序章の5段目に入ります。地域産業等における震災からの着実な復興に力を注いでまいり所存ということについて、お尋ねしたいと存じます。

今回のさまざまな事業計画の中を見ましても、特段の地域産業に対しての現存の企業に対して目新しく訴えられている内容は私からは見受けられませんでした。この後段の活力ある産業を育てるまちづくりについて目を通しましても、市内からの企業誘致とか、余りこの法人税・固定資産税を納めている個人事業者、法人事業者に対して何か特段の事業を計画されているという印象はないものでございます。改めてこの着実な復興に力を注いでまいりという点をご答弁いただきたいと思っております。

続きまして、各章についてお尋ねをさせていただきます。

健やか、安心、思いやりのまちづくりについて、第2章の内容についてお尋ねいたします。

この中におきまして、スポット的に申し上げますと、不妊治療ということで助成を拡大とございますけれども、どのような拡大なのか、ご答弁いただきたいと思っております。

さらには先ほど佐藤議員の質疑においてございましたけれども、スポーツ施設の管理の充実ということで、市長の答弁においては、民間委託といった内容のみでございましたので、それ以外にスポーツ施設の管理の充実ということでご答弁いただいていないことがございましたら、お願い申し上げます。

さらには、私立幼稚園就園児の保護者への助成を拡充ということでございます。これにつきまして、これまで金額を当市として理由があって設けていたと思っておりますけれども、それをあえてここで拡充することにつきまして、ご答弁をいただきたいと存じます。

続きまして、第4章の活力ある産業を育てるまちづくりについてお尋ねいたします。

この中におきまして、先ほど序章の関連で申し上げたことと重複いたしますが、この施政方針

の中に本市の固定資産税特例、さらには女性優遇措置ということで言葉が出ておりますが、この中身について、事業の紹介と説明等含めてご答弁をいただければと存じます。

最後に第5章のみんなで作る連携と協働のまちづくりについて、質問させていただきます。

その中で、固定化、聖域化の見られた各種補助金を市民目線で見直してまいりました、ということで、施政方針の説明がございましたけれども、この件につきまして、今後のことしの、今年度の計画も含めて、実績なども織りまぜてご答弁いただければと思います。

そして、市民目線でニーズの高い事業への振りかえてまいったということでございますが、そのニーズがどのような、これまでの感触で今年度はどのように取り組まれるのか、ご答弁をいただきたいと存じます。

そして最後に、行政改革におきまして、民間委託転換ということで、文言を掲げられておりますけれども、このことについて、説明としてご答弁をいただければと存じます。

第1回目の質問を以上で終わります。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

古橋議員の質問にお答えいたします。

1点目、序章の景気感につきましてお答えいたします。

景気を持ち直し等につきましては、国から発表されている経済判断等を単純に踏まえたものでございます。震災後における国の第3次、第4次の補正予算の実効の効果も出てくるものと想定されているところであることから述べたものであります。

2点目、序章の復興・復旧の対応につきまして、お答えいたします。

震災後、復旧予算にかかわる専決処分や補正により道路や学校施設等の公共施設の復旧を行うとともに、市民の方々の防災上での安心の確保として、防災倉庫の設置や、非常食等の確保等に努めてきたところでございます。

3点目、序章の地域産業等における震災からの着実な復興の力につきまして、お答えいたします。

近年の経済不況に追い打ちをかけるがごとく、東日本大震災や放射能に起因する風評被害によって、本市の産業は被害をこうむっております。復興に向けたバックアップとしては、市内業者の請負を前提とする住宅リフォーム補助や市内中小企業に対する自治金融制度による融資制度や利子補給を継続するとともに、事業所等を新・増設する場合においては県と連携して税の優遇制度を期間延長してまいります。

4点目、健やか、安心、思いやりのまちづくりにつきましてお答えいたします。

最初に不妊治療費の助成については、従来の1回3万円、年2回、通算4回の助成を24年度より1回5万円、年2回、通算10回に拡充し、対象者の負担軽減に配慮するものです。

また、スポーツ施設の管理の充実及び私立幼稚園就園助成につきましては、佐藤議員にお答えしたとおりでございます。

5点目、固定資産税特例助成優遇措置につきましてお答えいたします。

これらの制度はいずれも企業の生産活動の活発化を誘導するとともに、市内在住者の雇用促進に寄与するものであります。平成21年度から本年度までの3年間を期間とする制度でございましたが、一定の成果が出ているとともに、震災後の地域産業の復興支援の観点からもさらなる企業活動の支援と地域の活性化を図るためには必要であることから期間を延長してまいります。

6点目、各種補助金の市民目線見直し、ニーズの高い事業への振りかえにつきましてお答えいたします。

補助金見直しの経過については、佐藤議員にお答えしたように、市の補助金等審議会に諮問し、審議をお願いしてまいりました。6名の委員におかれましては、昨年度5回、本年度も10回に及び審議をいただきました。内容的にも長時間にわたり担当課からのヒアリングを実施するなど、大変お骨折りをかけました。このような審議に基づきいただいた答申がまさに市民目線の見直しの指針であると考えております。

本年度予算については、答申内容を予算に反映させる中で削減を図った補助金がある一方、不妊治療費補助金や私立幼稚園保護者助成金など若い世代への支援拡充を図った補助金がございます。さらに申し上げれば補助金にとどまらず、社会保障の充実による市民の福祉向上とあわせ、学校耐震化の推進など、安全・安心な市民生活の確保、道路整備や神立駅周辺整備など、地域の復興に向けた社会資本整備の着実な推進に向けた貴重な財源ということになるかと思っております。

次に、行革での民間委託転換につきましては、先ほど佐藤議員にお答えしたとおりでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

お諮りいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認めます。

再開は午後1時30分からといたします。

休 憩 午前 1 1 時 4 4 分

再 開 午後 1 時 2 9 分

(正副議長交代)

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本日は午後から議長が体調不良との理由により欠席の届けが出ておりますので、ただいまから私が議長の職を務めさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

それでは施政方針の再質問をさせていただきます。

まずこの施政方針にかかわりまして、いろいろ事業計画を組まれた際に、総合計画に基づいた形があると思うんですが、今、総合計画の後期基本計画のほう、策定されていたかと思うんですが、これが本策定ということで決めたのかどうか、私は全然存じていないんですけれども、一応審議会のメンバーなんですけれども、正式にももちろんお決まりになったんですか、ちょっとこれをお尋ねしたいと存じます。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

あと印刷するだけみたいで、決まっております。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

それではもう後期基本計画は正式に決定されたということで、もちろんその内容につきましては、市長が随時確認されて、中身のほうの整合もこの施政方針や今後の事業計画ということで、あわせてあるかと存じます。

もちろん、その総合計画に基づかないイレギュラーな形もいろいろ市長のほうで政策的に生まれてくることもあるのかなとは感じますが、原則はこの後期基本計画に基づいてこの施政方針があるというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

基本的にはそういうことでございます。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

それでは了解しました。

それではまず1点目の序章の景気感ということで、国の景気の答申のほうですか、それに基づいて引用しただけだということのご答弁だったんですけれども、本来であればこのかすみがうら市の財政力を見れば、そんな簡単にその緩やかな景気感、向上していることに乗るようなまだまだレベルに至っていないわけです。そのあたりをやはり地域の現状、この言葉としてあらわすべきだったのではないかなと思うんですけれども、本当にこれはただ国の発表を引用しただけということで、この施政方針が導入されたということで解釈してよろしいのでしょうか。確認いたします。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

改めて読んでも財政健全化の取り組みである社会保障と税の一体改革の動向が国内外に大きな影響を与えることから、国民生活においては先の見通せない状況になっていると、まさにそうい

うことでありまして、また、欧州政府債務危機の顕在化や歴史的な円高による世界経済の減速により総じて緩やかなものになっていると。結局これは緩やかなものになっているというのは、景気が持ち直しに転じたものの、ですよ。ものの、総じて緩やかなものになっているという意味合いです。

だから別にこれはそんな深い意味はないと思います。今の経済状況を淡々と述べたものにすぎません。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

そういたしますと、市長がこれまで選挙来、訴えられてきたことと、かなり相反しているような印象なんです。我々自治体は、税の流れからでも末端をよく見るべきだというふうに、私は考えておるんですけれども、都道府県クラスがそういった形で大ざっぱに見ても、私は間違いでもないんですけれども、私どもの市のレベルが余り簡単にこの景気の中、緩やかな流れで上昇しているんだということで、一般の市民よりも、特に事業者の皆さんにその言葉が伝わって、納得がいくとは、私は到底思えません。

そういうことで、ここでこれ以上申し上げても、市長は施政方針の言葉どおり以上の何も考えはお持ちでないようなので、ぜひ市長が今までこれまで選挙来、訴えられてきた厳しい財政状況というのをやはり柱として考えていただいて、いろいろ政策的なことをお考えいただいたほうがよろしいかなと思います。

そういう中で、職員の給与も特例で下げるということで、今回上程されておりますけれども、この緩やかな形であれば特段に人勸以外の分は下げる必要ないのかなというふうに私は申し上げたい。

続いて、その次の復旧・復興の対応について、間髪入れずに対応してきたということで、これまでの議会、この定例会に限らず、前回、前々回、いろいろ対応が遅いのではないかとということで、我々議会からいろいろ厳しい質問あったかと思うんです。それにもかかわらず間髪入れずに対応してきたという高評価を、自己評価をすることが私には日本人のわび・さびからするとちょっと逸しているなというふうに思うんですけれども、これは、原案は事務局がおつくりになって市長が草案のときから書いているのではないと思いますので、ここを突っ込んでも、いや、やはり違うよというような、先ほどの答弁と同じように、お答えが返ってくると思いますので、特段要りませんけれども、やはりこれも先ほどと同じように、もっとこの復興元年として低姿勢でまだまだ市民の皆さんの安心・安全なまちづくりをつくるためには我々もまだ勉強不足なんだということ。何とかそういう状況ですけれどもご理解くださいというふうに私は訴えるべきだったなと思います。

それから3つ目の地域産業等における震災からの着実な復興に力ということで、1回目のご答弁のほうは、その後段で、各章で説明していることの答弁に終始しておりましたけれども、やはりこの着実な復興の力という言葉が述べられるのであれば、地元の中小企業にもやはり具体的な事業をご用意すべきだったというふうに申し上げます。

大企業だってそれなりにご苦労されていますし、皆様のほうでご承知のとおり、電器の大型メ

一カーがあればだけの損失を、赤字の発表をしているわけですから、そういった中でも事業者というのは従業員として、雇用を守る、これは必死なんです。その必死というのは、大中小かかわらずどこも必死なんです。そういうことを踏まえれば、かすみがうら市はやはり中小企業もたくさんいらっしゃるって特段、大企業からの仕事をたくさんいただいているという構図はありませんから、税の流れも大きいところを入れても地元の各中小企業に流れるという形がないんです。

ですから、そういうことで、中小企業にも着実な事業計画をご用意いただきかったということで申し上げた次第でございます。

それで4点目の健やか、安心、思いやりのまちづくりについて、一つずつお尋ねさせていただきたいと思います。

まず、不妊治療ということですが、これは予算の幅をふやしていただけということでしょうか。確認の意味になるんですが、私、文教厚生委員会の委員長ですけれども、参考までにご答弁お願いします。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まず一番最初の文章の読み方なんです、何かどうもかみ合わないなと思ったら、文章の読み方が違っているのではないかなと思うんです。景気の持ち直しに転じたものの、総じて緩やかなものとなっています、ですから、景気は、政府指標によれば幾らか震災復興で伸びて幾らか持ち直しに転じた。持ち直しに転じたけれども、こういう持ち直しではなくて、欧州債務危機や円高、いろいろなものがあって、こうはいかないで緩やかに転じてきているというのは、緩やかになってしまっているよということ。こうではなくて、こうなんですよということですよ。

だから、緩やかに上昇していますということを強調しているのではないので、だから、文章の読み方が全然違ってしまっている。何かかみ合わないなと思ったんです。それを一言申し上げておきます。

それから、これ、文章の日本語の読み方なので、単純なものですから、そういう意味ですから、これは、日本語解説をさせていただきました。

あと、最後の不妊治療のことなんです、それは回数と単価を引き上げた、そういうことでございます。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私も答弁いただかなくて結構ですと言ったのに、答弁があると、もう一度、私も言いたくなるんですけれども、復興景気ということで、我が市は全然恩恵がないわけですよ。

〔「そうじゃないでしょう」と呼ぶ者あり〕

○5番（古橋智樹君）

それはさておいて、復興特需ということで、宮城中心に景気感がいいということで、地元の話もありますけれども、我が市にとっては、茨城も被災地ですけれども、そういった特段の景気感は地元にはないと思います。

復旧費用で6億、7億、かけていますから、それを仕事として単純にビジネスとして考えれば、それでも特需を受けた方はいるかもしれませんが、やはり私が前から言ってきたとおり、それが単なる復旧ではなくて、それが復興となるようなことで、各事業を、復興計画をつくってぜひやってくれということ saying it.

そうすれば地域の皆さんにも波及してその経済効果が及んでいくということで、申し上げたので、不妊治療の再質問のほうに戻りますけれども、私は1回目の答弁のときにこれもいわゆる市民目線の一つとして、こういうものに予算をシフトしているんだというご答弁ありましたけれども、実際、この不妊治療、私も少々どういうシステムかというのを存じていまして、このこと自体は大変すばらしいことです。

しかしながら、大きい市、近隣ですとつくばとか、土浦はちょっと存じていないんですが、そういう規模になると実施していないんです。なぜかという、大きい都市で人口もどんどん入ってきていますから、そういうことで、不妊治療のこの補助事業自体はいいことだけれども、かなりの負担になる形もありますし、十分、今、社会保障のほうも手厚くやっている国初め、都道府県、市町村もやっておりますから、そういう中で言葉、余り適切でないかもしれませんが、相殺しているということです。

ですから、我が市の規模だから何とか対応できるということですが、私は、今、子ども手当とかほかの社会保障施策が充実しつつありますから、ちょっと中途半端なやり方だと思います。

実際、これが市民目線だとおっしゃるかもしれませんが、これは県の指定する病院、県内の病院で治療したのに関してパートナーで当市も補助しますよという形になっているはずですが。

ですから仮にもっと有名な不妊治療のできる都内とか、もっと遠いところに行った場合には該当にならないんです。こういったところはやはり自信を持って市民目線とおっしゃったかもしれませんが、市民目線ではないので、ご指摘はさせていただきます。

それから、スポーツ施設の管理の充実ということで、先ほどは佐藤議員にお答えしたとおりだけということです。先ほどそんな余談をしたら、先輩から、議員のマナーだから我々だってそう答えるしかないという指導をいただいたんですけれども、それは余談としまして、今回はもう、この施設管理の予算は倍以上になっていると私はちょっとお調べしているんですけれども、民間委託の予算、これまで特段に事故もなく、ずっともう当市になってから運用してきたんですけれども、特段の問題はなかった。少々のことは、指摘事項はあったかもしれませんが、総合評価としては合格点だった。

それがあえて民間委託、これは後になるんですが、スポーツ管理、これがいわゆる民間委託の対象だと思うんですけれども、予算を倍増させてまでこのスポーツ施設の管理・充実をされるかということを確認したいんです。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まず不妊治療のほうですが、不妊治療に関しては何か古橋議員が言っているのは、何かつじつまが合っていないと思うんですが、私は、いわゆる子どもをふやす政策、これは今の日本にとっ

てはもう絶対必要だと思うんです。その日本の子どもをふやす政策を、ではかすみがうら市で一手に引き受けるなんてことはできるはずがないので、少しでも幼稚園であるとか、保育所であるとか、不妊治療であるとか、できることをやっているわけです。

子どもをふやさなかったら税金を払う人、どんどん減っていくんですから、これは減速経済、このまま認めてしまうことになります。今、1億2500万、1億3000万いる人間が8000万になったら、需要が減るんだから減速経済に入っていくわけです。それを阻止する、いわゆるフランス型の子どもがふえていく、人口がふえていく政策に変えないととんでもないことになりますよね。だって、今、肩車になってしまうよと言っているわけだから。今は2人で1人、3人で1人と、支えているお年寄りを今度は肩車で1人で1人を支えるわけです。そんなことはできるはずがないんですよ。今のサービスを同じように続けられるはずがないんです。それをどうしたら続けるか。今の若い人、今から生まれてくる若い子どもたちも含めて、その人たちが、自分たちが年寄りになったときに同じサービスが受けられるようにするには、どんどん減少するその人口をとめなくてはならないんです。だから、かすみがうら市ができることは何でもやりますよと、これは一手に引き受けるわけにはいかないですが、やれることだったら何でもやるというのが中学生の医療費の無料化もそうだし、基本的にはそういうことなんです。

私らの年代は高度成長期に稼いでいますから、年金も一応もらう権利は相当確保しているわけです。でも、その年金を払ってくれている人は若い人が払っているわけです。古橋議員たちの年金は今度、さらにその若い人が支えるわけだから、だれがどう考えたって、支える人をふやすことを考えるのが一番早いわけです。だから人口拡大策を今、政策は転換しなくてはならないわけだ。今までほうっておいたってよかったけれども、いよいよ減少社会になってきたわけですから、去年から。

それを私は言っているんです。それを日本の人口縮小をとめるなんてことは言いませんよ、そんなに大きいことは。でも、少なくともそういう考えのもとに子育て支援策はあるんだと。だから、やれることは何でもやるんだよということなんです。そこをきちんと考えておいていただきたいと思います。

そういうことが必要だから、つくばではやっていないかもしれないけれども、あるいは県外に、何か県外の病院にかかったときも出せとさっき言いましたよね。でもつくば市はやっていないからこっちはいいんじゃないかというような話もしましたよね。何かつじつまが合わないと思うんだけど。そうではなくて、県外の病院に行ったときにどうかというのはちょっと私もわからないので、後で答弁させますが、とにかく今までよりは基準を上げてやっているということです。

それとスポーツ施設についてなんですが、これは今までが合格ではないんです。不合格なんですよ、今までのスポーツ施設。例えば、何回も言っていますけれども、常陸野公園の自動販売機の周りにコーラの缶、コーヒーの缶、がらがら吹っ飛び回っている。もうあふれている。それを受け付けの人がいても、全然知らんぷり。それから、全然、年に1回も草刈りをやっていないようなところがテニスコートの周りにもあるし、そんな管理ではだめなので、きちんとした一括責任を持った管理をやってもらいましょうよと。それは今まではスポーツ振興課の職員がやっていたわけです。けれどもスポーツ振興課の職員は課長を入れて四、五名ですから、幾ら頑張ったって、芝刈り機に乗ったって、間に合わないわけですよ。しかも人件費も高いわけですから。

だからそれを民間に委託すると同時に、例えば草刈り回数、芝刈り回数を今まで、スポーツ振興課の職員が1回、2回しかやっていなかったことを、あるいはシルバーが1回か2回しかやっていない、年間ですよ。やっていないことを芝刈りをでは5回やりましょう、10回やりましょうと、見積もりは12回ということで取ったんですが、そんなに予算、一気に使えないから、では3分の2ぐらいでいいだろうとか、そういうあんばいはしていますが、それだって完璧にはならないですけども、そういうことで予算もアップします。予算はもちろんアップします。だけれども、いわゆるスポーツ施設の管理については、今までとは全然、格段に違う管理が私は今度の予算を認めてもらえればできると思います。

これは間違いなくできると思います。それは、これでサービスが落ちるなんていうことはない。同レベルではだめなんですから、今まで以上にはるかによくすることを目指して予算を策定しているわけですので、ご理解をお願いしたいと思います。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

まず不妊治療のことについて、再度申し上げたいんですけれども、まず外の県外の病院で治療してもそれは、まだ茨城県が補助の対象としていないんです、県内の病院でないと。ですから、私としては、市民目線ということで、本当によく考えれば、不妊治療もそれは素晴らしいことですから、もっと見るべきところがあるのではないかという視点から言っているんです。

市長が言っている少子化を少しでも歯どめることに貢献できればというのも、それも別に間違いと言っていないです、正しいですよ。それをわからない人が世の中にいるわけじゃないです。

今、この日本が復興しなければならないところでは、その不妊治療も、それもいいんですけれども、もっと雇用とか皆さんの給与の形とかをもっと安定した形に戻さなければならないんです。

ですから、私はほかでも企業の施策とか、そういったものを訴えているんです。何といったって、どこの家庭でどういう家族構成であったって、給料を得て仕事するということが一番の保証ですよ。

そういう観点から、私は、拡大することも含めて、もうちょっと市民目線というのは子どものいない家庭にとっては大変つらいことなんですけれども、それだけではなくて、子どものいない、あきらめた家庭もあれば、子どもの巣立った家庭もあって、そういうところ、どこにも共通するということがやはり仕事と安定した給与、それがまず私は最優先すべきまちづくりの視点だという点で訴えているんです。

それで、不妊治療のほうは、これは医療費控除で認められるわけですから、所得税のほうから還付されるわけなんです。補助を受けてしまうと、その分は還付なしになってしまうんです。ですから、ちょっと事務的には無駄なところが出てしまうんです。そういうことを申し上げたいです。

子どもがやはりたくさん欲しいというのは、これは別に私がここで語らなくとも、市長が語らなくても、だれもわかっていることです。子どもをやはりたくさん持つためには、もっと皆さんがいい給料をもらえるような生きがいのある仕事をできることが、子どもがもっとたくさん生まれる環境に資するわけです。ですから、市長が市民の目線で先頭を切って幾つか掲げたこの一つ

にするというには、私は切り口が違うと思いますということで、申し上げただけです。

それから、スポーツ施設の管理ですけれども、立派な運動公園の管理にしたいという、市長の思いもわかりますよ。しかし、実際、そのスポーツの施設、我々の税金で運用しているわけですが、使用料は特段に照明の電気代とか、特殊な設備を使う場合で、あとは基本的には無料で使っているわけです。そこに、倍以上の予算、最終的に見積もり合わせをして1.5倍ぐらいになったとしても、それでもそんなに50%も増すようなことが、市長がこれまで行財政改革で訴えられてきたことと相反するのではないですかということで、申し上げているんです。

続いて、5番目の活力ある産業を育てるまちづくりということで、再質問いたしますけれども、再度、お尋ねしますけれども、この固定資産税特例というのは、企業誘致に絡んだだけの形ですよ。それをお尋ねします。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まず企業政策ですが、もちろんこれは企業政策も大事でありますし、私はそれに対して軽んじていることはありません。それはそれで今回の優遇税制あるいは、今、言った固定資産税も減免措置については引き続き延長するというので、今年度で条例の期限が切れてしまいますから、それを延長するというのでやっているわけです。そういうことは続けると。

さらにはいろいろな企業へのヒアリング等も怠らずやっています。いろいろな民間企業からの申し入れもあります。ちょっと具体的なことを申せば、長年、日立から要望があったらしいんですが、ずっとほうっておかれたと。私になりまして、これを取り上げまして、それは神立駅のJR貨物の敷地、それを買い上げて、歩道にすると、そういう考えです。これを日立が長いこと言ってきたらしいんですが、今まで取り上げてもらえなかったと。今度、それを土浦市と協議しまして、来年度、新年度ですね、24年度に設計費を組むと。買い上げと設計費を組むという段取りもしております。これは日立は相当の人数を抱える企業でありますから、こういったことも今回取り上げて、一部事務組合ですが、原資は土浦市とかすみがうら市の金でやっているわけですから、それも24年度は取り上げるということでもあります。

さらには、これも土浦市とかすみがうら市の両方が絡んでくるんですが、カスミの下請とか、カスミの子会社みたいなどころなんですが、お弁当やサンドイッチをつくっている会社がございます。入江工営のわきなんですけど、あそこに長年これも水たまりが、大雨が降ると水はけが悪くて困っていたと。工業団地の中です。困っていたということで、それも私、ずっと就任以来、企業訪問を時々やっていますから、何か困ったことがありますかということで、そういう中で出てきた話なんですけど、これも今まで言っていたんだけど、なかなか取り上げてもらえないんだということで、話を伺いました。

それを早速担当課を通じて、土浦と協議をしました。これも、土浦市側も快く応じてくれました。簡単な管の調査、排水管の調査をやりました。排水管にはほぼ異常がないだろうということで、とりあえず排水がもっといい条件になるように土浦市側でとりあえず排水がよくなる工事を来年度やるということになりました。

それで様子を見て、それでも足りなければまたいろいろな方法を考えようということでそうい

った企業の一つ一つの、そのほかいろいろな細かい話もありますが、そういったことにはきめ細かに対応して、予算が必要なものは予算をつけますが、幸い、今言った、カスミのあれについては、かすみがうら市側の予算は伴わない。当面は伴わないということでありました。だから24年度予算にはそれは入っていません。土浦のほうで対応してくれるということになりました。

ちょっと、では訂正させていただきます。

今言った、日立の線路の買い上げ、さらには設計費については、私、24年度にと考えていたんですが、25年度から設計に入るということです。これ、ちょっと後でまた確認してお答えします。

そういった企業政策というのは、これ大事でありまして、市内に今、現に入っている会社、いろいろな会社の個別の相談でも何でも軽んじない。真剣に取り組むと、そういう姿勢で私は取り組んでおります。

さらに、スポーツ施設の件であります。その前に、あれがありました。企業政策と、要するに子育て支援策も大事だけれども、子育てする給料は企業が出しているんだから、企業政策が大事だという話ですよね。だから、どっちが大事というのではなくて、どっちも大事なんです。どっちも大事なので、そっちは企業政策も軽んじていないというお話をしたんです。どっちも大事なんです。

あと、スポーツ施設のことですが、スポーツ施設はもちろん、そういうことで、見かけの予算は大分上がっています。スポーツ施設、それから生涯学習施設なんかも含めると、管理費は相当金額的に上がっていると思います。

しかし、今まで隠れていた整備費があるんです。それは職員給与なんです。今まで職員が対応していた分がすごく多いんです。来年は、24年は、人事配置、ある程度できていますから、どこの課を何人減らす。スポーツ振興課が来年はなくなります。生涯学習課と一緒に、スポーツ振興課と生涯学習課で、多分、今、10名ぐらいいると思うんですが、10名か11名いると思うんですが、来年は六、七名になります。4名ぐらい減ります。これは、両方で、4名分減るということは3200万、職員人件費で3200万がそこで減るわけです。職員は減らしていますから、どんどん減っていますから、そういうところで職員を圧縮していきます。その3200万は、浮いたということは直接は出てこないんですが、その分をいわゆる管理費に回っていると考えていただければいいと思います。

ですから管理費全体としてももちろん内容が全然今までは芝刈り2回だったのが芝刈り5回、7回となりますから、内容が違ってきますから、高上がりにはなっていますが、職員が要らなくなった分、それは差し引いて考えていただかないと、本当の精査にはならないと思います。そういうことです。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

企業を訪問した話、貴重な話を聞かせていただきましたけれども、日立グループさん、大変な地域貢献、雇用に限らず、いただいておりますけれども、私がかねがね神立駅前に関しての質問では、工場の開設以来、歩道のないところを大勢の通勤者、歩いていたという、その実態は言っていたんですけれども、これはやはり税金を一番受けている国の次

として、茨城県がやはりそこに絡まないと私はバランスがとれないのかなと思うので、隣で聞いていた石川副市長さんもそういう折があったらぜひ法人2税を茨城県としてたくさん日立グループさんにはお世話になっているわけですから、そういう点をうまく市長のためにも仕事として役立てていただければと思う次第です。

それから、企業の固定資産税に関しては、特段、大きい事業だけだということで、今年度は大体やられる。中小企業に対しては、自治金融ということで、前回の質問でも十分補助しているということで、確かに利子補給は当市が予算、出しているかもしれませんが、今、これだけ景気がやはり震災の影響で悪くて、やはり借り入れしている事業も多数あると思います。

昨年の3月、4月は大変な状態で全然収入も上がらないということで、事業者の皆さんもご苦労されている。そういった中で、自治金融が十分カバーしているんだということかもしれませんが、実際、信用保証協会も融資をする段階で、100%全部出していない実態があるんです。融資する半分はいわゆるプロパーというものです、プロパーに半分出させるとか、常陽さんだったり、筑波さんだったり、各信用金庫さんだったりということなんですけれども、結局、銀行さん、信用金庫さんも、今のところ、日銀のゼロ金利政策、延長してもらっていますから、何とかうまくこれまで続けていますけれども、実際、我々末端の中小企業のほうに私としてはなかなか融資を、役所が言うから、はい、わかりましたというにはやっていないという、こういう実態が私はあると思いますから、そこを本当に市長も元事業者のお1人ですから、改めてそういうものが実態があるのかどうか、よくご確認をする機会をいただければというふうに今年度の施政方針の中に関して申し上げます。

最後のみんなでつくる連携と協働のまちづくりということで、補助金審議会、さらには事業仕分けということで、市民目線で全部やったというようなことなんです、本当に全部、すべて、100%、各審議会、事業仕分けの委員の皆さんにはご確認いただいたんですか。私が想像するに、ある程度選別はこちらの執行部のほうで、役所のほうでこれを見てくださいということで、100ある事業のうちからある程度絞り込んで見ていただいたのかなということで、私は全部見ていないと思うんですが、これを確認したいんですが、よろしく願いいたします。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

補助金審議会の運営の仕方ですが、まず全補助金を提示しまして、その補助金の中からいわゆる制度的なもの、義務的なもの、国から自動的に流れてくるものとか、要するにこっちの裁量で減らしたって意味がないもの、そういうものはまず除きます。100ちょっとぐらい、100前後の補助金になって、それを補助金審議会の委員さんに投票してもらいました。

まず何事業を対象にするかということ、まず審議会の委員さんに決めてもらうんです。23年度は多分40事業前後やったと思うんですが、40補助金ぐらいを。その40やろうということ、まず審議会の委員さんで決めます。そうしたら、何をやるかという対象補助金を、何を審議するかということについては、各委員さんが次回の審議会のときまでに、郵送だったか、何か希望で選んでもらうんです。各委員さん持ち分を10とか15の投票数を決めて、そうすると6人ですから、仮に15ずつにすると90、90票が集まるわけです。例えばA補助金には5票、B補助金には3票、C

補助金にはゼロ票といった場合は、票数の多いところから審議していきます。票数の多いところから、最初決めた40補助金を決めます。

それを今度、審議会が6回なら6回を均等に割って行って、一つ一つ審議していきます。審議結果、私が今度、答申で受けるわけです。受けた答申を全部、そのとおりというわけにもいきませんから、今度、こっちで識別していきます。明確に幾ら下げろとか幾ら上げろというもの、あるいは全廃、ゼロにしろというものもありますし、それはそのままゼロにするというもので完全に元と同じ金額を入れたものもあります、実際に。ゼロにすると補助金審議会がゼロと査定があっても、私、全額復活したものもあります。それは、これはゼロにすると、ほかの自治体も絡んでくるのでまずいというようなことで、復活したのもあるし、そういうふうな選択の仕方をしています。

ですから、そういう意味で補助金審議会の委員さんは市民代表の方ですし、そこへなるべくこっち側の行政側の意図は、審議の中には入らないようになっています。

ただ、審議結果が上がってきて、答申に上がってきた段階で、今度、こっちがあんばいすると。だから最終的な結果については、執行者である私が責任を持つということでもあります。そういう仕組みになっています。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私は、いずれそのシステムがどのような周りの評価があったとしても、最終的に我々議会の中からこの補助金はこうあるべきではないかという、それぞれ意見はあるわけで、例えばその1つで商工会の補助金も今回、減額されているというふうに聞いています。

先ほど来言っている地域の経済活性については、やはりこれは切っても切れない関係ですよ。それを市民評価か、市長の評価かわかりませんが、切る前にやはり逆にこの仕事をやってくれということのほうが私は先だと思うんです。もっとこの地域経済が、この指標が地域の税収に結びつくように雇用をふやしてくれとか、設備投資を、融資枠をどこか取ってきてくれとか、そういうことでまだまだ仕事があるのに、補助金を減らしているというのは、私には合点のいかないところもあるわけです。

それで、この質問の中で、私がお伺いした行革での民間委託転換という1つが先ほど来質問させていただいていますスポーツ施設の管理の充実ということだと思うんですけれども、これに関しては、シルバー人材センターが多数請け負っていた形が今度、市長が民間委託、全面的にやりたいというようなお考えでいると私は伺っております。

しかしながら、冒頭に申し上げた総合計画、さらには各部門の計画、地域福祉計画であったり、いきいき長寿プランであったりということで、地域福祉計画は今年度ですか、次年度ですか、また策定するという事なんですが、そういう中にも必ずといっていいほど、シルバー人材センターの支援を行っていきますとうたっているにもかかわらず、そうやって民間の委託をやると。その仕事を請け負うような会社が私は市内にあるのかちょっと想像がつきにくいんですけれども、最終的にあじさい館のように外部の事業者さんが参入、役務の提供か何かでしようから、指名で入札を行って、いろいろ異論があるのではないかなと、このまま市長が押し切ったら、あるんで

はないかと思って、私は心配しているんです。

ですからそのあたりは、もっと慎重に相談して私は事業方針としてお決めになるべきだったなというふうに思う次第なんですけれども、幾ら総合計画ほか計画にシルバー人材センターの支援というのがあるとしても、それはそれとして民間委託ということを実行されてシルバー人材センターから仕事を実質取り上げてしまうということになるのでしょうか、をお尋ねいたします。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

商工会のことですが、これは2年間かけて2500万であった補助金を1500万に削減するというところで、昨年中にもうそういう方針は出ておりまして、シルバーのほうにも早々と伝えてあったわけです。

いろいろな改善策等もこっちからも言ったことがございますが、商工会の経営陣のほうでは、こっちの改善策等についてはどうも検討する余地がないみたいでありまして、それは、経営権は商工会のほうにありますので、経営権自体はこっちは侵すわけにはいきませんから、そういう経営決定については商工会独自にやっていただく。ただし、交付する交付金については、補助金についてはいわゆる同レベルの県内の商工会の標準的なものにしますよと、これは一気にはできないですから2年間かけてやりますよということをお願いをしてあったものでございます。

あと、シルバー人材センターについて、仕事をとり上げてしまうのではないかというお話でございますが、例えば今、あじさい館の話が出ましたが、あじさい館でシルバー人材センターでの昨年、働いていた人たちは、17人現場に働いていたそうであります。現在、そのうちの15名がやはり同じ形で、ただ、監督を受けるところが変わっただけで、15名の方が働いていると。2名は多分、どういう関係でおやめになったかわからないけれども、2名はおやめになったと。15名はいわゆるシルバーの元会員だったということであります。

ですから、お年寄りの生きがいという点では、2名分は多分、自然退職みたいな形になったのではないかと思います。ただ、シルバーの人の、先般、役員さんと事務方の人がほとんど全員来て、20名ぐらいで見えまして、そのとき私、話したんですが、いわゆる高齢者の生きがい対策とシルバー人材センターの、センターの事務局職員とか機関に対する補助金とは違うので、それは全然関係ないわけではありませんが、あくまでも主体はお年寄りです。お年寄りが生きがいを持ってもらうというのが高齢者対策ですから、どうもシルバー人材センターの経営陣とか役員さんが考えているのは、自分たちの仕事がなくなってしまうからと、いわゆる事務局の仕事がなくなってしまうとか、そういう観点で、どうも話されているんですね。

いわゆる生きがい対策を必要としているお年寄りがあるのシルバー事務局ですから、それがどうも事務局のためのシルバー人材センターになっているのではないかという印象を、話を聞いていると、そういう印象を持ってしまうんです。商工会も同じような感じなんです。商工会の組織がいわゆる、商工会の事務局組織を守るために補助金が必要なんだと、その運営がつかないんだと。会員さんの福利、商工会会員の福利とか、そういうのではないんです。実際、末端の会員さんの話を聞いてみると、余り関係ないんです。

そういうところを、大体、天下りの国家機関もそうですが、国民のためとってつくるわけで

すよね、天下りを派遣して。実際やっているのはその天下り機関の職員のためになってしまっているんです。そういうのが多いということで、天下り廃止とか何とかということになっているわけです。

そのミニ縮小版がシルバー人材センターであるとか、商工会の組織になっているのではないかと。それはやはりきちんと改めてもらいたい。かといってよその市町村の、かすみがうら市以外の茨城県内の上その市町村の商工会であるとか、シルバー人材センターの平均的な補助金を極端に下回るようなことはしていないです。当たり前、世間並みにはやっているんです。だから、世間並みな組織にしてもらいたいと、そういう中できちんとした商工会員対策、あるいは高齢者の生きがい対策をやってもらいたいと。

さらに今度、一括委託によって、シルバーの仕事がなくなってしまうと、そういう危惧をお持ちのようですが、それは配慮するつもりでおります。シルバー人材センターとしては指名願いを出していないそうなんです。私はそこ、よくわからなかったんですが、指名願いを出していないということで、だからそもそも入札に参加できないんだ、あるいは一般競争入札で参加できないんだ、ということでありますから、それはきちんといわゆる県の審査なんかいいから、かすみがうら市の担当課がこのシルバーが、この公民館なり、あるいはスポーツ施設の管理が現実的にできるかできないかを判断して、見積もりを徴して、五分にやってもらってもいいのではないかと言ったんです。

そういう中で、シルバーの人にもお話ししたんですが、民間会社は税金を払いながら仕事をしているわけです。シルバーは税金を払わないで仕事できるわけです。税金を払わないどころか補助金をもらってやっているわけですから、だから有利なわけです。同じ請け負うにしても。形態は今度、請負形態になりますから、同じ請け負うにしても有利な請負の仕方ができるわけですから、シルバーはそもそも有利に勝負できるわけですから、頑張ってくれよということで、この前、役員さん方がお見えになったときは励ましてお帰しました。

ですから、今度はそういうところでシルバーを排除する気はございません。ただ、特殊な業務が入っているような場合は、一括でもうやってしまいますから、一括でやるということがやはり大事なので、一括でないと相互融通もきかないし、作業間の相互融通もきかないし、いわゆる専門的な知識もありますし、専門的な技術もありますから、そういうことも網羅してやってもらうために民間も入れるということです。そういうことであります。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

きょうは、予定としては、私に限らず、この後も施政方針の質問をされると伺っていますし、質疑のほうも同じようにあるわけでございますので、この後は私もできるだけ早く、私の質問を終わりたいと思いますので、簡明な答弁を重ねてお願いするところです。

そうしますと、シルバー人材センターの経営に横やりを入れないというような、商工会の経営に横やりを入れないとおっしゃいながらも事実は補助金を減らすという手段が、私はちょっと、市長がお選びになる手段としては私はいささか違うのではないかなと思う次第です。

総合計画等の計画にシルバー人材センターを支援するという、これは明確に書いてあるんです

けれども、これは遵守するというので、計画ではございますけれども、そういう意思があるのかどうか、一言でご答弁をお願いします。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今もお話したように、シルバーについては、例えば入札の参加については、特段の配慮をすると、そういったことで支援してまいりたいと思います。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

シルバー人材センター自体が社団法人、公益法人という立場でありながら、さらに特殊な法律で守られている形があります。もっと私はそういう点から配慮すべき方法がある。仕事をもっとまちづくりの管理をよくするというのであれば、もっと段階的に計画されるとか、それが市長の優しさだと私は思います。

一括発注は結構ですけども、やはり仕事をたくさん小分けに、こういう不景気ですから、分けることもこれは役所の仕事であろうと私は考えております。

それから、市長にいま一度そのシルバーのことで最後に確認しておきたいんですけども、これは特別委員会でもやっておりますけれども、市長は出席されませんので、シルバー人材センターの先ほど申し上げた資格なしに入札入れるという形ですけども、これがほかの参加される事業者に対してある意味、失礼にも値するのではないかなと思うんですけども、それをいま一度確認いたします。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

その件に関しては、法令違反をしてまで、いわゆるシルバーを特別扱いすることはできませんので、法の許せる範囲内で、あるいは市の単独の判断で法令を変えればできるというようなことであれば、そういうことも含めて有利にやっていきたいと思っております。どうしてもできないものであればこれはやむを得ません。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

どうしてもできないのであれば、市長が責任を持ってそのフォローをとっていただきたいという事を申し上げます。

それから通告していないことで若干、お時間をいただくんですけども、下稲吉中学校に学校生活相談委員を、佐藤議員からも質問ありましたけれども、設けるということですけども、既に子どもたちはもういろいろ13歳、14歳、15歳に至るまでにいろいろな境遇を経て今の状態がありますから、そこを、警察OBの方が仮に来たところで、悪いことをとめることはできるかもしれませんが、それ以上のことをどこまで仕事をこれができるのかというのが、私は不安な

んです。

本当に子どもたちを根本からいい方向に少しでもお手伝いしたいというのであれば、小学校に配置すべきですね。そういう警察のOBではなくて、もっと子どもの情操教育として感受性が大きい年のときからやらないと意味がないのかなと私は思う次第です。それを申し上げておきます。

それから下稲吉中学校の先般、私はこれは指摘しておきます。下稲吉中学校の名前を具体的に荒れる学校として、名前をお出しになりました。これは私は市長としての配慮が足りない。私は、その荒れる学校があるんだということまででとどめて、具体的に学校の名前まで出すことないんです。実際、下稲吉中学校の評判は市内でも落ちています。それを助長するような、増長するような市長が記者会見、ちょっと私は、ちょっとどころではないです。配慮がもう全然欠けている。今後はそういうことがないように気をつけていただきたい。

それから放射線の指定を受けていないのかという、これまで一般質問を含めて論議ありましたが、これはお尋ねしますけれども、もし放射線の指定となった場合、例えば牛肉の取引先からストップを食らうとか、そういうことがあり得るんですか、お尋ねいたします。

○副議長(中根光男君)

市長 宮嶋光昭君。

○市長(宮嶋光昭君)

下稲吉中学校については確かに、まず一つ、小学校が問題ではないかと。議員おっしゃるように、中学校へ行ったときはもう手遅れなんです、実際。それは小学生の3、4年生のときに芽があると。小学生3、4年生のときは、先生で抑えられるので、抑えてしまうらしいんです。ところがそれを教育的な話になりますが、私が言うことかどうかわからないんだけど、そのときにうまくその話を、その不満、3、4年生のときにその子どもが持つ不満をうまく吸収してあげられれば、その後、そういう問題を残さないみたいなんだけど、そのときに抑えてしまうとそれが中学校へ行って爆発すると、そういう構図になっているみたいです。

そういう意味からもやはり小学校に、今おっしゃったように必要なカウンセラーとか、そういう先生を配置する、そういうためにもやはり統合というのは必要で、限られた先生方を厚く配分する。今の状態ではもうばらばら、あっちの学校もこっちの学校もということですから、どうしても薄くなってしまいますので、だからそういうことが統廃合というのもやはり絡んでくると思います。充実した教育ということで。

あと、地域指定、これについてはまた一論あります。この地域指定、けさか何かの新聞にも載っていますが、地域指定を受けたことによって、除染しますね。補助金は出ませんよ。積極的に除染します。除染した土を1カ所に集める。持っていき場がなくなってしまうですよ、だってだれもこんな1カ所に集めたら、はい、うちのわきに置いていいですよ、なんて言う人はいないですから。

だから、うちのほうはそれほど必要がないのに、あえて集中的に1カ所へ集める必要はないと思います。どうしても必要なところは高いところ、ホットスポット的な高いところだけ集めて人がいないようなところへ小規模、小規模できめ細かく対応することのほうが今は、今の我がかすみがうら市にとっては大事だと思うんです。この、いわゆる全体的に0.23を下回っている状況

なんですから、それが大事だと。ホットスポットは重点的にやるにしても。そういう考えです。

下手に大がかりにやるとふん詰まりになってしまいます。それを集めた土は国の責任だから、どこか探してくれと言ったって、今、国が責任を持てますか。どうせ、そんな、国が責任を持つはずがないんです。だからすべて自己責任でやっているという、最終的には自己責任になってしまう。自己責任でやるということになれば、結局は自分らでできるだけ細かく細かく、その場所場所で、個人個人で、あるいは施設施設で対応していったほうが、私はいいと思います。

もう一つ、牛肉の問題ですが、けさもそのことで農林水産課にちょっと聞かせたんですが、今、茨城県内の牧草はほとんど、今度4月1日から食べさせてはだめだというような話になりそうなんです。けさ、聞いた話なんですが、うちの場長から聞いた話。茨城県の牧草が食べさせてだめだということになったら、これはみんなほかから牧草を買ってきて食べさせて全部、東電に請求すればいい話ですね。でも、現実的にそんなことを出しているほうが、問題だとは言いません、私は。こういう立場ですから、問題だとは言いませんが、そうやって拡大することが果たして本当にならしているのかと。

政府の、農水省のお達しは、いや、牛肉に関係あるから言っている。政府のお達しは、自粛してくださいと、食べさせることについては自粛してくださいということなんです。自粛してくださいということは、要するに政府が責任逃れをやっているだけなんです。自粛してくださいと言われたのは、例えばうちの牧場で自粛しないで食べさせた場合は、あとは自己責任ですよということですから、その牛が、出荷の時に100ベクレルの牛肉になったらあとはそれは売れないのはあなたの責任ですよという、責任逃れを政府がやっているだけだと私は思うんです。

ですから、それは自分で判断して、この牧草を自分で食べさせてもいいのかどうかは自分で判断してやればいいと思います。

放射線の地域指定を受けなかったのは、自分の牧場の利益を考えてか。そんな小さいことは。そうではないのですか。

○副議長（中根光男君）

ちょっと忠告申し上げます。質問に対して、簡潔に答弁をお願いします。

○市長（宮嶋光昭君）

地域指定を受けなかった理由は、自分の牛肉の風評被害を恐れたか、ということなのでしょう。

[「肉相場に」と呼ぶ者あり]

○市長（宮嶋光昭君）

肉相場にはもうとっくに影響があります。とっくに影響があつて、もう東電に対する請求だって、うちだけでもうん千万単位になっています。でもまだ出ていません。それで終わります。

だから、そういうのは東電にきちんと請求しますから、それはそれでいいんです。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

それでは最後に要望だけ。本来、田谷議員みたいに、施政方針で褒めるべきところも欲しいところなんですけれども、ぜひ地域防災計画見直しということで、消防の広域化と整合性の可能性をぜひ探って、いろいろ庁舎を位置するとか、今の千代田消防署のあり方を考えると、いろいろ

る意見がありますけれども、そういう点も含めてぜひ地域防災計画、単なるコンサルにぼんと預けてそれでできたのを、ああ、いいだろうではなくて、それは地域総合福祉計画もそうです。市長は常々、仕事そんなにないと役所の中で言っているんですから、そういうことを委託せずに本当はやってもらいたいところなんです、委託しても委託しなくても、最終的には市民のためにいい計画をつくっていただきたいということをお願いして、私の施政方針の質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩時間は5分といたします。

休 憩 午後 2時43分

再 開 午後 2時51分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で通告による質疑は終了いたしました。

その他の質疑はございませんでしょうか。

14番 栗山千勝君。

[14番 栗山千勝君登壇]

○14番（栗山千勝君）

若干お伺いしたいと思います。

市長答弁は素晴らしい答弁で、私みたいな頭の衰えている者は太刀打ちできません。きのうもそのとおりだなんてチャラ入れられて、光栄に存ずるところでございます。

初めに、石岡斎場の関係なんですが、この問題で立派な副市長さんがおいでになって、この問題を解決するためにかすみがうら市に来たんだというふうなことで、話を聞いております。本年度予算に1億1000万計上してあるわけです。いろいろ協議した内容を見ますれば、現設計を基本とするというふうなことで、全体計画を1期、2期に分け、2期目については改めて協議するというふうなことで、一番最後に正しい契約額、または設計変更による事業費及び負担金額の変更があり得ると、本当に玉虫色のような協議で、取りとめのないような文言で書いてあるわけですが、1億1000万予算化しているわけで、負担金も全部決まっているわけで、どこをどのようにするのか、具体的に図面等で説明願えれば幸いです。

次に、佐藤議員のご質問におかれまして、霞ヶ浦地区から千代田のほうに送水管の問題について、いろいろ市長答弁されましたが、継続的に流すことに問題があるんだと。流すときにはいろいろな問題をクリアしなければならないというふうな答弁に私は聞いておりますが、継続的に流すことではないと。問題が起きたときに流すんだというふうにこれは理解していいのかなどか、お伺いしたいと思います。

次に、地域防災計画、抜本的に見直してまいります。これは、大変結構なことです。この件に

については答弁願わなくても結構なんですけど、けさ早く担当にいろいろ聞きにいったところ、災害が起きてから今日までただの1回も防災計画の見直しについての協議をされていない。本当に市民の生命と財産を守る見地から、やるのが遅い、情けない。これは、答弁されなくても結構です。

次に、この施政方針の中で、これは毎回そうなんですけど、歳入面での市長の政策が全然入っていないですよ。これ一番大事なことになるんですよ。歳出はだれでもできるんですよ。無駄・無理を削除することはだれでもできるんです。一番基本になるのは歳入面の政策が一番大事なことになるんです。その点について、歳入面についてどういう考えを持っているか、お示し願いたいと思います。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

まず第1点目の斎場の図面を提示してくださいということでございますが、これは後ほど提示させていただきたいと思います。

あと、中央広域の水を継続的に千代田方面に流す話、先ほど言及しましたが、これにつきましては将来的に千代田地区に水不足が生じる可能性がございますので、それを踏まえてのお話でございます。

また、そういう状態になったときには、もちろん議会にもご相談申し上げたいと思っております。

また、歳入と歳出の関係でありますけど、入るほうを全然無頓着であれば、出るほうはできないわけでありまして、入るをはかって出るを制すということでもありますから、出るができていますから、当然それだけの歳入は確保されているわけでありまして、予算書を見ていただければ一目瞭然であろうかと思っております。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

水道の関係で、これ継続的に流すことではないと。工事はことしから始まるわけでしょう。予算化しているんだから。いつの段階でこれは流すのか、工事を完了したときに。その点についてはどうですか。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

中央広域の水、これはあくまでも災害用ということで接続するということで、まだ中央広域との話が煮詰まっております。ですから、中央広域と話が決まれば、打ち合わせができればいつでも相互融通はできるわけです。だから、自由にどっちの水を使ってもいいわけです。そういうことであります。

○副議長（中根光男君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

現段階で今年から予算化しているわけですから、当然ここで協議しなければならないわけですよ。いつの段階からそれができるのか、私一番心配するのはこれは継続的に流すことではないということなんですよね。そうすれば、緊急のときにバルブを開けて送り込む、そこに大きな水道法に基づく問題があるんですよ。それはどういうことかと、死に水といって、水が動かないでいけば大きな問題が発生するんですよ。それが私一番心配なの。並行して進んでいって、ただ、今送水管をつくりました。じゃ、県のほうの協議で了解が得られないといった場合には丸つきり金捨てちゃうことになるんですよ。なぜ現段階で予算化する前にそういう協議ができないのか。その前から、私は向こうへ送れということは質問しているんですから。いかがでしょうか。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まさに施政方針で申し上げているとおり、継続的にいつでも流せる体制をもちろん前提にしているわけでありまして、そのために関係機関との協議が必要であると。その関係機関の中には中央広域が入っておりまして、企業局が入っておりまして、企業局との交渉は並行して進んでいるわけです。そういうことであります。

○副議長（中根光男君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

企業局と並行して協議を進めるというのは、今まで何回どのような協議をしたかお伺いしたいと思います。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私が直接企業局長に会ったときには、私のほうからはお願いをしております。こういうことについてはそれほど問題になることではないと思いますので、水を一応霞ヶ浦地区では完全に1,400トン確保しています。その水を千代田へ流すだけのことでですから、いわゆる1つの行政区内で流すだけのことでですから、ただ一応一言話をしないと勝手にやったらまずいことではないかと思っておりますので話をしているだけで、そのことについて企業局長が、いやそんなことやられたら困るよなんていう話は全然出ておりませんので、それはご安心いただきたいと思っております。

○副議長（中根光男君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

少なくとも送水するのであれば、死に水が出ないように。これは市民の生命にかかわる問題ですから、これ一番大事。それで今、市長、相互に送ると言っていたけれども、今までの話だと相互に水を送るというのはできないんですよ。優秀な市長さんだから答弁もきちんと考えてやっ

てください。

それから斎場問題、これだけのものができるんだから、議会にもきちんとした図面でここまでやりますよというのが私は当たり前だと思う。なぜそれができないのか。副市長はこの問題について解決しろと言って来たと言っているんですよ。そこまで突っ込んだ話しなければ、議会だってなかなか納得しない。私に言わせれば、市長は3億できるというんだからね、何で4億円以内なら出すって、1億損するんですよ。さらには、私に言わせればこの決め方、他人くたばれ我繁盛なんですよ。私ら斎場は入らないと、石岡と向こうで持ちなさいと。使うことだけは使わせてくださいと。真の市長の改革であれば、石岡と小美玉でどうでしょうと、この斎場に関しては民間でここへつくってもらったらどうかと。そうすれば国も県も助かる、市も助かる。私は、そういう配慮のもとに解決してもらいたかった。こういう解決はだれでもできる。市長の考えをお伺いします。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

だれでもできることが1年ちょっとかかったわけでありますが、だれでもできるんですよ。こんな簡単なことないんですから、単純に考えれば式場なんか要らないんで、他人くたばれじゃなくて私は石岡、小美玉にもよく考えたほうがいいんじゃないですかと言ったんですよ。石岡、小美玉も得するように。私は、こっちのかすみがうら市は得しますよ。でも石岡、小美玉も両方得するように話したんです。結果的には多少石岡、小美玉も削減になりましたから、両市で得を分け合ってもらいましたけれども、うちのほうがよりうんと得をしたという構図になったわけですね。でも、もっと得をしてもらうように随分言ったんだけど、なかなかわかってもらえないんだよね。本当に栗山さんが言うように簡単にわかることなんですよ。なんでこんなにかかったのかと、私は思うんです。3億ならいい、3億で単独でできるのに何で4億払ったんだと。いや私は4億という話にはならないんじゃないかと思って3億でつくることを計画していたら、少し今までの経過があるから1億ぐらいいは今までの経過の分見るしかあるまいと、そういうことでなかなか難しいかなと思ったらガラガラガラとおりにてきてくれたので、そこでまとまっちゃったんですが、そういう経過でございます。

○副議長（中根光男君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

市長、選挙中に私は4億までならいいよというふうな答弁ここでも何回もしてるんですよ。今の話聞けば、若干違いますよね。私は脳は足りんけれども、結構記憶しているところもあるんです。市長は一貫して3億でできるんだから3億でつくるんだと、場所も公表しない。できないことを3億でできると、まず100%できないですよ。今までの議会を見ますれば、本当に人の話を聞かない。思いやりも配慮もないんですよ。市民の目線で何も実行していない。本当に私、支援した1人として情けない。そういうことでは職員だってついてこない。今、2庁方式でやっているけれども、霞ヶ浦庁舎のほうへ入っていけば、朝行けば、職員はおはようございますとみんな言います。市長と副市長の部屋、黙って通ればほとんどおはようございますなんて言わない。一

番基本なんですよ。答弁は結構ですから。

以上。

○副議長（中根光男君）

その他、質疑はございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

これにて施政方針に対する質疑を終了いたします。

日程第 2 承認第 1 号及び議案第 2 号ないし議案第 3 3 号

○副議長（中根光男君）

日程第 2、承認第 1 号及び議案第 2 号ないし議案第 33 号までの 33 件を会議規則第 35 条の規定により一括議題といたします。

これより質疑を行います。

発言通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、5 番 古橋智樹君。

○5 番（古橋智樹君）

それでは、私の施政方針の時間を大変いただきましたので、できるだけ効率的に質疑をさせていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

後は、委員会でも本来審議できるべき内容ですが、私としては視点として市長が行財政改革という一貫でいろいろ縮減、圧縮を図られておりますけれども、それがどのような形で市民に還元できるかという視点でお伺いしたいと思います。

質問の前に一言余談になりますが、近隣の市の予算も新聞報道でされてはおりますけれども、行方市さんとか税収が 30 億ですが、地方交付税は我々よりも数十億多い 50 億以上だったんでしょうか。そういう形で一般会計の総予算が 170 億も組んでいる。後は、同じような財政、税収入で小美玉市さんもありますけれども、当市よりもはるかに上の一般会計予算を組んでいる。ですから、市長の行財政改革いろいろ取り組んでいることが、そういったことで市民のために少ない税収を最大限に発揮できているのかどうかという点が私はつかみたいところであります。

まず、議案第 3 号の東日本大震災復興まちづくりの支援事業の基金の設置、管理条例についてお尋ねします。

これ再三申し上げていますが、復興計画なしにこの基金だけで防災無線等を実行されてよいのか。本当にそれが復興になるのか。実施要綱等設けないのかという点をお尋ねします。

続いて、第 4 号、墓地等の経営許可に関する条例の制定で、茨城県知事からの権限移譲かと存じますけれども、この中の各条項の中で幾つか市長が特別の理由があると認めるときはとございますけれども、これは知事の条例のほうを参考にしていると思います。そういった中で、知事が特別に理由があると認めるときはどのような実例があるのかということでお尋ねしますので、ご説明をお願いいたします。

また、この条例は市長が先般いろいろ時間を費やしていた単独火葬場ということになれば、該当するような条例かと考える次第でございますけれども、この条例の中に近隣住民等とあります

けれども、具体的に規則で半径何百メートル以内とかそういった設けがあるのかご説明をいただきたいと思います。

後は、今後これだけ少子高齢化ということが、人口ピラミッドが大きく昔の高度成長期とは異なりまして、形が変わっているわけでございます。そういうことで、いずれは今いろいろ老人介護の関係の費用出費が伴っていますけれども、こういった埋葬に関しても非常に核家族化も進んでおりまして、特に市街化においてはまだ墓地等をお持ちでないご家庭もあると思います。そういった中で、私は市がこの権限移譲を受けるからには責任を持って運用できるように願いたいところでありますので、お尋ねいたします。

続いて、議案第6号でございますけれども、特別職の非常勤の報酬の一部改正ということでございますけれども、関連のお尋ねになるんですが、いわゆる先ほどの市民目線という形で、全部の報酬、これが実際の労働に対してこの報酬でよろしいのかどうかというのを審議会等で十分検証されたのかという点をお答えいただければと存じます。

続いて、議案第7号、市税条例の一部改正の制定ですが、このたばこ税に関して実際市内でのたばこ購入者というのはコンビニエンスストアやホームセンター、スーパーなどで購入されている形が多いんですけれども、こういった形がちゃんと申告として当市のたばこ税の収入となっているのか確認をしたく、お伺いするところです。

続いて、9号、かすみがうら市産業活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置の一部改正条例とあわせて、14号も関連だと思っておりますので、企業立地促進条例の一部改正ですが、私、先ほど来申し上げているとおり、もっと延長するのであればもっと実用的なものを検証されたのかどうか、もう少しハードルを下げても各助成や減免の形は小さくなるけれども、多くの事業者の方に行きわたるように私はすべきと思っておりますけれども、そういった検証があったのかどうか、お尋ねいたします。

続きまして、議案第17号の庁舎基金の廃止の条例でございます。

こちらにつきましては、今後庁舎を解体して、さらにはどういうふうに分庁方式や統一庁舎でいくのか否か、今後検討するに当たってなぜゆえこれを廃止してしまうのか、いま一度お尋ねいたします。

続いて、19号の平成23年度の一般会計補正予算ですが、これは多く書いてございますけれども、私はこれからお尋ねすることのみで結構でございますので、ご答弁いただければと思います。

個人税、固定資産税、軽自動車税の増額の根拠を簡潔にご答弁いただければと思います。

それから、地方交付税ですけれども、普通と特別の割合の根拠を簡潔にお願い申し上げます。

それから、飛びまして労働の県補助金でございますけれども、本来これは緊急雇用の形だと思うんですが、しっかり700万残さずに、しっかり市内の方に給与、報酬、ギャラとしてちゃんと回るように使い切るべきだったのではないかなと思う次第なんですが、なぜゆえ減額補正されるのかお尋ねいたします。

それから、これはかねがね私がお尋ねしているんですが、財政調整基金と減債基金のほうゼロとされましたけれども、改めてこれのご説明をいただければと思います。

続きまして、飛びまして、繰越金が今の時期に2億5000万円ほど平成22年度の会計から繰り越しされて今補正されるということなんですが、これは何の事業からかということをご説明をお願い

いします。

それから市債につきましては、漠然と市債だけを見れば年度末としては起債額が多いなという印象なんですけれども、私の所管の委員会以外の形について、金利償還年数等をご説明をいただければと思います。

続いて、公債費ですが、2100万円ほどの減は、これはどのような措置からかということでご説明をお願いいたします。

水道の25号は結構です。

26号につきましては、1点だけお尋ねします。

市税について、震災による影響額、それからさきの一般質問でお尋ねしたとおり、広報紙で出しております3年に一度の全国的な評価替え、これでどのくらいの影響があるのかお尋ねします。一応、施政方針にもありましたとおり、決算ベースで例年の形よりは金額が変わっているというのは存じておりますので、それ以外について。

また、この市税に関してこの金額の変動によりまして、地方交付税の増減にどのような影響があるのか、簡明にご答弁いただければと存じます。

水道は結構です。

以上です。

○副議長（中根光男君）

答弁を求めます。

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

それでは、古橋議員の質問にお答えしたいと思います。

議案第3号 かすみがうら市東日本大震災復興まちづくり支援事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についての中での計画実施要綱、基金、財源ということでお答えしたいと思います。

東日本大震災からの復興に向けて、国から茨城県に交付された復興基金のうち、70億円が交付金として市町村に配分されることになり、当市は5500万円の内示を1月上旬に受けております。今回、提案させていただきました条例につきましては、当該内示を受けた茨城県市町村復興まちづくり支援事業において、基金を設置して事業を行うことができることを活用したものでありますが、運用上、原資とそれに伴う利子等について厳格な経理区分を行わなければならないこととされていることから、新たな基金を設置するものです。

具体的な運用につきましては、茨城県が策定いたしました市町村復興まちづくり支援事業実施要綱に基づき、市の実施計画を策定いたしまして交付申請をしております。これに基づき、平成24年度当初予算において防災無線事業、それから千代田公民館の耐震診断、街路管理事業は神立停車場線の測量、常備消防事業、千代田本部の耐震診断の充当を予定しております。

基金の原資であります、今議会において提案しております一般会計補正予算（第8号）において、市町村復興まちづくり支援事業費交付金を歳入に計上し、支出においてかすみがうら市東日本大震災復興まちづくり支援事業基金に全額積み立てておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、議案第17号でございます。かすみがうら市庁舎建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定についてでございます。

庁舎建設基金は、合併前からの霞ヶ浦庁舎建設を年頭に、合併後も引き継がれていたもので、平成22年度をもって所期の目的を達成したため、廃止するのが妥当だと判断したものでございます。この指摘の千代田庁舎の被害による解体と今後の庁舎整備の活用については、東日本大震災からの復興との観点から、ほかの事業と合わせてかすみがうら市東日本震災復興まちづくり基金を活用する予定でございます。

当該条例を廃止することにより、基金残高については今議会において提案をしております一般会計補正予算（第8号）において、かすみがうら市東日本大震災復興まちづくり基金に全額積み立てしております。また、今回特別交付税に追加した金額に東日本大震災による被災団体等に対する特例交付として、庁舎の一部が使用できなくなった市町村に交付されました1億3000万円が含まれていることから、これについても合わせて積み立てしております。

これらの積み立てにつきましては、庁舎を含めて広く公共施設の耐震化等に活用できるように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

次が議案第19号の平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算、古橋議員、繰越明許もありましたよね。いいですか、これも。

[古橋議員「いや、聞きました」と呼ぶ]

○市長公室長（島田昌男君）

繰越……

[古橋議員「補正です」と呼ぶ]

○市長公室長（島田昌男君）

補正も関連する。

[古橋議員「補正も説明して」と呼ぶ]

○市長公室長（島田昌男君）

それでは、文教厚生委員会以外の部分ということでございます。

総務費の財政管理事務事業につきましては、予算書の作成にかかる印刷製本費を24年度に繰り越すものでございます。

土木費のまちづくり交付金事業、かすみがうら中心地区につきましては市道カ2583号線の用地買収に日数を要し、買収区間の工事発注がおくれるため、繰り越すものでございます。同じく市道整備事業につきましては、市道㊦8459号線の道路排水計画の見直しによる用地取得で、相続関係のある用地買収に不測の日数を要したため、繰り越すものです。

消防費の災害対策事業につきましては、食品等も計測できる放射線測定器を購入するに当たり、市場情勢から納入まで相当な期間を要することから、繰り越しとなったものでございます。同じく防災無線整備事業につきましては、国の第3次補正で成立した事業で、屋外子局21基を整備するものですが、交付決定が2月1日になったことから、事業を繰り越す必要性が生じたものでございます。同じく消防団施設整備事業につきましては、現在進めている消防団再編に伴う詰所の整備で、志筑地区2分団1部の詰所について建設用地の確定に時間を要したため、次年度に繰り越すというものでございます。同じく消防団施設整備事業につきましては、国の補正による補助

事業であり、年度内の完了が困難なため次年度に繰り越すものです。事業内容としては、消防団の情報伝達用に使用する簡易無線機を90機整備するものでございます。

それから、次の市税の関係のほうは市民部長のほうにお願いして、あと地方交付税のほうをしたいと思います。

地方交付税につきましては、普通交付税が9115万3000円、特別交付税が1億6546万5000円をそれぞれ追加して、普通交付税の総額を36億4115万3000円、特別交付税の総額を3億1546万5000円とし、総額で39億5661万8000円とするものでございます。普通交付税については、再算定を含め、1月に決定されたものでございます。特別交付税については、通常分は当初予算どおりの1億5000万円が交付されると見込み、東日本大震災による被災団体等に対する特例交付として交付された1億6546万5000円を追加したものでございます。

それから、労働県補助金につきましては、緊急雇用創出事業補助金及びふるさと雇用再生特別基金事業補助金を活用して実施している各事業について、委託に伴う契約差金や臨時職員の勤務時間など実績見込みに応じて精算するもので、緊急雇用創出事業では697万8000円、ふるさと雇用創出事業では43万4000円の減額ということでございます。ちょっと内容につきましては、細かい部分については後で提出させていただければと思います。

基金繰入金につきましては財政調整基金、減債基金については歳入の増及び歳出の減により一般財源が確保できる見込みとなったため、計上した額を全額減じることとしております。

霞ヶ浦水質浄化対策基金については、浄化槽設置整備事業に充当しておりまして、対象としている霞ヶ浦地区では当初の予定より増加したことから、基金の繰り入れが増加しております。

地域づくり基金の繰り入れについては、再編交付金を積み立てた分を財源として充当すること。さらに、前年度末に地震からの復旧・復興への支援としていただいた寄附金を積み立てており、今回取り崩し、財源として充当する措置を行っております。庁舎建設基金につきましては、霞ヶ浦庁舎の建設完了に伴い、所期の目的を達成したということから、当該基金を廃止して震災の復興に充てるため、東日本大震災復興まちづくり基金へ積み立てるものでございます。

次は、市債ですか。繰越金、特別会計繰入金。

[古橋議員「いいです」と呼ぶ]

○市長公室長（島田昌男君）

繰越金もいいですか。

[「市債」と呼ぶ者あり]

○市長公室長（島田昌男君）

それでは、次に市債のほうを説明させていただきたいと思います。

市債の衛生費につきましては、当初見送っていましたが石岡地方斎場整備事業の当市負担分を合併特例債を活用して計上するものでございます。

消防債につきましては、千代田地区の避難所、避難場所等の21カ所に防災行政デジタル無線子局を設置するため、国の補正予算により措置された緊急防災減災事業を活用し、単独分については充当率100%の起債を計上しております。

臨時財政対策債については、発行可能額が決定しましたことから追加するものでございます。

災害復旧事業債及び災害対策債につきましては、公共土木教育施設災害復旧費等の補助対象経

費を一般財源に振りかえたため、減額となっております。

なお、振りかえました一般財源につきましては、震災復興特別交付税で措置される予定となっております。

次の公債費でございます。公債費については、利子を2194万円減額するものでございます。理由といたしまして、平成22年度末に借り入れた市債の利率が見込みより低かったこと、また平成23年度へ繰り越したことにより、22年度中に借り入れを行わなかった事業があったためでございます。

補正予算の関係は以上です。

後は新年度、24年度の一般会計の市税だけでよろしいですか。

[古橋議員「そうです。市税だけです」と呼ぶ]

○市長公室長（島田昌男君）

市税のほうは市民部長のほうで。

以上です。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 吉藤 稔君。

○環境経済部長（吉藤 稔君）

古橋議員の条例の中で、まず議案第4号 かすみがうら市墓地等の経営許可等に関する条例の制定につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、ご質問の関係で、第3条になるかと思えますけれども、事前協議において市長が特別の理由があると認めるときはどのような事例かということでございますけれども、まずこれで考えられますのは、地方公共団体が墓地等の経営を行う場合、さらには都市計画の決定に基づいて行う場合でございます。また、個人の墓地につきましては道路の新設、あるいは土地区画整理事業等の公共工事に伴う場合、または地震や台風等の災害により損害を受けるなどしてやむを得ず既存の個人墓地を移設しなければならない等が考えられると思えます。

続きまして、具体的な中でまず規則等で設けます定義の中で、その距離等の関係でございますけれども、これにつきましては規則等は今進めておりますけれども、今考えておりますのは、まず近隣住民等についての定義づけとしましては、当該計画にかかわる墓地の区域又は納骨堂の敷地の周囲100メートル以内の地域に居住する者及び当該地域に土地又は建物を所有する者、あるいは当該計画にかかわる火葬場の敷地の周囲300メートル以内の地域に居住する者及び当該地域に土地又は建物を有する者と、これらに掲げるものと同程度の影響を受けると認められる者ということで考えてございます。

それから、墓地の拡張でございますけれども、まずこの基本となります墓地埋葬法の考え方としましては、本来、墓地とは国民にとって必要なものであるという前提に立っておりまして、ただつくるに当たっては公衆衛生、その他公共の福祉の観点から支障がないということをつくるわけございまして、ただし実際に必要なものであっても無制限につくってよいかということ、いろんなところでいろいろ昨今トラブルが起きているということでございますので、やはり地域の住民の理解、墓地の必要性、そういったところが十分理解を得られないままに進んでいるという現状でありまして、そういう意味を持ちまして、今回の条例の制定において保管できればと考えて

おります。

さらに、議案の9号と議案の14号でございますけれども、確かに今回の条例改正に当たりましては、条例の期限が切れますので、さらにそれを延長するとの内容での改正のみでございまして、先ほどご質問にありましたようなもっと実用的なもの、あるいはハードルを下げたものという内容のものではございませんので、それらについては考えてございません。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

ご答弁申し上げたいと思います。

議案第6号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定の中で、各種の追加根拠法令、職務勤務形態、他教育相談員との職務の整合性、それからその他非常勤特別職の報酬の見直しの検証について、ご答弁申し上げたいと思います。

身体障害者相談員の根拠法令等につきましては、身体障害者福祉法第12条の3に規定され、これまで県において設置しておりましたが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第2次一括法の成立に伴い、市において地方公務員法第3条第3項第3号に基づき設置するものでございます。職務の内容等につきましては、身体障害者地域活動の推進や更生援護に関する相談に応じ指導を行うもので、2年の任期中随時必要な業務を行うものでございます。特に……

[古橋議員「3つ目だけでいいです。見直しについて、現状は」と呼ぶ]

○総務部長（山口勝徑君）

そうですか。それでは、見直し、どのように検討されたかということで、お尋ねでございますので、答弁を申し上げたいと思います。

非常勤特別職の報酬についての見直しはでございますが、これまで行財政改革の一環として職員の採用の抑制、特別職給料では平成22年10月から市長の給料の50%削減を実施するというふうなこともございました。市議会のご理解をいただき、議員定数の20%削減をするなど、順次人件費の抑制に取り組んでいるところでございまして、第1回定例会においては市職員の給与の特別措置について提案をさせていただいております。非常勤特別職の報酬につきましては、一般職の給与についての方向性が決定した後に、見直しを行うかを含めまして、今後検討させていただくように考えております。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

古橋議員の質疑にお答え申し上げます。

最初に、議案第7号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。たばこ税の申告義務者数と販売店舗の実数は、卸売業者である日本たばこ産業株式会社外3

者が納税義務者となっております。販売店舗数は、市内にありますコンビニ、スーパー、商店などの小売店合わせて98店舗となっております。

続いて、議案第19号 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）のうち、市税に係る補正額の根拠についてであります。まず個人市民税については本年1月23日現在の収入済額が16億9000万円であり、これから納付となる1月から3月分の特別徴収による収入見込み額が3億1900万円となることから、現予算額に比べ1億5000万円増額と見込めることから計上したものでございます。

次に、固定資産税につきましては同じく1月23日現在の収入済額が24億6400万円であることから、現予算額に比べ5000万円増額となることから計上したものでございます。

次に、軽自動車税につきましては同じく1月23日現在の収入済額が8070万円であり、現予算額に比べ1000万円増額となることから計上したものでございます。

続いて、議案第26号 平成24年度かすみがうら市一般会計予算のうち、市税に係る予算計上で震災による影響額と評価替えの影響額についてであります。まず市民税については震災に伴い家屋等に被害を受け、雑損控除を受ける方が見込まれますので、約3000万円の減収を見込んでおります。

次に、固定資産税については、まず土地ですが、平成24年度が評価替えの年であることから、市街化区域及びその周辺については標準宅地比準方式から道路の状況や公共施設等との近接など、土地の価格事情をより反映させた路線価評価方式に改めたことにより、当然ながら評価額は下がる傾向にあります。したがって、評価替えによる影響額は対前年比で約3300万円ほど減額と見込んでおります。

また、家屋につきましては在来家屋の経年減点など評価見直しがあり、評価替えによる影響額として約9700万円ほど減額と見込んでおります。震災による影響額は23年度の減免額44万円程度になるかと思われま。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

それでは、ご答弁いただきましたので、幾つか再質問をさせていただきます。

質問の前に、この復興の基金については県の要綱があるから特段必要ないよということで、私は答弁理解したんですけども、市町村によっては復興計画ということで前面に出して取り組んでいるような北茨城市さんとかあるかと思うんですけども、やはり我々の市が北茨城に比べては被害が少ないかもしれませんが、やはり復興元年、こういう年に私はそんな条文はたくさん設けると言っていないんですね。必要な部分で必要なものを的確に縦割り行政で、これとこれがうまく組み合わせない部分は組み合わせてもいいよみたいな、そういう計画があってほしいなと願った次第です。

それから、墓地に関する条例ですけども、既存の墓地が拡張する場合はやはりこれは必要なのかということで、ちょっと私1回目の答弁では理解できなかった部分があるんですけども、再確認のほうをさせていただきたいんですが、既存の墓地を拡張する場合にももちろんこの条例

が適用されるということによろしいんですか。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 吉藤 稔君。

○環境経済部長（吉藤 稔君）

これにつきまして、法律のほうでもうたってございますけれども、あと条例にもうたってございますけれども、法律で言えば10条にあるんですけれども、墓地、納骨堂又は火葬場を經營する者の届出と、さらにはそれらの墓地又は火葬場の新設変更ということで、11条でうたっておりますので、基本的にただいまの内容は変更は可能だと考えられます。

以上です。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

続いて、6号の答弁ですが、特段にこの市長とか我々とか出席率の高い非常勤特別職じゃなくて、学校相談員とか、そういった形の見直しはやっていないということですね。

○副議長（中根光男君）

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

ただいま古橋議員のおっしゃるとおりでございます。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

ぜひ、近隣市町村と比べたり、この実勢の報酬としてふさわしいか、足りないとか、仕事の量もふえているとか、そういうところをぜひ、宮嶋市長が行財政改革を掲げているわけですから、そういった観点から再度ご検証をいただきたいなというふうに申し上げます。

それから、市税条例の一部改正ですけれども、98の店舗ということは、これは申告の形からカウントした数字であって、実際に市役所として直接確認した数字ではないということですか。どちらの数字なのかご確認をしたいんですが、よろしくをお願いします。

○副議長（中根光男君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

ただいま申し上げました98店舗というのは、税務署に届けられております商店数、スーパー、コンビニとかそういうのも含めまして、それが98店舗たばこを扱っていますというような形になっておりますので、現実的に卸売業者の方からどのお店に幾らというような詳細なものは来ておりませんので、そういう形でご答弁申し上げます。

あとは、実は私がことしになってから税務担当をしてたまたま2回のたばこ税改正があったんですけれども、そのたばこ税改正の時点でその改正日に各商店に在庫の確認というような形で市の職員が参るといふ、そういう事態も合ったわけですけれども、その際にやはり税務署のほうか

ら何店舗からの抽出をということで名簿が来ておりましたので、今回もそういう形で名簿をいただいてありましたので、それに基づいてご答弁をさせていただきました。

以上です。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

続いて、9号と14号について、全然検証がなかったという、検討がなかったということなんです、非常に残念ですね。私は、これだけ景気が悪い形ですからぜひ丸々こちらが、税収が減っては厳しいんですけども、事業者にとってもプラス、我々にとってもプラスという適度なさじかげんというのが必ずどこかにあると思うんですよ。私は、本来はそれがお仕事だと思いますので、今後、今回上程しているから、じゃ、すぐさま改正に向かって検討するよということは難しいかもしれませんが、何かほかの予算があればそういう形でぜひご検証をいただければと思います。

それから、一般会計の補正をお尋ねしますが、まず気がついた点から申し上げますと、労働県補助金の緊急雇用の700万ということですが、これは市民プラザの関係の減額ですか、これは先般の臨時議会でやった板橋区の市民プラザが否決されたことによって出た人件費でしょうか。お尋ねします。

○副議長（中根光男君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

市民プラザにつきましては、補正予算も認められなかったということで、それについては入っておりません。

以上です。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

では、私、もう一度お尋ねしたいんですが、ちょっと理解できなかったんで、なぜ700万残してしまっただけですか。

○副議長（中根光男君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

この700万というのは1つの事業ばかりではなくて、最終的に精査したもので、最終的にそれが合計されたもので700万弱ということでございますので、ちょっと今手元に細かい部分ありませんので、その点は精査した部分を渡したいと思います。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私は、この700万円だけということじゃなくて、本当に700万円だって市民の皆さんの懐に少し

でも入れば、税収としてつながるかどうかさておいて、本来この緊急雇用ということであまりよく使い切るのが本当の仕事だと思うんですよね。それをこんなに余らせてしまうというのは、私は市長の監督が足りないと思うんですけれども、この点については反省はあるんでしょうか、市長。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

これは幾つもありまして、例えば議会のあれもあつたんじゃないの、これ。会議録研究所の入っているよね。結局そういうものの積み重ねです。こっちに30万、こっちで100万、そういういろんな緊急雇用は何件もありますから、そのみんな計上した分びったりびったり使えないわけだよね。余計は使えないでしょう。だから、全部内端・内端・内端・内端になっていきますから、それ全部足したら、一番でかいのは会議録じゃないですか。多分そういうことです。だから、これはよくやっているとしますよ。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私は、いろいろ市長の勘ぐりもありますけれども、議事録が確かにあると思いますよ。その使い道に関しては、一度設計したものは使えないからこれだけ残ったというふうにしか私は答弁からとれないんですけれども。当初にこういう形で雇用事業としてやりますよということで、残り期間がなかったからこれだけ700万残って、いろいろ関連がたくさん件数があつて積み上げた700万となつてしまったというふうに理解してよろしいんですね。

○副議長（中根光男君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

当初予算で、補正予算等もありますけれども、そういった中で緊急雇用を使った事業ということで予算は組みましたけれども、最終的に事業の中でそれまで雇用者がいなかったとか、事業内容がその各事業事業において最終的な精査の中で残ったということでございます。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

たかが700万円と思うかもしれませんが、されど700万円ですよ。ぎりぎりまでいろいろ時間の限り使い切れば、私は700万にならなかつたというふうに思う次第です。特段、ここで件数をどういう内容があつたんだと説明させても、なかなか資料がないでしょうから、私はしっかり使い切るように、議会の会議録も含めて、これは市長権限の予算ですから、市長が議会の会議録の緊急雇用の予算も含めて、しっかり管理するべきだったというふうに私は申し上げます。

それから、評価替えについては市民部長の説明からすると減収になるというふうな形ですけれども、その広報紙の最後のところに市街化の農地とか、農地における宅地の部分について改めて評価替えとして対象とするというようなことが加わつたんですが、こういう方に関してはふえる可能性があるということでしょうか。

○副議長（中根光男君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

今回の24年度評価替えに関しましては、課税の現況地目が異なっていたものなどについても、かなりの件数調査をし、説明をしながら理解を求めてまいりましたので、そういう課税地目の異なった方については、これは間違いなく宅地になると、あるいは畑から雑種地になるとか、そういう方については、これは間違いなく増額ということになります。

以上です。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

それから、一般会計の繰り越し、さらには基金の積み立てとかという形で、非常に留保的な資金がふえているようなんですけれども、私が心配するのは、言葉が適切ではありませんけれども、現生がたくさんあれば地方交付税の査定も減額査定されてしまうのかなというふうに心配するところなんですけれども、市長が今年度はそういう方向で進めていったから、これだけの余剰金が出てきたのかなと思うんですが、その私が心配したような形、交付税が減額されてしまうという心配、これはないんですか。

○副議長（中根光男君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

繰越金等については、監査委員さんのほうからも指摘等もありまして、年度末、今年度今回3月の補正で減額ということをさせていただいております。次年度の繰越金については、今まで3億繰越金で予算化をしておりましたけれども、そういった23年度年度末で減額等も今回しましたので、次年度24年度は1億5000万の繰越金の歳入予算ということで見えております。あと、利用資金等についてはまだ3月いっぱいありますけれども、ちょっとまだ具体的には幾らということとはわかりませんが3億、毎年度補正の財源等に3億、4億くらい出ておりますので、その辺は利用資金等に確保したいと思っております。

以上です。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

余剰金については、財政課から資料が今ぱっと出ないんですけれども、3億以上一般会計だけであるという形でいただいている、見込み的にはもうちょっとふえるのかなと推察するところなんですけれども、市長が健全財政を目指して行政改革をやっているということで、私からすると基金に安易にぼんと入れるのは、死に金になってしまうんじゃないかなと、私は心配するんです。やはり市民に事業としてお金が流れて、それが税金として入って税金を伸ばすということ。地方交付税は減るかもしれませんが、税金を伸ばすという目標がやはり私はあつてしかるべきだと思うんですけれども、非常に金の使い方を意識する余り、余剰金がちょっと過分ではないか

など察するところです。

それにもかかわらず、今度、職員の給与を特例の分も減給してお金を残して、一体私は何に使うのかというのが非常に疑問です。いろいろ神立停車場線とか、東西の幹線道路とか、やろうと思えば使い道はあるんですけども、やはりいろいろな起債とのバランスですね、適度に税収を生み出せるような事業を起こすという、そういうぜひ24年度は運用を目指していただきたいということを申し上げます。財務四表ということで、BS・PLを国のほうで設けなさいということでやっていますけれども、帳じりを合わせるようになってはいますけれども、やはり市民の所得が伸びて税収が大きくなるような形ということで、私はその健全財政を目指すことよりも、やはり市民の皆さんの所得が上がるということが、健全財政よりもやはりこの復興の時期においては大事だと思いますので、借金を背負えるのはやはり国とこういう地方自治体が背負うしかないんです。こういう時期ですからぜひそういうことを視点に置いていただいて、24年度の執行も当たっていただければと思います。

私の質疑を終わります。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君の質疑を終わります。

次いで発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

古橋議員が多岐にわたって質問いたしまして、かなりダブっておりますので、ダブらない範囲で質問をいたします。

承認第1号の件でございます。

災害対策費で消防費となっておりますが、これは食品検査機器システムというふうに思っているんですが、360万ということなのかどうか確認をいたします。

それと、議案第2号でございます。

かすみがうら市職員の給与の特例に関するということで、給与の削減8.22が出ている内容かなと思いますが、さきの全員協議会で削減の影響額というか削減がどういうふうになっているかは出されていますが、それから変わっているかどうか。その内容について確認するというふうなことと、市長は公約に基づいてやりたいということなのかどうか、もう一度確認をしたいと思います。

それから、議案第3号ですけれども、今お話ししたように国、県がこの創設、こういうことで今回のこの支援事業基金の設置が設けられたと、それに準じてやったということなのかどうか、もう一度確認をしたいと思います。

それから、第4号についても、この法律の改正によってこれが今回当該市にも適用するという事になったというふうに確認してよろしいでしょうか。それから議案第6号ですが、これはもう施政方針に対する質疑で結構でございます。

それと、議案第7号でございますが、これは基本的に増税というふうに私は認識しております。特に、個人市民税の税率の特例等について、均等割を500円、これを平成26年から35年、10年間、これはいわゆる復興税と思われませんが、確認をしたいと思います。

それと、ずっと飛びまして議案第19号の補正予算の件で、地方債の補正で石岡地方斎場整備事業は、これは合併特例債に振りかえたと、変更振りかえたというふうに理解してよろしいでしょうか。

それと、土木費についても、これも振りかえというふうに理解していいのかどうか。

それから、下水道事業特別会計の繰越金について説明を願いたいと思います。

それから、総務管理費の財産管理費についての大幅増は基金運用の事業が主ですが、その目的。それと、災害復旧費の農林水産施設の件について。

19号は以上の説明をお願いしたいと思います。

議案第22号については、繰越明許費についての説明と、減額補正の中身についてお尋ねしたいと思います。

それから、議案第26号から32号については基本的に各ところまだ私も精査しておりません。歳入の件だけで質問しておりますが、1つだけ議案第32号の平成24年のかすみがうら市水道事業会計の予算書の中で、質疑の中でお話がありましたけれども、千代田工業団地内の水の供給で当市が予定していた供給先の企業が地下水をくみ上げるということになったために、当市の水道を利用しなくても済むようになってしまったということですが、これは24年度にある程度想定していたのかどうか、それともこの点については、当該企業については全く24年度は最初から考えていなかったのかどうか。

そして、この当該企業と想定した供給数量及び金額については、わかっているかどうか。それについて確認をしたいと思います。

以上です。

○副議長（中根光男君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

市職員給与削減に固執する理由についてですが、これは私は公約に掲げておったもので、公約に掲げておいてそんなもの知らないよというのは、これは政治家として最低でありまして、私はそんなことはしません。公約は、やっぱり自分の任期中にきちんと、しかもこの件に関してはなるべく早くやりたいということで、今まで再三お願いをしてきたところでございます。この公約が目的化しているわけではありませんで、何でもこういうことをやるかということ、やはり官から民へ、そういう流れの中でいわゆる所得配分を変えていくという社会正義の一貫、さらには財政改革という理由もあるわけですが、そういうことで公約にさせていただいたわけでありまして、公約が目的化しているわけではありませんので、その点はお間違いのないようお願いしたいと思います。

○副議長（中根光男君）

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

佐藤議員さんのご質問にお答え申し上げます。

承認第1号の専決処分内容でございますが、先ほど佐藤議員さんが言われましたように、放

射線対策備品、食材の放射能測定をいたします測定器1台を購入するものでございます。これでございますが専決処分をいたしました理由でございますが、納品までに6カ月ほどかかるというふうなこともございますので、専決処分ということでお願いを申し上げます。

続きまして、議案第2号でございます。かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定の金額の確認というふうなことでございますが、給与の特例に関する条例の影響額につきましては、2月27日、議長あてで提出しております平成24年度当初予算（案）でございますが、における財政状況について報告しておりますとおり、全会計での削減額が2億4180万1000円となります。内訳としまして、給料が1億4228万6000円、手当につきましては期末勤勉手当及び管理職手当で5451万8000円、共済費では共済組合負担金及び共済組合追加費用等で4499万7000円となっております。

それから、質問があったかどうかちょっと聞き取れなかったんですが、消防費の千代田地区の防災無線工事についてでございます。千代田地区の避難所等21カ所に、霞ヶ浦地区にございます防災無線屋外子局と同様のものを設置するというところでございます。事業費につきましては、1億1240万6000円でございます。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

まず、議案第3号 かすみがうら市の復興まちづくり支援事業の条例でございますけれども、これは先ほど古橋議員さんの質問の中でもありましたけれども、国から茨城県のほうに70億円が交付金として来たと、その中でまた各市町村に配分され、当市は5500万がかすみがうら市の配分となりました。その交付金については、一つの基金の枠をつくって管理を明確にしてくれということでございましたので、新たにその部分について5500万円分だけでございますけれども、それについての管理ということの基金の設置でございます。大変紛らわしいようでございますけれども、そのほか12月にも復興まちづくり基金ということで設置もさせていただいたということでございます。

それから、一般会計補正予算の中で地方交付税、市税のほうは市民部長にお願いしますので、地方交付税……

[佐藤議員「それはいいです」と呼ぶ]

○市長公室長（島田昌男君）

いいですか。そうですか、じゃ、あとは総務管理費の中で財産管理費の大幅増は基金運用事業が主だが、目的は何かということでございます。これにつきましても先ほど古橋議員のほうにも地方交付税の増額についてお答えいたしました。地方交付税については普通交付税が9115万3000円、特別交付税が1億6546万5000円がそれぞれ追加になりました。普通交付税の総額を36億4115万3000円、特別交付税の総額を3億1546万5000円として39億5661万8000円ということでございます。これは、再算定を含めて11月に決定されたということで、それから特別交付税については当初予算どおり1億5000万が交付されると見込んでおりました。この中で東日本大震災による被災団体ということで、特例交付として1億6546万5000円が追加されたものが交付税でござい

す。

基金についてですが、これは一般会計における平成22年度の実質収支が6億8385万1000円から繰越金としてこれまで予算に補正等で計上しておりました4億3017万3000円を差し引いた残額に当たる2億5367万8000円を計上しておまして、本年度分の歳入の追加分と合わせて補正に要する一般財源を差し引いた上、積み立てるものでございます。

それから、東日本大震災復興まちづくり基金及び東日本大震災復興まちづくり支援事業の積み立てについては、先ほど古橋議員にお答えしたとおりでございます。

それから、地方債の補正については佐藤議員のとおりでございます。

それから、下水道事業特別会計繰出金についてでございます。下水道会計につきましては東日本大震災に係る災害復旧費用について、当初下水道の会計のほうで下水道債を見込んでおりましたところ、震災復興特別交付税の新設ということで、下水道債相当額について一部を除いて一般会計から繰り出すということでございます。

このため、当該予算額を繰出金として一般会計のほうから出しまして、前年度の余剰金としては全額を一般会計に繰り入れるということでございます。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 吉藤 稔君。

○環境経済部長（吉藤 稔君）

佐藤議員さんの質問の中で、議案の第4号 かすみがうら市墓地等の経営許可等に関する条例の制定のご質問でございますけれども、法律改正に伴ってということかという質問でございますけれども、確かに法律改正でございます。これにつきましては、国の第2次地域主権改革一括法が去年23年8月30日に公布されたことに伴いましての改正でございます。

それと、議案第19号、一般会計の23年度の補正予算（第8号）の中の災害復旧費の農林水産施設についての補正内容でございますけれども、これにつきましては土地改良施設におきます今回の震災によります復旧事業として改良区、さらにはその改良区の中の水利組合等の復旧の内容でございます。合わせまして986万7000円の追加補正としてございます。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

それでは、佐藤議員の質疑にお答えを申し上げます。

私のほうからは、議案第7号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定についてですが、佐藤議員がおっしゃいますように、今回の改正につきましては東日本大震災並びに経済社会の構造の変化に対応するための法律が昨年12月2日に公布されました。これに伴い、税条例の改正を行うもので、佐藤議員もおっしゃいましたように平成26年度から平成35年度までのちょうど10年になろうと思っております。この期間、個人市民税の均等割額を年額今まで3,000円でしたが500円増額し3,500円とするものです。

なお、ただいま申し上げたのは市民税についてでありまして、同じように茨城県は県民税を徴

しているわけですが、県民税につきましても同様に、今まで1,000円のところがやはり500円増額され1,500円となる見込みですので、均等割額合わせますと市県民税として5,000円ということになるかと思えます。

また、退職所得の個人住民税の10%税額控除というのが廃止されることになっております。さらには、25年4月からたばこ税の県と市の配分額が変更となる本案でございます。今までの県税分644円が市のほうに移りまして、今現在たばこ1,000本当たり4,618円が、県分644円が市のほうに移りまして5,262円になるというようなこのたびの一部改正条例案です。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

土木部長 大川 博君。

○土木部長（大川 博君）

私のほうからは、議案第19号、一般会計補正予算中、土木費、まちづくり交付金事業の件についてご説明をいたします。

まず1点目、千代田地区の道路補修工事131万4000円、これは工事請負費の差額でございます。霞ヶ浦地区の3000万円の減の理由といたしましては、今の西成井バイパス工事をしているところですが、改良、交差点の部分、これは24年度で見込んでいましたけれども、西成井バイパスの工事の進捗状況を見て、来年度以降に見送ったものでございます。

続きまして、議案第22号、下水道事業特別会計補正予算繰り越しの内容でございます。繰越額5295万円、これにつきましてはN T Tケーブル移設の申請、当初10日ほど見込んでいたけれども、それが1カ月ぐらい期間を要したということにより繰り越しを行うものでございます。

もう一点、流域下水道整備事業に関しまして3902万6000円の関係でございます。霞ヶ浦湖北流域下水道建設に伴う市の負担金でございますけれども、事務所が行います水処理機械設備工事もろもろ4件が年度内に完了できないということで、繰り越しを行うものでございます。かすみがうら市負担金5171万1000円のうち、3902万6000円を繰り越すものでございます。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

水道事務所長 川尻芳弘君。

○水道事務所長（川尻芳弘君）

佐藤議員のご質問にお答えいたします。

議案第32号の件でございますけれども、土浦・千代田工業団地の給水開始の関係で、収益の関係でございます。特別委員会のほうでも当初は収益増4000万円と見込んでおりました。全員協議会の資料のとおり、1月6日という日付になっておりますけれども、水道事務所のほうで1月6日から井戸のほうに切り変えたというのがわかったのが、日にちちょっと忘れてしまいましたけれども2月上旬のことでありました。したがって、その時点では土浦・千代田工業団地の給水収益の増を4000万円で見込んで予算のほうを作成しておりました。

しかしながら、その段階でそれだけの給水が上がらないということがわかりましたので、精査いたしまして、土浦・千代田工業団地の収益増を1400万円と見込みました。

それから、月どのぐらい見込んでいたんだという内容でございますけれども、年間で約10万ト

ンぐらいで、年間3000万ぐらいの企業に該当いたします。

それから、4000万円収益増を見込んでいた関係の中で、どの予算を減らしたんだということだと思いますけれども、土浦・千代田工業団地の収益増に関しましては、今回水道事務所で計器類等古いものについて、収益増になった部分について計器の更新をしていこうと考えていました。その中で、下稻吉第2浄水場の塩素の自動注入機のほうが大分古くなってきておりますので、そちらのほうを更新したいということで考えておりましたけれども、収益が減になった関係で、本年度についてはもし壊れたときには一般修繕で対応しようということで、そちらのほうで調整いたしました。

以上です。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

専決のほうについては、当然6カ月要するよということなんで専決になったと思いますが、これは当然、東電に請求しますね。それを確認します。

それと、市長が公約に掲げておいてやらないというわけにはいかないというふうにおっしゃいました。目的化しているわけじゃないというふうにも述べました。ただ、私は宮嶋さんが公約で文書にしたやつには書いていないんですよ、総人件費の削減というふうにしな。ただ、私は出陣式に行ったときに、40億、そのうちの1割は4億円、これを何とか実現したいということを行ったことは私記憶にあります。ですから、文書化はしていません。そのことは、よく肝に銘じておいていただきたい。そのことだけ。

そして、ちょっと追加したいんですが、この前の全員協議会で出された前に、一覧表出ていましたよね。若年の人は6%で、五、六級の方は10%ぐらいの削減みたいになっている表ありましたね。あの表のことを言ったんですよ。その表のとおり今回提案されているというふう思うんですけども、その確認をしたいと思います。

それとあわせて、全員協議会での私記憶なんですけれども、2月20日の全員協議会だったような気がするんですけども、国家公務員給与の削減7.8%ですね。これ国会で通ったという。こういう事態が成立されれば、この条例を取り下げて予算書の組み替えをしたいというようなことを市長おっしゃったような記憶があるんですけども、もうそういうことは考えていないのか。まず、この分だけ今の3点確認したいと思います。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

人件費の1割削減というのは、公約に掲げておまして、その内容について給与の改定をこれこれやって、削減をこれこれ何人やるとか、そういう細かいことまでを一々公約で書いたり言ったりはしていません。

[佐藤議員「そんなことは言っていない。そんなことは言っていない」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

いずれにしても1割を、39億を35億にするんだということをやっていたと思うんですが、それ

を実現するためには、当然このいわゆる職員数と給与そのものを改定しないとだめでありまして、それはもう最初から自分の頭の中では想定していたわけですので、ご理解をお願いしたいと思います。

それから、表のことですが、表は何だっけ。

[「総務部長じゃないですか」と呼ぶ者あり]

○市長（宮嶋光昭君）

それは、影響額は2億4100万そのとおりの傾斜額そのとおりで。今は傾斜配分で出ています。六、七級が10%、5級が8%でそのとおりです。あと、7.8%国でやるわけですが、これに差しかえる気があるかということなんです。これはこの前全員協議会で議案説明のときに差しかえる可能性について言及しました。実際、その時点では国が本当に通すのかどうか確定していませんでしたが、今度現実に通っちゃったわけですね。それを受けてどうするかということなんです。委員会質疑等も経ながら、どっちみち余り金額変わっていないので、私の今提案しているこの8.22%のほうの方がより合理的かなと思うので、まずはこれで第一義的に考えていただいて、どうしても議会のほうでこれでだめだから国に合わせろというのであれば、変更もやぶさかではございません。

しかし、議会のほうで特にそういう申し入れがなければ、これで審議をしていただきたいと思っています。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

第1番目の東電に放射線測定器の請求をするのかということですが、当然東電さんのほうには請求をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

私、細かいこと言ったんじゃないんですよ。大きなチラシですよ、市長。あのとき全部チラシ配ったやつ私保管しているんですよ。そこに職員給与の10%カットは書いていないの。そのことを言っているんですよ。総人件費の削減は言っておりますよ。そのことを言っているのはわかっていますよ。チラシには書いていないの、1割というのは。総人件費の削減と書いてあるんですよ。ですから、総人件費というのは何回も言うように今減ってきているわけでしょう、職員が。今回も20人大型にやめ、退職されるわけじゃないですか。そういう意味での総人件費。

市長が出陣式で主張したのはわかっていますよ、40億円を1割、4億円だというのは。私記憶にありますから。私そのことを言っているんですよ。ですから、それにこだわらないと。ですから、総人件費という立場も考えたほうがいいんじゃないかということをおは提言したのと同時に、全員協議会で言ったのは、できる限りこの予算を通すためには、国家公務員の給与削減策が決まれば、これは県の人事委員会でいずれにしても協議することになるわけでしょう。それは協議の

後ですよ。そうすると、大体それがさかのぼる可能性があるわけでしょう。違いますか、普通は。今回も人事院でさかのぼっているわけでしょう。そういうさかのぼれば、実質来年度の予算は予算が通った後でも基本的に職員給与が県の人事委員会で決まった場合は、下がっちゃうわけでしょう。私はこれにも反対ですけども、そういうふうにすれば今この2号を無理やり提出に固執しないで、協議をしてできる限り議案をよく精査してやれば、スムーズに行くんじゃないかと。私は反対ですけどもね、これはどうしても。

いずれにしても、そういうふうなことで考えていらっしゃったのかなと思ったんですよ。そのために協議をしたい、取り下げて予算書を組み替えたいというふうにおっしゃったんじゃないかなと。それを議会が申し入れすればいいよと、7.8%であれ8.22であれ、大した違いはないと。そういう短絡的な考え方じゃなくて、どうすり合わせるかということが大事だということを私は提案をいたしたわけでありまして。

これは、もしご答弁できればご答弁して、ご答弁なければ次のほうに行きます。どうですか。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

この給与削減が通れば、総人件費の1割削減はお約束したとおりにいくわけです。職員削減の分も含めて。ですから、職員削減分が1億、2億近くで、2億超えますかね、そうすると両方で4億以上になりますが、逆に今度臨時職とかそういうほうへも行っていきますから、トータルで4億程度になります、これが通ればですね。そういうことですから、私は通していただきたいと思うんですが、あと佐藤議員も議会の提案として受けとめまして、そういうことで佐藤議員が最終的に賛成していただけるとはちょっと思いませんが、7.8についてそういうことであれば議長にちょっと申し出て、私のほうから申し出ることにいたしたいと思っておりますので、議員の皆さんもご理解を賜りたいと思っております。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

下水道の明許繰り越しでNTTのケーブルの移設がおくれているというようなこと、これは工事にかかわるといいますか。それと、流域下水道の年度内の完成ができないという件について、これについてちょっとお尋ねします。

○副議長（中根光男君）

土木部長 大川 博君。

○土木部長（大川 博君）

まず最初に、当市が発注している特定環境保全公共下水道整備事業の5295万円の繰り越しですけども、工事を発注した後、NTTさんのケーブル移設ができないと仕事が進まない、そういう状況がありました。これは、その前にちょっと伏線がありまして、佐藤議員さんも、私と雑談の中で不調が多いというふうな話がありました。この契約も2回ほど不調になったところでもあります。そのような影響もあったと、私はそういうふうにおもっております。

続きまして、霞ヶ浦湖北流域下水道事務所が行っています関係の事業、これも私どもは負担金

を納めている立場ですけれども、事務所が行っています工事が4件ほどあります。その中で年度内完成が難しいということで繰り越しをお願いするものでございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いや、だからなぜ年度内にできないのかというのをきちっと言えばいいですよ。例えば今言った不調が多いというのは、いつ発注してそれが不調になったのか、また発注したけど不調になったと。これがおくれ、おくれになって発注したのはいつで、結果的には工期というのは最初からもう明許繰り越しを前提にした工事だったと。それをN T Tのせいにしちゃうと。それともN T Tは最初からわかっていたのかどうか。これは推進工法でしょう、違いますか。推進工法は、どこを推進するんですか、地下じゃないですか。地下を十分に見ないで、N T Tにこういうケーブルのところがあるというのはわかっていたんですか。これは、逆に設計した業者も問題になるんじゃないですか。そういう具体的になぜおくれたのか、これ質問最初からしているわけだから、きちっと表ぐらいつくってこうですよと。本当にやむを得ないですよと、十分に理解できるようにするのがあなたたちの務めですよ。あたかも業者が悪いというふうに思われるじゃないですか。発注したほうが悪かったということも挙げられるのかどうかですよ。それと、いわゆる設計委託をしたところも十分な調査をしていなかったという結果にもつながるわけでしょう。そういう総合的に回答をするように、2月27日にこれ出しているんですよ。十分に時間あったじゃないですか。私は毎日毎日ずっと点検しながらやっているんですよ。そのぐらいの時間は、皆さんこんなにいっぱい執行部がいるわけだから、その中できちっと説明できるぐらいの文書ぐらい、表ぐらいつくって提出してくださいよ。答弁求めます。

○副議長（中根光男君）

土木部長 大川 博君。

○土木部長（大川 博君）

わかりました。反省の上、そうさせていただきます。

[佐藤議員「だからまだ理由言っていない」と呼ぶ]

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今、文書を出すまで待ってられないから、一応基本的にはこうこうだということをもまず説明してくださいよ。例えば、そうすれば逆に説明ができない、今手元に資料がないと。でも、こういう範囲ではわかっていると、説明して理解できるぐらいの説明を土木部長が力を込めて言ってくださいよ。はいわかりましたじゃないですよ。それじゃ答えになりませんよ。

○副議長（中根光男君）

お諮りいたします。

本日の会議時間は、予定しております日程が終了しておりませんので、あらかじめ午後6時まで1時間延長したいと思いますが、これにご異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

ご異議なしと認め、会議時間を午後6時まで1時間延長することに決定いたしました。

土木部長 大川 博君。

○土木部長（大川 博君）

再度答弁させていただきます。

加茂地区の関係ですけれども、当初は10月末に発注予定でした。それが1回目が不調、2回目も11月に不調となりました。最終的に、契約になったのは平成23年12月6日、そういう事情もあります。その後、契約者といろいろ協議をしてみましたが、実際にはなかなか厳しいということがありましたけれども、何とか年度内3月に完成したいというふうな形で思っていましたけれども、実際のところ4月いっぱいまでかかるというふうな状況で、繰り越しをお願いするものです。そういう原因が1つあると。

もう一つはNTTケーブル、上層部にケーブルがかかっているんですけれども、それをどかさないと機械の作業ができないと、そういうこともありましたので、そういう理由によって繰り越しをお願いする。改めて整理して、資料を提出したいというふうに思います。

第2点目の霞ヶ浦湖北流域関係の具体的な理由ですけれども、まず震災の影響による資機材の入手が困難だったと。もう一つが放射性物質を含む汚泥が確認され、処理基準が示され、その後の関係でなかなか仕事が進まなかったと、そういう理由があるというふうに聞いております。そういうことです。よろしくお願ひしたいと思います。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

初めからそういうことを言えばいいんですよ。そして表にまとめて、おくれればせながら提出しますと、再質問、再々質問させないでくださいよ。だから長くなっちゃうんですよ。私は、いかに早く効率よく議会運営やろうかとしているんですよ。ですから私は5時で終わるというふうに踏んで、今6時の延長は反対したんですよ。異議ありと言ったんですよ。そういうことです。

以上でおわります。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終了いたしました。

その他の質疑はありませんでしょうか。

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

まず繰越明許。宍倉出張所事務事業の繰越明許とは一つ何事かと。これには事務事業としか書いていないんですよ。

次に、佐藤議員が質問しました下水道の関係で特定環境……その前に宍倉出張所の繰越明許をした、しっかりした理由です。

次に、下水道の特定環境保全公共下水道整備事業、これは契約する課にお伺いします。私がいろいろ調べたところによりますれば、茨城県の土木の積算基準の運用編を見ますれば、あの工事

は常識的に299日かかるというようなことになっております。それが12月6日に契約したことによって、3月12日までの工期ですから96日、不調になった2カ月はプラスにならないんですけども、60日プラスしても156日かかるんです。契約する課がなぜこれがそういうことが読めないのか。下水道については、去年も同じような繰越明許しているんですよ。安易に契約するんじゃないんで、年度内に処理するというのは原理原則ですから。だれにサラリーをもらっているわけではないでしょうがな。そんなことをやっているなら、市長が言うとおりに給料50%カットしてもいいんですよ。

次に、地方債の関係なんですけど、24年度の予算書を見る限り利率3%以内ということでこれ明記されております。しかしながら、補正予算の地方債は4%以内と、どういう根拠でこういうふうになっているのか。前に起債の状況を資料提出してもらいました。そのときに、利率がある銀行は非常に高かった。あと、これは後日で結構ですから、この各銀行の起債の状況、あと利率の状況を資料で議員全体に配付してもらいたい。

次に、この議会費の本会議録画中継放送業務委託ということで、議長にお伺いした。これ議会側でこういう要求をしたのかと聞いたら、私知りませんと。要求しないものが勝手に予算化されている。全く何のための予算書なのか私はわかりません。その件について財政課長、所管する市長公室長、きちんと答弁していただきたいと思います。

次に、千代田庁舎の解体の関係で予算化しております。この解体の予算の内訳、解体のどの辺まで壊すのか、その内容について伺い、それと壊す部分が残存で価格がどのくらい残っているのか。エレベーターつくりました、1階の部分は修理しました、改修工事やりました、そういうことを含めて答弁願いたいと思います。

次に、あじさい館関係の予算でございますが、このあじさい館の業務委託、現在しているわけでございますが、23年10月1日から25年9月30日まで。24年度は、まだ予算認めてもらえなければ執行できないわけで、それでいいんですが、この業務の委託料168万8750円というのは毎月の均等なんですね。そこで契約する課にお伺いしますが、これは前にもあじさい館の委託契約の特別委員会の席では私聞きましたけれども、これ均等支払いになりようがないんですよ。緑地管理が均等に管理できるはずがない。さらには、消防施設の危機管理業務委託、あるいは何だっけ、もう2つ、3つあるんですが、そういう管理業務は1カ月平均していかないんですよ。1年に一回のところもあれば、2カ月に一回のところもあれば、全くこの契約は、契約するということはおかしい。きょうは、監査委員さんもお呼びしてありますけれども、監査委員には私は質問しませんが、やはりこういうところきちんと監査してもらいたくて質問するわけですが、どうもこの問題については不明な点が多過ぎる。決して安くできていない。市長いわく、仕事がいいことが安くできるんだとこの前言っていましたけれども、契約見れば下請禁止なんですよ。下請どころか、下請・孫請まで行っているの。これは、職員があじさい館の管理業務委託の特別委員会で認めているんですよ。この平均の168万8750円というのは、果たして正当な契約なのかどうか。契約する課では、これは責任重大だと思います。まず、それについてお伺いします

○副議長（中根光男君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 5時00分

再 開 午後 5時10分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

ただいまの栗山議員の議案質疑についてお答え申し上げます。

ご質疑をいただきました内容が、平成23年度かすみがうら市一般会計予算（第8号）中、第3条繰越明許費のうちの宍倉出張所事務事業費1301万5000円の繰越明許の理由ということですので、それについてご答弁申し上げます。

本事業によります工事等が、平成24年1月10日、工事請負契約を締結しまして、工期を翌日から平成24年3月20日までを期間として発注をしました。

しかし、現場において、立入禁止の看板が設置されるなどの事情によりまして、実際に工事に着手ができていない関係上、年度内完成が見込めないことから繰越明許をお願いするものであります。

以上でございます。

[発言する者あり]

○副議長（中根光男君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

この繰越明許費の表のあらわし方が、一応事業名ということであらわしておりますので、今回のといいますか、ことしの予算から事業名の予算を計上してございますので、工事名ではなくて事務事業名がここに入るようになっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

[発言する者あり]

○副議長（中根光男君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 5時13分

再 開 午後 5時15分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

再度申し上げます。

平成23年6月第2回議会において、平成23年度一般会計補正予算をご提案し、議決をいただいたわけですけれども、その際の款として総務費、項総務管理費で12目の出張所費、説明欄には宍倉出張所事務事業ということで2175万円を計上してございます。そのうちの、今回繰越をお願いしている1301万5000円ということです。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

加茂地域の下水道関係の推進工事の中で、先ほど来より契約の不調、あるいは工期のおくれたことによる繰越明許というようなことでございます。

問題になっておりますが、総務部といたしましては、不調というようなことも踏まえまして、入札検討委員会の中で、工期内で終わるのかどうか大変心配されたわけでございますが、12月6日でなかなか難しいというようなこともありました。発注確認書を見ますと、先ほど299日と栗山議員おっしゃいましたが、140日ということのできるというようなことございましたので、発注し、契約をしたというようなことでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

続きまして、庁舎解体の内容についてでございますが、庁舎解体につきましては、今まで議会とも、市長とも、解体というようなことで進んできたわけでございます。当初予算には、庁舎全部を、旧庁舎のほうでございますが、全部を解体するというようなことで予算を計上させていただいております。

内容につきましては、仮囲いシートゲートが1000万とか、解体集積整地工事2237万円、それから産業廃棄物の運搬処分費等が824万円、そういったことを合わせまして4100万円ぐらいになるというようなことございまして、諸経費を含めまして5800万円の予算を計上させていただいたわけでございます。

さらに、庁舎の残存価格とか、残存率とかというようなことでございますが、庁舎3階、2階部分については、使用不能というようなことで調べてございません。

さらには、エレベーターとか、空調設備とか、使用に耐えるものにつきましては、それぞれ有効利用いたしまして、公共施設に配分していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

それから、あじさい館の業務委託でございますが、これにつきましては、1年間の業務の内容で仕様書をつくりまして、一括契約をお願いしているところでございます。

現在、あじさい館に関する特別委員会も設置され、その中で審議されておりますので、その審議内容によりまして、今後は参考にさせていただきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

私のほうからは以上でございます。

○副議長（中根光男君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

栗山議員の質問の中で、地方債の関係でございます。

地方債の借入金利でございますけれども、現在の市中金融機関では、利率1.45%から1.85%になっておりまして、現時点における金利は低く推移しているということから、今後の市場金利の動向や自治体の設定状況を参考に3%と見直したことでございます。この後、利率状況の表については、後日提出したいと思っております。

それから、24年度の予算の中で、議会費の中で、本会議録画中継放送業務委託ということで上げてございます。この予算につきましては、市長のほうから議長のほうに再三お願いして、いろいろ一般市民の方からも傍聴に行けないので、そういった議会中継を何とか自宅でも見られないのかと、そういったことが多々、多く寄せられております。

そういった中で、市長のほうから、予算のときも議会のほうからは出ては来なかったんですが、市長査定の中でも市長のほうから議会のほうにもお願いし、また議長のほうにもお願いしているというような状況でございます。そういった中で予算を上げたということでございます。

以上です。

○副議長（中根光男君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

宍倉出張所の関係でございますが、昨年4月21日に、土浦地方法務局土浦支局に供託しております。そのときの供託の事由ですが、平成23年3月31日供託したが、受領を拒否されたというような内容でございます。

しかしながら、地権者に、私、お伺いしたところ、けさほど電話ありまして、こういう文面をいただきました。「平成23年3月31日までに一度も地代の件で話しはありません」と。「今までは、役場の方より、私に口座の確認をして、役場の用紙に印鑑を押して私の口座に振り込まれていました」と。平成24年3月2日ということで、きょう、私のところに電話があったんですね。

この供託金の取り扱いをどうするのか、会計責任者は支出するに当たって当然それなりの支出根拠がなければ支出できないわけですよ。昨日は一般質問で聞きましたけれども、きょうは質疑ですから、支出の根拠は全くないんです。さらには、23年度の6月定例会に、土地借上料、予算化しているんです。いまだ、これは何の話も地権者にはない。さらには、24年度、土地借上料、予算化していないんですよ。

この問題については、私はばかだから頼まれれば嫌と断れないんです。何とかまとめれば、まとめようと思って動くのが私なんです。副市長に私と一緒に行きましょうよと、何とか解決の糸口をつかんで解決しようと思った。「私で解決するんですか」というようなことを言われました。あとは私は何も申し上げません。勇気を持って事に当たれば、おのずと事は開けるんですよ。西成井バイパスの件もそうですよ。私は何回か地権者のことも地元の区長にお願いされました。

しかしながら、役所に頼まれないものを勝手に行くわけにはいかないから、副市長に私が行ってもいいんですかというようなことを話しました。そうしているうちに、私じゃない人が地権者のところに行っているんな話をして、何で判こをいただけないのかと。地権者は「あんたに関係ないことでしょう」と。「今までのいきさつがあるんだよ」と追い出された。そのうち市長から、「地権者のご指名なのです」と私のところに電話が入った。「承りました」と私は。だけれども、お願いはされないから動きません。

その後、お電話あって、お願いしますということは、地権者のところに行っているいろいろ相談しました。地権者のところに行くと私はこう言いました。「私がここに来たことは、まとめるには、どうすればまとまるのか。まとまらないことに対して私は来ませんよ」と。「だめなことはだめ

と言いますよ」と。「できることは役所と相談してできると言いますよ」と。

やっとその方から同意の判をいただきました。もう一件ありました。それも私は入りました。測量と仮ぐいは了解得ました。しかし、圧力によって、その方のところは判をもらっているんですよ。いまだに役所何やっているんだと、私にも電話ありました。「いや、私はもう知らないですよ」と。

誠心誠意ぶつかれば、事はおのずと開けるんですよ。それが職員の仕事だと思っている、私は。優秀な副市長だから、一緒に行こうと言えれば行ってくれるのかと思って、私は期待していたわけです。

そのうち、これは繰越明許、事故繰り越しすれば繰越明許できるんだという話です。去年はこの予算流しているんですよ。

今度は補正で上げた。しかし、今回繰越明許していますけれども、700万くらいはまだ残ったままです。地代も残っています。どう処理するか私はわかりません。

そういう中で、この供託金と23年度の予算と、なぜ24年度は予算化しないのかお伺いします。

○副議長（中根光男君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

ただいまの栗山議員の再質問にお答え申し上げます。

ただいまの宍倉出張所の件につきまして、昨日もお話申し上げましたように、現在、土浦裁判所のほうに案件として上げております。

したがって、ただいま、今までの経過等についての内容がかなりほとんどですので、この本会議場での席上、ご答弁は控えさせていただきます。

以上です。

○副議長（中根光男君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

これは予算審議なんですよ。一般質問は私は我慢しました。全く次元の違う話です。

あなたは何回行きましたか、地権者のところへ。私の知るところ、2回しか行ってないでしょう。それもほとんど話してないでしょう。せがれさんは、元気にする会の会員です。市長はただの一回も行ってない。

地代も払わないで、当然立入禁止という札を立てられるのは当たり前の話ですよ。今までの経過を見れば、仕掛けたのは市役所なんですよ。配達証明書付の通知文、何回出しましたか。

今度の工事妨害禁止仮処分命令申し立てについてだって、自分の不利になる書類は一つも出してないでしょう。地権者だって配達証明できちんと出しているんですよ。何で謙虚な気持ちになって受けとめることができないのか。情けない話ですよ。

裁判で申し立てをしたから、ここで答弁控えさせてもらって、予算審議なんですよ。きちんと答弁してください。

○副議長（中根光男君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

何度も同じような答弁になってしまいますけれども、ただいま裁判所に、ただいま栗山議員が申したように、申立書を提出しております。したがって、答弁は控えさせていただきます。以上でございます。

○副議長（中根光男君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

あんたね、予算は裁判所でどうのこうのやれますか、弁護士がやれますか。あなたのところでやるんでしょう。もう少し思いやりのある政治、行政運営できないのか。あなたらは人を物としか見ていないんですよ。

裁判所の仮差の申し立ての問題は全く別個の話ですから、きちんと答弁してください。それまで待ちます。

○副議長（中根光男君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 5時34分

再 開 午後 5時41分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

栗山議員に申し上げます。次に移ってください。お願いします。

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

議長、これは約束ね。文教厚生委員会へ私が出席させてもらうことが条件です。それができなかったならば、私は引きません、このまま。

○副議長（中根光男君）

それでは、委員会の議決により処理いたします。常任委員会により処理をいたします。

次に行ってください。

[発言する者あり]

○副議長（中根光男君）

栗山議員、次に移ってください。お願いします。

暫時休憩します。

休 憩 午後 5時42分

再 開 午後 5時43分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

予算の関係ですが、財産処分に当たっては、それなりの金額が、こういった場合には議会の議決が必要ということになっていますよね。その点についてどうお考えになっていでしょうか。

○副議長（中根光男君）

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

先ほども申しあげましたように、議会と執行部のほうで協議した中では、解体するというような方向性がございました。その中で解体の予算を計上させていただきました。

その金額によって、議会の議決が必要ということであれば、そのとおり、ルールに従って行いたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○副議長（中根光男君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

財産処分には議会の議決が必要があるかないかは、検査管財課で、あれが今現在の評価がどのくらいあるのか、エレベーターつくったときには1500万かかっているんですよ。改修工事もやっている、震災後に。

財産処分するのに、幾らかということがわかっていないというのは、これは議会に解体費用を計上しておいて、恥ずかしいよ。これは解体とはしていないけれども、市民はこれを見ただけで、「ああ解体するのか」というような錯覚になりますよ。

そこらも認識していないような職員なんですよ。財産処分だったら、2000万円以上超える場合には、議会の議決が必要ということになっているんですよ。条例見ればすぐわかることです。それも精査しないで、予算してくるばかりはどこにいるんだというの。

ちゃんと条例でも見て答弁してください。

○副議長（中根光男君）

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

お答え申し上げます。

先ほど申しあげましたように、3階の部分、あるいは2階の部分が、3月11日の東日本大震災によりまして大きな被害があったわけでございます。

耐震診断をいたしましたときに、現在のままでは使用に耐えないというようなことでございまして、耐震の備えをするか、あるいは仮設事務所を建てるかというようなことで、市の執行部といたしましても、見積もりをとりながら1案、2案というような形で案をつくったわけでございます。

その案を議会のほうにお示ししたときに、現在の施設、建物を建てる案、あるいは仮設案につきましても、もっとその他の考えもあるのではないかというようなことでございまして、議会、あるいは執行部、あるいは市民も交えての検討をしていくというようなことになっていたわけでございます。

そういった中での解体というようなことで、当初予算としては計上させていただいたわけでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○副議長（中根光男君）

評価をどうするかということ、今質問しておりますので、その辺明確に教えてください。

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

いわゆる残存価格を出したのかというようなことであるかなと思いますので、今後、検討してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○副議長（中根光男君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

条例で幾ら以上が議会の議決案件になっているのか、解体の方向で五千何百万計上しているんだから、当然同時にその案件も出てこなくてはならない話なんですよ。私は、だから予算書に問題があるんじゃないのかと総務部に言っているんですよ。

条例を見れば書いてあるでしょう。それはつきものでしょうよ。条例見てきちっと答弁してください。

○副議長（中根光男君）

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

お答え申し上げます。

5000万の解体費用でございますので、もし解体するというようなことで議会と執行部ともども……。

○副議長（中根光男君）

お諮りします。

本日の会議時間は、予定しております日程が終了しておりませんので、午後7時まで1時間延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

異議がありますので、起立により採決をとります。

延長に賛成の諸君の起立をお願いします。

延長に賛成の皆さんの起立を。

[賛成者起立]

○副議長（中根光男君）

賛成多数であります。

よって、7時まで1時間延長することに決定されました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 5時52分

再 開 午後 5時56分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

大変申しわけございませんでした。

かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例がございます。その3条の中で、議会の議決に付すべき財産の取得または処分を見ますと、議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2000万以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売り払い又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売り払いとするということになっておりますので、解体につきましては適用しないのかなと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○副議長（中根光男君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

そういうことを事前に勉強しておきなさいよ。

それと、議会費の二百何十万の関係なんです、テレビ放映の関係。

島田公室長は市民のほうから多々、多く要望が寄せられているというけれども、何回くらいあるんですか、お伺いします。

○副議長（中根光男君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

回数よりも、この前懇談会というか、市民の方の懇談会のような形の中でも、小さい子どもさんを持ったお母さんが、議会に行きたいんだけど、なかなか行けないので、ぜひともインターネットなり、そういった中継をしてほしいと、そういったこともありました。

その前、何回あるかということについては、正確には回数はちょっとわかりません。

以上です。

○副議長（中根光男君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

公室長、そこらのところはきちんとデータとっておきなさいよ。データをとっておけば説得力ありますよ。データがないなんて、そんなばかな話ない。私はそう思いますよ。

それと、職員の給与関係なんです、佐藤議員も言ったけれども、これは選挙公報です、10%カットなんて何にも書いていない。後援会報、元気にする会の会報は全部見ていないから私はわかりませんが、持っているのは持っていますけれども、何にも書いていないんですよ。

それと、今回、副市長の報酬は、何でカットしないのかお伺いします。

○副議長（中根光男君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 6時00分

再 開 午後 6時06分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

ついこの前までは、私の書いたリーフレットと栗山議員のリーフレットは置いてあったんですが、机の中に。今、探したら、うちへ持って行ってしまったみたいで、今、出てこないの、それは後でお示ししたいと思います。人件費1割カットというのは、明確に書いた書類があるはずですから、それは後でお示しします。

○副議長（中根光男君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

市長、リーフレットは後援会報なんです。これは選挙公報なんです。それだけの違いがあるんです。

今、答弁漏れでしたけれども、副市長の報酬は何で下げないんですか。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まずは職員給与の削減を優先してやりたいと。

副市長及び教育長、また先ほどご指摘いただきました、その他審議員の特別職等についても順次やっていきたいと。この職員給与にまずは絞って、今、お願いをしているところでございます。

○副議長（中根光男君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

私、副市長に聞きました。職員組合でも聞かれたそうです。市長は、私がおの分下げたんだから、副市長はいいんだと言うんです。そんなばかな話ないし、議長、これで終わります。

○副議長（中根光男君）

その他、質疑はございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

以上で、各議案に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております承認第1号及び議案第2号ないし議案第33号までの各議案の審査につきましては、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま付託いたしました案件については、万一付託違いがある場合には、議長において処理することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 3 休会について

○副議長（中根光男君）

日程第 3、休会についてを議題といたします。

お諮りいたします。

各常任委員会の開催及び議案等の調査研究のため、あす 3 月 3 日から 3 月 15 日までの 13 日間を休会にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

○副議長（中根光男君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、3 月 16 日午前 10 時から本会議を行います。

本日はこれにて散会いたします。

なお、この後、常任委員会の会議を開く際は、総務委員会は防災センター 2 階小研修室、文教厚生委員会は庁舎 1 階第 7 回会議室、産業建設委員会は増築棟 2 階第 5 会議室でお願いいたします。

本日はご苦労さまでした。

散 会 午後 6 時 0 9 分

平成24年

かすみがうら市議会第1回定例会会議録 第6号

平成24年3月8日(木曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
5番	古橋智樹君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	吉藤稔君
副市長	石川眞澄君	土木部長	大川博君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	大塚隆君
市長公室長	島田昌男君	消防長	井坂沢守君
総務部長	山口勝徑君	教育部長	仲川文男君
市民部長	川島祐司君	水道事務所長	川尻芳弘君
保健福祉部長	竹村篤君	農業委員会事務局長	塚本茂君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	主任	杉田正和

議事日程第6号

- 日程第 1 「議案第2号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について」の撤回の件
- 日程第 2 「議案第32号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計予算」の撤回の件
- 日程第 3 議案第34号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について
議案第35号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について

日程第 4 休会について

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 「議案第 2 号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について」の撤回の件

日程第 2 「議案第 3 2 号 平成 2 4 年度かすみがうら市水道事業会計予算」の撤回の件

日程第 3 議案第 3 4 号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について

議案第 3 5 号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について

追加日程第 1 議案第 3 6 号 かすみがうら市職員の給与の改定及び臨時特例に関する条例の制定について

追加日程第 2 議案第 3 7 号 平成 2 4 年度かすみがうら市水道事業会計予算

日程第 4 休会について

開 議 午前 1 0 時 0 0 分

○議長（小座野定信君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしましたとおりであります。

諸般の報告を行います。

本日の会議は、平成24年 3 月 7 日に市長から、追加の撤回申し出及び追加議案の提出のため、会議規則第10条第 3 項の規定により開くものであります。ご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 1 「議案第 2 号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について」の撤回の件

○議長（小座野定信君）

日程第 1、「議案第 2 号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について」の撤回の件を議題といたします。

3 月 7 日付で市長から、会議規則第19条第 1 項の規定による「議案の撤回の申出について」が提出されております。

市長から撤回理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

おはようございます。

議案第 2 号につきまして、撤回する理由を説明させていただきます。

議案第2号につきましては、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律が公布され、地方公務員の給与については、同法に準じた措置を各自治体において適切に対応することとされていることから、国家公務員の給与の改定に倣った措置を講ずるため撤回するものであります。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

お諮りいたします。

ただいま議題となっております「議案第2号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について」の撤回の件につきましては、これを承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、「議案第2号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について」の撤回の件は、これを承認することに決定いたしました。

日程第 2 「議案第32号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計予算」の撤回の件

○議長（小座野定信君）

日程第2、「議案第32号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計予算」の撤回の件を議題といたします。

3月7日付で市長から、会議規則第19条第1項の規定による議案の撤回申し出が提出されております。

市長から撤回理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

議案第32号につきまして、撤回する理由を説明させていただきます。

地方公営企業の予算に定める企業債に関する事項の記載がなかったため、撤回するものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（小座野定信君）

お諮りいたします。

ただいま議題となっております「議案第32号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計予算」の撤回の件につきましては、これを承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、「議案第32号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計予算」の撤回の件は、これを承認することに決定いたしました。

日程第 3 議案第34号及び議案第35号

○議長（小座野定信君）

日程第3、議案第34号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について、及び議案第35号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定についての2件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

議案第34号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定並びに議案第35号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定につきましては、国における厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性から、国家公務員の給与の減額が実施されることになり、国務大臣等の特別職についても減額が実施されることから、本市におきましても副市長及び教育長の給料月額を、本年4月から私の任期に限り10%の減額措置を講ずるものであります。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

これより質疑を行います。

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

今、給料の問題が、副市長と出ましたけれども、これは参議院も通ったということでもありますけれども、地方公務員についてはそれらに抵触しないということだと思いますので、これらについての問題点をお伺いしたいと思います。

なお、副市長が来て、県からの出向ではありませんけれども、特別職ですから、今度はこちらの職になるということもございますけれども、市長が半額だから、今度は副市長も減額ということではなくて、やはりこれらは、かすみがうら市にせっかく来て、かすみがうら市の待遇が悪いということになったのでは県からも笑われますので、ここらのところはよく面倒を見る必要があるんじゃないかなと思っていますので、そこらの点もお伺いいたします。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

以前の私の答弁の中で、副市長の給料については、減額はどうなんだという話があった際に、県から石川副市長をお願いするに当たりまして、それはやらないよというお話を、実は県にしておったわけではありますが、それにもかかわらず、今回の措置を受けまして副市長に減給をお願いしたところ、了解を得ましたので、のせていただくものでございます。

どうぞよろしくお伺いいたします。

○議長（小座野定信君）

そのほか質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

以上で、各議案に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第34号及び議案第35号の議案の審査につきましては、お手元に配布の議案付託表のとおり、総務委員会へ追加付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま付託いたしました案件については、万が一付託違いがある場合には、議長において処理することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時06分

再 開 午前10時07分

○議長（小座野定信君）

休憩前に続き会議を開きます。

ただいま市長から、議案第36号 かすみがうら市職員の給与の改定及び臨時特例に関する条例の制定についてが提出されました。

お諮りいたします。

直ちにこれを日程に追加し、議題といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第36号を直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。議案の配付をお願いいたします。

[議案配付]

追加日程第1 議案第36号 かすみがうら市職員の給与の改定及び臨時特例に関する条例の制定について

○議長（小座野定信君）

追加日程第1、議案第36号 かすみがうら市職員の給与の改定及び臨時特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第36号 かすみがうら市職員の給与の改定及び臨時特例に関する条例の制定につきましてご説明いたします。

国における厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性から、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律が公布され、地方公務員については、同法の趣旨を踏まえ自主的かつ

適切に対応することとされていることから、国家公務員の給与の改定に倣った措置を講じるため、本年4月からの2年間、職員給与の減額措置を講ずるものであります。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

これより質疑を行います。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

議案質疑のときに、市長が全員協議会のときにお話しした、国家公務員の給与の削減案が国会に提出されて可決される見通しだったと。見通しで、もし可決された場合については、この議案第5号を撤回して、そして予算を組み替えて再提出するということだったというふうに思うんです。それで、議会と協議して、いずれにしても国家公務員が、今、対象であって、その後、県の人事委員会なりがこの地方公務員の給与についてどうするかを決めていくわけですよ。そうすると、そこで決められたものというのは4月以降になると。しかし、結果的には遡及になる可能性があるということなので、撤回したままで協議して、予算の組み替えをやったほうがいいんじゃないかというふうに提案したんですけれども、これにこだわって国家公務員に準じるということで、これを7.8ですか、それに準ずるというふうにしたことについて、議会との協議というか、議長との協議も含めてやられたのかのどうか、それについてお尋ねします。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

議長と協議したのかということですが、議長には事前にこういうことでお願いしたいと、差しかえをお願いしたいということでお話をさせていただきました。県のほうの対応がまだ決まっていないわけですが、私はあくまでも、かすみがうら市は独立した自治体でありますから、従来、かすみがうら市はかすみがうら市で独立したきちんとした対応を、この財政危機に対処するというのでやってきたわけでありまして。国のほうは国のほうで、そういう方向を出したわけです。たまたま一致したものでありますから、今後、国の方針に近隣自治体等も追随することが予想されるために、今回やるのであれば、かすみがうら市が従来独自に考えてきた削減案ではなく、今回、国の示したものに準じたほうが、後々、整合性等の問題で結果的によくなるのではないかとお願いするものであります。

また、今後、県のほうの対応がいろいろ出てくると思うんですが、この4月からにしない場合は、例えば6月とか9月とかの施行になった場合には、遡及して4月からの実施は、私は困難になるのではないかと考えておりますので、そういったことも踏まえれば、やはりこの際、4月からお願いをしたいと、こういうふうに考えましての上程でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

この組合との協議なんかも含めて、組合の場合は、市長も聞いていると思いますけれども、いわゆる人事委員会とか、そういうものについては、今の組合は、人事委員会で出された場合はそれなりに了解をせざるを得ないという立場をとっているんですね。ただ、今現在はそういう立場じゃなくて、市長の思い、それがかみ合っていないわけです。

そういう意味では、時期を急がないで待つてやるということ。確かに、かすみがうら市は独自の自治体であります。ただ、独自の自治体だからこそ、自治体独自、そこで組合があるわけですよ、職員組合ですよ。そういうところと一体となつてやるには、一定程度の共通した理解をしていったほうが、今後の行政運営には非常にプラスになるだろうし、また議会とのあつれきなんかも、1つ、解消の方向になるんじゃないかなというふうに思って、私は言っているわけなんです。

遡及が無理だというのは、すべて人事委員会、この前の人事委員会の報告についても遡及されているわけでしょう。それが遡及できないだろうという確信的な発言をされているのは、何か根拠があるんでしょうか。

それから、今言った組合との協議が決裂の状態であるから、逆にこれを撤回したままでやったほうがよりスムーズにいくんじゃないかということについては、どうしてもこれに市長はこだわるといっていいんでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

人事委員会の絡みであります。人事院勧告が出ての国の対応でこの7.8が決まっているのであれば、県の人事委員会も出てくるといことが考えられますが、通常の人事院勧告とは、これは違うわけですね。ですから、国の人事院がやっていないで、県の人事委員会だけが独自に動くということは、私は考えづらいのではないかと。人事院勧告の場合は、いわゆる遡及がもう組合との間で長年の歴史がありますから、自動的にそういうことがなされるわけでありまして、そういう保証は、私は今回はないのかなというふうに解釈をしております。

また、かすみがうら市だけ4月からにこだわると、こういうお話、こだわらないで、まあまあ職員組合とも仲よくやっていったほうがいいんじゃないかというご提言であります。それがまさに今の財政危機を招いたのでありまして、やはりやることはやっています。やることはやっています。国は、ようやくと今度、腰を上げましたが、全国の自治体を見れば、県内にもやっているところがあるし、全国をとってみれば、やっているところはやっています。そういうことで、やはり危機感を持って、かすみがうら市は人件費総額では茨城県一ということもあるわけです。そういうことを踏まえて、やはり市民の行政に対する信頼感を得る上でも、きちんとした対応をしていく必要があると思います。

また、職員組合との話し合いですが、過去5回にわたって実施してまいりましたが、一歩も進んでおりません。私から言わせれば、進んでいない原因というのは、職員組合がいわゆる官民格差を認めようとしなないわけです。このことについては、官民格差というのはデータのとり方によって大きく違うわけですね。その官民格差は、人事院勧告でもう解消されているから必要ないんだという話であります。組合の主張は。

しかし、だったら、国がこういう措置をあえて人事院を無視してやるということがあり得ないのではないかと。官民格差があるから、こういうことをしているわけです。まして、そこに東日本大震災があるということで、復興国債を出すと。その国債財源にも充てるということでありますから、そういうバックグラウンドをやはり考える必要があるのではないかと。今、上程させていただいたので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今、提案のときに、国家公務員に準じてこういう措置がされるだろうというふうに、今、提案したときに言ったんじゃないですか。今と言葉が違うんじゃないですか。そういう国の方向と、県の人事委員会がそういうふうな形になるかどうかはわからないというふうに、今、言いませんでしたか。ちょっとそういう意味では矛盾していますよね、提案と。まず1つ。

それと、私は合意形成を図ったほうがいいでしょうと。確かに、官民格差を組合が認めていない。それは、市長の考え方と組合の考え方が大幅に違うし、そういう点では私も考え方が違いますから、そういう点では確かにそうですよ。ただ、合意形成というのは、例えば人事委員会がそういう方向を出せば、組合はそちらに倣うというふうに言っているわけですから、強引な手法をとらないほうがベターなんじゃないかというふうに私は言っているんですよ。

危機感が足りない。確かに市長の危機感は、異常なほどの危機感ですよ。ただ、すべてのすべて、危機感に対応しているというふうには思いませんよ。そういう点ではいろいろな危機感がありますから、危機感にギャップがあるでしょう。放射能問題についてだって、危機感にギャップがあるわけですから。そういう意味では、危機感の違いは確かにあるんですよ。できる限り、すり合わせながら行政運営をしていったほうが、よりスムーズな行政運営ができるんじゃないかということでは言っているんですよ。

そういう点で、今の国に倣うという方向じゃないんだよという言葉と提案が、ちょっと食い違っていると思うんですけども、どうですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

官民格差について、私の独自の考えもあります。しかし、先ほど言った官民格差の意味は、国もそういうことを踏まえて7.8なんだと。

（発言する者あり）

○市長（宮嶋光昭君）

国家公務員の給与改定というのは、単に復興国債だけじゃないんです。単に復興国債の財源にする、もちろん直接的にはそういうことを言っておりますが、これは震災前から国では——国ではというか、民主党がそういうことを政権公約に出してきたわけですね。自民党もまた言っているわけです。これは、震災にかかわらずやっていたことなんです。

今回、7.8で落ちついたと、自民、民主、公明、3党合意がなされたというのは、復興国債の当面の問題もあるので、2年間ということでは最終的に落ちついたわけではありますが、それは新聞

報道でも見るとおり、単に震災だから7.8やるんだということではないんです。国自体が、官民格差を是正すると、そういう意思のもとに財政改革の一端としてやっているわけです。そこを、私は申し上げたんです。私もそうだけれども、国もそうなんだということを申し上げたんです。

あと、合意形成の話であります。合意形成はもちろん大事であります。ですから、5回もやったんですが、いわゆる何でもかみ合わないかというと、職組のほうでは、今まさに佐藤議員がおっしゃったように、人事院勧告が出ているんだったらやるよという話なんです。私は、人事院が待てないからやっているのでありまして、人事院が待てないからやっているんです。国も、人事院が待てないから、人事院廃止論まで出ているわけです、国のほうでは。そういうことをやはり考えるべきであって、この危機感は問題によって、人によって、危機感というのは違うと思いますが、今の財政危機については、だれも国民のほとんどの人が危機感を持っていると思います。そういう意味で、私は、特別、私だけが突出した危機感を持っているとは思っておりません。

○議長（小座野定信君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第36号の議案の審査につきましては、総務委員会へ追加付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま付託いたしました案件については、万が一付託違いがある場合には、議長において処理することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

○議長（小座野定信君）

ただいま市長より、議案第37号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計予算が提出されました。

お諮りいたします。

直ちにこれを日程に追加し、議題といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第37号を直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。議案の配付をお願いいたします。

[議案配付]

追加日程第2 議案第37号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計予算

○議長（小座野定信君）

追加日程第2、議案第37号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計予算を議題といたします。
提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第37号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計予算につきましては、改めての提案となりますが、その内容についてご説明を申し上げます。

収益的収支の収入が9億9823万8000円、支出が9億9202万3000円となります。

また、資本的収入及び支出につきましては、収入が2億6158万5000円、支出が6億5091万3000円となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億8932万8000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金並びに減債積立金で補てんするものであります。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、議案第37号の議案の審査につきましては、産業建設委員会へ追加付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま付託いたしました案件については、万が一付託違いがある場合には、議長において処理することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 4 休会について

○議長（小座野定信君）

日程第4、休会についてを議題といたします。

お諮りいたします。

各常任委員会の開催及び議案等の調査・研究等のため、あす3月9日から3月15日までの7日間を休会にいたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

○議長（小座野定信君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、3月16日午前10時から本会議を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午前10時28分

平成24年

かすみがうら市議会第1回定例会会議録 第7号

平成24年3月16日（金曜日）午前10時11分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
5番	古橋智樹君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	16番	廣瀬義彰君
8番	佐藤文雄君		

欠席議員

15番 山内庄兵衛君

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	吉藤稔君
副市長	石川眞澄君	土木部長	大川博君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	大塚隆君
市長公室長	島田昌男君	消防長	井坂沢守君
総務部長	山口勝徑君	教育部長	仲川文男君
市民部長	川島祐司君	水道事務所長	川尻芳弘君
保健福祉部長	竹村篤君	農業委員会事務局長	塚本茂君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	局長補佐	君山悟
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	主任	杉田正和

議事日程第7号

日程第 1 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて
議案第34号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について
議案第35号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について

- 議案第 36 号 かすみがうら市職員の給与の改定及び臨時特例に関する条例の制定
について
- 議案第 3 号 かすみがうら市東日本大震災復興まちづくり支援事業基金の設置、
管理及び処分に関する条例の制定について
- 議案第 4 号 かすみがうら市墓地等の経営許可等に関する条例の制定について
- 議案第 5 号 かすみがうら市立保育所運営事業者選考委員会条例の制定について
- 議案第 6 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定
資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定につい
て
- 議案第 10 号 かすみがうら市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 議案第 11 号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
の制定について
- 議案第 12 号 かすみがうら市敬老祝金給付条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 議案第 13 号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 14 号 かすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 議案第 15 号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について
- 議案第 16 号 かすみがうら市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 17 号 かすみがうら市庁舎建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を
廃止する条例の制定について
- 議案第 18 号 かすみがうら市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例の制定に
ついて
- 議案第 19 号 平成 23 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 8 号）
- 議案第 20 号 平成 23 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 3
号）
- 議案第 21 号 平成 23 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第
2 号）
- 議案第 22 号 平成 23 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 5
号）
- 議案第 23 号 平成 23 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算
（第 5 号）

- 議案第 24 号 平成 23 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 25 号 平成 23 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 2 議案第 26 号 平成 24 年度かすみがうら市一般会計予算
- 日程第 3 議案第 27 号 平成 24 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 28 号 平成 24 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 29 号 平成 24 年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算
- 議案第 30 号 平成 24 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 31 号 平成 24 年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
- 議案第 37 号 平成 24 年度かすみがうら市水道事業会計予算
- 議案第 33 号 市道路線の認定について
- 日程第 4 推薦第 1 号 農業委員会委員の推薦について
- 日程第 5 平成 23 年請願第 9 号 「東海第 2 原発の廃炉を求める意見書」採択を求める請願書
- 日程第 6 請願第 1 号 「緊急事態基本法」早期制定を求める意見書提出に関する請願書
- 日程第 7 陳情第 4 号 陳情書「市施設等の継続契約のお願いについて」
- 日程第 8 閉会中の継続審査について
- 日程第 9 閉会中の所管事務調査について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 議案第 34 号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について
- 議案第 35 号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について
- 議案第 36 号 かすみがうら市職員の給与の改定及び臨時特例に関する条例の制定について
- 議案第 3 号 かすみがうら市東日本大震災復興まちづくり支援事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 議案第 4 号 かすみがうら市墓地等の経営許可等に関する条例の制定について
- 議案第 5 号 かすみがうら市立保育所運営事業者選考委員会条例の制定について
- 議案第 6 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 10 号 かすみがうら市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 11 号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 1 2 号 かすみがうら市敬老祝金給付条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 3 号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 4 号 かすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 5 号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 6 号 かすみがうら市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 7 号 かすみがうら市庁舎建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 1 8 号 かすみがうら市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 1 9 号 平成 2 3 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 8 号）
- 議案第 2 0 号 平成 2 3 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 2 1 号 平成 2 3 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 2 2 号 平成 2 3 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 2 3 号 平成 2 3 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 2 4 号 平成 2 3 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 2 5 号 平成 2 3 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 議案第 2 6 号 平成 2 4 年度かすみがうら市一般会計予算
- 追加日程第 1 発議第 1 号 「議案第 2 6 号 平成 2 4 年度かすみがうら市一般会計予算に対する附帯決議（案）」
- 日程第 3 議案第 2 7 号 平成 2 4 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 2 8 号 平成 2 4 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 2 9 号 平成 2 4 年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算
- 議案第 3 0 号 平成 2 4 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 3 1 号 平成 2 4 年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
- 議案第 3 7 号 平成 2 4 年度かすみがうら市水道事業会計予算
- 議案第 3 3 号 市道路線の認定について
- 日程第 4 推薦第 1 号 農業委員会委員の推薦について
- 追加日程第 2 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 諮問第 2 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 諮問第 3 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第 5 平成 2 3 年請願第 9 号 「東海第 2 原発の廃炉を求める意見書」採択を求める請願書

- 日程第 6 請願第 1 号 「緊急事態基本法」早期制定を求める意見書提出に関する請願書
日程第 7 陳情第 4 号 陳情書「市施設等の継続契約のお願いについて」
日程第 8 閉会中の継続審査について
日程第 9 閉会中の所管事務調査について
-

開 議 午前10時11分

○議長（小座野定信君）

全員協議会が長引きまして、会議の時間おくれましたことを、代表しましておわびいたします。ただいまの出席議員は15名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

なお、山内庄兵衛議員から所用による欠席の届け出がありましたのでご報告いたします。

傍聴人の方に申し上げます。会議において、傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願い申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしましたとおりであります。

日程第 1 承認第 1 号及び議案第 3 4 号ないし議案第 3 6 号並びに議案第 3 号ないし議案第 2 5 号

○議長（小座野定信君）

日程第 1、承認第 1 号及び議案第 34 号ないし議案第 36 号並びに議案第 3 号ないし議案第 25 号までの 27 件を会議規則第 35 条の規定により一括議題といたします。

ただいまの議題につきましては、各常任委員会にそれぞれ付託をしております。

各常任委員会委員長の報告を求めます。

初めに、総務委員会委員長 小松崎 誠君。

[総務委員会委員長 小松崎 誠君登壇]

○総務委員会委員長（小松崎 誠君）

かすみがうら市議会総務委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第 39 条第 1 項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題となっている承認第 1 号、議案第 3 号、第 6 号、第 8 号、第 17 号、第 19 号、第 34 号、第 35 号、第 36 号の 10 議案について、3 月 2 日、5 日、6 日、9 日の 4 日間、会議を開催し、各担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、承認第 1 号は全会一致で承認すべきものと、議案第 3 号、第 6 号、第 7 号、第 8 号、第 17 号、第 19 号については全会一致で可決すべきものと決しました。議案第 34 号、第 35 号、第 36 号の 3 議案については異議があり、起立採決の結果、否決すべきものと決しました。

審査の経過並びに概要については、委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思っております。

なお、委員会審査報告書に記載違いがあったため、議席に正誤表を配布させていただいておりますので、ご了承願います。

以上で総務委員会委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

3月9日の会議録のうちで、32ページのところがありまして、請願第9号の「東海第2原発の廃炉を求める意見書」の採択に際して、どちらともとれないところもあるので趣旨採択という形ではどうでしょうかということ異議なしという……

○議長（小座野定信君）

佐藤議員、それ議題外ですね。請願はまだです。

ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

次いで、文教厚生委員会委員長 古橋智樹君。

[文教厚生委員会委員長 古橋智樹君登壇]

○文教厚生委員会委員長（古橋智樹君）

かすみがうら市議会文教厚生委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題となっている議案第5号、第10号ないし第13号、第15号、第16号、第18号ないし第21号、第24号につきましては、3月2日、5日、7日、8日、9日の5日間、委員会を開催し、教育長並びに各担当部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第5号、第10号、第13号、第15号、第16号、第18号ないし第21号、第24号については可決すべきものと決しました。

また、議案第11号、議案第12号については否決すべきものと決しました。

なお、議案第19号の委員会審査の一部質疑において、係争中との理由により答弁は控えるとの回答が説明員からありました。この件に対し、議案を提出している以上は答弁義務がある。議会軽視も甚だしい。また、今後も係争中を理由に答弁を控えるという形をとられると、議会の存在価値がなくなるとの意見が出されておりますので、ご報告申し上げます。

なお、審査の経過、概要につきましては、委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思えます。

以上で文教厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

次いで、産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

[産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

産業建設委員会の審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

本委員会は、平成24年3月2日に付託された議案第4号、第9号、第14号、第19号、第22号、第23号、第25号について、3月2日、5日、9日の3日間、議題とし、副市長及び各担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

主な内容としましては、議案第23号 平成23年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（5号）における審査の過程における意見として、土木工事の中でも専門工事業務化が進んでいる現状をかんがみ、事業執行に際してよりの確な技術的判断を行うために、執行部においてはさらなる専門的知識と技術の習得に努められるようにという意見がありましたのでご報告します。

審査の結果等につきましてではありますが、全議案について全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の経過並びに概要については、配布してあります委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で産業建設委員会委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

以上で各常任委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについての討論を行います。

初めに、反対討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより承認第1号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長の報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、承認第1号は原案のとおり承認されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第34号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定についての討論を行います。
本案に対する委員長の報告は否決であります。会議規則第51条の規定により、通告のあった
反対討論2件について順次発言を許します。

初めに、8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

おはようございます。

議案第34号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について、反対の立場で発言をいた
します。

管理職の引き下げについては、前は私は賛成をいたしました。そういう意味では自由であり
ますが、今回の副市長給与月額削減の特例条例は、市職員の給与削減条例と連動しております。
そういう意味では私は今回は反対の立場としたいと思います。

以上です。

○議長（小座野定信君）

次に、10番 鈴木良道君。

[10番 鈴木良道君登壇]

○10番（鈴木良道君）

私は、議案第34号 副市長の給与月額の特例に関する条例の制定に対しまして反対の立場から
討論をいたします。

副市長の職務とは市長にかわって業務の詳細について検討を行ったり、政策の企画立案を行っ
たりするほか、市長の委任を受けた事案についての決定や処理を行う職務であります。さらには、
市長に事故があったり、欠けたりしたとき、その職務を代理するという重要な職務であります。
議員諸公もご存じのように、石川副市長は宮嶋市長の強い要請により茨城県から派遣されたとい
う経緯もあり、議会としましてはこの経緯を注視する必要があります。また、提案理由は政治的
な立場である国務大臣等の特別職についても給与の10%減が実施されるとの理由であります、
この点については準ずる根拠もなく、さらには副市長は選挙により選出されたという政治的な立
場ではありません。

一方、市の財政は至って健全財政であり、平成23年度の繰越金も十分あることは常任委員会の
審査においても明らかとなっております。

さらに、副市長は市長を補佐し、その補助機関たる職員の担任する事務を監督する特別職の地
方公務員でもあります。つまり、かすみがうら市特別職報酬審議会に諮問する等の手続を踏むこ
とは当然自明の理であります。しかし、その特別職報酬審議会ですら休眠状態にあり、条例に対
する規範性の欠如といっても過言ではありません。

我々議会といたしましては、災害対策や災害復興に当たる重要な時期であることを踏まえ、石
川副市長におかれましては、これまでの経験を十分生かし、かすみがうら市のために全力を注い
でいただくことを心から期待するものであります。

これらの幾つかの理由により、副市長の給与月額の特例に関する条例の制定の提案について、
反対するものであります。議員諸公におかれましては、これらの趣旨をご理解いただきまして、

ご賛同いただきますよう心よりお願い申し上げます。反対討論とさせていただきます。
以上です。

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第34号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立少数であります。

よって、議案第34号は否決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第35号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定についての討論を行います。

本案に対する委員長の報告は否決であります。会議規則第51条の規定により、通告のあった反対討論の2件について、順次、発言を許します。

初めに、8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第35号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

前回、教育長の10%カットについては賛成をいたしました。しかし、今回は突然職員給与の10%カットと同じく、同時にこの引き下げ案が出てまいりました。そういう意味で管理職の引き下げは自由であります。今言った理由で私はこの職員給与削減と一緒に議案という立場なので、反対であります。

○議長（小座野定信君）

次に、10番 鈴木良道君。

[10番 鈴木良道君登壇]

○10番（鈴木良道君）

議案第35号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定に対し、反対の立場から討論をいたします。

まず第1に、平成23年度の財政は健全であり、平成24年度も同様の状況予測であります。これら裏づけは市からの報告により明らかになっております。また、提案理由は、副市長と同様、国務大臣等の特別職に10%減が実施されるとの理由であります。教育長はこれに準ずる根拠もな

く、さらには政治的な立場でもありません。教育長については教育委員会の事務の執行責任者であり、教育委員会の事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督することが職務であり、この点からしても政治的な立場での職務でないことは明らかであります。

特に、平成24年度は小・中学校の統合という重要案件があり、教育長はその先頭に立ち、組織をリードしていかなければならない大事な時期でもあります。当然、学力向上や教育振興についても一層のご尽力を心から期待しております。つまり我々が教育長に求めるものは、児童・生徒の健全育成や学力向上に全精力を注がれることを望んでいるものであります。

また、市特別職報酬等審議会の設置趣旨は第三者機関の意見を聞くことにより、その一層の公正を期すことであり、これらを踏まえ、平成22年8月31日の茨城新聞において、報酬審議会に諮問する等の手続を踏むべきと批判する声も掲載された経緯もあり、これらの手続を踏むことが提案者に求められる責務ではないでしょうか。

これらの点から、教育長の給料月額の特例に関する条例の制定の提案に対し、反対するものがあります。議員諸公におかれましては、これまでの審査過程を踏まえ、ご賛同いただきますよう、心からお願い申し上げます、反対討論といたします。

○議長（小座野定信君）

以上で通告による討論は終わりました。

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第35号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立少数であります。

よって、議案第35号は否決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第36号 かすみがうら市職員の給与改定及び臨時特例に関する条例の制定についての討論を行います。

本案に対する委員長の報告は否決であります。が、会議規則第51条の規定により、通告のあった反対討論の2件について、順次、発言を許します。

初めに、8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第36号 かすみがうら市職員の給与の改定及び臨時特例に関する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

日本共産党の志位和夫委員長は、国家公務員の給与を平均7.8%も大幅引き下げる法案が可決されたことについて、3つの問題点を指摘いたしました。

第1は、国民全体の所得低下、内需の縮小、不況の悪循環を加速する引き金を引くという問題です。国家公務員の給与は、地方公務員や独立行政法人の職員など約600万人の給与にも波及し、民間賃金にも影響を及ぼすものになっております。公務と民間の賃下げ競争をもたらし、内需をさらに縮小させ、デフレの悪化を招く。経済を悪化させ、財政破綻をひどくする道だという点であります。さらに、給与の引き下げが消費税増税の地ならしと位置づけられていることでもあります。志位委員長は、労働者全体の賃下げを進めた上に、消費税大増税で実質所得を奪えば、暮らしも経済もめちゃくちゃにすると批判しました。

第2は、二重の意味で憲法に違反しているということでもあります。国家公務員の労働基本権が憲法の定め反して制約されていること、そのもとで代償措置としてつくられた人事院勧告制度さえ無視したものだという点であります。志位委員長は、二重の意味で憲法に違反しており、労働者の人権が幾重にもじゅうりんされることは許しがたい。今、国会がなすべきことは、全面的な労働基本権の回復にこそあると主張いたしました。

第3は、この法案が、民主、自民、公明の密室談合による議員立法として持ち出され、総務委員会ではまともな審議もなく強行されたという問題であります。政府提出の法律を、ともかくも労働者の意見も聞いた上で通したというのではなく、3党だけで議員立法という形で突然国会に持ち込み、労働組合の代表の意見も全く聞かず、まともな審議もなく強行した。内容だけではなく、形式の上でも、絶対に許せない民主主義破壊の暴挙だと強く批判をいたしました。

さらに、日本共産党の塩川鉄也議員は3月1日の衆院総務委員会で、前日に成立した国家公務員の賃下げ法に関して、地方公務員や民間労働者に波及させることがあってはならないとただしました。川端達夫総務相は、地方公共団体に要請や強制は考えていない。地方財政計画では、賃下げ法と同様の措置を一律に実施することを前提に、給与関係経費を計上することは考えていないと答えました。塩川氏は、全国知事会が、地方公務員の給与は、国家公務員給与削減後の額を基準とするのは不相当と述べ、中核市市長会は、引き下げを地方交付税に反映することは承服できないと決議していることを紹介いたしました。そして、地方自治体に賃下げを押しつけることは許されないと指摘しました。国家公務員の賃下げが民間労働者の賃下げを招く悪循環から抜け出さなければならないと強調し、義務教育費国庫負担金や保育所運営費国庫負担金を削減すべきではないと主張いたしました。文部科学省の城井崇政務官は、給与引き下げを押しつけないとした総務省と同様の考えだと答弁。厚生労働省の辻泰弘副大臣は、賃下げ法は国家公務員に対する特例措置なので、民間の保育士の積算を準拠させるのは適当でないと答えております。

そういう意味で、今回の措置で市職員給与に与える影響額、これを出してもらいましたが、約2億4000万円が削減されるということでもあります。給与引き下げは職員の生活を圧迫し、民間賃金を下げ、日本だけが給与が下がる国、GDPが下がる国になっている。これ以上下げることは許されないことでもあります。

さらに、地方公務員のこの賃金については、国家公務員の賃下げと連動しない、そういうことでもあります。

以上、反対討論といたします。

○議長（小座野定信君）

次に、6番 小松崎 誠君。

[6番 小松崎 誠君登壇]

○6番（小松崎 誠君）

私は、議案第36号 かすみがうら市職員の給与の改定及び臨時特例に関する条例の制定について、反対の立場から討論いたします。

この給与削減は、まず給与条例のみで、一方的な給料の不利益変更が可能かという大きな問題があります。凡例では、就業規則による労働条件の一方的な不利益変更を原則的に認めず、特に賃金の減額は高度の必要性に基づく合理的理由がなければならぬとしています。この考え方は労働条件につき団体交渉をし、労働協約の締結ができる一般職員にはそのまま通用し、給与など主要な勤務条件を条例に定めるとの法定主義をとる一般職員の場合にも尊重されるべきであるというのは、申すまでもありません。

したがって、市長の持っている給与改正権のみを根拠にし、特別の必要性と合理的理由もなく、さらには労使交渉もなく、一方的に給与削減条例を議会に提案したりすることや、議会が安易に可決することは不当の烙印を押されるという覚悟をしなければなりません。つまり給与変更に当たっては、地公法14条の情勢適応の原則の遵守はもちろんのこと、地公法第55条や労働契約法第3条の労働契約の原則を遵守し、職員の給与は職員団体と当局の交渉により、かつ対等の立場における合意によって決めるものであることが、法をつかさどる市長としての責務であります。

しかし、その団体交渉も十分に行っておらず、法を遵守した提案であるとは言いがたいものであると言わざるを得ません。

一方、平成24年度における退職者に伴う人件費の減少分は約2億700万円に上り、平成23、24年度の採用凍結の影響額は約1億3000万円に達しております。つまり人件費総額の減少は、相当の額に上っているのが現実であり、さらにその上、給与改定により約2億4000万円をカットするという提案であることを、我々は改めて再認識する必要があります。つまり、委員会審査にもあるように、市の財政指数は至って健全であり、財政再建を行うなどの根拠もなく、一方的に減額することは到底許されることではありません。

最後に、平成24年2月29日、国家公務員の臨時特例法が成立し、附則において地方公務員の給与については地方公務員法及びこの法律の趣旨を踏まえ、地方公共団体において自主的かつ適切に対応されるものとの文言が付されました。この附則に法的拘束力はないことから、川端総務大臣は、地方公務員の給与は地公法に基づき、自治体の自主的な判断により議会で条例を決める仕組みであり、地方交付税を減額し、強制するものではないとし、自主的な判断にゆだねるべきとの考えを示し、3月1日の茨城新聞で、同大臣は、人件費削減を見越した地方交付税削減の考えがないことを改めて強調した、と報道されております。また、全国知事会は国家公務員と同様の引き下げを地方公共団体に強制することは考えていないという方針の堅持を求め、さらには全日本自治団体労働組合の声明では、この国家公務員の給与削減改正は地方に影響を与えるものではないとの考え方を示しております。このため、より組合との合意形成が必要不可欠となったものと考えます。

あわせて、我が市が過去に市長給与の減額を可決したときの県内市への大きな波紋を与えた経

験も議会としては十分配慮しなければなりません。特に、執行部におかれましては、これらの状況について適切かつ正しく理解され、運営されるよう強く申し添えます。

議員各位におかれましては、法の趣旨を尊重し、かつ議会に求められる責任を果たすという信念に立ってご賛同いただけるよう心からお願いし、反対討論とさせていただきます。

○議長（小座野定信君）

以上で通告による討論は終わりました。

次いで、賛成討論はございませんか。

4番 田谷文子君。

[4番 田谷文子君登壇]

○4番（田谷文子君）

議案第36号 かすみがうら市職員の給与の改定及び臨時特例に関する条例の制定について、賛成の立場から申し上げたいと存じます。

職員の給与7.8%引き下げの議案に対しましては、職員給与の国家公務員並みの引き下げ案につきまして、賛成の立場から申し上げます。

既に、皆様方ご承知のとおり、国会において与党のみならず、自民党も公明党も合意の上で決定の方向になっております。地方は独自に決めればよいということで、特に地方に対しては国は強制しておりません。したがって、かすみがうら市はかすみがうら市の立場に立って決定すればよいというのが一応の建前になっております。しかしながら、地方財政もかなり逼迫しているのはいずこも同じで、ほぼ同様であります。今日、市長、議員のみならず一般公務員に至るまで、身を削る努力をしなければ住民にとって今必要な福祉や教育、さらには急を要する災害対策まで、その財源を確保することは容易ではありません。したがって、どこの県、市町村等地方公共団体においては、遅かれ早かれ国に準じた給与の引き下げがやむを得ないこととして実施されることは確実であります。

こういう背景のもとで、当かすみがうら市の人件費比率は、県内においてもかなり高い水準になっていることは周知のことです。すなわちこのような状況にある当かすみがうら市は、他に先駆けて人件費の抑制に努め、健全な財政状況を回復し、住民福祉の増進に寄与すべきことは、住民の総意であるといっても過言ではありません。

したがって、このたびの一般職員に対する給与の引き下げについては、これこそ市の財政運営を担う責任を有する市長が提案するのは当然のことです。市民の負託によって議員になった私どもも市民の立場に立ってこれを速やかに可決することが、与えられた責任を全うするという意味においても重要であります。

以上のことから、当該懸案につきまして賛成の意見を表明するものであります。何とぞ議員諸兄のご理解を賜りたくお願い申し上げます。

以上で賛成の立場からの討論を終わります。

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございますか。

12番 矢口龍人君。

[12番 矢口龍人君登壇]

○12番（矢口龍人君）

私は、議案第36号 かすみがうら市職員の給与改定及び臨時特例に関する条例の制定について、賛成の立場で討論をいたします。

本議案はこのたび公布された国家公務員の給与の改定並びに臨時特例に関する法律に準じた措置と同様であり、同法律では地方公共団体においては自主的かつ適切に対応するとされております。2月7日に行われた岡田克也副総理の記者会見によると、地方に行くお金も聖域化することがあってはならないと、地方にも人件費の削減への努力を求める考えを示しております。かすみがうら市の債務残高は現在340億円であり、また、市は学校の耐震化工事など最も優先しなければならない重要課題事業を抱えており、人件費等を削減すると同時に各種補助金の見直し等を実施し、財源としなければなりません。反対者の主義主張も、それはそれで多少は理解できますが、民間はまだまだこのデフレ不況から抜け出しているわけではないですよ。一部の勝ち組企業を除けば、倒産やリストラを余儀なくされているのが現実であります。国は国家公務員の給与を引き下げ、このたびの東日本大震災復興の財源としていますが、市は、先ほど申し上げたとおり重要課題・事業を抱えており、広く財源としなければならないということをご理解いただきたい。

以上のような判断に従って、議案第36号 かすみがうら市職員の給与改定及び臨時特例に関する条例の制定について、賛成の立場から討論といたします。議員諸公のご賛同をよろしく願いいたします。

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第36号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立少数であります。

よって、議案第36号は否決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第3号 かすみがうら市東日本大震災復興まちづくり支援事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第3号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第4号 かすみがうら市墓地等の経営許可等に関する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第4号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第5号 かすみがうら市立保育所運営事業者選考委員会条例の制定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第5号 かすみがうら市立保育所運営事業者選考委員会条例の制定について、反対の立場で討論をします。

この条例では、対象となる運営事業者を社会福祉法人とし、選考委員については公募せず、市長が適当と認める者となっております。任期は1年となっておりますので、選考は来年度中に決定することになります。したがって、さくら保育所の民営化は平成25年度から実施する方向にな

っているのではないのでしょうか。

児童福祉法第24条は、「児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申し込みがあったときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない」とあり、原則として地方自治体は公的保育を保障しなければなりません。私はこの立場から保育所の民営化には反対であります。

特に、国が公的保育を放棄し民営化を強めておりますが、これをさらに一層推進し、市町村の保育の実施義務をなくす、子ども・子育て新システムを押しつけようとしております。このような状況下で、保育所の民営化を推進することは、本来の自治体の役割（保育の義務）を果たすことはできなくなります。したがって、私は事業者選考委員会条例制定には賛成できません。

以上です。

○議長（小座野定信君）

以上で通告による討論は終わりました。

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第5号の採決を行います。

異議があるため、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第6号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第6号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第7号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第7号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について、反対の討論をいたします。

この条例改正には個人市民税の税率の特例等について、均等割500円を平成26年から35年の10年間増税する、いわゆる復興税と言われるものであります。県民税も同様に500円増税するとしていますので、合わせて1,000円の増税となります。

日本共産党の塩川鉄也衆議院議員は、昨年11月22日、衆議院総務委員会で、復興財源として個人住民税の均等割を引き上げることについて、低所得者や被災者までに負担を求めるやり方は許されないとただしました。総務省は、試算として就業者6,282万人のうち均等割の納税義務者が5,936万人、非納税義務者346万人と説明。塩川氏は、圧倒的多数が課税される。所得税も払えない低所得者にも負担を求めるやり方はおかしいと指摘をいたしました。そして、年収100万円程度の人からも取り立てることについて批判をいたしました。引き上げは被災者も対象となるとし、被災者に負担増を押しつけることが復興につながるかと強調。川端総務相は、自治体が減免することもできるとしたのに対し、塩川氏は、減収分は補てんされるのかと質問しましたが、総務相はそういう方向でやりたいと述べるだけで、担保はないことを認めました。塩川氏は、財源というなら証券優遇税制による配当割や株式等譲渡所得割の軽減をやめるべきだと主張。川端総務相は、軽減税率を本則に戻せば年ベースで1,000億円の増収となる試算を示しました。塩川氏は、10年間で1兆円の増収となる。庶民に増税を押しつけるのではなく、大企業、大資産家減税を見直して復興財源に充てるべきだと求めました。

特に、茨城県も被災県であります。住民生活がマイナスになっている中での増税は問題であります。当市の均等割の納税義務者数は2万700人と報告されました。年収93万円以上の市民から取り立てることになります。年間1,000万円の増税であり、10年間で1億円、県税と合わせると2億円の増税であります。

日本共産党は、庶民に増税を押しつけるのではなく、大企業、大資産家減税を見直して復興財源に充てるべきだとの立場から、この条例改正には反対であります。

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第7号の採決を行います。

異議があるため、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第8号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第8号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第9号 かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第9号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第10号 かすみがうら市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第10号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第10号は原案のとおり可決されました。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第11号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、さきに報告があったように、3月9日に文教厚生委員会の審査結果が報告されております。その後、土浦市議会に同制度の改正の提案がなされ、審議中と

の情報を3月12日に得たところであります。当然、土浦市とかすみがうら市では、これまでの運営実態や制度内容、さらには予算の執行状況も異なります。しかし、隣接市において同種の提案がなされていることを踏まえ、本市としてもこれらの内容の精査や比較検討も含め、再度検証することが、より十分な審査となるとの理由により、会議規則第46条の規定により、文教厚生委員会委員5名及び総務委員会2名、産業建設委員会2名の計9名の委員をもって構成するマル福制度の改正を検証するための特別委員会を設置の上、これを再付託されんことを望みます。

以上です。

[「賛成」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ただいま、1番 川村成二君から、議案第11号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、文教厚生委員会5名及び総務委員会2名、産業建設委員会2名の計9名の委員をもって構成するマル福制度の改正を検証するための特別委員会を設置の上、これに再付託されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、よって、議案第11号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、文教厚生委員会5名及び総務委員会2名、産業建設委員会2名の計9名の委員をもって構成するマル福制度の改正を検証するための特別委員会を設置の上、これに再付託されたいとの動議は可決されました。

ただいまの動議の可決により設置されましたマル福制度の改正を検証するための特別委員会委員の選任については、これより総務委員会、産業建設委員会を開き、各2名の委員を選出してください。

総務委員会は増築棟2階第6会議室、産業建設委員会は増築棟2階第5会議室でそれぞれ委員会を開いてください。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時07分

再 開 午前11時21分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

○議長（小座野定信君）

マル福制度の改正を検証するための特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、廣瀬義彰君、栗山千勝君、藤井裕一君、中根光男君、佐藤文雄君、小松崎 誠

君、古橋智樹君、田谷文子君、川村成二君、以上9名を指名いたします。

それでは、直ちにマル福制度改正を検証するための特別委員会を、増築棟2階第5会議室で開き、正副委員長の互選を行ってください。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時22分

再 開 午前11時39分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして再開いたします。

○議長（小座野定信君）

諸般の報告を行います。

休憩中にマル福制度の改正を検証するための特別委員会において、正副委員会の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので、ご報告いたします。

マル福制度の改正を検証するための特別委員会委員長に古橋智樹君、副委員長に小松崎 誠君。以上のとおり選出されましたので、報告いたします。

また、ただいま付託しました議案第11号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査については、同委員会から閉会中の継続審査申出書が提出されましたので、申し添えます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第12号 かすみがうら市敬老祝金給付条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

本案に対する委員長の報告は否決であります。会議規則第51条の規定により、通告のあった反対討論2件について順次発言を許します。

初めに、8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第12号 かすみがうら市敬老祝金給付条例の一部を改正する条例の制定について、反対の討論を行います。

事業仕分けや補助金審議会の意見等を受けて当該部で検討中でありましたが、見切り発車ということで、敬老祝金給付のカットを市長から2月1日に指示されたと報告がありました。敬老という趣旨でこれまで出していたささやかな祝い金、他市の例を倣い削るというのではなく、先進的な例として誇るべく施策として継続すべきではないでしょうか。市長はこれを老・若、いわゆる高齢者と若者の所得の再配分と述べていますが、圧倒的多くの高齢者は少ない年金で暮らしているのが現実であります。本当に長寿を祝う心があるのか疑うところでもあります。

私は、この敬老祝金削減は、長寿を迎えた方へのささやかな楽しみを奪うものであり、反対で

あります。

以上です。

○議長（小座野定信君）

次に、1番 川村成二君。

[1番 川村成二君登壇]

○1番（川村成二君）

私は、議案第12号 かすみがうら市敬老祝金給付条例の一部を改正する条例の制定に対し、反対の立場から討論いたします。

敬老とは老人を敬うことであります。これらの趣旨を踏まえ、県内各市では長寿を祝福するとともに長年にわたり社会に貢献された人々に対して、敬愛の精神と高齢者みずからの生活意欲の向上を目的として実施している事業であります。

ある作家が、時代が変わっても人々から敬老の精神が失われることはない。もちろんそれは教育の影響がある。だが、それだけではない。恐らくそれは本能的なものに根差すのだ。自然界の中で人はこうかつで余り性格がよい動物ではないが、敬老の精神は人間の数少ないすぐれた性質の一つとってよい。敬老の精神が相手を重んじる行動をはぐくみ、暴力を防止することにつながっているのではないかと述べております。

確かに合理化も場合によっては必要であります。我々にしても、執行部の皆さんにしても、先人の努力のたまものにより、こうして社会が築かれてきたのではないのでしょうか。この日本人のだれもが持ち合わせている心を復興元年の今こそ大事にすべきであることを申し上げ、最後に77歳と99歳の方々に多少なりとも予算が残されなかったことを残念に思っております。議員諸公におかれましても、これらの趣旨を勸案され、ご賛同いただけますよう心よりお願い申し上げます、反対討論といたします。

(拍手する者あり)

○議長（小座野定信君）

静粛に願います。

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第12号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は否決であります。

原案について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立少数であります。

よって、議案第12号は否決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第13号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第13号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

この議案は、第4期介護保険料の標準月額4,000円を第5期で4,900円とする引き上げの条例改正案であります。私は、引き上げを避けるため県の財政安定化基金及び当市の介護給付費準備基金の全額を取り崩すよう要請、それでも足りないなら、一般財源からの繰り入れ補てんすることを求めてまいりました。

市当局は、介護保険準備基金1億円の取り崩しを加え、厚労省のワークシートに基づいて算定した結果だとしております。それによって200円程度引き下がったといいますが、算定についてどうしても納得がいきません。

本来、地域支援事業は要介護認定が非該当の人を対象とする介護予防サービス事業で、市区町村が運営主体となって支援をします。その目的は、地域住民が要介護・要支援状態になるのを予防することにあります。ですから、介護給付費の算定に加えるべきではありません。それによって100円分は引き下がります。さらに、市町村特別給付費については、第1号被保険者の保険料で賄うこととなっておりますが、この特別給付費は紙おむつ支給、移送サービス、配食サービス、寝具乾燥サービスなど市町村が独自に行う介護サービスです。これを一般財源から補てんすれば、さらに100円引き下がり、4,700円となる計算になります。

この点を留保しても、年金者の暮らしを考えれば、22%を超える引き上げは到底認めることはできません。保険給付費額についても厚労省のワークシートによって算定したとしておりますが、第4期の実績と比較して23%増と過大になっております。

また、保険料の段階についてであります。当市は現在9段階であります。八王子市は11段階、これを12段階にして応能によって被保険者の負担能力に応じたきめ細かな保険料設定を行うとしております。負担能力に応じたきめ細かな保険料の設定もあわせて提案すべきではなかったかと考えます。

今回の引き上げについては、1号被保険者の保険料負担割合を国が4期では20%だったのを、第5期では21%にしたことが審議を通じてわかりました。介護保険制度自体に問題があるということでもあります。介護保険を持続可能な制度とするには、公費負担の拡充が必要であります。保険料算定について問題点を指摘し、積算では食い違いがありますが、私は引き上げを避けるため、一般財源からの繰り入れをすべきだと考えます。

以上、反対討論といたします。

○議長（小座野定信君）

以上で通告による討論は終わりました。

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第13号の採決を行います。

異議があるため起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第14号 かすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第14号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第15号 かすみがうら市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第15号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第16号 かすみがうら市立図書館条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第16号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第16号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第17号 かすみがうら市庁舎建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第17号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第18号 かすみがうら市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第18号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第19号 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）の討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第19号 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）、反対の立場で討論いたします。

私は、地方債の補正の石岡地方斎場整備事業について、合併特例債の活用には反対の立場であります。一部事務組合である石岡地方斎場組合が独自に起債を行い、それを負担金として当該市に請求すべきであり、合併と何ら関係ないにもかかわらず合併特例債を財源とすることは問題であります。

また、今回の補正予算には、東日本大震災復興まちづくり基金積立金として2億6575万9000円という多額のお金が積み立てられております。私は何度となく、一部損壊家屋の被災者へ直接支援策を求めてまいりましたが、これだけの金額を積み立てるのではなく、その一部を取り崩して、一部損壊家屋の修繕費補助金など被災者に直接支援すべきではないかと考えます。

以上、反対の討論といたします。

○議長（小座野定信君）

以上で通告による討論は終わりました。

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第19号の採決を行います。

異議があるため起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第20号 平成23年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

初めに、反対討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第20号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第21号 平成23年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第21号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第21号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

お諮りいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認めます。再開は午後1時30分から再開いたします。暫時休憩します。

休 憩 午前11時59分

再 開 午後 1時29分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

次いで、議案第22号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第5号）の討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第22号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第5号）、反対の討論を行います。

特定環境保全公共下水道整備事業5,295万円、この繰越明許費について、3月2日の本会議で

説明を求めましたが、納得できる答弁ではありませんでした。その後、詳細な説明を受けましたが、はっきりしたことは、工事の発注がおくれたことが大きな原因であるということが明らかになりました。同規模の工事を昨年度は既に9月13日に発注し、工期を9月14日から翌年の3月25日としております。それが今回は11月16日に入札でしたが、結果は不調となり、さらにおくれて11月29日に再入札し、12月6日に契約。下水道課は昨年の工事実績を考えると、年度内の完了は可能と判断したと言います。しかし、このような一例の事業の工程を考えること自体問題であります。根底にあるのは、何が何でも年度内に工事を発注しなければならないということが先行していたと思います。したがって、この繰越明許費については認めることはできません。

以上、討論といたします。

○議長（小座野定信君）

以上で通告による討論は終わりました。

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

他に討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第22号の採決を行います。

異議があるため、起立により採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第23号 平成23年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）の討論を行います。

初めに、反対討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第23号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第23号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第24号 平成23年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第24号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第24号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第25号 平成23年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第2号）の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第25号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第26号 平成24年度かすみがうら市一般会計予算

○議長（小座野定信君）

日程第2、議案第26号 平成24年度かすみがうら市一般会計予算を議題といたします。
ただいまの議題につきましては、各常任委員会にそれぞれ付託をしております。
各常任委員会委員長の報告を求めます。
初めに、総務委員会委員長 小松崎 誠君。

[総務委員会委員長 小松崎 誠君登壇]

○総務委員会委員長（小松崎 誠君）

かすみがうら市議会総務委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題となっている議案第26号について、3月2日、6日、9日に会議を開催し、各担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第26号については全会一致で可決すべきものと決しました。

審査の経過並びに概要については、委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思ひます。

以上で総務委員会委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

次いで、文教厚生委員会委員長 古橋智樹君。

[文教厚生委員会委員長 古橋智樹君登壇]

○文教厚生委員会委員長（古橋智樹君）

かすみがうら市議会文教厚生委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題となっている議案第26号につきましては、3月2日、5日、6日、7日、8日、9日の6日間、委員会を開催し、教育長並びに各担当部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第26号については可決すべきものと決しました。

なお、審査の経過、概要につきましては、委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思ひます。

以上で文教厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより委員長に対し、議案審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

次いで、産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

[産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

産業建設委員会の審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

本委員会は、平成24年3月2日に付託された議案第26号について、3月2日、6日、9日の3日間、議題とし、副市長及び各担当部課長の説明を求め、慎重に審査を行いました。

議案第26号の審査の経過において、特に強く指摘された意見が2つありました。

1つは、繰越明許の関係で、この件については当委員会の中で昨年も指摘しております。繰り返されないためにも、事業を早く発注し、工事完了するように努める。さらに、契約している以上、契約の責任をとるようにすること。

2つ目は、石岡斎場の関係で、予算を出す以上は議会に予算根拠を明確に説明する義務がある。以上、2点についてであります。

執行部においては、これらの意見はもとより、審査の過程でありましたその他の発言についても十分に留意されるとともに、委員会の意見も踏まえて、なお一層効率的な市政運営に努められるよう求めます。

審査の結果等についてであります。全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、産業建設委員会の委員長報告といたします。

○議長（小座野定信君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今、石岡斎場の件で附帯意見が出ておりました。私も会議録を見まして、3月9日のところで、非常に疑問に思ったんですけども、第1期工事と第2期工事に分けるということで、私自身は約1割、3,294平米に対して377平米減ということなものですから、全体が7基プラス1基、これを6基にする。そして、待合室を6室から4室にする。そういう意味では、全体がこの火葬炉等と待合室等が縮まるのかなというふうに思っていたんですけども、これが、この説明ですと、その1プラススペース分、これは切り取るみたいな形、そして同じように待合室については6室のところを4室で、2室のところは切り取る。全体の骨格は変えないんだというふうに書いてあるんですけども、これはいわゆるようかんを切ったみたいな形でつくるという中身というふうに理解するんですけども、この点についてかなりの審議をされていると思いますので、もし、説明できましたら、お願いできますでしょうか。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

ご質問の内容なんですけれども、おっしゃるとおりでありまして、当初の計画はそのまま変え

ずに、その377平米分を削減すると、その部分に関して、雨水周りとかそういう関係の、要するに1,500万近い設計変更費というのをそこに充てるといような説明で、それ以上の詳しい説明は組合の議会のほうでもないという話ですし、今回の委員会の審議の中でもありませんでした。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そうすると、今の形は全体の形は変わらなくて、待合室の棟はようかんを切ったみたいに切り取る。そしてそれが火葬炉のところについては、1基プラスの部分、2基のスペース部分も切り取るという形で、その切り取った部分についての構造計算とか、そういうものについてのフォローについて設計変更するといような形になるのかなというふうに理解するんですけども、ということは、その後の2期工事については必要なときにはその分をまたフォローするといような形になると、これはいつになるかわからないということでしょうか。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

そのとおりだと思います。

○議長（小座野定信君）

そのほか質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

以上で常任委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、議案第26号 平成24年度かすみがうら市一般会計予算の討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第26号 平成24年度かすみがうら市一般会計予算、私は反対の立場で討論をいたします。

住宅リフォーム助成金の継続や、鳥獣の駆除対策としてイノシシ駆除の謝礼金1頭1万円が40万円の予算化、脱原発・東海第二原発再稼働反対の立場から太陽光発電システム建設費の補助制度の創設、また、中学校卒業までの医療費無料化や私立幼稚園児の保護者に対する補助金を増額（1,000円から3,000円）することや、中学校での生徒指導について、生活相談員を設けること及び学校施設等改修・改善について、学校施設の充実や下稲吉小学校など全面改築等、この点について評価はされると思います。

しかし、今回の予算に反対する理由の第1は、市職員給与削減を前提にした予算であるということにあります。

市長は官民格差を強調し、市長選挙での公約だとしておりますが、本議会での質疑でも明らかにしましたように、人件費総額の削減、いわゆる職員の人件費削減による行政コストの大幅削減については、後援会の資料等で文書化されております。しかし、職員給与の10%カットはどこにも文書化されておられません。私は官民格差を殊さら強調することによって市民と職員を対立させるやり方には反対であります。今、日本に求められているのは、民間会社で働く人々、労働者の賃上げであり、派遣などの低賃金の底上げであります。人々の暮らしと日本を元気づける賃上げではないでしょうか。公務員に倣えと民間の賃金も下げられたら、暮らしも日本も経済はしぼんでしまいます。

第2に、高齢者に冷たい予算となっていることでもあります。

敬老祝い金を事業仕分けや補助金審議会で結論が出ていないにもかかわらず、見切り発車でカットすることや、福祉タクシーについて初乗り料金引き上げに対応する一方で、枚数を48枚から36枚に減らすなど、利用者の立場になって本当に考えているのか疑われます。このようなあめとむちの政策のようなやり方には反対であります。さらに、介護保険料の大幅引き上げに対して何ら対策をとっていないことでもあります。その根底には、市長の、前回も言いましたが、老・若、いわゆる高齢者と若年層における所得の再配分という考えがあるという問題であります。私はこのような高齢者と若年者を対立させるやり方にも反対です。本来の所得の再配分とは、税制や社会保障などを通じて、高所得者から低所得者へ富を移転させることであり、市民を対立関係にすることではありません。

第3に、大型公共事業を見直さない無駄遣い予算だということでもあります。

市道⑧8459号線、加茂から戸崎に向けた改良工事は本来は市で行う事業ではなく、県事業ではないでしょうか。この道路は霞ヶ浦環境センターへのアクセス道路であります。私は、市の財政力に見合った道路整備が求められていると考えます。また、流域関連特定環境保全公共下水道整備事業（加茂処理分区）の継続であります。加えて言えば、これまで縮減されてきた一般単独事業債が来年度は10億円を越す内容となっていることでもあります。これによって一般会計の地方債残高は、平成20年度末が182億4400万との見込み額が、平成24年度末には186億1300万円となり、3億6900万円もふえる結果となります。

第4に、一般職員の削減を強め、民間委託を一層進め、公的役割を縮小していることでもあります。

私は、正職員の抑制については問題であると考えます。市職員総人件費の削減を公約に掲げる市長の方針から出発しているとは思いますが、私は、地方公共団体、自治体の役割は市民の暮らしと命を守ることにあり、それは市民への公的サービスを一層強めていかなければならないことだと考えております。特に、保育所民営化を推進する立場から正職員を臨時職員で対応することは賛成できません。正職員対臨時職員の対比について、平成20年度は62.5対37.5でありました。それが24年度では54.8対45.2であります。また、正規職員によらない保育士や学校介助員、図書司書など臨時雇用の施策について、時給が1,000円未満であり、官製ワーキングプアを生み出していることは問題だと考えます。

さらに、公共施設の管理について、すべて一括で業務委託し、民間にするとしております。本当に公的役割が果たせるのか疑問であります。

以上、4点を反対する理由といたしました。そのほかには石岡地方斎場組合の新斎場建設について、私は石岡市染谷中島山への移転建設の問題点を指摘し、移転建設ではなく、現斎場での改築を求めてきました。現在も係争中で裁判で住民訴訟中ですが、石岡市長である組合管理者は再考することなく、石岡市染谷中島山の買収を強行し、5万8000平米という広大な共有地を平米当たり3,700円という高額な価格で買い取りました。宮嶋市長の粘り腰で縮小されたとはしておりますが、不確定な点が多分に残されていることがわかりました。私は今でも最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないという地方自治法第2条14号に違反する行為だと考えております。加えて、その建設負担の財源を合併特例債に求めることは、均衡ある発展という趣旨にも反するものであります。

また、向原土地区画整理事業にかかわる債務負担行為について、私は絶対に認めることはできません。

以上、反対討論といたします。

○議長（小座野定信君）

以上で通告による討論は終わりました。

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第26号の採決を行います。

異議があるため、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時54分

再 開 午後 2時08分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

ただいま9番 中根光男君外7名の諸君から議案第26号 平成24年度かすみがうら市一般会計予算に対する附帯決議（案）が提出されました。

お諮りいたします。

直ちにこれを日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号を直ちに日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

議案の配布をお願いいたします。

[議案配布]

**追加日程第1 発議第1号 議案第26号平成24年度かすみがうら市一般会計予算に対する
附帯決議（案）**

○議長（小座野定信君）

追加日程第1、発議第1号 議案第26号平成24年度かすみがうら市一般会計予算に対する附帯決議（案）を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

9番 中根光男君。

[9番 中根光男君登壇]

○9番（中根光男君）

議案第26号 平成24年度かすみがうら市一般会計予算に対する附帯決議（案）

茨城県は未曾有の大災害として3月11日の東日本大震災の被災地となり、かすみがうら市も激甚災害の指定区域として指定されました。一方、福島県第一原発事故により、安全の再確認、省エネの推進など、これまで類例のない大転換を迫られております。

ご存じのように、本市も被災を受けましたが、市民の多大なご負担とご協力により、これらを克服することができました。そして、迎えた平成24年度は、強い防災体制を築くためにも、乗り越えなければならない課題は、山積しております。これからの行政は、この東日本大震災を教訓とした耐震対策に、力を注いでいかなければなりません。

震災によって、人は一人では生きていけないという、当たり前のことを身をもって知り、支えあう環境を存続すべきであり、また、この経験を風化させないためにも、平成24年度は「かすみがうら市の復興元年」とする必要があります。このような理念により、平成24年度一般会計当初予算は、可決されたところであります。

しかし、当該予算については、さまざまな項目において、憂慮すべき点が、各常任委員会等でも指摘されており、これらを踏まえ、今後、執行にあたっては、これらの審査経緯を十分尊重し、下記の点について要望する。

記

1、平成24年度一般会計予算の執行にあたっては、同年かすみがうら市議会第1回定例会における各議案の議決結果の尊重はもとより、各種決議・請願・陳情等の審査結果についても、これらの趣旨を十分理解し、予算執行にあたられたい。

2、政府の地震調査研究推進本部の地震の発生確率の長期予測を踏まえ、今後、発生確率が高

いであろうとされる大規模地震に備え、市民生活の安心と安全を第一とし、実効性ある防災計画を策定し、併せて、防災訓練により市民の防災意識を向上するように求める。また、災害復興や放射能対策に関する事業の円滑な執行に努めるよう要望する。

3、有事の際の協力団体である「商工会」や「シルバー人材センター」に対する支援策については、それぞれの経営状況を参酌し、適切な措置をするよう求める。特に、「シルバー人材センター」については、市の施設管理業務が、他者に一括委託されれば、運営が危機状況となることから、育成という点から、適切な措置を強く求める。

4、平成23年度の繰越明許費の総額を鑑み、平成24年度にあつては、計画的かつ円滑な予算執行にあたられるよう求める。また、歳出全般において、計画的な執行に努め、3月末に多額の減額措置を講ずることがないように、早期に予算調整をするよう求める。

5、特に、大規模な復興事業については、事前に十分な検討を行い、その上で、事業計画を立案し、議会とも連携を密にして、事業を推進することを求める。

6、環境省の資料（2月公表）では、岩手県のがれき推定量は約476万t（11年分）、宮城県は約1569万t（19年分）という膨大な量であり、がれき処理は被災地にとって復興の1丁目1番地であります。阪神・淡路大震災では約1400万tのがれきが発生し、横浜市などが分担処理を担い、3年で処理した経緯を踏まえ、東日本大震災の復興を日本全体で支えるという観点から、かすみがうら市も構成市との前向きな検討を要望する。

7、保育所の民営化については、民間に移行することによりサービスが落ち込まないように、特段の行政指導を行いつつ、併せて、保護者の安心を得るためにも、行政としての説明責任を果たすことを要望する。

8、長期財政見通しによれば、年々歳入は、減少傾向であるとの予測である。従って、歳入増を図るための成長戦略が必要となることを踏まえ、より一層の英知を結集し、地域振興策を模索するよう要望する。

なお、上記8点の要望事項に対しては、次期定例会招集前までに、文書にてその結果を提出すること。

以上、決議する。

平成24年3月16日、かすみがうら市議会。

○議長（小座野定信君）

これより提案者への質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております附帯決議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

これより発議第1号の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより発議第1号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、全会一致により発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第27号ないし議案第31号及び議案第37号、議案第33号

○議長（小座野定信君）

日程第3、議案第27号ないし議案第31号及び議案第37号、議案第33号の7件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいまの議題につきましては、文教厚生委員会及び産業建設委員会に付託をしております。

これより常任委員会委員長の報告を求めます。

初めに、文教厚生委員会委員長 古橋智樹君。

[文教厚生委員会委員長 古橋智樹君登壇]

○文教厚生委員会委員長（古橋智樹君）

かすみがうら市議会文教厚生委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題となっている議案第27号、議案第28号、議案第31号につきましては、3月2日、5日、7日、9日の4日間、委員会を開催し、教育長並びに各担当部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第27号、議案第28号、議案第31号については可決すべきものと決しました。

なお、審査の経過、概要につきましては、委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で文教厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

次いで、委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

次いで、産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

[産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

産業建設委員会の審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

本委員会は、平成24年3月2日に付託された議案第29号、第30号、第33号について、3月2日、9日の2日間、議題として、さらに3月8日に追加付託された議案第37号については3月9日に副市長及び各担当部課長の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果等についてであります。全議案について全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の経過並びに概要については、配布してあります委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で産業建設委員会委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

以上で各常任委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、議案第27号 平成24年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算の討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第27号 平成24年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算、反対の立場で討論に参加をいたします。

国保税が高くて払えないという国保税が年々引き上がることの要因の一つに、被保険者の医療費自然増があります。しかし、国保の財政悪化と国保税高騰を招いている元凶は、国の予算の削減です。国保の総会計に占める国庫支出の割合は、全国的な結果では1984年度の50%から2008年度24.1%に半減しています。当市においても平成18年度国と県支出金合計割合が35.7%から平成22年度では30.9%に減っております。

市長は、茨城県で一番高い国保税を大幅に値下げしますと公約、今年度国保税を近隣市町村並みにするとして税率引き下げを行いました。しかし、一方で所得や資産のない被保険者にとっては増税となる、いわゆる均等割を医療分で4,800円（19%アップ）、介護分で2,000円（25%アップ）、これを引き上げて、それぞれ3万円、1万円といたしました。私は応益割の引き上げは当然だとする市長の方針には反対の立場であります。社会保障として皆保険制度である国保があるのですから、低所得者に重い負担となる均等割額は見直し、もとに戻すべきです。今回の税率改正で、給与所得者の場合を見ると、下がる世帯が1,391世帯で53.62%、上がる世帯が1,200世帯で46.26%、税額では下がる世帯の平均7万2721円であります。一方、上がる世帯、この平均税額は4万5917円となっております。

さらに問題なのは、国保の23年度補正予算でも24年度予算でも国保税の徴収率（現年度分）を90%から88%に引き下げております。このことは今回の引き下げでは徴収率が上がらないという証明ではないでしょうか。

また、特定健康診査等事業費も24年度予算案では356万8000円マイナスであります。実態に合わせると思いますが、健診率の向上で市民の健康管理を促すことも必要ではないでしょうか。23年度は受診目標率を50%としていたのに、平成24年度では41.6%に下がっております。市民の健康保持の観点から、市としてしっかりした目標を持つべきだと考えます。

以上、議案第27号に対する討論といたします。

○議長（小座野定信君）

以上で通告による討論は終わりました。

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第27号の採決を行います。

異議があるため、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第28号 平成24年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第28号 平成24年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算に対して反対の討論を行います。

後期高齢者の健康診査について、受診検査項目をふやし公費負担することについては非常に評価をいたしたいと思っております。心電図、眼底検査、そして貧血検査などです。

しかし、この制度自体は、75歳以上の高齢者を別の保険制度に囲い込み、医療費の増額と被保

険者増に従って保険料が上がる仕組みになっています。今回も県後期高齢者医療広域連合では保険料の値上げ2.5%、年5万1320円、1,250円アップ、これを決定いたしました。今回の値上げで保険料について当市の予算案は6月に補正するとしておりますが、広域連合の保険料引き上げは、広域連合の決算余剰金21億円、医療費給付費準備基金24億円、県の後期高齢者医療財政安定化基金20億円をすべて取り崩したものではありません。当市の75歳以上の被保険者で年金から特別徴収として可能な方は66.54%であり、その他33.46%の方は普通徴収、いわゆる天引きできない方です。収入が少ない被保険者が多いという実態があるのではないのでしょうか。いずれにしても、年齢で区切って差別する後期高齢者医療制度は直ちに廃止し、もとの老人健康保険制度に戻すべきだと考えます。

以上、反対討論といたします。

○議長（小座野定信君）

以上で通告による討論は終わりました。

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第28号の採決を行います。

異議があるため、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第29号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算の討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第29号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算、反対の立場で討論をします。

特定環境保全公共下水道整備事業費で、今回も加茂地区の工事請負費7,900万円が計上されております。前回も反対を表明いたしました。費用対効果を検証した結果、この事業が行われたものとは思えません。

一般質問でも明らかにしましたが、すべての対象世帯の加入が担保されていないだけでなく、先行投資と言いながら、工業団地内企業の加入についてもいまだはっきりしていません。このような大型公共下水道事業は、市の借金をふやすばかりであり、とても環境保全のためとは言えません。

私は、前回も、下水道を整備しているにもかかわらず加入が進まないのは、現状を無視した大型公共下水道工事を推進した結果だと批判し、下水道事業で今すぐにでもやらなければならないことは、既に整備した区域における加入の促進であると提案し、反対をいたしました。今回もその立場は変わりません。一般会計から繰入金は今でも下水道事業と農業集落排水事業での合計額は7億円を超えております。加入が進まなければまさに垂れ流し状況であります。霞ヶ浦の水質浄化と生活改善につながりません。生活排水対策における公共下水道の全面的な見直しを求めて反対討論いたします。

○議長（小座野定信君）

以上で通告による討論は終わりました。

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第29号の採決を行います。

異議があるため、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第30号 平成24年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第30号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第30号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第31号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計予算の討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第31号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計予算に対して反対の立場で討論いたします。

私は、介護保険料の大幅引き上げを前提とする予算には賛成できません。

介護保険の導入後、自治体の高齢者施策が介護保険任せ、事業者任せとなる状況が広がり、保健・福祉の機能の低下が各地で指摘されております。今回の第5期介護保険事業計画策定においても、厚労省のワークシートをもとにしたもので、市独自の調査や検討を加えたものになっているか疑われております。予算審議の中でも、全国や茨城県内市町村の調査・統計などをすり合わせ、そして分析したものとはなっていませんでした。

実態調査・意見集約の仕組みを最大限に活用しながら、施設でも在宅でも本当に高齢者・住民の要求にこたえるケア体制の確立を進めることが必要であります。

国は1つに保険料の全額免除、2つに収入に着目した一律減免、3つ目に一般財源の繰り入れは適当ではないという3基準を強調しておりますが、介護保険は自治事務であり、国の指導は単なる助言にすぎません。

保険あって介護なし、ふえ続ける介護難民、介護労働者の劣悪な労働実態などに対する市民の不満に、どうしたら安心できる制度に変えられるかという立場に立った施策が今自治体には求められていると思います。

以上、討論といたします。

○議長（小座野定信君）

以上で通告による討論は終わりました。

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第31号の採決を行います。

異議があるため、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第37号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計予算の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第37号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計予算に賛成の立場で討論をいたします。

使ってもいない水まで負担させないでほしい、この市民からの要望にこたえ、市長は昨年12月議会で、水道の基本料金を引き下げる改正案を提案いたしました。この改正案は、これまで基本水量が10立方メートルだったのをゼロ立方メートルにし、基本料金を従来の半分1,050円にして、使用した1立方メートルごとの従量制に移行するものであります。使用水量9立方メートルまでの方は4,033世帯であり、市全体では3割を超えております。これら市民の負担軽減策となるものであります。私は今ひとり暮らしの世帯がふえている中、今回の水道料金の改正は大いに歓迎されるもので賛成をいたしました。しかし、賛成少数で議会は否決としてしまいました。私は改めて改正の提出を願うものであります。

平成22年度まで水道会計には一般会計から補助金として9,000万円繰り入れしてありましたが、23年度は4,000万円削減し、5,000万円としました。この措置の結果、平成23年度水道事業会計予定損益計算書において、当年度末損益で初めて赤字、1291万2008円となる見通しだということであり、主要な原因は、震災により影響や節水意識の向上で給水収益が昨年度と比較して3,000万円減ることなどが挙げられていますが、一般会計からの補助金をさらに来年度は800万円削減し、4,200万円にするとしています。これでは低廉な水道水の提供が難しくなるのではないのでしょうか。一般会計から補助金の目的には営業助成もあり、特に旧霞ヶ浦町では上水道事業における高料金対策として繰り出し基準に基づいて一般会計から繰り入れされたいきさつもあります。来年度予算案の収益的収入及び支出においては赤字を出さないという決意を当水道事務

所では行っております。

私はこの点を評価し、賛成といたしますが、改めて一般会計からの補助金の増額と、県との実施協定の見直しを要請し、討論といたします。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時43分

再 開 午後 2時44分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第37号の採決を行います。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

本案は異議があるため、起立により採決いたします。

これより議案第37号の採決を行います。

異議があるため、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第33号 市道路線の認定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第33号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第33号は原案のとおり可決されました。
暫時休憩します。

休 憩 午後 2時45分

再 開 午後 2時57分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第4 推薦第1号 農業委員会委員の推薦について

○議長（小座野定信君）

日程第4、推薦第1号 農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。
お諮りいたします。

本案は農業委員会等に関する法律第12条2号の規定に基づき、農業委員会の所管に属する事項につき学識経験を有する4名を推薦したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

候補者の決定方法については、選挙に準じた投票方式により行います。

議会運営委員会を開催していただき、選挙に準じた投票方式の実施方法、その他結果の取り扱い等について協議をしていただきました。その協議の結果について、議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長 鈴木良道君。

[議会運営委員会委員長 鈴木良道君登壇]

○議会運営委員会委員長（鈴木良道君）

それでは、議会運営委員会より報告申し上げます。

議会運営委員会において、選挙に準じた投票方式の実施方法、その結果の取り扱い等について協議をし、決定した事項について報告をいたします。

1、投票は完全連記投票制で無記名の投票にて行う。2、全員協議会で決定した被投票候補者名簿に基づき、投票用紙にその被投票候補者のうちから4名を記載する。3、有効投票の投票数の多い順に4名を推薦候補者とする。4、推薦候補者を定めるに当たり、投票数が同じであるときはくじで決定する。なお、本人がその場にはない場合は議会事務局職員が代理してくじを引く。5、推薦候補者決定のくじは赤印のあるくじとする。6、投票用紙の形式は議会運営委員会で決定した投票用紙の用紙とし、その形式はお手元に配布した見本のとおりとする。7、上位4名を農業委員会委員推薦（案）とし、議決により決定する。

なお、念のため申し上げますが、その際の議決は機関意思決定の議決事項であることから、過

半数議決により決するものである。

なお、無効となる投票について申し上げます。

1、被投票候補者名簿に記載のない者を記載したもの。2、所定の用紙を用いないもの。3、表面に記載したもの。4、一投票中に5人以上の氏名を記載したもの。5、一投票中に4人未満の氏名しか記載がないもの。6、重複記載したもの。7、他事を記載したもの。8、だれの氏名を記載したかを確認しがたいもの。9、白票。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（小座野定信君）

お諮りいたします。

農業委員会委員の推薦については、ただいま議会運営委員会委員長から報告があった方式により、選挙に準じた投票方式により農業委員会委員推薦（案）を作成したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

準備のため、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時02分

再 開 午後 3時04分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

投票用紙に記載するための、被投票候補者名はお手元に配布した被投票候補者名簿のとおりでご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

農業委員会委員推薦（案）作成のため、投票を行います。

議場の閉鎖をお願いします。

[議場閉鎖]

○議長（小座野定信君）

議場閉鎖確認できました。

選挙は投票により行います。

ただいまの出席議員数は15名であります。

次いで投票用紙を配布いたします。

[投票用紙配布]

○議長（小座野定信君）

投票用紙の配布漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

配布漏れなしと認めます。

次に、投票箱の点検を行います。

[投票箱点検]

○議長（小座野定信君）

異状ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。投票は完全連記投票制で無記名での投票で行います。職員が議席番号と氏名を点呼しますので、投票用紙に被投票候補者の氏名を記載の上、順次投票願います。投票は、議長席に向かい左側から登壇して、投票後、右側へおりてください。

それでは、点呼を命じます。

[事務局長補佐議席番号と氏名を点呼、投票]

○議長（小座野定信君）

投票漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

次いで、議場の閉鎖の解除をいたします。

[議場開鎖]

○議長（小座野定信君）

次いで、開票を行います。

かすみがうら市議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番 川村成二君、2番 岡崎 勉君を指名いたします。開票の立ち会いをお願いいたします。

演壇までおいでください。

[開票、計算]

○議長（小座野定信君）

それでは、投票の結果を報告いたします。

投票総数14票。

うち、有効投票14票、無効投票ゼロです。

有効投票のうち、

井 坂 孝 雄 君	13票
市 川 敏 光 君	11票
鈴 木 良 道 君	11票

栗山千勝君 9票
矢口龍人君 4票
飯村恵子君 3票
佐藤文雄君 3票
山内庄兵衛君 2票

以上、合計56票となります。

以上のとおりであります。

その結果、上位4名、井坂孝雄君、市川敏光君、鈴木良道君、栗山千勝君、以上4名の方が推薦候補に決定いたしました。

暫時休憩とします。

休 憩 午後 3時22分

再 開 午後 3時35分

[栗山議員 鈴木議員 退席]

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

地方自治法第117条の規定により、14番 栗山千勝君、10番 鈴木良道君の退席を求めます。

ただいま議題となっております農業委員会委員の推薦については、投票を実施し、お手元に配布した名簿のとおり推薦候補者が決定いたしました。

お諮りいたします。

農業委員会の推薦については、お手元に配布の名簿のとおり推薦いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

ただいま推薦者が決定しましたので、お手元に配布いたしました名簿を朗読いたします。

かすみがうら市農業委員会委員、議会推薦者。

かすみがうら市深谷190番地、井坂孝雄、昭和27年8月14日生。

かすみがうら市栗田397番地、市川敏光、昭和30年10月7日生。

かすみがうら市下土田、鈴木良道、昭和22年10月4日生。

かすみがうら市柏崎853番地2、栗山千勝、昭和14年9月19日生。

14番 栗山千勝君、10番 鈴木良道君の入場を認めます。

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時37分

再 開 午後 3時37分

[栗山議員 鈴木議員 入場]

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま市長から、諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてないし諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦についての3件が提出されました。

お諮りいたします。

直ちにこれを日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、諮問第1号ないし諮問第3号までの3件を直ちに日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

議案の配布をお願いします。

[議案配布]

追加日程第2 諮問第1号ないし諮問第3号

○議長（小座野定信君）

追加日程第2、諮問第1号ないし諮問第3号までの3件を、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました諮問第1号ないし諮問第3号の人権擁護委員の候補者の推薦につきましてご説明を申し上げます。

本案は、人権擁護委員としてご活躍いただいておりますかすみがうら市中志筑1583番地、吉田忠弘氏及びかすみがうら市稲吉東五丁目16番3号、坂本憲志氏のそれぞれの任期が今年6月30日をもって満了となりますことから、適任者で兩名を引き続き委員として推薦したく、また、人権擁護委員としてご活躍いただいておりますわたなべさちこ氏の任期が今年6月30日をもって満了となりますことから、後任として、かすみがうら市下稲吉1293番地2、屋城里子氏を委員として推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして、議会の意見を求めるものであります。

屋城氏は本市職員として長く勤務し、活躍した実績もあり、信頼も厚いことから、人権擁護委員会として適任者であります。承認されますよう、お願いいたします。

○議長（小座野定信君）

これより一括して質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております諮問第1号ないし諮問第3号の3件については、会議規則第37

条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第1号ないし諮問第3号は、人事案件でありますので、先例により討論を省略して採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、討論を省略して採決することに決定いたしました。

次いで、諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についての採決を行います。

本案は諮問のとおり適任として答申することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦についての採決を行います。

本案は諮問のとおり適任として答申することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦についての採決を行います。

本案は諮問のとおり適任として答申することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第5 平成23年請願第9号 「東海第2原発の廃炉を求める意見書」採択を求める請願書

○議長（小座野定信君）

日程第5、平成23年請願第9号 「東海第2原発の廃炉を求める意見書」採択を求める請願書を議題といたします。

ただいまの議題につきましては、総務委員会に付託をしております。

これより総務委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長 小松崎 誠君。

[総務委員会委員長 小松崎 誠君登壇]

○総務委員会委員長（小松崎 誠君）

かすみがうら市議会総務委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、ただいま議題となっております平成23年請願第9号「東海第2原発の廃炉を求める意見書」採択を求める請願書について、平成23年12月6日、7日、平成24年3月6日、9日に議題とし、請願紹介議員並びに担当部課長の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の経過の中では、東海村では原子力関連で働いている方が多数いるというように聞いている。廃炉ということになると、この方たちが職を失うことも想定される。その辺を考慮すると、一概にすぐに廃炉がいいということも言えないと思う。現時点でいきなりその全部を廃炉にしろという考えで押し通すことは、実態には合っていないように感じるというような意見があり、趣旨採択の意見が出され、採決の結果、趣旨採択とすべきものと決定いたしました。

なお、審査の経過並びに概要については、配布いたしました委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思えます。

以上で総務委員会委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより委員長に対し、請願審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今、東海村では東海第二原発で働いている職員もいるということもあって、いきなり廃炉というのにはいかないんじゃないかというご意見があって趣旨採択だというふうになったと思うんですけども、趣旨採択ということ自体は、どういう行動になるのか、その点についてお尋ねしたいと思えます。

○議長（小座野定信君）

6番、小松崎 誠君。

○総務委員会委員長（小松崎 誠君）

お答えいたします。

この請願に対しては、内容は十分に賛成するに値するけれども、それをそのまま採択というわけにはいかないということで、その趣旨はわかるけれども、採択できないという意味合いがあります。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ということは、これは採択はできないという結果になるのかなと思うんですよね。意見書も出さないわけですよね。趣旨は理解できるけれども、採択ができないということになりますと不採択ということになるのでしょうか。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○総務委員会委員長（小松崎 誠君）

おおむね採択はできないということで、不採択の部類に入るかと思うんですが、ただ、今後検討する余地はあるということで、周りの動向も判断して今後考えていくという意味合いがあります。

す。

以上です。

○議長（小座野定信君）

以上で委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、平成23年請願第9号の討論を行います。

本案に対しましては会議規則第51条の規定により、通告のあった賛成討論から発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

請願第9号 「東海第2原発の廃炉を求める意見書」採択を求める請願書、賛成の立場で討論に参加します。

東海第2原発の再稼働中止と廃炉を求め県内の住民グループなどが取り組んでいる署名が10万人を超えたことについて、橋本昌知事は2月20日の定例記者会見で、「本当に多くの方々が心配していると改めて痛切に感じた。こういった署名があることも十分考慮しながら、県としてどういう方向を目指していくか決めたい」と述べております。福島第一原発から半径20キロ圏内は警戒区域とされ、住民は避難生活を余儀なくされております。東海第二原発からは20キロ圏内に福島の10倍の71万人が暮らしており、国内一の人口密集地帯であります。茨城県庁もこの中に当然入っております。

この前、東日本大震災から1年となるのを機会にして時事通信社が実施した世論調査では、今後原発を廃止すべきと考える人が65%に上ることがわかりました。

今後の原発のあり方については、廃止、推進のどちらでもないというのが21.1%の最多でしたが、4点以下の廃止派は64.9%を占めておりまして、6点以上の推進派は9.1%でした。

原発の安全性については、危険だと評価した人が合計で72.2%に達し、どちらでもないが18.4%、安全だとした人は6.8%であります。

東海第二原発は運転開始から32年が経過し、老朽化によるトラブルも頻繁に起きまして、ついせんだってもこのトラブルが発見されました。

今回のこういう請願については既に土浦市、北茨城市、取手市及び五霞町で採択されて、今年になって8日には阿見町で、15日にはつくば市と筑西市で採択されております。ちなみに、委員会での採択は7日に古河市、15日には牛久市等々、極めてこの廃炉を求める意見書の採択が続いております。

当市においては趣旨採択という非常に判断が難しいところではありますが、私は東海第二原発の廃炉を求める意見書をぜひ提出していただきたいという意味で、ぜひ議員各位の賛同をお願いして討論といたしたいと思っております。

○議長（小座野定信君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより平成23年請願第9号の採決を行います。

本請願に対する委員長の報告は趣旨採択であります。

委員長の報告のとおり趣旨採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、平成23年請願第9号は委員長の報告のとおり趣旨採択することに決定いたしました。

日程第6 請願第1号 「緊急事態基本法」早期制定を求める意見書提出に関する請願書

○議長（小座野定信君）

日程第6 請願第1号 「緊急事態基本法」早期制定を求める意見書提出に関する請願書を議題といたします。

ただいまの議題につきましては、総務委員会に付託をしております。

これより委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長 小松崎 誠君。

[総務委員会委員長 小松崎 誠君登壇]

○総務委員会委員長（小松崎 誠君）

かすみがうら市議会総務委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、ただいま議題となっております平成23年請願第1号 「緊急事態基本法」早期制定を求める意見書提出に関する請願書について、平成24年3月6日、9日に議題とし、担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の経過の中では、国において、平成16年に提案されていながらいまだ決定していないという事は、やはり市自治体としては動向を見きわめる必要があると思う。国の問題であるが、間違ふと戦争になりかねないというような懸念もある。慎重に構えるべきではないかというような意見があり、趣旨採択の意見が出され、採決の結果、趣旨採択とすべきものと決定いたしました。

なお、審査の経過並びに概要については、配布いたしました委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で総務委員会委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより委員長に対し、請願審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

以上で委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、請願第1号の討論を行います。

反対討論の通告がありますので発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8 番 佐藤文雄君登壇]

○ 8 番 (佐藤文雄君)

請願第 1 号 「緊急事態基本法」の早期成立を求める意見書提出に関する請願について、反対の立場で討論をいたします。

請願は、部隊の移動、私有物の撤去、土地の収用などに手間取り、救援活動がさまざまな支障を来し、その結果さらに被害が拡大すると述べております。しかし、東日本大震災に出動した消防関係者は、瓦れきの山から一人でも多くの人を救い出すことで支援をしてきたが、法的問題はなかった。火災が発生し、その前が他人の敷地でここを通らなければならない場合や障害物等を壊す場合も現行の消防法でできると述べております。

原発事故への初動対応のおくれは、周辺住民の方々に甚大な放射能を浴びせることになりました。原発であれだけの大爆発が起きたにもかかわらず、政府が流し続けたことは、直ちに健康に影響ありませんというものでした。子どもたちへのヨウ素剤の投与も必要でした。NHKスペシャルは、重大なことは、爆発の事実を政府が直ちに発表しなかったことだ。その結果、地域住民を被曝させたのだ。政府が発表したのは、爆発から 5 時間後だった。しかも、政府は放射性物質が流れる方向を知らず、そのことを住民に知らせなかった。そのため、放射性物質が流れていく方向に逃げた住民も多かった。何よりもこの避難勧告が 3 キロから 10 キロ、そしてまた 20 キロと、場当たり的に変わる政府の発表に問題があったと報道いたしました。初動態勢が問題だというならば、今回の事故では政府の初動態勢のおくれが被害を拡大したわけで、ここにこそ大きな問題がありました。

請願は、昨年来、中国漁船尖閣事件、ロシア閣僚級のたび重なる北方領土訪問、北朝鮮核ミサイルの脅威など、自然災害以外にも国民の生命、財産、安全を脅かす事態が発生していると述べております。海上保安庁のことで言えば、現行法で十分対応できることは十分認識されているところであります。北朝鮮やロシア政府要人などの問題はまさに外交努力によって解決に全力を尽くすことこそ求められております。

今なすべきことは、災害を戦争やテロと同列視し、有事体制を強化することではありません。大規模自然災害や原発事故など、多くの方々の苦難、苦しみの中から学んだ経験を生かし、必要な措置を具体的に急ぐことでもあります。

以上の理由により、私はこの請願に反対であります。そして、改めて復興、そして復旧の支援に全力を挙げることを表明し、討論といたしたいと思っております。

○議長 (小座野定信君)

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 (小座野定信君)

討論を終結いたします。

これより請願第 1 号の採決を行います。

本請願に対する委員長の報告は趣旨採択であります。委員長の報告のとおり趣旨採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

異議がございますので、起立により採決を行います。

本案に対する委員長の報告は趣旨採択であります。

委員長の報告のとおり趣旨採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、請願第1号は委員長の報告のとおり趣旨採択することに決定いたしました。

日程第7 陳情第4号 陳情書「市施設等の継続契約のお願いについて」

○議長（小座野定信君）

日程第7 陳情第4号 陳情書「市施設等の継続契約のお願いについて」を議題といたします。

ただいまの議題につきましては、文教厚生委員会に付託しております。

これより委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 古橋智樹君。

[文教厚生委員会委員長 古橋智樹君登壇]

○文教厚生委員会委員長（古橋智樹君）

かすみがうら市議会文教厚生委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題となっている陳情第4号 陳情書「市施設等の継続契約のお願いについて」を、3月2日、7日、9日の委員会において議題とし、審査を行いました。

なお、7日には総務委員会、産業建設委員会との連合審査会により審査を行いました。審査においては参考人の出席を求め、参考人からの意見等を聴取し、その後各担当部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、陳情第4号につきましては採択をすべきものと決しました。

なお、審査の経過、概要につきましては、委員会会議録のとおりでありますのでごらんいただきたいと思っております。

以上で文教厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより委員長に対し、陳情の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

以上で委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、陳情第4号の討論を行います。

本陳情に対しましては、会議規則第51条の規定により、通告のあった賛成討論から発言を許します。

初めに、8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

陳情第4号 陳情書「市施設等の継続契約のお願いについて」、賛成の討論をいたします。

シルバー人材センター補助金を今年度は50万円削減をいたします。一方、今年度はあじさい館の管理運営業務を一時的に半年契約とし、民間企業に一括委託されました。来年度はこれを一層拡大するという、こういう問題からこの陳情書が出たものと考えられます。

連合審査で明らかになりましたが、4月から実施する上で契約等の具体的段取りスケジュールも未定だということでもあります。行政サービスの空白は許されません。いずれにしても、シルバー人材センターは高齢者等の雇用の安定等に関する法律に定められた地域ごとに設置されている高齢者の自主的な団体で、臨時的・短期的な仕事を請負・委任の形式で行う公益法人社団であります。陳情にありますように、当市の施設管理業務等がすべて外部の業者によって一括委託されれば、シルバー人材センターの運営が危機的になることは明らかであります。それは公共的なこの仕事が30%を占めていることにもあらわれております。したがって、この市施設等の継続契約のお願いについての陳情に賛成をいたします。

以上です。

○議長（小座野定信君）

次に、2番、岡崎 勉君。

[2番 岡崎 勉君登壇]

○2番（岡崎 勉君）

私は、陳情第4号について賛成の立場から賛成討論を行います。

シルバー人材センターは高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する組織であり、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき発足いたしました。市はこれらを受け、総合計画や地域福祉計画等においてシルバー人材センターへの支援について明確に方向性を示しております。しかし、これらの趣旨とは異なった予算の執行がなされるのではないかとの危惧から陳情の提出に至ったとのことでもあります。

確かに、財政的な効率性を追求することもある一面は必要であります。しかし、3月11日の大震災の教訓を踏まえれば、市と各組織が協力、連携し合ってこそさまざまな苦難を乗り越えられるものであり、このような連携を構築していくことこそ最優先すべきが、行政の使命ではないでしょうか。この点については県内のどの市においても、単に雇用の確保のみならず、まちづくりの観点からシルバー人材センターの支援を行っているものであると確信いたします。また、調べたところでは2010年鳩山政権の行政審議会において、シルバー人材センターの委託が審査対象となり、その結果は予算要求の縮減であり、民間委託に全面的に切りかえるべきという結論には至っておりません。

最後に、我々議会がこの陳情を全会一致で採択したとしても、執行権は市であります。だからこそ、審査においてこのような切実な状況であることを真摯に受けとめ、我々がなすべき賛否によって強く執行部に再考を促すことが議員としての職責であり、これによって何らかの打開の道が開ければという期待を持って討論するものであります。議員各位におかれましては、シルバー

人材センターの置かれている現在の立場をご参酌いただき、ご賛同いただけるよう心より切にお願い申し上げます、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより陳情第4号の採決を行います。

本陳情に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本陳情は委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

異議がございますので、起立により採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

委員長の報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、陳情第4号は委員長の報告のとおり採択されました。

日程第8 閉会中の継続審査について

○議長（小座野定信君）

日程第8、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

産業建設委員会委員長及びマル福制度の改正を検証するための特別委員会委員長より、お手元に配布したとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第9 閉会中の所管事務調査について

○議長（小座野定信君）

日程第9、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長より、お手元に配布したとおり、閉会中の所管事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定いたしました。

○議長（小座野定信君）

これにて、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

それでは、これをもちまして平成24年かすみがうら市議会第1回定例会を閉会いたします。

会期19日間にわたる慎重なるご審議、ご苦勞さまでございました。

閉会。

閉 会 午後4時09分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

かすみがうら市議会議長 小 座 野 定 信

かすみがうら市議会副議長 中 根 光 男

かすみがうら市議会議員 小 松 崎 誠

かすみがうら市議会議員 加 固 豊 治

かすみがうら市議会議員 佐 藤 文 雄